

令和5年度 厚生労働省社会福祉推進事業

「住まい支援」及び「官民協働・多機関連携」における定着支援センターの実態把握及び
各分野・各段階における効果的な活動基盤の充実に関する調査研究事業

実態調査及びヒアリング報告書

目 次

1. 実態調査実施概要	1
2. 実態調査を踏まえた考察	7
2－①. 「居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（対象者個票）集計結果（属性分析）」を踏まえた「支援プロセス」と各段階の支援において取り組むべき事項の考察	9
2－②. 実態調査を踏まえた地域生活定着支援センターと各種協議体との連携に関する要因分析	17
3. ヒアリング実施概要	27
4. ヒアリング結果を踏まえた考察	31
5. 連携構築のためのチェックポイント	35
6. 各地の多様な支援モデル	41
7. ヒアリング調査結果——官民協働のプラットフォームを活用した定着支援センターとの連携事例——	53
7－①. 居住支援協議会・居住支援法人等との連携事例	56
7－②. 障害者総合支援法上の協議会（自立支援協議会）との連携事例	67
7－③. 地域ケア会議との連携事例	73
7－④. 地域再犯防止推進協議会・重層的支援体制整備事業との連携事例	75
8. 本調査（効果的なネットワーク構築等に関する調査研究事業）に係る考察	77
9. 実態調査集計結果	83
9－①. 居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（対象者個票）基礎集計	85
9－②. 居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（対象者個票）集計結果（属性分析）	102
9－③. 居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（センター個票）集計結果	145
9－④. 重層的支援体制整備事業ほか各種の官民協働の会議体と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（センター個票）集計結果	151
10. 参考資料	161
10－①. 罪名分類一覧表	163

10—②. 居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（対象者個票）質問・回答選択肢一覧	165
10—③. 居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（センター個票）質問・回答選択肢一覧	177
10—④. 重層的支援体制整備事業ほか各種の官民協働の会議体と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（センター個票）質問・回答選択肢一覧	178
10—⑤. 【自治体向け】ヒアリングに係るご質問内容について	183
10—⑥. 【協議会向け】ヒアリングに係るご質問内容について	184
10—⑦. 【定着支援センター向け】ヒアリングに係るご質問内容について	185

1. 実態調査実施概要

実態調査について

<問題意識>

犯罪をした高齢者・障害者の円滑な地域移行と地域定着には、地方公共団体等と協働するなどし、既存の福祉サービスとの一体的実施や円滑な地域移行が行われるよう、地域の総合力を生かした事業実施が重要である。

とりわけ、自宅等に居住する矯正施設退所者等への居住支援については、官民協働・多機関連携による支援ネットワークが十分に機能していない可能性等があり、地域生活定着支援センター（以下「定着支援センター」という。）が長期的に関与し続けている状況が課題となっている。

そこで、自宅等へ居住する矯正施設退所者等の実態を把握する調査と、こうした支援対象者の地域生活を支えていくために、重層的支援体制整備事業、自立支援協議会、地域ケア会議、地方再犯防止推進計画に関する会議体等との官民協働・多機関連携による支援ネットワーク等の構築がどのような状況にあるのかを確認する実態調査を行い、その結果に基づいて、定着支援センターによるフォローアップが長期化する要因の分析を実施した。

<実施体制>

「調査・検討委員会」と「ワーキングチーム」の二層構造で実施した。

1. 「調査・検討委員会」の設置

上記の問題意識に基づき、当法人の役員及び政策・実務部会のメンバーに加え、居住支援や福祉の分野に通曉した専門家・実務家を外部から招へいし「調査・検討委員会」を設置した。

同委員会においては、実態調査の枠組みやデータ分析の方向性について協議・検討した。

（実施状況）

回数	日時	実施場所
第1回	令和5年9月25日（月）	オンライン（Zoom）実施
第2回	令和5年12月15日（金）	社会福祉法人南高愛隣会東京事務所
第3回	令和6年3月11日（月）	オンライン（Zoom）実施

（調査・検討委員会メンバー）※順不同、敬称略

肩書	氏名	所属	職名
委員長	高橋 哲	お茶の水女子大学生活科学部 心理学科	准教授
委員	川村 岳人	立教大学コミュニティ福祉学部 福祉学科	准教授
委員	牧嶋 誠吾	大牟田市居住支援協議会	事務局長
委員	遅塚 昭彦	さいたま市地域自立支援協議会	会長
委員	橋本 一磨	愛知県豊田市役所福祉部福祉総合相談課	副課長
委員	高原 伸幸	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 （竹原市社会福祉協議会 事業アドバイザー）	代表理事
委員	内海 敏江	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 （北海道社会福祉事業団 理事長）	理事 （政策・実務部会担当）
委員	小畑 孝仁	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 （福岡県地域生活定着支援センター センター長）	政策・実務部会長
委員	亀井 孝直	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 （奈良県地域生活定着支援センター 相談員）	政策・実務部会員

2. 「ワーキングチーム①」の設置

「調査・検討委員会」のメンバー数名と当法人の役員から成る「ワーキングチーム①」を設置した。

同チームでは、「調査・検討委員会」での協議に基づいて、実態調査の質問内容の具体的検討を行った。

（実施状況）

回数	日時	実施場所
第1回	令和5年10月16日（金）	オンライン（Zoom）実施

(ワーキングチーム①メンバー) ※順不同、敬称略

資格	氏名	所属	職名
調査・検討委員会委員	高橋 哲	お茶の水女子大学生活科学部 心理学科	准教授
	川村 岳人	立教大学コミュニティ福祉学部 福祉学科	准教授
	牧嶋 誠吾	大牟田市居住支援協議会	事務局長
	高原 伸幸	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 (竹原市社会福祉協議会 事業アドバイザー)	代表理事
	小畑 孝仁	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 (福岡県地域生活定着支援センター センター長)	政策・実務部会長
当法人役員	森松 長生	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 (認定 NPO 法人抱樸 専務理事)	副会長
当法人政策・実務部会員	福家 伸次	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 (香川県地域生活定着支援センター センター長)	政策・実務部会員

実態調査実施概要

<実施した調査>

- ① 居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査 (対象者個票)
 - 居宅系の帰住地 (自宅、アパート、公営住宅等) へ移行した対象者の属性等について尋ねる調査
- ② 居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査 (センター個票)
 - 地域生活定着支援センターと、居住支援の関係団体との連携状況について尋ねる調査
- ③ 重層的支援体制整備事業ほか各種の官民協働の会議体と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査 (センター個票)
 - 地域生活定着支援センターと、自立支援協議会、地域ケア会議等との連携状況について尋ねる調査

<回答対象者>

- ①～③いずれも、全国の地域生活定着支援センター 48 センター

<回答率>

- ① 41/48 センター (85.4%)
- ② 43/48 センター (89.5%)
- ③ 36/48 センター (75.0%)

<調査実施期間>

- ①～③いずれも、令和5年10月31日(火)～同年12月15日(金)

<調査実施方法>

- ①～③いずれも、Google フォームを用いて質問を作成し、回答データを回収した。

<①の実態調査における調査対象者>

- ・令和3年度に支援終了した支援対象者のうち、最終帰住地として居宅系の帰住地 (自宅、アパート等) に移行した、特別調整・一般調整・被疑者等支援業務・相談支援業務 (出口支援)・相談支援業務 (入口支援) の対象者
- ・令和4年度に支援継続中又は支援終了した支援対象者のうち、最終帰住地として居宅系の帰住地 (自宅、アパート等) に移行した、特別調整・一般調整・被疑者等支援業務・相談支援業務 (出口支援)・相談支援業務 (入口支援) の対象者
- ・41 の回答センターより 905 件の回答を得られた (うち有効回答数 : 596 件)。
 - 回収データのうち、必須回答の質問に1件以上の回答漏れがある場合には集計から除いたため、回収した回答数と有効回答数との間に309件の開きがある。

<質問・回答選択肢>

- ・巻末の「参考資料」参照

実態調査における「出口支援」及び「入口支援」の定義

- ・実態調査において「出口支援」及び「入口支援」の定義は以下のとおりである。
 - 出口支援 … 特別調整・一般調整・相談支援業務（出口支援）の総称。
 - 入口支援 … 被疑者等支援業務・相談支援業務（入口支援）の総称。
- ・業務ごとにデータ等を示す必要がある場合（特別調整だけの件数、被疑者等支援業務だけの件数等）には、業務ごとに記載している。

2. 実態調査を踏まえた考察

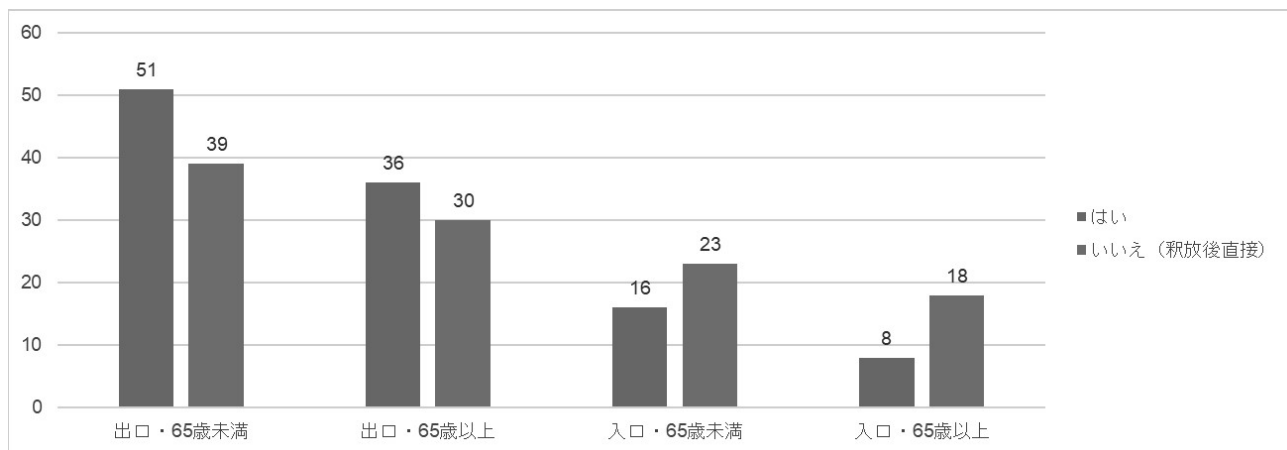
2－①.「居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての
実態調査（対象者個票）集計結果（属性分析）」を踏まえた「支援プロセス」と各段階の支援において取り組むべき事項の考察

「居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築について
の実態調査（対象者個票）集計結果（属性分析）」を踏まえた
「支援プロセス」と各段階の支援において取り組むべき事項の考察

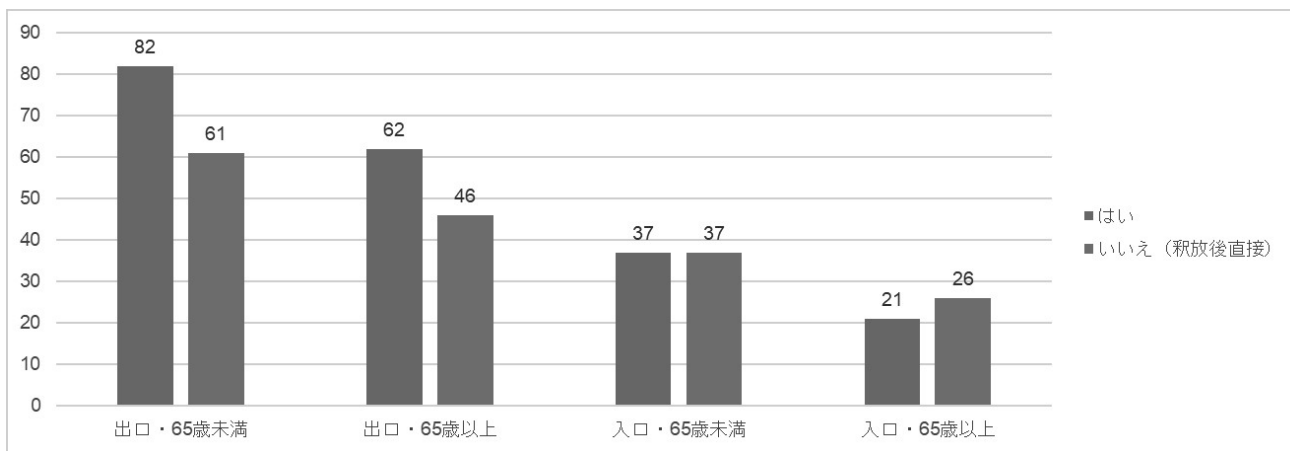
コーディネート業務（刑事施設等からの帰住調整）

- ・分析にあたり「依頼カテゴリ」と「年齢変数」を組み合わせた変数（以下「当該変数」という。）を作成した。
- ・まず、当該変数と、中間施設経由の状況に関する質問項目のクロス集計を行った。結果は以下のとおりである※¹。

令和3年度に支援終了した対象者における、中間施設の経由状況（n=221）



令和4年度に支援終了した、または支援継続中の対象者における、中間施設の経由状況（n=372）

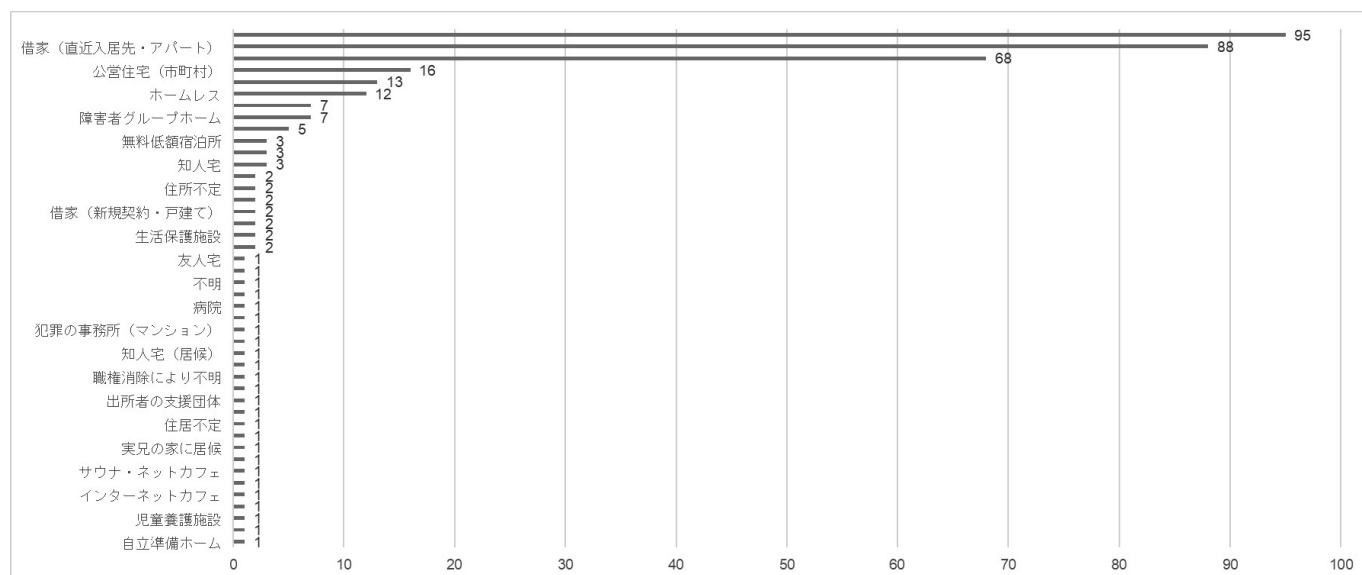


※1 はい・・・何らかの中間施設（更生保護施設等）を経由した
 いいえ・・・何らかの中間施設（更生保護施設等）を経由せず、釈放後直接居宅系帰住地に移行した

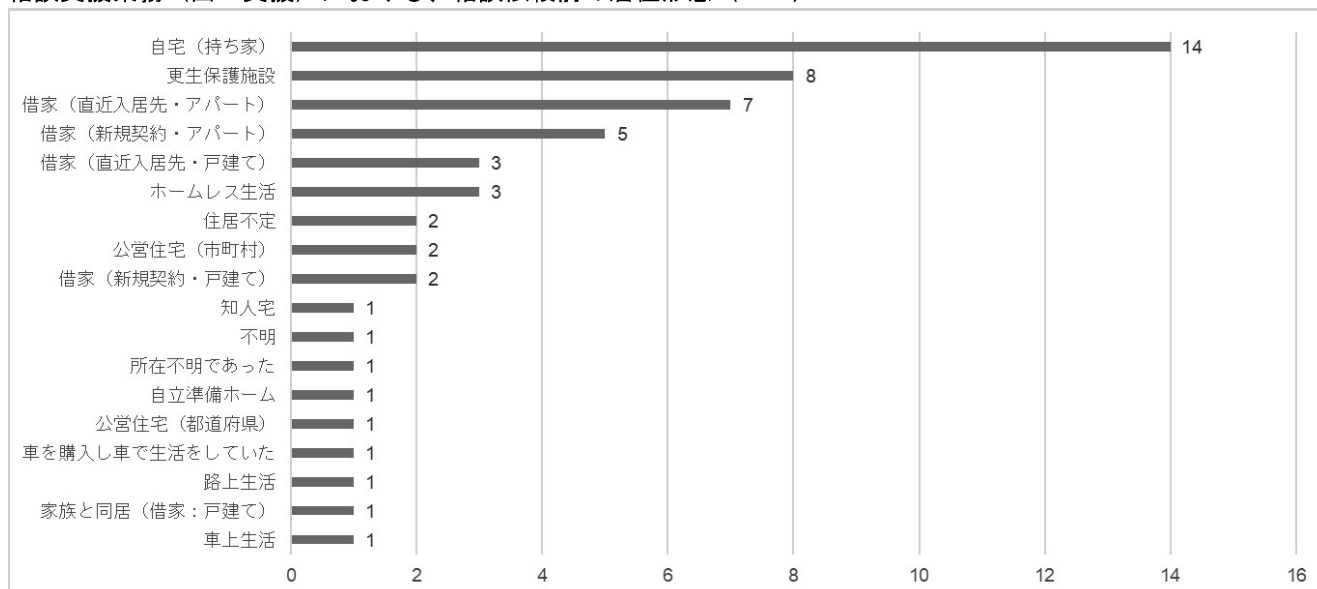
- ・これらの結果から、出口支援では何らかの中間施設を経由する人数の方が多く、入口支援では中間施設を経由しない人数の方が多い傾向にあることが分かる。

- ・次に、中間施設を経由する/しないの背景として、地域生活定着支援センター（以下「定着支援センター」という。）に支援の相談依頼がある時点での居住形態との関係性を調べるため、当該変数と、相談依頼前の居住形態について尋ねた質問項目とのクロス集計を行った。結果は以下のとおりである。

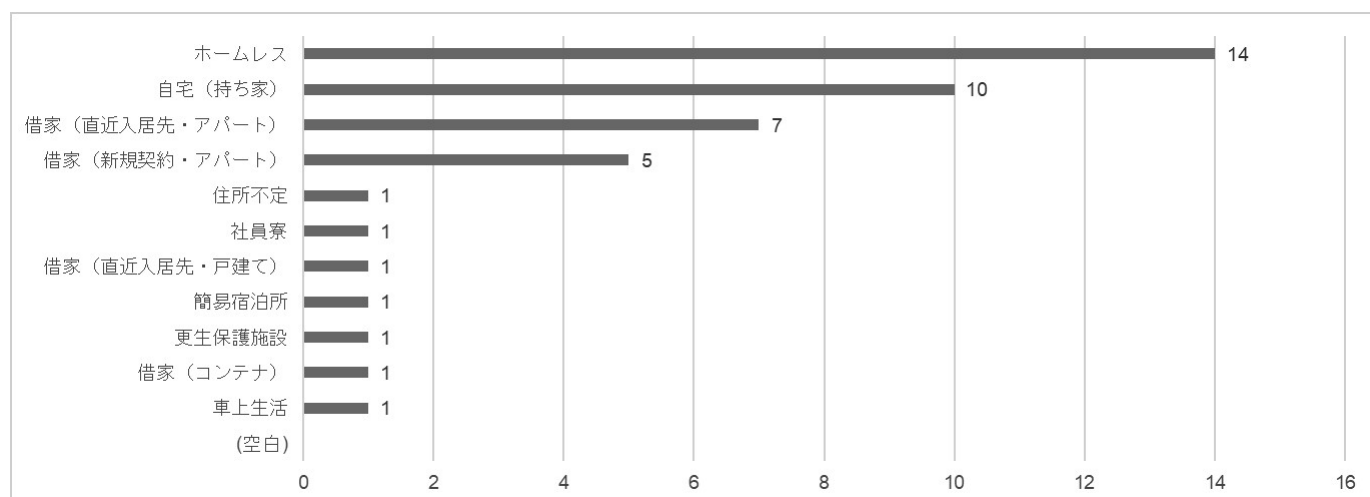
特別調整・一般調整対象者における、相談依頼前の居住形態（n=359）



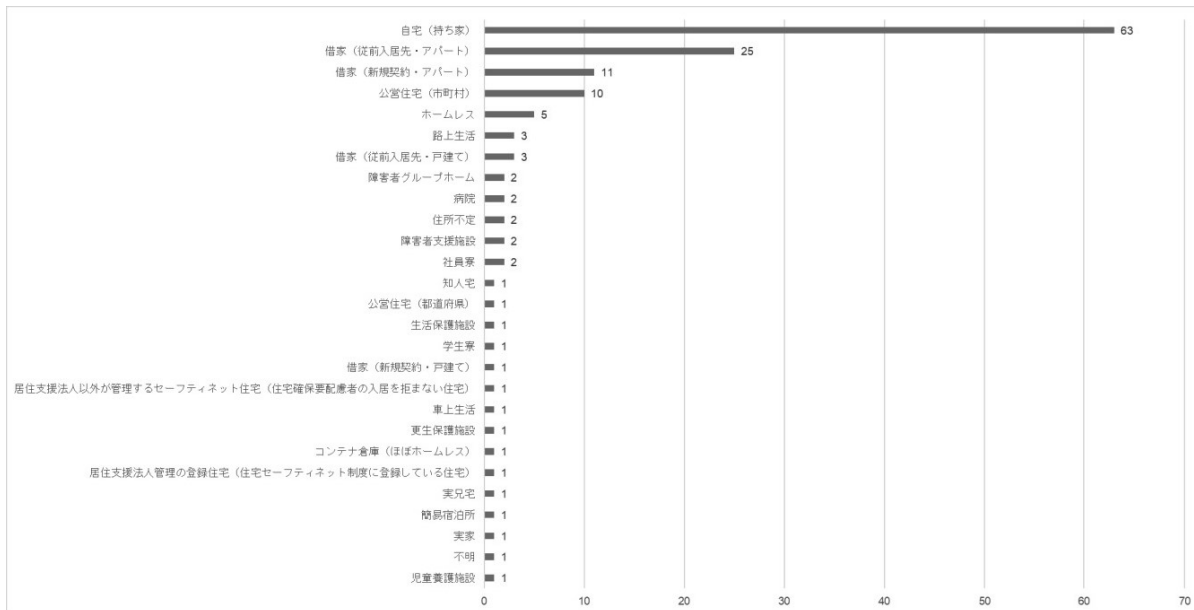
相談支援業務（出口支援）における、相談依頼前の居住形態（n=55）



被疑者等支援業務における、相談依頼前の居住形態（n=43）



相談支援業務（入口支援）における、相談依頼前の居住形態（n=43）



・これらの結果から、特別調整・一般調整では「借家」や「公営住宅」が多く、相談支援業務（出口支援）では「自宅（持ち家）」が多いことが分かる。被疑者等支援業務では「ホームレス」（居住場所がない対象者）と「自宅（持ち家）」が多く、相談支援業務（入口支援）では「自宅（持ち家）」が最多で、次いで「借家」が多いことが分かる。

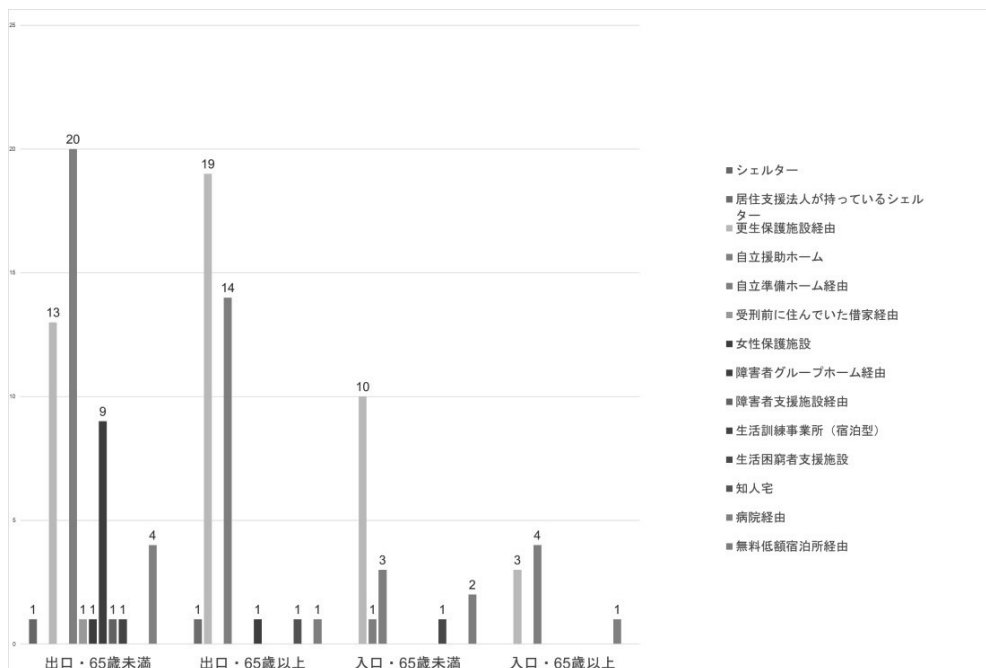
＜以上を踏まえた分析＞

- ・特別調整・一般調整対象者（特に特別調整対象者）は、相談依頼前に住んでいた借家の賃貸契約が受刑中に解除されてしまい出所後の帰住場所がないので、中間施設経由が多く、またそのために出口支援対象者の中間施設経由の人数も多くなっているのではないかと。
- ・被疑者等支援業務対象者と相談支援業務（入口支援）の対象者は、出口支援と比べて身柄を拘束される日数も相対的に短く、また持ち家ゆえに賃貸借契約が解除される心配もないので、釈放後も中間施設を経由せずそのまま自宅への帰住を希望する対象者が多いのではないかと。
- ・一方で、被疑者等支援業務で最多である「ホームレス」（居住場所がない対象者）は、釈放後の帰住先がないので、被疑者等支援業務のスキームで更生緊急保護を活用し、更生保護施設等の中間施設を経由するケースが多いのではないかと。
- ・ただし、被疑者等支援業務対象者と相談支援業務（入口支援）の対象者については、中間施設を経由する必要性を定着支援センターが感じたとしても、地域によっては中間施設（特に更生保護施設・自立準備ホーム）の数が少ないため、やむなく自宅への直接帰住を選択している事例が存在する可能性もある。

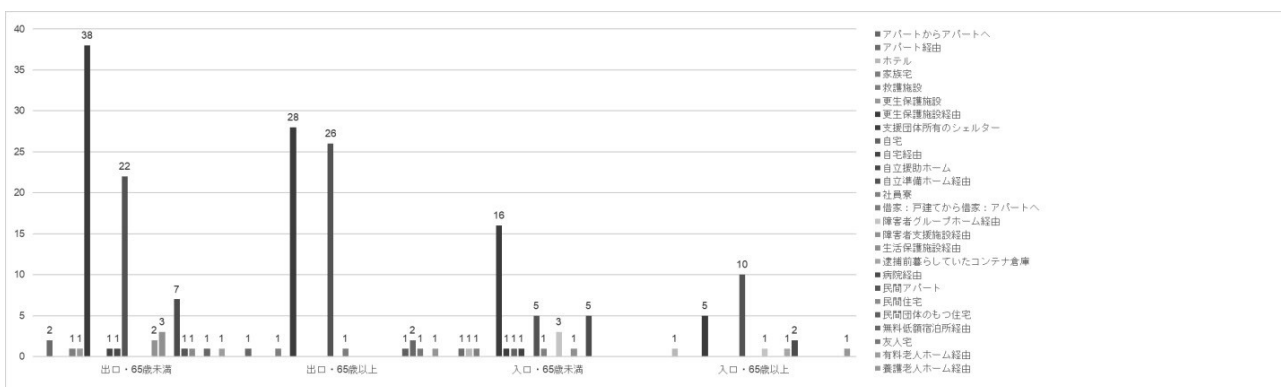
フォローアップ業務①（中間施設からの帰住調整）

- ・中間施設を経由した対象者について、どのような種類の中間施設が利用されているかと、その中間施設を起点として現帰住地に至るまでの移行回数を調べるため、当該変数と中間施設の種類、移行回数について尋ねた質問とをそれぞれクロス集計した。結果は以下のとおりである。

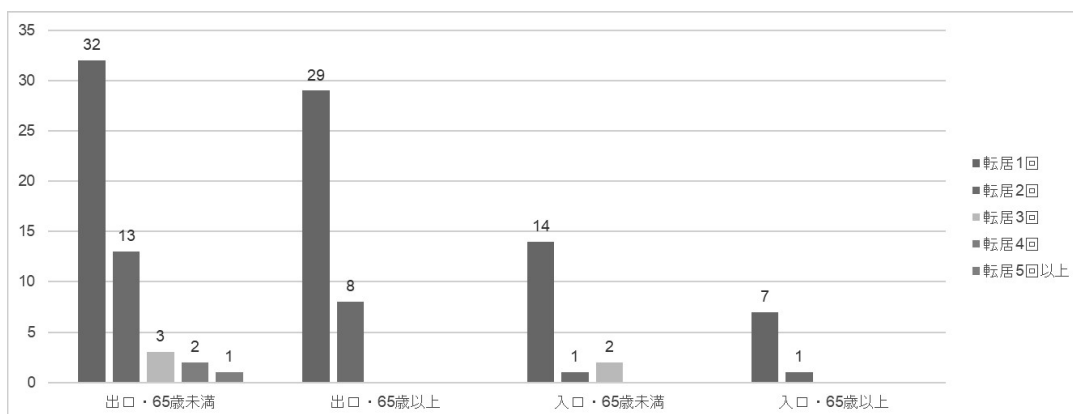
令和3年度に支援終了した対象者における、中間施設の種類（n=113）



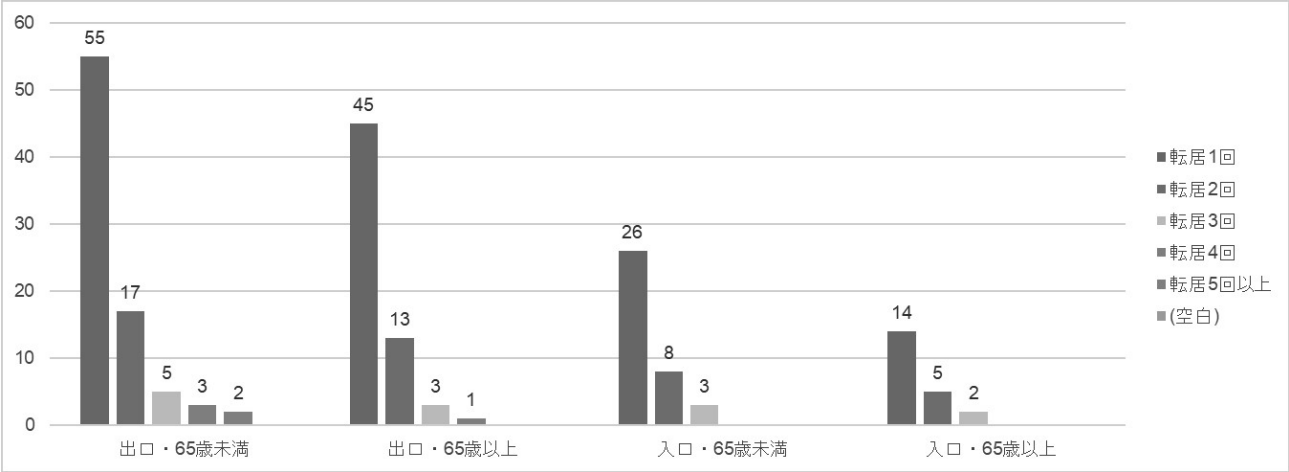
令和4年度に支援終了した、又は支援継続中の対象者における、中間施設の種類（n=202）



令和3年度に支援終了した対象者における、中間施設からの移行回数（n=113）



令和4年度に支援終了した、又は支援継続中の対象者における、中間施設からの移行回数（n=202）



・これらの結果から、中間施設の種類としては出口支援・入口支援を問わず「更生保護施設」や「自立準備ホーム」が多く、移行回数もまた出口支援・入口支援に関わりなく「1回」が最多であることが分かる。

・次に、中間施設からの転居回数が1回の対象者について。中間施設を利用した理由について尋ねた質問の回答を集計した。結果は以下のとおりである※²。（質問者側のミスにより「中間施設から転居した理由」と思われる回答が混在している。あらかじめご容赦願いたい。）

令和3年度に支援終了した対象者における、中間施設を利用した理由	依頼カテゴリと年齢変数				総計
	出口・65歳未満	出口・65歳以上	入口・65歳未満	入口・65歳以上	
アパート入居を整える準備期間として、一時的に別施設に入所した。	1				1
コーディネート中から居住支援法人に住居探しの協力依頼を行っており、転居条件が整ったため。		1			1
リハビリを希望したため	1				1
依存症回復プログラムを受けるため	1				1
居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため	17	17	7	3	44
自立準備ホームを運営する法人の居住支援法人を利用したため。		1			1
出所後でなければアパート契約ができない為	1				1
対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため。		2			2
対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため。	4	1	1		6
対象者が転居を主張したため。	7	5	6	2	20
対象者に医療的なケアが必要だったため。	4			1	5
対象者の生活能力等をアセスメントするため	13	8	3	1	25
単身生活を希望したため		1			1
単身生活希望	1				1
当初県内に帰住予定だったが、住民票のある県外の住居に戻れることになったため				1	1
入居できる期間が決まっていたため。	1				1
無断退所		1			1
総計	51	37	17	8	113

令和4年度に支援終了した、又は支援継続中の対象者における、中間施設を利用した理由	依頼カテゴリと年齢変数				総計
	出口・65歳未満	出口・65歳以上	入口・65歳未満	入口・65歳以上	
アパートでの一人暮らしが当初より本人の希望であったため	1				1
アパートに入るまでの期間調整による	1				1
仮釈放の帰住地	1				1
階段が登れなくなった・近隣の騒音		1			1
居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため	41	33	16	5	95
対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため。	2	2	4	2	10
対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため。	2	2	1		5
対象者が転居を主張したため。	13	8	2	8	31
対象者に医療的なケアが必要だったため。	5		5	2	12
対象者の生活能力等をアセスメントするため	15	15	8	4	42
転居を希望し、施設から離脱した		1			1
入居できる期間が決まっていたため	1				1
物件に空きがなかった			1		1
総計	82	62	37	21	202

※2 表中の空欄は回答なし（0）を表す。

- ・これらの結果から、中間施設を利用した理由としては、出口支援・入口支援を問わず「居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため」と「対象者の生活能力等をアセスメントするため」が多いことが分かる。

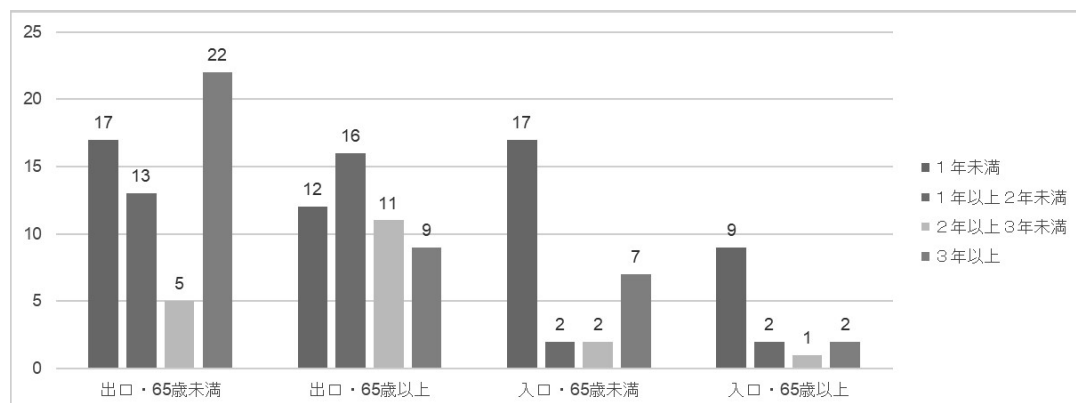
＜以上を踏まえた分析＞

- ・出口支援・入口支援を問わず中間施設は「更生保護施設」と「自立準備ホーム」が多くを占めることから、更生緊急保護の法定期間（原則、身柄の拘束が解かれてから半年以内）に、対象者が地域生活を送るための能力をアセスメントしつつ、必要に応じて福祉サービスの利用調整を行ったり、居住支援協議会、自立支援協議会等をはじめとした各種協議会（以下「各種協議会」という。）との連携調整を行ったりする必要があると思われる。
- ・別稿で述べるように、定着支援センターの支援対象者は必ずしも具体的な福祉サービスにつながるわけではないが、そのような対象者の支援のあり方を、中間施設に入居している段階から各種協議会と検討する態勢づくりが必要と思われる。

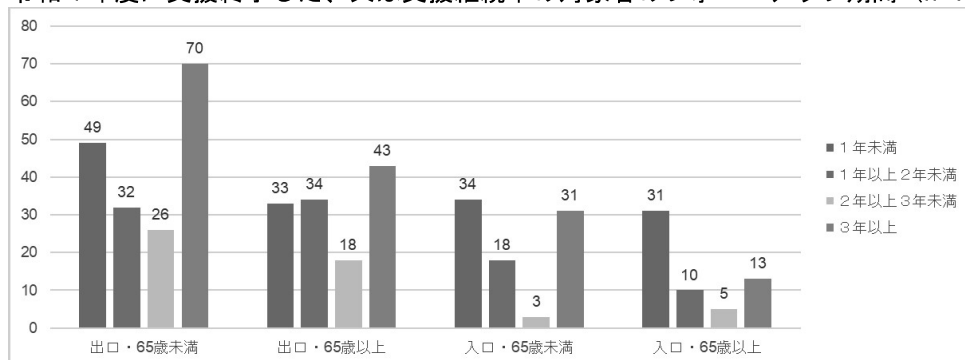
フォローアップ業務②（居宅系帰住地へ移行後の支援）

- ・対象者が居宅系帰住地に帰住した後、安定した地域生活を継続できるために必要な支援のあり方を探るうえでの一つの検討資料として、当該変数と、フォローアップ期間に関する質問事項のクロス集計を行った。結果は以下のとおりである。

令和3年度に支援終了した対象者のフォローアップ期間（n=147）



令和4年度に支援終了した、又は支援継続中の対象者のフォローアップ期間（n=450）



- ・これらの結果から、フォローアップ期間が「3年以上」にわたる対象者も出口支援・入口支援を問わず多くはいるものの、トータルで見ると「1年未満」と「1年以上2年未満」が多数を占めることが分かる。

＜以上を踏まえた分析＞

- ・更生緊急保護の法定期間（原則、身柄の拘束が解かれてから半年以内）を含む、出所/釈放後から1年～2年を重点的なフォローアップ期間と位置づけ、定着支援センターだけでなく様々な機関と連携して地域へのソフト

ランディングを進めていく必要があるのではないか。

- ・そうした連携体制構築の過程で、各種協議会をはじめ地域の支援者との役割分担等が進んでいけば、定着支援センターが単独で対象者の支援を抱えこむことなく、効果的な連携支援につなげていけるのではないかな。

ただし「属性分析」でも明らかなように、定着支援センターと各種協議会との連携は進んでいないのが実態である。その背景には何があるのか。稿を改めてその要因分析に取り組む。

＜これまでの分析を踏まえた、各支援段階において取り組むべき業務＞

依頼カテゴリ	コーディネート業務 (刑事施設等からの帰住調整)	フォローアップ業務① (中間施設からの帰住調整)	フォローアップ業務② (居宅系帰住地へ移行後の支援)
出口支援	☐ 多様な特性の対象者の受け入れができるよう、定着支援センターは保護観察所等と協働して、さまざまな種類の社会福祉施設に自立準備ホーム登録の周知を図ること	☐ 対象者の生活能力をアセスメントし、適切な福祉サービス等の利用調整を図ること ☐ 各種協議会との連携体制構築を進める等、地域に帰住した後のチーム支援の体制を作ること ☐ 具体的な福祉サービスの利用につながらない対象者については、各種協議会と連携して支援方を検討すること	☐ 各種協議会との連携を軸とした、チーム支援体制を構築すること ☐ 必要に応じ、在宅における更生緊急保護や更生保護施設の訪問支援といったアウトリーチ支援を活用すること
入口支援	☐ 多様な特性の対象者の受け入れができるよう、定着支援センターは保護観察所等と協働して、さまざまな種類の社会福祉施設に自立準備ホーム登録の周知を図ること ☐ 被疑者等支援業務を活用してスムーズな中間施設（更生保護施設・自立準備ホーム等）への移行を図るため、定着支援センターは検察庁、保護観察所、弁護士会等との関係性構築に努めること		

コーディネート業務における「自立準備ホームの拡大」については、ケース支援にかかわらず、保護観察所等と協働して日ごろから周知・啓発活動を行うことでより有効性が増すものと思われる。

2－②. 実態調査を踏まえた地域生活定着支援センターと各種協議会との連携に関する要因分析

実態調査を踏まえた地域生活定着支援センターと各種協議会との連携に関する 要因分析

「居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（対象者個票）」の回答集計から、居宅系の帰住地に移行した対象者の支援に際し、地域生活定着支援センターと官民協働の各種協議会との連携が円滑に行えていない現状が浮き彫りとなった。

こうした現状を踏まえ、「居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（対象者個票）」の回答についてクロス分析を行うとともに、「重層的支援体制整備事業ほか各種の官民協働の会議体と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（センター個票）」の集計結果も踏まえ、その背景要因の考察を試みた。

以下、各実態調査の名称については次のとおり表記する。

- ・居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（対象者個票） → 対象者個票
- ・居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（センター個票） → センター個票①
- ・重層的支援体制整備事業ほか各種の官民協働の会議体と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（センター個票） → センター個票②

【分析 1】地域再犯防止推進協議会に参画している地域生活定着センターは多いが、自立支援協議会ほか各種協議会との連携が少ない要因

- ・地域再犯防止推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、地方自治体において主に地方再犯防止推進計画の推進や進捗管理のために設置される協議会である。
- ・地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）は、都道府県の委託事業で、再犯防止施策に関わる機関の一つでもあるから、都道府県の推進協議会の委員に招へいされる蓋然性は高い。
- ・そのことは、下記の集計結果からも裏付けられる。

【センター個票②】※回答率：36 件/48 件（75.0%、以下同じ）

「地域再犯防止推進協議会（都道府県）」への参画が「あり」：32 件/36 件（88.9%）

- ・また以下から、センターと緊密な関係性を構築していたり、再犯防止施策に積極的に取り組んだりしているであろう市町村が、推進協議会へセンターを招へいしている事例が一定数あることも読み取れる。

【センター個票②】

「地域再犯防止推進協議会（市町村）」への参画が「あり」：18 件/36 件（50.0%）

- ・推進協議会の目的から考えると、これらはいわば政策的なコミットと表現することができるであろう。
- ・一方、ケースの効果的な連携支援という文脈では、推進協議会を除く、各種協議会とセンターとの連携がより深い意味をもつ。何故なら、各種協議会はケース支援の実務等を取り扱うからである。
- ・しかし、センターが各種協議会と連携している割合は、推進協議会と比べて「自立支援協議会（市町村）」を除き、下記のとおり相対的に低い。

【センター個票②】

「居住支援協議会（市町村）」との連携が「あり」：4 件/36 件（11.1%）

「自立支援協議会（市町村）」との連携が「あり」：18 件/36 件（50.0%）

「地域ケア会議」との連携が「あり」：7 件/36 件（19.4%）

「重層的支援体制整備事業」との連携が「あり」：5 件/36 件（13.9%）

「生活困窮者支援調整会議」との連携が「あり」：0 件/36 件（0.0%）

「要保護児童対策地域協議会」との連携が「あり」：1 件/36 件（2.8%）

（参考：各種協議会の設置数）

居住支援協議会（市町村）	全 47 都道府、90 市区町（令和 6 年 2 月末現在）
自立支援協議会（市町村）	全 47 都道府県、1,698 市町村（令和 4 年 4 月現在）
地域ケア会議	全 47 都道府県、1,718 市町村で実施が求められる（令和 4 年 4 月現在）
重層的支援体制整備事業	42 都道府県、139 自治体（令和 5 年 12 月現在）
生活困窮者支援調整会議	全 47 都道府県、1,718 市町村で実施が求められる（令和 4 年 4 月現在）
要保護児童対策地域協議会	全 47 都道府県、1,619 市町村（平成 23 年 7 月 1 日現在）

・こうした差が生じている背景として、以下のことが推測される。

- ①推進協議会には「地方再犯防止推進計画の推進や進捗管理」という特定の政策目的がある。「罪を犯した障害者、高齢者への地域生活定着支援」というセンターの活動は、地方再犯防止推進計画と密接に関係するものであることから、センターは推進協議会の一員として認識されやすいのではないか。
- ②各種協議会は、居住支援や福祉施策の実務等を広範に取り扱う。「罪を犯した障害者、高齢者への地域生活定着支援」は、各種協議会が取り扱う多岐にわたる支援業務の中の一つではあり得ても、主たる取組ではない。このため、センターからのアプローチがなければ、センターは各種協議会に必要な構成員として認識されづらいのではないか。

＜以上を踏まえた考察＞

- ・センターが協議会等との連携を行うにあたっては、センターから当該協議会に出向いて業務の実情を説明し、連携支援をもちかける等、能動的なアプローチを積み重ねて各種協議会での存在感を高め、各種協議会から一員として認識される状況を作り出す必要があるのではないか。

【分析 2】地域生活定着支援センターの職員体制と、各種協議会との連携との関連性

- ・令和 4 年度に MS&AD インターリスク総研株式会社が実施した「地域生活定着支援センターにおける業務の実態把握と業務運営の在り方に関する調査研究事業」（令和 4 年度厚生労働省社会福祉推進事業）では、センターでの業務経験年数が 3 年以下の職員が 59.4%を占めることが明らかとなった。
- ・福祉関係での業務経験年数を見ても「5 年以下」の職員が 44.6%と最多を占めていた。
- ・ただし、上記調査からはセンター職員の業務経験年数と各種協議会との連携状況の間に、何らかの関係性を推測させるデータを得ることはできなかった。

＜上記を踏まえた考察＞

- ・令和 4 年度のインターリスク総研株式会社による調査研究事業及び本調査からは、センターの人的・業務量的な要素が各種協議会との連携状況に影響を及ぼしているかを判断することはできない。
- ・ただし、職員の業務経験年数の要素からは、次のことを推測することができる。
 - ①センターでの業務経験年数 3 年以下の職員が 59.4%を占めていることで、センター内においては職員養成にリソースを優先的に振り向ける必要が生じている可能性がある。
 - ②センターでの業務経験年数 3 年以下の職員が 59.4%を占めていることは、すなわち「各種協議会との連携は効果的なケース支援にとって有用である」という経験的な前提を有しない職員が一定程度存在する可能性を示唆している。このことは、センターと各種協議会との連携の必要性における「気付き」にあたって、一定の制約条件として作用する可能性がある。

【分析 3】各種協議会との連携が進まない背景に、地域生活定着支援センターにおいて職員体制以外の何らかの要素が作用している可能性

- ・【分析 1】のとおり、センターが各種協議会との連携を進める際、能動的なアプローチを重ねて各種協議会におけるセンターの存在感を高め、一員として認識される状況を作り出す必要があると思われる。
- ・本調査では、センターが各種協議会にアプローチするきっかけとなる事象を探ることと、具体的な連携先、連携の内容を把握することを目的に、対象者個票に以下の質問項目を用意した。

質問項目	質問意図・回答形式
対象者連携困難度	対象者とセンターとの関わりの困難度（支援の困難さ）を尋ねる。選択式。
帰住前調整連携	支援対象者の地域への帰住前に各種協議会と連携したかどうかを尋ねる。選択式。
具体的働きかけ	「帰住前調整連携」が「あり」の場合に、具体的にどのような連携を行ったかを尋ねる。自由記述式。

- ・「対象者連携困難度」は「帰住前調整連携」とクロス集計することで、対象者との関わりの困難度と各種協議会との間に相関関係があるかを探る。
- ・クロス集計にあたり、「対象者連携困難度」の変数として、「困難はなかった」と「あまり困難はなかった」を 0、「やや困難だった」と「困難だった」を 1 と設定した。
- ・「対象者連携困難度」の変数を、各種協議会との「帰住後連携」とクロス集計した結果は、以下のとおりであった（n=597）。

帰住前調整連携		対象者連携困難度変数	
		0	1
居住支援協議会	あり	2	1
	なし	463	131
自立支援協議会	あり	3	1
	なし	462	131
地域ケア会議	あり	6	3
	なし	459	129
生活困窮者支援調整会議	あり	0	0
	なし	465	132
重層的支援体制整備事業	あり	1	1
	なし	464	131
その他民間支援の協議会・団体	あり	12	6
	なし	453	126

- ・この結果からは、「対象者連携困難度」の有無にかかわらず、センターと各種協議会が連携した件数が少ないことが分かる。
- ・ただし、一般的に、対人支援業務において困難があることは多機関連携の契機になると考えられる。
- ・しかし、センターとのつながりができていたとしても、各種協議会を活用するには、アジェンダの設定や日程調整等に一定の準備期間を要する。したがって、センターが対象者の支援に困難を感じているか否かにかかわらず、各種協議会はその性質上、即時の連携が容易にできるようなものではない。
- ・そうした点を踏まえると、この結果からは、対象者の支援困難度と各種協議会との連携の関連性について、肯定・否定いずれの判断も下すことはできない。
- ・次に、各種協議会と連携しなかった理由について集計した結果は、以下のとおりであった。

各種協議会	居住支援協議会 (n=591)	自立支援協議会 (n=594)	地域ケア会議 (n=595)	生活困窮者支援調整会議 (n=595)	重層的支援体制整備事業 (n=590)	要保護児童対策地域協議会 (n=591)	その他民間支援の協議会・団体 (n=584)
該当の資源がないため	45.0	17.0	19.3	20.7	51.0	21.5	46.2
センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0.2	0.2	0.2	0.0	0.5	0.3	0.0
実際にケースを諮った結果、連携が難しいと判断したため	6.9	7.7	7.6	7.2	5.8	7.6	7.2
従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため	26.4	28.3	27.9	28.1	25.9	23.4	25.7
その他（必要なしと判断等）	21.5	46.8	43.4	44.0	16.8	47.2	20.9

(単位：%)

- ・この結果からは、次のことがいえる。
 - ①自立支援協議会、地域ケア会議、生活困窮者支援調整会議、要保護児童対策地域協議会という、根拠法の施行からある程度の年月が経過し、既に全国の自治体に設置がほぼ完了している議会との連携については、そうでない協議会（居住支援協議会、重層的支援体制整備事業）と比べて「該当の資源がないため」の数が相対的に少ない。ただし、それでも各回答の20%前後を占める。
 - ②「その他」についてみると、自立支援協議会、地域ケア会議、生活困窮者支援調整会議、要保護児童対策地域協議会は、居住支援協議会、重層的支援体制整備事業と比べて、その回答数が2～2.8倍程度多い。
- ・以上を踏まえると、自立支援協議会、地域ケア会議、生活困窮者支援調整会議、要保護児童対策地域協議会という「根拠法の施行からある程度の年月が経過し、既に全国の自治体に設置がほぼ完了している協議会」は、設置が進んだことでセンターにも資源として比較的認識されているが、現時点ではそれに代わる様々な理由によって、センターとの連携まで至っていないといえるのではないか。

- ・その背景には、センターが何らかの事情によって各種協議体との連携の必要性に気付かない、又は各種協議体との連携の糸口である「能動的なアプローチ」を必要と感じていても容易には実践できない理由が存在する等の可能性が考えられる。
- ・なお「根拠法の施行からある程度の年月が経過し既に全国の自治体に設置がほぼ完了している協議会」は既に全国に存在していることを踏まえると、これらの協議会に関して 20%程度「該当の資源がないため」の回答が集まっていることは一考を要する。これらの協議会に関しては「該当の資源がないため」の意味は多義的である。「該当の資源は存在するが、アプローチしていない」「該当の資源は存在しているが、アプローチの手法がわからない」といった考えでこの回答を選択した可能性もあるのではないかな。
- ・最後に、各種協議会との帰住前連携調整において効果的だった働きかけの内容を集計した結果は、以下のとおりであった。

各種協議会	働きかけの内容
居住支援協議会	あんしん賃貸※ ¹ の利用。
	住まいまちづくり協会との連携。 ※ ²
	本人の情報共有を行い、出所後もセンターが関わっていくことを伝えた。
自立支援協議会	地域では有名な方であり、協議会側に支援の理解があった。事前にケース紹介を実施した。
地域ケア会議	地検と社協で独自に行っていた入口支援と連携したケース。センターとしての入口支援について、地検に働きかけた事で会議に呼ばれる形となった。
重層的支援体制整備事業	情報共有、支援の役割分担。
	本人だけでなく世帯全体の課題が多かったので予めの情報提供と支援方針のすり合わせをしたこと。
その他民間支援の協議会・団体	元々連携していた。
	事前に情報共有することで円滑に地域生活が開始できた。
	釈放前に相談支援事業所、帰住先行政担当課と町内会長、サービス事業所等で支援会議を行った。
	出所後の生活課題分析。
	障害者基幹相談センターと身体障害者手帳申請や障害福祉サービスの受給について調整。
	精神科病院医療相談室と地域包括支援センターに相談した。
	市障害者協会との連携。
	逮捕前の生活状況などの情報共有。
	逮捕前の生活状況の共有と出所後の生活環境調整。
	逮捕前の生活状況やアルコール依存状況の共有。
	地域で孤立し、近隣住民との間にトラブル（ごみ捨て、物乞い）を抱えている旨説明した。
	市社会福祉協議会との連携。

※1 正式名称「あんしん賃貸支援事業」。高齢者、障害者、外国人、子育て世帯等（事業対象者）の入居を受け入れる民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）、あんしん賃貸住宅を斡旋する宅建業者（協力店）および入居を支援するNPO・社会福祉法人等（支援団体）が連携して、入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援するもの。

（参考：公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 <https://www.jpm.jp/topics/19>）

※2 正式名称「公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会」。高齢者や障害者等、住宅確保要配慮者の住まい探しの支援や、空き家活用支援の事業等を手掛ける。

（参考：公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会 <http://www.machikyo.or.jp/office/sosikigaiyou/sosikigaiyou.html>）

- ・回答は断片的であり、具体的な働きかけの内容を見出すことができないものもあるが、この結果からは、各種協議会が当該対象者への支援の必要性について従前から理解を示していたことに加えて、センターからの情報共有によって各種協議会に当該対象者の支援の必要性を認識してもらうこと等が有用な働きかけであったと推測される。
- ・したがって、サンプルは少ないものの、各種協議会との連携にあたって、センターに「能動的なアプローチ」が必要であることを再確認させるエピソードが集まったといえよう。
- ・ちなみに、「能動的なアプローチ」の具体例についてはヒアリングの結果にまとめているので、そちらのセクションを参照されたい。

- ・なお、上述の集計結果は別途に行ったヒアリングの結果と組み合わせることで、推論の補強とともに、より実践的かつ具体的なエピソードを収集できると思われる。

＜以上を踏まえた考察＞

- ・以上3つの質問項目の集計結果とその検討から、次のことがいえるのではないか。

センターが各種協議会との連携に至っていない理由は、資源の不存在よりも他の理由の方が大きい。その内容は様々と思われるが、そこに【分析1】で推測したようなセンター職員の福祉関係での業務経験年数の少なさが影響している可能性も考えられる。また、即時の連携が難しい各種協議会の性質や、手法が分からないことも影響して、センターが各種協議会へのアプローチを実践できていない可能性もある。

【分析4】支援対象者の福祉支援のニーズが現状の福祉サービスとマッチしないために、各種協議会との連携が進まない可能性

- ・センターの支援は、基本的に罪を犯した（又は罪に問われた段階にある）障害者・高齢者について、センターが支援対象者への支援が必要と判断すること、支援対象者に支援の希望があることが前提となる。
- ・ただし、支援対象者が具体的な福祉サービスの利用を望まない、又は福祉サービスの利用要件に適合しない場合があり、それらの場合は当該支援対象者の支援にあたって、福祉サービスの実務を扱う各種協議会との連携が困難になることが考えられる。
- ・この可能性について検討するため、本調査で収集した、身体・知的・精神・発達の各障害の「あり」「疑い」「なし」の回答と、要介護度の「要介護認定あり」「要介護度なし（65歳未満）」「要介護認定なし（申請したが非該当）」「要介護認定なし（申請していない）」について、関連する項目とのクロス集計を行った。
- ・クロス集計にあたっては、各障害の変数として、「あり」「疑い」「なし」のうち、「なし」を0、「あり」と「疑い」を1として設定した。

各障害「あり」「なし」を軸としたクロス集計

＜年齢変数とのクロス集計＞

- ・「相談時年齢」について、65歳未満の年齢を「65歳未満」、65歳以上の年齢を「65歳以上」と表記する変数を設定し、障害変数及び要介護度とのクロス集計を行った。結果は以下のとおりである（n=596）。

年齢変数	障害変数（単位：件）		総計
	0	1	
65歳未満	28	319	347
65歳以上	151	98	249
総計	179	417	596

- ・このことから「65歳未満」の319名（91.9%）は何らかの障害（疑いを含む。）があること、「65歳以上」の151名（60.6%）は障害を有していないか又は障害の疑いもなく、高齢であることのみによってセンターの支援対象者となっていることが分かる。

＜各障害「あり」の群と「帰住後連携サービス」「相談連携状況」のクロス集計＞

- ・続いて、各障害が「あり」の群について、福祉サービスの利用状況と相談機関の関与の状況を調べた。
- ・まず、支援対象者が地域に帰住した後に連携している各種福祉・医療関係のサービスの状況についての質問項目である「帰住後連携サービス」と各障害「あり」の群のクロス集計結果は、以下のとおりである（n=417）。※複数回答制

帰住後連携サービス	回答数（件）	構成比（%）
病院受診（精神科）	162	38.8
生活相談（相談支援事業所）	136	32.6
日中活動（福祉的就労）	117	28.1
日常相談（相談支援事業所）	95	22.8
訪問看護	72	17.3
病院受診（その他の診療科）	62	14.9
連携している機関・サービスはない	61	14.6
保護観察・更生緊急保護（保護観察所）	47	11.3
食事支援（家事援助・配食サービス）	47	11.3
緊急時対応（相談支援事業所）	43	10.3

日常相談（自治体（市町村））	40	9.6
日中活動（その他民間支援の協議会・団体）	34	8.2
日常相談（包括支援センター）	32	7.7
金銭管理（大家等による管理）	27	6.5
生活相談（その他民間支援の協議会・団体）	25	6.0
日常相談（その他民間支援の協議会・団体）	25	6.0
金銭管理（成年後見制度）	19	4.6
日中活動（一般就労）	16	3.8
緊急時対応（その他民間支援の協議会・団体）	16	3.8
緊急時対応（自治体（市町村））	14	3.4
緊急時対応（包括支援センター）	14	3.4
金銭管理（その他民間支援の協議会・団体）	13	3.1
緊急時対応（不動産業者）	13	3.1
日常相談（居住支援法人）	11	2.6
余暇活動	9	2.2
生活相談（包括支援センター）	9	2.2
日中活動（地域活動支援センター）	8	1.9
緊急時対応（居住支援法人）	5	1.2
日常相談（不動産業者）	4	1.0
日中活動（シルバー人材センター）	2	0.5
日常相談（自治体（都道府県））	1	0.2

「病院受診（移動支援・通院介助）」「金銭管理（日常生活自立支援事業（都道府県））」
「金銭管理（日常生活自立支援事業（市区町村））」「緊急時対応（自治体（都道府県））」は回答なし。

- ・この結果から、賃貸アパート等の居宅系の帰住地に帰住した支援対象者のうち、各障害が「あり」の群での主要な連携サービスは、「病院受診（精神科）」、「生活相談（相談支援事業所）」、「日中活動（福祉的就労）」、「日常相談（相談支援事業所）」、「訪問看護」等であることが分かる。

・ただし、それぞれの構成比は 20%前後から 40%前後であり、いずれの障害が「あり」、又はその疑いのある対象者の群の結果としては、必ずしもその割合が高いと評価することはできない。

- ・次に、支援対象者が地域に帰住した後に、各種相談機関との連携状況に関する質問項目である「相談連携状況」と各障害が「あり」の群とのクロス集計結果は、以下のとおりである（n=417）。※複数回答制

相談連携状況	回答数（件）	構成比（%）
該当なし	188	45.1
障害者相談支援事業所	172	41.2
地域包括支援センター	51	12.2
障害者相談支援事業所、地域包括支援センター	5	1.2
重層的支援会議	1	0.2

- ・この結果から、相談機関との連携は「該当なし」が最多の 188 件（45.1%）を占めていることが分かる。
- ・相談支援事業所や地域包括支援センターは、サービス等利用計画やケアプランの作成をはじめとして、基本的に福祉サービスの利用を前提に支援対象者に関与する機関であるため、「帰住後連携サービス」との連携状況が高くても 20%前後から 40%前後にとどまっていたことと考え合わせると、上記の結果に特段の矛盾はないといえるのではないかと。

要介護認定「あり」「なし」を軸としたクロス集計

<年齢変数とのクロス集計>

- ・各障害「あり」「なし」と同様にクロス集計を行った結果は、以下のとおりである（n=596）。

年齢変数	要介護認定（単位：件）				総計
	あり	なし（65歳未満）	なし（申請したが非該当）	なし（申請していない）	
65歳未満	22	287	4	34	347
65歳以上	63	13	13	160	249
総計	85	300	17	194	596

- ・この結果から「65 歳以上」においては、「なし（申請したが非該当）」と「なし（申請していない）」を合わせた 173 件（69.5%）が要介護認定「なし」となっていることが分かる。
- ・「なし（申請していない）」が 160 件（64.3%）と集中していることからみて、居宅系の帰住地に移行できる「65 歳以上」の対象者の多くは、介護保険サービスを必要としないケースなのではないか。

＜「65 歳以上」かつ、要介護認定「あり」群と「帰住後連携サービス」・「相談連携状況」のクロス集計＞

- ・クロス集計にあたっては、変数として「65 歳以上」かつ「要介護認定あり」のケースを 1、それ以外を 0 と表記する「要介護認定あり：65 歳以上」を設定した。
- ・まず「帰住後連携サービス」とのクロス集計の結果は、以下のとおりである（n=63）。※複数回答制

帰住後連携サービス	回答数	構成比
食事支援（家事援助・配食サービス）	23	36.5
病院受診（その他の診療科）	21	33.3
日常相談（包括支援センター）	20	31.7
日中活動（その他民間支援の協議会・団体）	14	22.2
病院受診（精神科）	13	20.6
緊急時対応（包括支援センター）	13	20.6
訪問看護	10	15.9
金銭管理（大家等による管理）	9	14.3
日常相談（その他民間支援の協議会・団体）	7	11.1
日常相談（自治体（市町村））	6	9.5
生活相談（その他民間支援の協議会・団体）	6	9.5
日常相談（相談支援事業所）	6	9.5
緊急時対応（その他民間支援の協議会・団体）	6	9.5
緊急時対応（自治体（市町村））	6	9.5
金銭管理（成年後見制度）	6	9.5
保護観察・更生緊急保護（保護観察所）	5	7.9
日中活動（福祉的就労）	5	7.9
緊急時対応（不動産業者）	5	7.9
生活相談（相談支援事業所）	4	6.3
余暇活動	4	6.3
連携している機関・サービスはない	3	4.8
生活相談（包括支援センター）	3	4.8
緊急時対応（相談支援事業所）	2	3.2
日中活動（地域活動支援センター）	2	3.2
日常相談（不動産業者）	2	3.2
金銭管理（その他民間支援の協議会・団体）	1	1.6
日中活動（シルバー人材センター）	1	1.6

「緊急時対応（自治体（都道府県））」「日常相談（居住支援法人）」「日中活動（一般就労）」「緊急時対応（居住支援法人）」「日常相談（自治体（都道府県））」「病院受診（移動支援・通院介助）」「金銭管理（日常生活自立支援事業（都道府県））」「金銭管理（日常生活自立支援事業（市区町村））」「緊急時対応（自治体（都道府県））」は回答なし。

- ・この結果から、「要介護認定あり・65 歳以上」の群における主要な連携サービスは、「食事支援（家事援助・配食サービス）」、「病院受診（その他の診療科）」、「日常相談（包括支援センター）」、「日中活動（その他民間支援の協議会・団体）」、「病院受診（精神科）」、「緊急時対応（包括支援センター）」であることが分かる。
- ・ただし、構成比は、最大でも「食事支援（家事援助・配食サービス）」の 36.5%で、40%に満たない。他も 20%から 30%前後である。
- ・この背景にはおそらく、居宅系の帰住地に移行できる「要介護認定「あり」・65 歳以上」の対象者は、要介護度の等級がそもそも高くなく、手厚い支援が必要でない可能性があるものと考えられる。それは「要介護認定「あり」・65 歳以上」と「要介護度等級」をクロス集計した以下の数値からも示唆される（n=63）。

要介護度	件数（件）	構成比（％）
要支援 1	25	39.7
要支援 2	7	11.1
要介護 1	20	31.7
要介護 2	7	11.1
要介護 3	1	1.6
要介護 4	2	3.2
要介護 5	1	1.6

- ・特別養護老人ホームへの入所申請が可能となる「要介護 3」を「中等度」と見なし、それより下の等級を「軽度」、それより上の等級を「重度」と分類すると、「軽度」にあたる「要支援 1」から「要介護 2」までに 59 件（93.4％）が集中している。

- ・最後に「相談連携状況」とのクロス集計の結果は、以下のとおりである（n=63）。

相談連携状況	回答数(件)	構成比(%)
地域包括支援センター	39	61.9
該当なし	20	31.7
障害者相談支援事業所	3	4.8
障害者相談支援事業所、地域包括支援センター	1	1.6

- ・この結果から「要介護認定あり：65 歳以上」の群では「地域包括支援センター」が最多の 39 件（61.9％）を占めていることが分かる。
- ・「帰住後サービス連携」の利用は、「食事支援（家事援助・配食サービス）」のみ 40％弱で、他は基本的に 20％～30％前後だが、センターは相談先として「地域包括支援センター」との連携は確保できている状況がうかがえるのではないかな。

<以上を踏まえた考察>

- ・各障害の「あり」「なし」と要介護認定の「あり」「なし」に着目してクロス集計を行った以上の結果を踏まえて、以下のことがいえるのではないかな。
- ①「65 歳未満」の 91.9％は何らかの障害を有しており、「65 歳以上」の 60.6％も高齢であることのみによってセンターの支援につながっている。
 - ②しかし、年齢にかかわらず何らかの障害が「あり」の対象者は、主要な連携サービスにおいても 20％前後から 30％前後しか利用していない。「相談連携状況」においても「該当なし」が 45.1％を占める。この背景には、障害があり、センターの支援を希望する一方で、支援対象者に福祉サービスの利用意思が乏しいか、又は福祉サービスの利用要件に適合しないか等の理由によって、福祉サービスにつながっていない可能性があるのではないかな。
 - ③「65 歳以上」に絞って見ても、69.5％が「非該当」や「申請していない」を理由した「要介護認定なし」であることから、この群は福祉サービスにつながりにくいのではないかな。「要介護認定あり」の群でも、主要な連携サービスの利用は 20％～30％前後にとどまっているが、その背景にはそもそも要介護度の等級が「軽度」にあたる要支援 1～要介護 2 に 93.4％が集中していることがあってと思われる。
 - ④これらのことを踏まえると、福祉サービスの利用を希望しない、又は福祉サービスの利用要件に適合しない対象者が多いことが、センターが各種協議会へアプローチする動機付けを弱める要因となっている可能性はある。
 - ⑤一方で、対象者が福祉サービスにつながらないことは、必ずしも福祉的な支援が不要であることを意味しない。現行制度上の要件に合致しないだけで、生活上は何らかの困難を抱えている可能性はある。そのような「制度のはざまに落ち込んだ」対象者への支援のあり方を検討する場として各種協議会を活用することは、センターがとりうる選択肢として十分に考えられる。

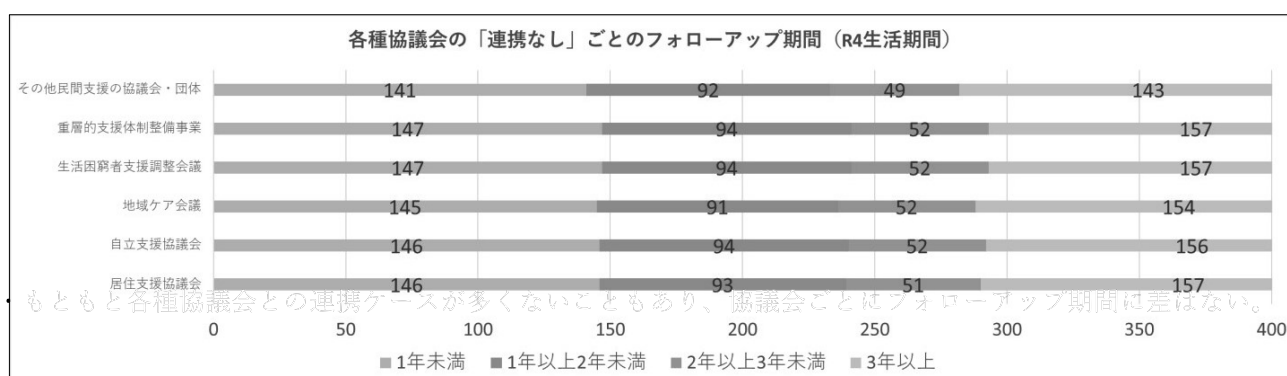
これまでの分析結果から得られた考察

- ・ここまでの分析結果を整理すると、以下のようになる。
- ①センターは各種協議会との連携にあたって「能動的なアプローチ」を積み重ねる必要がある。
 - ②しかし、センターの職員はセンターでの業務経験年数だけでなく、福祉関係での業務経験年数も少ない職員が多いので、そのことが各種協議会との連携の必要性に気付く際の制約となっている可能性がある。

③また、センターが各種協議会との連携を行いたいと思っても、アプローチの手法が分からない等の理由で連携に至っていない背景があることが考えられる。

④加えて、センターの支援対象者が障害・高齢という生きづらさを抱えながらも、具体的な福祉サービスを希望しないか、利用条件に適合しない傾向にあり、そのこともセンターが各種協議会との連携に至らない要因の一つとなっている可能性がある。

- ・これらの結果は、センターが各種協議会との連携を進めていく上で、最初の「気付き」や「手がかり」が重要であることを示唆している。
- ・そのような「気付き」や「手がかり」が何かはヒアリング結果のまとめにおいて詳述するが、結論を先取りすれば「各種協議会に対してセンターから積極的にアプローチし「顔の見える関係性」を構築して、互いに信頼感を形成すること」となるであろう。
- ・では、そうした「気付き」や「手がかり」がないことで、効果的な連携支援に結びつかず、結果、センターのフォローアップ業務に係る負担が増す傾向があるのであろうか。
- ・以下は、各種協議会との「連携なし」の群と「R4 生活期間」（支援依頼の受理日から令和 4 年度末までのフォローアップ期間）をクロス集計した結果である。



- ・もともと各種協議会との連携ケースが多くないという背景もあり、協議会ごとにフォローアップ期間に差はほぼない。
- ・ただし、フォローアップ期間が「3年以上」の件数はいずれの協議会でも最多となっていることが分かる。
- ・このことから、センターだけでは解決困難な課題がありつつも、多機関との連携に至っていないために、結果としてセンターが対象者支援に関する様々な課題を抱え、それがフォローアップ期間の長期化にもつながっている可能性が考えられる。
- ・そうした様々な課題への対応を分担し、効果的な連携支援のあり方を模索していくためにも、センターと各種協議会との連携が重要な意味をもつことから、本調査のもう一つの柱であるヒアリングの結果のまとめにおいて、連携に係る好取組の要素を視覚化している。詳しくは、本報告書の「ヒアリング実施概要」以降のセクションを参照されたい。

3. ヒアリング実施概要

ヒアリングについて

<問題意識>

実態調査の結果等も踏まえ、好取組の収集を含めて定着支援センターと官民連携・多機関協働の多様な支援モデルを示すとともに、効果的な支援ネットワーク構築等のプロセスを分野別等に分析し、各分野・各段階において取り組むべき事項等について標準化し、各地域での効果的な支援ネットワークの構築等に資することを目的として、居住支援をはじめ各種の官民連携の協議体と定着支援センターとの連携が円滑に実施できている都道府県の協議体関係者や定着支援センターに対して、ヒアリング調査を実施した。

<実施体制>

「調査・検討委員会」をベースに、「ワーキングチーム②」とインタビューの二層構造で実施した。

「調査・検討委員会」については「実態調査」の実施概要で説明したので省略する。

1. 「ワーキングチーム②」の設置

「調査・検討委員会」のメンバー数名と当法人の役員から成る「ワーキングチーム②」を設置した。

同チームでは、「調査・検討委員会」での協議に基づいて、ヒアリングでの質問内容の具体的検討を行った。

(実施状況)

回数	日時	実施場所
第1回	令和5年10月27日(金)	オンライン (Zoom) 実施

(ワーキングチーム②メンバー) ※順不同、敬称略

資格	氏名	所属	職名
調査・検討委員会 委員	遅塚 昭彦	さいたま市地域自立支援協議会	会長
	川村 岳人	立教大学コミュニティ福祉学部 福祉学科	准教授
	高原 伸幸	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 (竹原市社会福祉協議会 事業アドバイザー)	代表理事
	亀井 孝直	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 (奈良県地域生活定着支援センター 相談員)	政策・実務部会員
当法人政策・実務部会 副部長	石川 貴浩	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 (長野県地域生活定着支援センター センター長)	政策・実務副部長

2. インタビュー어의選任

「ワーキングチーム②」で検討した質問に基づいて、実際にヒアリングを実施するインタビュー어를「調査・検討委員会」より以下のとおり選任し、Zoom と対面によりヒアリングを行った。

(ヒアリング実施先団体内訳)

協議体	団体種別	実施数
居住支援協議会 居住支援に関する団体	自治体 (都道府県)	1 か所
	居住支援協議会	1 か所
	社会福祉協議会	1 か所
	社会福祉法人	1 か所
	NPO 法人	1 か所
	地域生活定着支援センター	1 か所
自立支援協議会	自立支援協議会	2 か所
	地域生活定着支援センター	1 か所
地域ケア会議	地域生活定着支援センター	1 か所
重層的支援体制整備事業	自治体 (市町村)	1 か所
地方再犯防止推進協議会	自治体 (市町村)	1 か所

(実施状況)※協議体ごと。各協議体のカテゴリの中で複数の関係者にヒアリングを行った場合は実施日時順に記載。

協議体	日時	ヒアリング先	実施場所
居住支援協議会 居住支援に関する団体	令和6年1月18日(木)	大牟田市居住支援居議会	オンライン (Zoom) 実施
	令和6年1月22日(月)	NPO 法人ワンファミリー仙台	
	令和6年2月7日(水)	奈良県社会福祉協議会	
		社会福祉法人やすらぎ会	
	令和6年2月14日(水)	奈良県住まいまちづくり課	
		奈良県地域生活定着支援センター	
自立支援協議会	令和6年1月24日(水)	新潟市障がい者地域自立支援協議会	オンライン (Zoom) 実施
		北海道地域生活定着支援札幌センター	
	令和6年1月25日(木)	旭川市自立支援協議会	
地域ケア会議	令和6年1月16日(火)	栃木県地域生活定着支援センター	ハイブリッド形式で実施
重層的支援体制整備事業	令和6年1月23日(火)	愛知県豊田市役所	
地方再犯防止推進協議会		地域包括ケア企画課・福祉総合相談課	

(インタビュー)

資格	氏名	所属	職名
調査・検討委員会委員	遅塚 昭彦	さいたま市地域自立支援協議会	会長
	川村 岳人	立教大学コミュニティ福祉学部 福祉学科	准教授

実施概要

<実施した調査>

- ① 居住支援協議会や各種官民連携協議体向けの質問
- ② 自治体向けの質問
- ③ 地域生活定着支援センター向けの質問

<回答対象者(インタビュー)>

- ① 居住支援協議会や各種官民連携協議体の事務局又は構成団体の職員、その他関係者
- ② 居住支援協議会や各種官民連携協議体を主管する自治体の職員
- ③ 地域生活定着支援センターの職員

<ヒアリング実施期間>

令和6年1月16日(木)～同年2月14日(水)

<調査実施方法>

インタビューごとに作成した質問票を基に、オンライン (Zoom) 又は対面で半構造化質問を実施。

<質問項目>

- ・巻末の「参考資料」参照

4. ヒアリング結果を踏まえた考察

ヒアリング結果を踏まえた考察

計 11 団体に対してヒアリングを行った結果、定着支援センターが各種協議会と連携していくために必要な要素については、以下のように考えられる。

1. 連携構築における 3 段階のフェーズの理解と各段階において取り組むべき事項の把握

- ・ いずれのヒアリングからも、連携構築は一足飛びにはできず、①信頼関係の構築から始まり、②実際のケース支援の積み重ねによる連携体制の醸成、③そして担当者が変わっても連携が引継がれていく仕組み作りと、ある程度共通の段階を踏みながら進んでいくことが浮かび上がってきた。
- ・ こうした連携構築の流れはいわば、①導入期、②成長期、③成熟期と位置づけることができる。
- ・ 定着支援センターとしては、この 3 段階による連携構築のフェーズを理解した上で、それぞれのフェーズにおいて取り組むべき事項を把握することで、実態調査の「要因分析」の考察で述べたような連携の「気付き」を得ることができるのではないか。

2. 上記 1 の考察を踏まえた、各フェーズにおいて取り組むべき事項

- ・ 上記 1 を踏まえると、①導入期、②成長期、③成熟期それぞれのフェーズにおいて定着支援センターが取り組むべき事項は、下記の①～③のように整理できるのではないか。
 - ① 各種協議会に足を運び、定着支援センターの事業説明や具体的なケースを基に連携の必要性を訴えつつ、定着支援センターと各種協議会が連携することで双方が得られる「安心感」について説明すること。
 - ② その上で、実際にケース支援をともに行いながら双方の信頼関係の醸成に努めること。
 - ③ 信頼関係を構築することができたら、属人的な関わりではなく組織としての関わりが継続していくように、引継ぎ体制の構築を進めていくこと。
- ・ ただし、定着支援センターが各種協議会にとって不可欠な存在となるには時間を要するので、まずは可視化された「気付き」を基に連携構築に着手することが何より重要と思われる。

3. 連携構築における都道府県の役割の重要性

- ・ 居住支援に関する奈良県へのヒアリングや、地域ケア会議についての栃木県の定着支援センターへのヒアリングでは、都道府県が連携構築に果たす役割の重要性が示唆された。
- ・ 「福祉」や「居住」といった様々な分野の団体が顔を合わせ、互いにつながりを作るプラットフォームとして、またマクロ（制度）レベルの課題を議論し、それをメゾ（市町村）・ミクロ（支援現場）レベルに落とし込む「場」として、都道府県が提供する協議会の枠組みは重要である。
- ・ さらに、都道府県と良好な関係を築くことで、定着支援センターは都道府県を起点として、市町村、ひいては地域の福祉支援者に対し事業の意義を効果的・効率的に周知することが期待できる。

4. 連携構築における重層的支援体制整備事業等、官民協働・多機関連携枠組みの活用

- ・ 今回ヒアリングを実施した団体のうち、大牟田市居住支援協議会と愛知県豊田市においては、重層的支援体制整備事業の枠組みを活用して事業展開がなされていた。
- ・ 罪を犯した障害者・高齢者も、あくまで地域住民の一人であるという理解に立てば、複合的な課題を抱えるこうした支援対象者を、複数の支援者が関わる枠組みを活かして支援する両団体の取組は、各自自治体で今後の再犯防止施策を考える上で示唆に富むものであると思われる。
- ・ 定着支援センター単独では支援の範囲に限界があっても、重層的支援体制整備事業のような官民協働が実現しやすい枠組みを活用することで、多機関による継続的なアウトリーチが可能となり、そのことによって地域にある課題が顕在化していくなど、定着支援センターと各種協議会とが連携する効果は小さくないと思われる。

5. 連携構築のための チェックポイント

「連携構築のためのチェックポイント」について

ここまで述べた実態調査の分析結果と、後に紹介する各地の好取組のヒアリングから得られた要素をまとめ「連携構築のためのチェックポイント」として整理し、「居住支援活用」と「官民協働・多機関連携」の2つのチェックポイントを次ページに掲載した。

これらは、定着支援センターの支援現場で官民の連携体制を構築する際のポイントを「ヒアリング結果を踏まえた考察」に記した「3段階のフェーズ（導入期、成長期、成熟期）」に沿ってまとめている。

支援現場で各種協議会等に対して連携構築のアプローチを行っていく際に、ぜひ参考とされたい。

#

官民協働・多機関連連携のためのチェックポイント

フェーズⅠ：導入期

□ 都道府県には居住支援協議会が設置されているので、まず都道府県担当課へ出向いてみる

☞ ここで市町村の状況を聞いたり、市町村や居住支援法人のキーマンに繋いでもらう

□ 市町村の居住支援協議会担当課や、居住支援法人に出向いてみる
☞ 出向く、足で稼ぐことが効果大

□ 他の定着支援センターにもノウハウを聞いてみる、あるいは実際にしつこく出向いてみる
☞ 本デキストをご活用ください！
…etc.

フェーズⅡ：成長期

□ 地域主体のプロジェクトに能動的に巻き込まれていく
☞ 「重層が熱い地域」、「障害福祉が熱い地域」等、「何がホットな地域か」は地域によって異なる
☞ 「ホットな地域」や「事例の多い地域」から取組を進める等、戦略性も必要
☞ 「地域づくり」を担う機関（重層窓口、障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター等）とも連絡を取り、地域の社会資源の情報を聞いたり、ケースの課題を質問したりする等、「その地域全体の課題を解決するための連携」も図る意識を持つ
…etc.

フェーズⅢ：成熟期

□ 定着支援センターも地域のプロジェクトの一員になる
☞ 日頃から地域の側が連携を図っている団体と「顔の見える関係」を構築。「ゲスト」ではなく「いつものメンバー」と感じてもらう
□ 持続可能な仕組みへ
☞ 都道府県が作成した定着支援センターに関する各市町村担当者名簿を一緒に更新する
□ 刑務所等、日頃センターが繋がっている機関への参観等を企画することも有効
…etc.

～ポイント：定着支援センターが地域に“Give”できる“Uri”とは～

・ 気軽な相談相手になるためには、まず窓口に行つて、自治体で課題となるようなことを聞き、センターと一緒に取り組めることや、センターの知見から助言できることを提示する
それを切り口に、足を運んだり、研修を企画したりができそうなキーマンや、地域の資源の情報を入手する。…etc.

6. 各地の多様な支援モデル

「各地の多様な支援モデル」として収録した資料

1. ワンファミリー仙台（入居希望者 共通アセスメントシート）

【ポイント】

居住支援協議会において罪を犯した障害者・高齢者に関する相談を受け付け、対象者に関する情報を居住支援法人に回付しスムーズな情報把握等につなげるための、宮城県における情報提供の様式。

2. 奈良県地域生活定着支援センター（居住支援ネットワーク（居住支援サミット実行委員会））

【ポイント】

奈良県居住支援協議会、民間有志の「奈良県居住支援サミット実行委員会」を中心とした奈良県の居住支援ネットワークを図式化したもの。

3. 大牟田市居住支援協議会（住宅確保の相談から生活支援までの流れ）

【ポイント】

官民（大牟田市・大牟田ライフサポートセンター）が協働して取り組む同協議会における居住支援のイメージを把握することができるスキーム図。

4. 旭川市自立支援協議会（旭川市における触法障がい者支援（加害者支援）の流れについて

【ポイント】

専門部会に「司法部会」を設け、定着支援センターとも連携しながら罪を犯した障害者の支援にあたる同協議会の支援スキームを把握することができるフロー図。

5. 新潟市障がい者地域自立支援協議会（新潟市障がい者地域自立支援協議会 組織図（R4 年度までの版及び R5 年度以降版））

【ポイント】

新潟市における、基幹相談支援センターと定着支援センターを軸に罪を犯した障害者への支援を行う同協議会の運営体制を把握することのできる組織図。

6. 栃木県地域生活定着支援センター（栃木県（定着支援センター）の特徴）

【ポイント】

- ・ 1 枚目は、県→市町村→福祉支援者という事業周知の流れを押さえつつ、市町村を核とした「支援会議」のプラットフォームを基盤に罪を犯した高齢者等の支援を行う同定着支援センターの心構えを示したもの。
- ・ 2 枚目は、上記の「支援会議」とその後の支援実施体制を示した図。

7. 愛知県豊田市（入口支援情報提供シート）

【ポイント】

検察庁等の刑事司法機関や弁護士と連携した入口支援を実施している同市において、刑事司法機関から相談対応の実務を担う同市の福祉総合相談課へ被疑者等の段階にある障害者・高齢者に関する情報を提供するための様式。

入居希望者 共通アセスメントシート②

	起票年月日	年 月 日
起票団体名	担当者	
連絡先		
関係団体名	担当者	
連絡先		

基本情報					
氏名		年齢		性別	
現住所			電話番号		
生活保護受給	受給中 ・ 受給なし（ 受給予定あり ・ 受給予定なし ）				

入居希望情報				
地域	第一希望		第二希望	青葉区(太白区以外)
間取り	1部屋 ・ 2部屋 ・ 3部屋 ・ 4部屋以上		駐車場有無	あり ・ なし
家賃(トータル費用)	円(円)		希望転居時期	年 月 日

保証人情報	
連帯保証人・緊急連絡先区分	あり（ 保証人 ・ 緊急連絡先 ） ・ なし ↳ 本人との続柄、氏名 …
連絡のとれる兄弟姉妹や親族の有無	あり（ ） ・ なし

医療・介護情報	
介護度	要介護（ ） ・ 要支援（ ） ・ 非該当
受けている支援の内容	

その他	
日中の過ごし方	
趣味・嗜好	
配慮すべき事項	
所感	

住宅確保の相談から生活支援までの流れ

【大牟田市居住支援協議会】

住まいの確保支援

住まい方の支援

大牟田市居住支援協議会の関わり

大牟田ライフサポートセンターの関わり

福祉施策

居住支援法人の関わり



入居支援事業

- ◆ 住居の確保が困難な方々の入居を支援するため、当法人の専門家が関係機関と協力して、ご本人様への直接的な支援やネットワークを形成し、必要に応じて保証人になるなどの方法により、住居の確保を行います。
- ◆ 支援対象者の亡くなった後の遺品整理や、住居の片づけ、必要に応じて、専門家に依頼し、死後事務の相談も行います。

身元保証事業

- ◆ 当法人の身元保証は、主に障がい者や高齢者の方で、身寄りがない等の理由により、入院や入所する際の保証人がいない場合、その保証人を請け負うものです。
- ◆ 但し、下記については原則として行いません。
 - ① 身柄の引き取り
 - ② 手術などの医療行為についての同意
 - ③ 退去時の残置財産の引き取りや返却手続き

啓発事業

- ◆ 当法人に所属する専門家が、生活に必要な法律や制度などを伝える講座を開催します。

生活相談支援事業

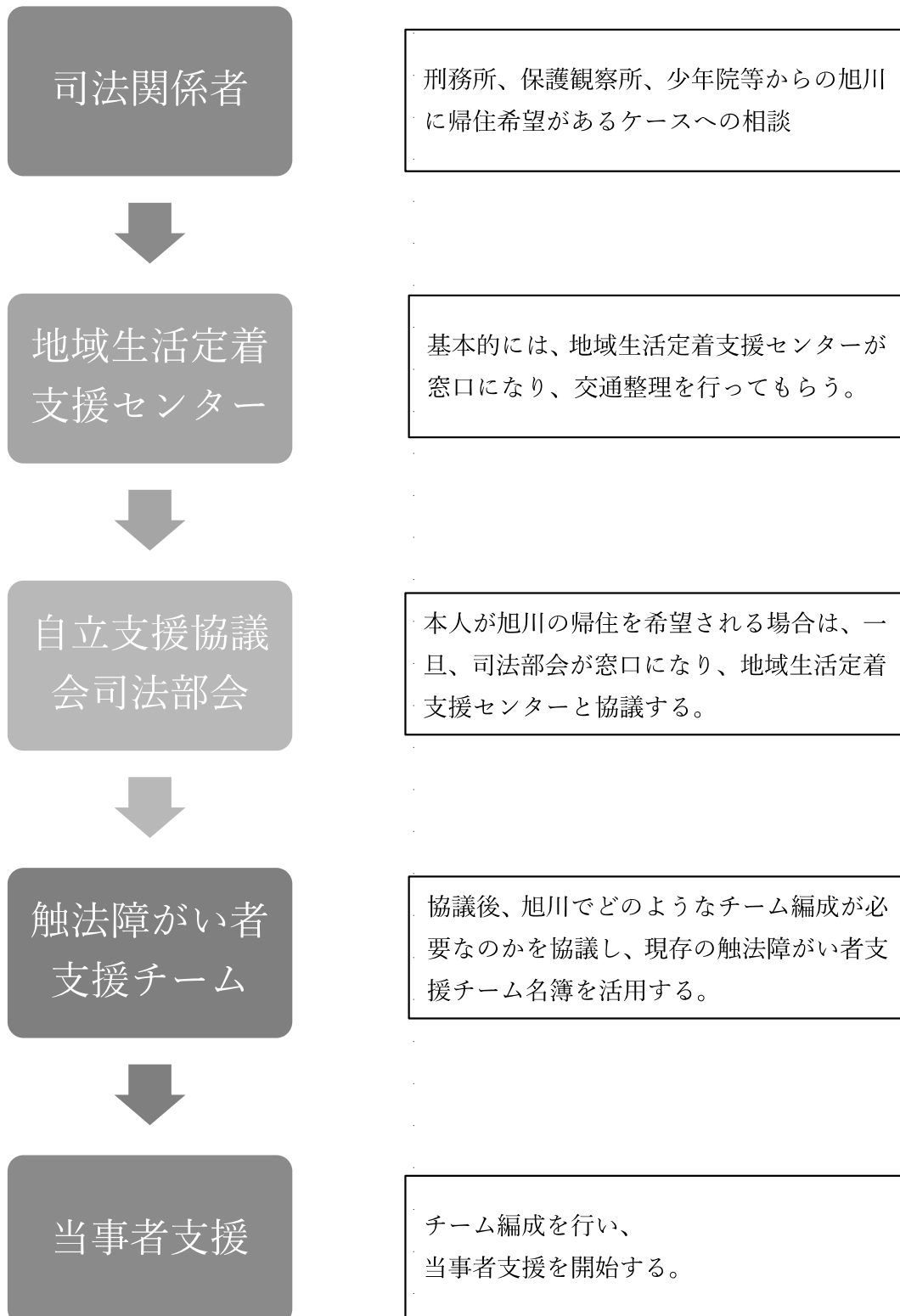
- ◆ 日常生活内での困り事を総合的に受け付け、専門家で協議し、解決が図れるように支援します。

～大牟田ライフサポートセンターの4つの事業～



旭川市における触法障がい者支援（加害者支援）の流れについて

司法関係者から地域生活定着支援センターに相談があった場合



司法関係者等から地域生活定着支援センター以外に相談があった場合

司法関係者

刑務所、保護観察所、少年院等からの旭川に帰住希望があるケースへの相談

計画相談支援事業所・
基幹相談支援センター
等

地域の相談事業所等が相談を受けた場合

地域生活定着支援
センター

地域生活定着支援センターや保護観察所が介入しなければ、受け入れ事業所（入居系、通所系）で加算を受けることができない場合もあり、早い段階で、一旦、ケースの相談を受けた事業所が地域生活定着支援センターへ相談する。

自立支援協議会
司法部会

定着支援センターで交通整理をし、初めに受けた相談支援事業所が受ける必要性があれば、定着支援センターと当該事業所が支援を開始。

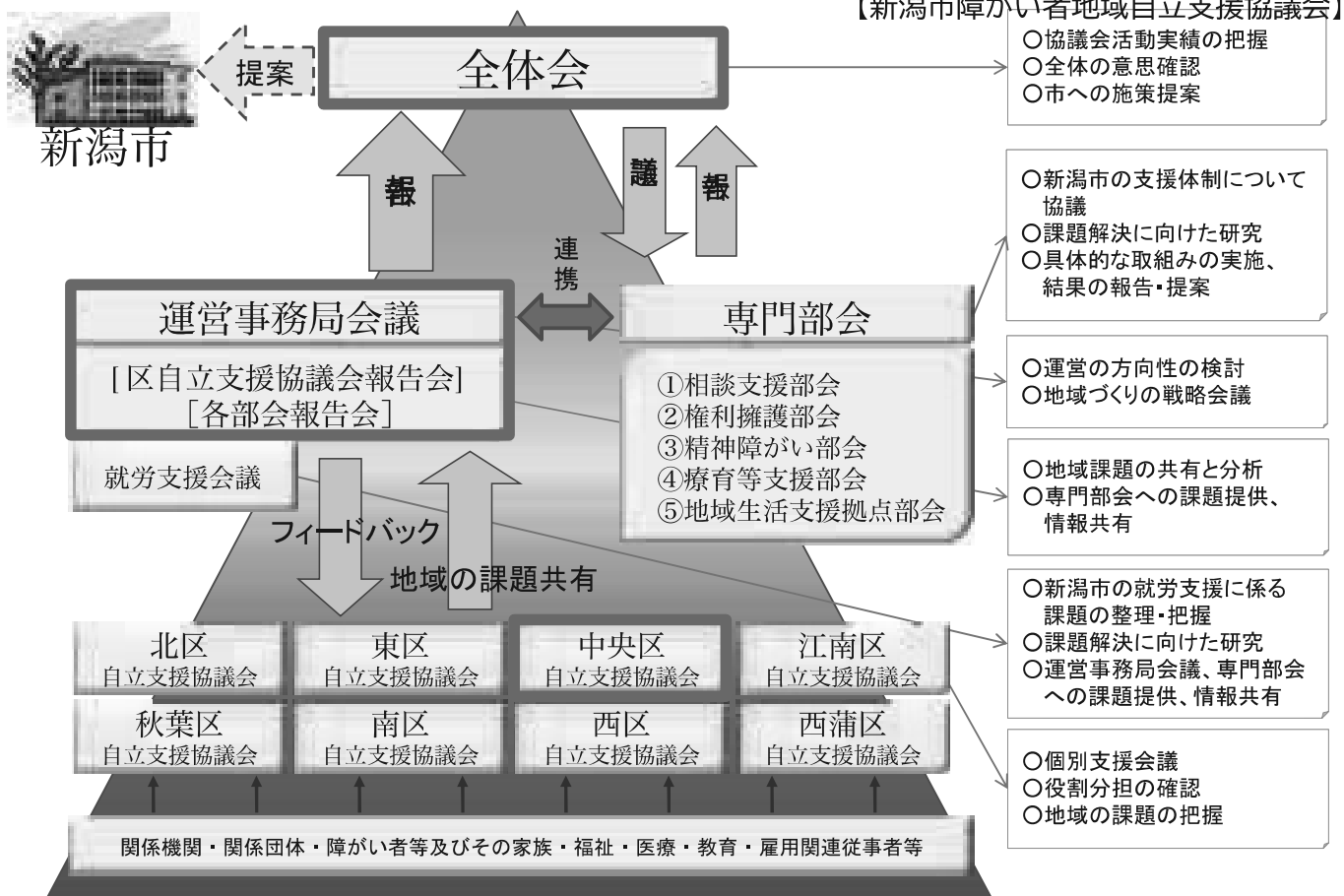
触法障がい者支援
チーム

地域生活定着支援センターと司法部会が協議後、旭川で新たなチーム編成が必要な場合は、現存の触法障がい者支援チーム名簿を活用する。

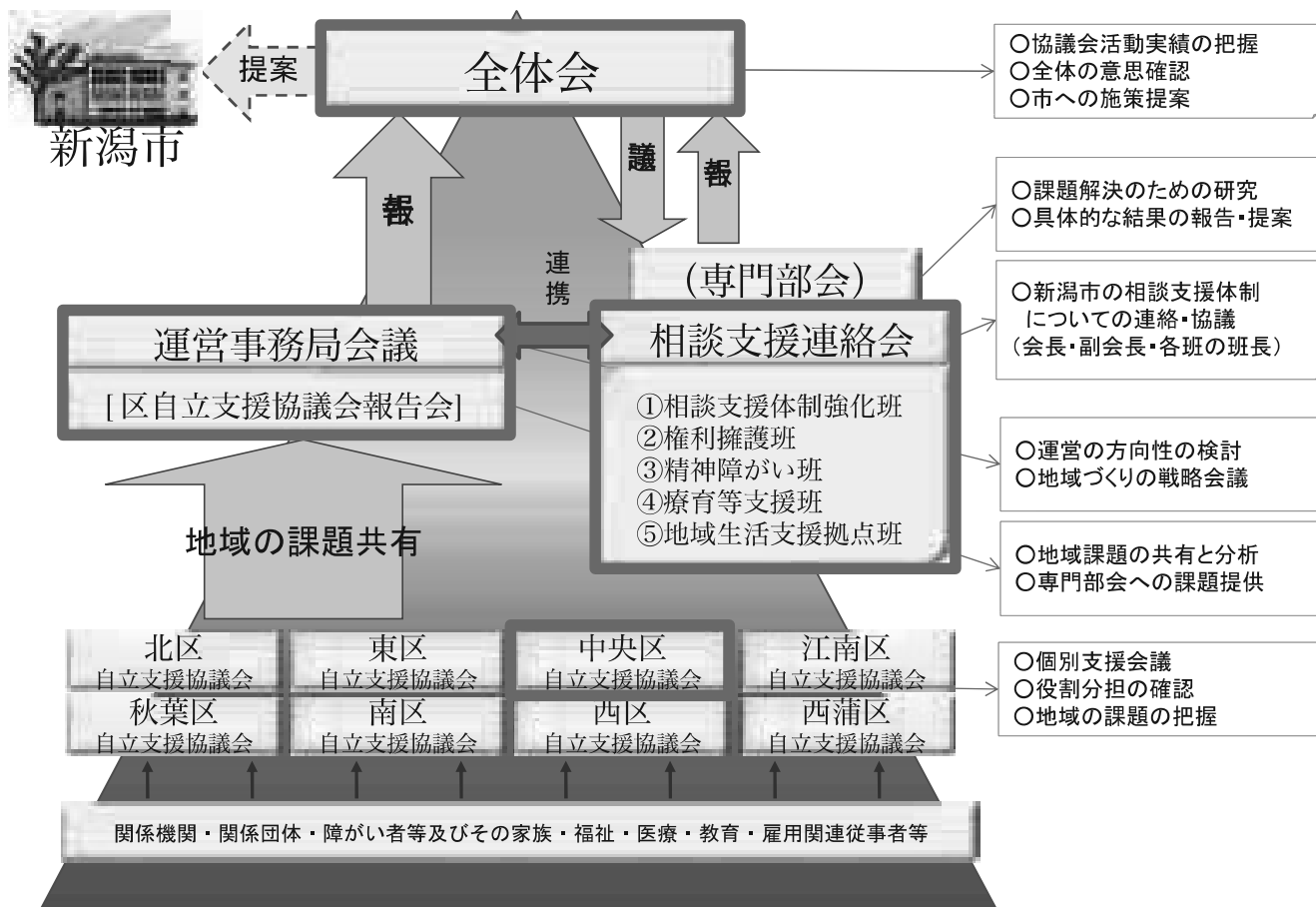
当事者支援

チーム編成を行い、当事者支援を開始する。

新潟市障がい者地域自立支援協議会 組織図 (R5～)



新潟市障がい者地域自立支援協議会 組織図 (～R4)



栃木県（定着支援センター）の特徴

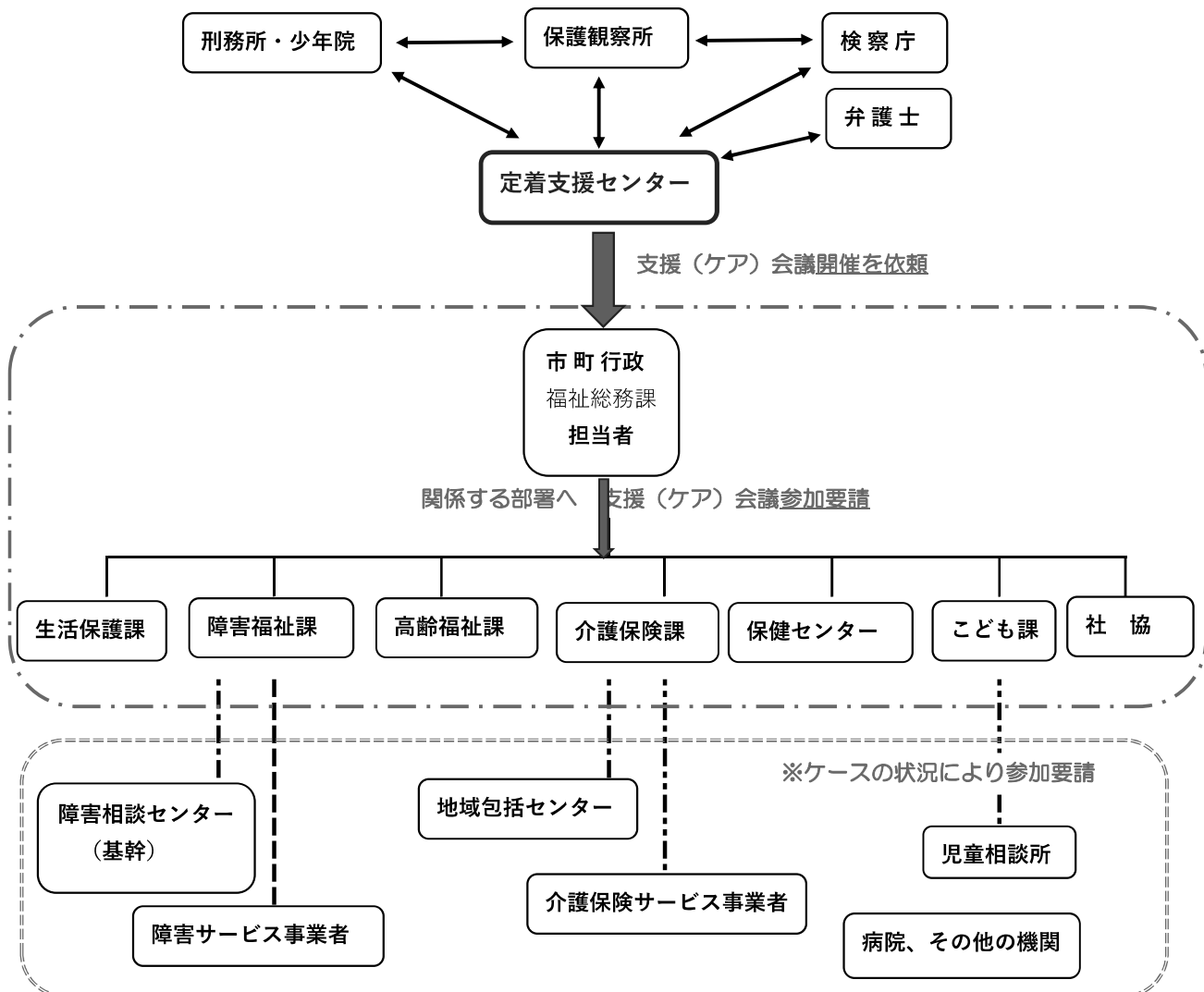
- 1 行政（市町）との支援会議が出発点
- 2 行政をはじめとする関係機関を交えての支援会議を実施
- 3 多くの支援機関が関わり共通認識することで住民の一人を支援する体制が構築されることを期待！
- 4 本人には、困った時に相談できるところが身近にあること、いろいろな人が気にかけている！ことを知っていただく！
- 5 一部の機関が支援に深く関わることによる疲労感を減らすため、支援する機関を多く確保し支援者個々の負担を軽減させる
- 6 仮に、うまくいかなかった場合でも、関係した機関の一つにでも相談連絡することが出来たら、未然に犯罪を防げるかも？
- 7 いくつかの支援機関が関わる生活を体験していくことで、前向きな姿勢に変化することを期待！

また、本人にうまくマッチングする支援機関が見つかり、生活（心）の安定につながることもあるかもしれない！
- 8 地域で支援する「共生社会」を目指している今、身近に気にかけてくれる人が多くいることで、早期の発見支援に結び付けられる

【結論】

より多くの人が支援に関わることが、「地域で支援する」原動力になっていくと考える！

「自分は地域で見守られている」ことを実感できる！ 自ら「助けて！」と言える地域づくりを目指す！



※ 支援会議で支援の方向性を決めた後、関係機関の役割分担も決めるようにしている。

入口支援情報提供シート（概要）

豊田市福祉総合相談課 御中

FAX : 0565-33-2940

名古屋地方検察庁岡崎支部

対 象 者 氏 名			
年 齢		性 別	
引 継 予 定 日			

※未聴取は「－」と表示

住 居		
帰 住 地		
収 入		
手 持 ち 金		
携 帯 電 話		
支 援 者		
支 援 者 と の 付 き 合 い		
障 が い 者 手 帳 等		
福祉サービス利用の有無 （過去も含む）		
病 歴 ・ 通 院 歴		
生 活 歴 （ 職 歴 ）		
最 終 学 歴 （卒業・中退）		

検察官が想定 する支援内容		
	1. 住む場所の提供 2. 働く場所の紹介 3. 福祉・介護サービスの利用 4. 生活保護の給付 5. その他	
希 望 職 種		
特 記 事 項		

担 当 検 察 官
連 絡 先

7. ヒアリング調査結果

－官民協働のプラットフォームを活用した
定着支援センターとの連携事例－

7-①.居住支援協議会・居住支援法人等との連携事例

P.56 – P.66

【ヒアリング先】

1. NPO 法人ワンファミリー仙台（宮城県）
2. 奈良県における居住支援関係団体
 - 2-①. 奈良県住まいまちづくり課（奈良県）
 - 2-②. 奈良県社会福祉協議会・社会福祉法人やすらぎ会（奈良県）
 - 2-③. 一般社団法人奈良県社会福祉士会
奈良県地域生活定着支援センター（奈良県）
3. 大牟田市居住支援協議会

7-②.障害者総合支援法上の協議会(自立支援協議会)との連携事例

P.67 – P.72

【ヒアリング先】

1. 旭川市自立支援協議会（北海道）
2. 社会福祉法人北海道社会福祉事業団
北海道地域生活定着支援札幌センター（北海道）
3. 新潟市障がい者地域自立支援協議会（新潟県）

7-③.地域ケア会議との連携事例

P.73 – P.74

【ヒアリング先】

1. NPO 法人栃木県障害施設・事業協会
栃木県地域生活定着支援センター（栃木県）

7-④.地域再犯防止推進協議会・重層的支援体制整備事業との連携事例

P.75 – P.76

【ヒアリング先】

1. 愛知県豊田市役所
地域包括ケア企画課・福祉総合相談課（愛知県）

NPO 法人ワンファミリー仙台

特徴的な取組

- ・同法人においては、居住支援法人の指定を受け、宮城県居住支援協議会に構成団体として参画するとともに、宮城県地域生活定着支援センターの運営業務を委託している。
- ・居住支援と定着支援センターの両面から、罪を犯した障害者・高齢者の支援を見ることがのできる数少ない法人であることから、今後、全国各地において居住支援と定着支援センターがスムーズな連携を果たしていくために必要な視点やポイント等について、重要な示唆を得ることができると考えられる。

ヒアリングご対応者(団体)

- ・NPO 法人ワンファミリー仙台 … 居住支援法人で宮城県居住支援協議会の構成メンバー。宮城県地域生活定着支援センターの受託法人。

ヒアリング要旨

導入期	宮城県居住支援協議会との関係性 ・宮城県居住支援協議会に参画。宮城県には市町レベルの居住支援協議会はまだない。 ・ワンファミリー仙台には、居住支援法人ということで居住支援協議会から声がかかった。ただ、協議会から声がかからなかったとしても、また居住支援法人でなかったとしても、定着支援センターとして加入させてもらいたいと依頼をしていたと思われる。 ・居住支援協議会は、情報を入手できるとともに、時間はかかるが皆で考えるテーブルの場となると考えている。 居住支援法人と、罪を犯した障害者・高齢者との関係性 ・居住支援法人として、罪を犯した障害者や高齢者の人たちをある意味「顧客」として位置づけることが必要。 連携作りのポイント ・まずは顔の見える関係づくりをし、いろいろと試行錯誤した。 ・定着支援センターの業務全般において、居住支援法人にとって魅力的。 → 契約書類の特約を活用し、困ったときに定着支援センターへの相談や定期訪問を受け入れる、という様な文言を盛り込むことは効果的だろう。 → 対象者ごとに特約を変えると大家側の理解も進むのではないかな。 居住支援協議会と定着支援センターがつながるために ・定着支援センターを所管する担当課と居住支援協議会を所管する担当課の連携されているのかを確認し、連携をうながすことが大事。そのうえで、定着支援センターの活動を紹介する機会を作り、行政の通知を軸としたアプローチが必要。いかに定着支援センターの対象者を協議会にとっての「顧客」として認識してもらえるか。 居住支援法人と定着支援センターがつながるために ・不動産系の居住支援法人からすると、定着支援センターの対象者は重要な顧客である。宮城県では、罪を犯した人も拒まず入居を引き受けている。実際、不動産屋の窓口で刑余者だと言って物件を借りる人はおらず、不動産系の居住支援法人は理解し、介護保険に該当しない元気な高齢者も受けている。ただ、更生緊急保護の枠組みで入ってくるケースは事前情報があまり出てこない。定着支援センターの関与であれば、事前情報を一定程度提供してもらえるの
-----	--

	が強い。 ・導入期の段階では、定着支援センターがしっかりと実務支援で動いて居住支援法人と信頼関係を築くことが大事。
成長期	<u>関係機関との関係性づくり</u> ・「顔の見える関係性」を構築するため、まめに居住支援法人同士の連絡会を実施。県主導の会議でも顔を合わせるようにしている。 ・住宅確保要配慮者の問題をどうにかしたいと思っている居住支援法人と定着支援センターで連携のパイプを太くしておくことが大事。 ・居住支援協議会で相談を受け、アセスメントシートを居住支援法人に回付する仕組みがあれば、居住支援法人は対象者の人となりが分かった上で物件の見学・契約の判断ができる。
成熟期	<u>居住支援法人と定着支援センターが連携していくために</u> ・不動産系の居住支援法人としては、物件の空室は早く埋めたいという思いがある。定着支援センターの対象者が出所してくるまでの約半年以上、空室のままにしておいてほしいというニーズに応えるのは現状では難しい。 ・定着支援センターは大家側の問題意識をよく理解して、自分たちが関与することで大家にどれだけの利益を出せるか、安心してもらえるのかという部分を考えて動かないといけない。定着支援センターと連携すれば、他の福祉事業所よりもサポートが手厚いということを伝えることは極めて大事な考え方。居住支援協議会の席でどこか1つでも居住支援法人が定着支援センターと連携することで、助かった、ありがたい存在といってもらえれば、他の居住支援法人も連携を求めてくると思われる。 ・コロナ禍でお互いに「顔の見える関係性」が作れなくなってしまったので、県域をまたいでホットな地域を実際に見ることは大事。その上で居住支援法人、協議会にアプローチして相手の懐に飛び込んでいく。 <u>市町に居住支援協議会を作っていくために</u> ・住宅部局と福祉部局の課題をお互いに吐き出して交換できる場(研修等)を作る。研修という場で、ある意味強制的にそうした場面をもつことは意味があると思う。 → 気骨のある人を講師に呼ぶと、マインドをくすぐられる。 <u>今後連携が必要な領域</u> ・死後事務の委任の問題。亡くなった後の残置物の処理等を大家は常に気にする。 → 大家側の理解を促進するために、保険に近いパッケージを作ってサポートするのがよいのではないか。 <u>連携を次世代に引き継いでいく上での課題</u> ・最初に仕組みを作ったときから職員の入れ替わりがあり、当初のマインドが引き継がれなくなりつつある。

奈良県における居住支援関係団体 (奈良県住まいまちづくり課)

特徴的な取組

- ・奈良県においては、行政レベルでは県居住支援協議会が設置されているが、民間レベルにおいても、当該協議会の構成団体を中心とした「居住支援サミット」の開催をはじめ、居住支援関係の動きが活発である。
- ・そうした民間の取組みとして、居住支援関係団体や奈良県地域生活定着支援センターへのヒアリングを行っているが、県居住支援協議会の取り組み状況についてもヒアリングを行うことで、他都道府県においても都道府県と民間が連携した居住支援の取り組みを実施する際の参考となる。

ヒアリングご対応者(団体)

- ・奈良県住まいまちづくり課 … 奈良県居住支援協議会の主管課

ヒアリング要旨

導入期	奈良県居住支援協議会の構成メンバーについて ・矯正管区、保護観察所、市町村、不動産関係団体、居住支援法人、社会福祉協議会等が参加。 ・居住支援協議会では、年1回の会議を行い、マクロ(制度)レベルにおける各加入団体の課題集約等を実施。 ・現状では、居住支援協議会は県にのみ設置。そこで、マクロ(制度)レベルで集約した各加入団体の課題をメゾ及びミクロ(現場)レベルの実践に落とし込むための組織として、民間有志から成る「奈良県居住支援サミット実行委員会」が存在し、両者が連携して居住支援施策にあたる。 ・「居住支援サミット実行委員会」のメンバーは、居住支援協議会のメンバーとほぼ同じ。 ・定着支援センターは現時点では「奈良県居住支援サミット実行委員会」に参画しているが、今後、居住支援協議会参加に向けたアプローチがある予定。
成長期	奈良県居住支援協議会と、民間有志の「奈良県居住支援サミット実行委員会」の関係性 ・「居住支援サミット実行委員会」は民間有志の組織という特性上、県行政の枠組みに縛られない自由闊達な議論や行動が可能。不動産団体ほか関係団体のつながり作りが活発である。 ・県も後援という立場で「居住支援サミット」に参画。シンポジストとして登壇する等し、マクロ(制度)レベルでの課題を関係者に周知したり、サミット関係者とともに議論を行ったりして、県と民間が連携した居住支援施策の推進に力を入れている。 ・サミットは、民間側の困りごとを何とかしたいという発意から生まれたものであると思うので、県としてはその活動に寄り添っていきたい。
成熟期	居住支援の機運を高めていくために ・県としても引き続き、居住支援協議会と「居住支援サミット実行委員会」の両輪で居住支援施策を進めていきたい。民間との「顔の見える関係性」作りを継続していきたい。 ・市町村レベルで居住支援協議会を立ち上げていくにあたっては、空振りにならないよう、関係者間で機運を高めている状況。 →市町村はサミットに毎回参加しており、そこで互いに「顔の見える関係性」を作っている。 居住支援と福祉の連携について ・それぞれ担当課は違うが、福祉支援の一部として居住支援があると思う。現状では福祉部局

	を通じて居住支援に関する相談が入ってくることが多いが、福祉支援のニーズがある対象者の希望の掘り下げは、福祉部局の「通訳」がないと難しい。 <u>居住支援に関する課題</u> ・県として、高齢者は守り支援があれば住まいを見つけられるが、重度の精神障害者の場合はオーナー側で受入れが難しいという状況は把握している。居住支援法人の介在が周知できていないことが大きいと思われる。
--	---

奈良県における居住支援関係団体 (奈良県社会福祉協議会・社会福祉法人やすらぎ会)

特徴的な取組

- ・奈良県においては、行政レベルでは県居住支援協議会が設置されているが、民間レベルにおいても、当該協議会の構成団体を中心とした「居住支援サミット」の開催をはじめ、居住支援関係の動きが活発である。
- ・支援対象者により距離の近い市町レベルでの居住支援協議会の設置はこれから順次進んでいくものと思われるが、その機運を民間から高めていくための取り組みとして、各自治体・定着支援センターにとって有益な示唆を得られるのではないかと考えられる。

※今回のヒアリングでは、奈良県居住支援協議会としてではなく、その構成団体を中心となって活動している「居住支援サミット実行委員会」の参加団体様より、奈良県における居住支援の取り組みについてお話をいただいた。

ヒアリングご対応者(団体)

- ・奈良県社会福祉協議会地域福祉課 … 「奈良県居住支援サミット実行委員会」の構成メンバー
- ・社会福祉法人やすらぎ会 … 「奈良県居住支援サミット実行委員会」の構成メンバーで、居住支援法人

ヒアリング要旨

導入期	「奈良県居住支援サミット実行委員会」の概要 (奈良県社会福祉協議会) ・奈良県住まいまちづくり課が所管する奈良県居住支援協議会と連携しつつ、居住支援について啓発活動等を行うことを目的に立ち上がった、専門職による民間有志の団体。 ・主な構成メンバーは協議会と同じ。 ・活動実績は以下のとおり。 ① 「奈良県居住支援サミット」の企画運営(年1回、過去3回開催) ② 福祉関係者、行政関係者、居住支援法人、不動産業界を対象に、居住支援に関する基本的理解、住まいの支援を行う上での課題・悩み事の共有、実践事例の共有 「奈良県居住支援サミット実行委員会」の成り立ち (やすらぎ会) ・県より居住支援に係る具体的な動きを検討したいとの要請があり、当初は協議会でワーキングチームを立ち上げる方向で検討していたが、より迅速に動きを進めていくため、民間有志で集まって実行委員会を立ち上げた。 ・各機関がつながるにあたって、県の職員に問題意識が高い職員や、その人とは別に「巻き込み上手」な人がおり、その人たちがネットワークを作ってくれた。 <「巻き込み上手な人」の特徴とは?> ・自分が巻き込まれることで、周囲の人も巻き込んでいく人物 奈良県地域生活定着支援センターと「奈良県居住支援サミット実行委員会」の関わり (奈良県社会福祉協議会) ・奈良県地域生活定着支援センターも実行委員会に参加。 ・サミットにおいてシンポジウム等を行い、マクロレベル、ミゾレベルでの連携構築に向けた種まきを行っている。定着支援センターでは徐々にミクロレベル＝個別ケースでの関係機関との連携も増えつつある。
-----	---

	罪を犯した対象者に対するこれまでの課題解決手法 (やすらぎ会) ・定着支援センターと連携する以前も、刑余者等は「住宅確保要配慮者」の枠組みの中で個別に支援することがあった。当時は刑余者支援の経験がなく、定着支援センターともつながっていなかったもので、こういった支援が正解が分からなかった。 ・いろいろな機関とつながりながらの支援を基本としているので、そういった機関とつながれなかったことには課題を感じていた。 (奈良県社会福祉協議会) ・県社協が受託する生活困窮者自立支援事業は、具体的な「支援ツール」が限られている事業なので、各機関とつながることが不可欠である。そのためネットワーク作りを重視。 罪を犯した対象者の支援にあたって感じる課題 (奈良県社会福祉協議会) ・実行委員会での協議の中で、課題として次のような声が挙がっている。 ① 緊急連絡先や身元保証の問題 ② ①の課題に伴う賃貸借契約・口座開設の困難の問題 多様な関係者を巻き込んでいくために (奈良県社会福祉協議会) ・居住支援が地域で展開されていくためには、福祉が進める多機関協働の輪を、定着支援センターはじめ関係機関で考えていくことが重要。 (やすらぎ会) ・協議会の構成団体は大半が行政。実行委員会には行政からは県のみ参加。基本的に毎月顔を合わせるようにしている。「顔の見える関係性」は重要。
成長期	「奈良県居住支援サミット実行委員会」の規模拡大 (奈良県社会福祉協議会) ・当初から定着支援センターの対象者にサミットの関心が集中していたわけではないが、住まない方を支援する支援者が共通して困っているのではないかと、という問題意識から、毎年、いろいろな支援者を呼んでこようということで輪が広がってきた。 ・定着支援センターには、センター側からのケース相談を機に輪に加わってもらった。 奈良県地域生活定着支援センターと居住支援関係団体との連携状況 (やすらぎ会) ・個別に定着支援センターと連携。単独でなく協働で支援を進めていけるのは大きなメリット。 ・弁護士や司法書士と接点をもつようになったこともメリットの一つ。 (奈良県社会福祉協議会) ・これまでも個別に定着支援センターと連携。お互いに支援者の顔が見えることは支援において有益。 ・実行委員会の月1回の企画会議の中で、各機関が属する領域で居住支援についての課題を出し合うようにしており、それを通じて定着支援センターを含め関係機関同士の理解が深まったと思う。 多機関連携のメリット (やすらぎ会) ・実行委員会等で連携し、仕事を各機関と一緒にする中で、個別のケースを介さなくてもつながっていけるメリットを感じる。 多機関連携の実態と課題

	(奈良県社会福祉協議会) ・実際の多機関連携は、なかなか簡単にはできない。役割分担だけを連携とっている場合もある。不動産業者の方も含めて支援の仲間を作っていくために、居住支援サミットを開いている面もある。
成熟期	<u>関係機関との連携体制を維持・発展させていくために</u> (やすらぎ会) ・実行委員会のメンバーは、県職員以外は異動していない。仮に今後あったとしても後任を出すことで仕組みは維持できると思う。 (奈良県社会福祉協議会) ・居住支援サミットは啓発的な場なので、それが行動力をもった、具体的な事業を行う機能を求められると現状では難しい。やはり県と民間の両輪体制がよいと思う。 ・基礎自治体をベースに、様々な支援団体に横ぐしを通していくことができればいいと思う。 ・特定の支援者だけが「出口のない伴走」を強いられないようにするために、他の支援者が折に触れて支援に関与してくれたり、話をできたりする体制があるといい。各機関がそれぞれの文化の違いや様々な問題を話し合うことのできるテーブルを持ちながら、連携の輪を広げていく。 ・障害者や高齢者というだけで、住居確保のハードルは上がる。支援にあたっては、関係者でネットワークを作り、対象者の理解を深めていくことが大事。 <u>奈良県地域生活定着支援センターとの連携をより深めていくために</u> (やすらぎ会) ・定着支援センターの業務内容や範囲が明確でないと思うので、連携を行う中で知っていけたらいいと考えている。

奈良県における居住支援関係団体 (奈良県地域生活定着支援センター)

特徴的な取組

- ・奈良県においては、行政レベルでは県居住支援協議会が設置されているが、民間レベルにおいても、当該協議会の構成団体を中心とした「居住支援サミット」の開催をはじめ、居住支援関係の動きが活発である。
- ・支援対象者により距離の近い市町村レベルでの居住支援協議会の設置はこれから順次進んでいくものと思われるが、その機運を民間から高めていくための取り組みとして、各自治体・定着支援センターにとって有益な示唆を得られるのではないかと考えられる。

ヒアリングご対応者(団体)

- ・奈良県地域生活定着支援センター…「奈良県居住支援サミット実行委員会」の構成メンバー

ヒアリング要旨

導入期	奈良県における多機関連携の土壌 ・奈良県知事は「奈良県更生支援員の推進に関する条例」の策定にあたり、法務、司法、労働、司法福祉、犯罪者の更生に関わる民間団体などの各分野の代表、有識者で構成された「奈良県更生支援の在り方検討会」を平成 30 年 12 月に設置した。委員として、元最高裁判事、地検検事正、大阪矯正管区更生支援企画課長、奈良労働局長、千房(株)会長、龍谷大学法学部教授、少年院長、保護観察所長、弁護士、更生支援ソーシャルワークの経験が豊富な奈良県地域生活定着支援センターのセンター長と共に、その他エキスパートを招へいた。年1-2回、県更生支援推進条例の策定にあたって検討会を重ね、こうした背景があって刑事司法と福祉をつなぐ多機関連携の機運が高まったことがきっかけとなっている。また、奈良弁護士会の弁護士は「更生に資する弁護」を刑事弁護の中で大切にしていることも大きな要因となっている。 奈良県居住支援協議会との連携のきっかけ ・従前から各種研修、会議で居住支援協議会役員と「顔の見える関係性」を構築していた。令和3年に協議会より、罪を犯した障害者・高齢者の支援について事例発表を依頼された。 ・ただし、居住支援協議会に参画しておらず、民間側に定着支援センターの理解を深めてもらう準備段階として、まず有志によるサミットを行うことで、犯罪者に対する先入観を取り除く機運が促進されていくのではないかと考えた。この活動の成果として、本年度末より参画できている。 「奈良県居住支援サミット」との連携のきっかけ ・「奈良県居住支援サミット実行委員会」で、罪を犯した障害者・高齢者の支援についての啓発が必要ではないかという声が挙がり、2年ほど前、保護観察所・サミット関係者・定着支援センターでシンポジウムを実施。 奈良県における多機関連携の実情 ・奈良県においては「司法福祉ネットワーク勉強会」や「あしかプロジェクト」等の取り組みがあり、居住支援・福祉・司法のそれぞれが互いに「顔の見える関係性」でつながる機会がある。 ・重層的につながりあえる関係性の中で、対象者のニーズ変化で応急の問題が生じた場合、集まる関係性がある。(直近では12月29日、1月1日など夜に緊急で集まった) ・居住支援協議会は、マクロレベル、メゾレベルのプラットフォームとしての意味がある。ミクロ
-----	--

	レベル＝個別ケースの支援に入っていくにあたって、まずマクロ、メゾのレベルで関係性を深める。 ・個別ケースの居住支援で見た場合、不動産業者との連携は地道なコミットを積み重ねていくことが良い。
成長期	関係機関との連携のポイント ・関係機関とつながっていく際には、定着支援センターが困っているケースを相談するのではなく、まず対象者と相手の困っていること(環境との不均衡)を示してもらって、その不均衡状況に対して、仲介者として接続していく。互いのつなぎ、「顔の見える関係性」を作っていくことを大事にする。そのような対応で定着支援センター側は忙しくなるが、それは一時的であり、問題軽減・解消により、対応力が増していく。従って、今日の出会いが対象者の明日の笑顔につながると思われる。居住支援の道筋ができていくことで、これまで行き詰っていた居住支援にプラスの循環が生まれる。このことで忙しいことがマイナスだという感情をもったことはない。 ・奈良県での連携基盤づくりは、制度の谷間を埋める、あるいは橋を架けることをしてきた。連携・協力の種をまいてきた。その種から芽が出てきて実がなりそうな段階である。まずは対象者支援として民間側と連携していき、県をはじめ行政の側にも理解を促進していく。 ・県行政も、居住支援について勉強させてほしいというスタンスでサミットに参加される。
成熟期	関係機関との連携体制を拡大していくために ・定着支援センターの支援対象となるケースが発生しづらい地域等で、定着支援センターが先行して研修会を開くなどし、地域が抱える困りごと(問題・課題)を定着支援センターに相談してもらう体制を作る。 ・「対象者の〇〇さん」についてではなく、対象者と地域(環境)の問題として「地域での困りごとはないですか」と問うと、思いが伝わっていく。罪を犯した障害者・高齢者への支援は「地域福祉の課題」(不均衡を生じている場面の解消)であるという認識を深める。 奈良県の取り組みを普遍的なものにしていくために ・奈良県には矯正施設がないので、定着支援センターとしては、釈放の調整よりも、奈良県内に帰ってくる対象者の居住支援がメインになる。 ・これからも全国的に矯正施設の収容人員が減るだろうことを考えると、奈良県での取り組みは一般化しやすいものであるかもしれない。

大牟田市居住支援協議会

特徴的な取組

- ・基礎自治体レベルで先駆的な居住支援協議会で、官民協働のワンストップ型窓口を実現・運用しているため。
- ・重層的支援体制整備事業との緊密な連携の下に居住支援協議会を運用することにより、迅速な支援対応を実現できている。

ヒアリングご対応者(団体)

- ・大牟田市重層的支援体制整備事業ご担当者様 … 居住支援に関する相談対応の実務担当
- ・NPO 法人大牟田ライフサポートセンター … 大牟田市居住支援協議会の事務局で居住支援法人

ヒアリング要旨

導入期	大牟田市(行政)が関与できている背景 (大牟田市) ・従前から取り組んできた地域包括ケアシステム構築の取り組みを通して官民協働の意識が浸透しているので、属性を問わない生活しやすいまちづくりの考えができていていることが大きいのではないか。 罪を犯した対象者に対するこれまでの課題解決手法 (大牟田ライフサポートセンター) ・複合的な問題を抱えている方が多く、重層的支援体制整備事業ができる以前は、対応は限定的であった。 罪を犯した対象者への支援にあたって感じる課題 (大牟田市) ・対象者が亡くなった場合の金銭管理の問題。 ・重層的支援体制整備事業の側から、罪を犯した対象者の支援について相談できる機関が分からないことの問題。 (大牟田ライフサポートセンター) ・社会福祉士等の国家資格保有者であっても、刑余者支援については無知識の状態で臨まなければならないのが現状。 ・対象者と信頼関係を構築し本音を引き出すには、導入期の入念なアセスメントが重要。 大牟田市居住支援協議会での取り組み状況 (大牟田市) ・まず市役所の別の課に相談の連絡が入り、その後、当該課が対応に迷った場合、重層的支援体制整備事業の担当課へ相談をつなぐ流れが多い。それを受けて重層的支援体制整備事業担当課から、居住支援協議会を含む関係機関へ相談をつないでいく。 多機関連携構築のポイント (大牟田市) ・定着支援センター含め、普段から関係機関と「顔の見える関係性づくり」ができ、刑余者支援に関する知識や技術が得られれば、もっと連携にも違う広がりや展開を見せられると思う。 (大牟田ライフサポートセンター) ・地域生活定着支援センターについてもっと周知があれば、居住支援協議会の側からも連携を
-----	--

	図っていけると思う。 ・定着支援センターから資源にアクセスする。その上でお互いのことを分かるような取り組みが必要。定着支援センターの特徴を売りにして互いに win-win の関係性を作ることが大事。
成長期	関係機関とつながるために(顔の見える関係性づくり) (大牟田市) ・専門職の勉強会を 3 か月に1回の頻度で開催。 →メンバー…重層的支援体制整備事業担当者、医療ソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカー、相談支援事業所、市福祉課等 →協議会の事務局である大牟田ライフサポートセンターや司法書士とのつながりも生まれる。 ・大牟田市権利擁護連絡会での連携もあり。 →メンバー…司法書士、地域包括支援センター、市役所、警察、消費生活センター等 関係機関を「巻き込んだ」連携体制を構築するために (大牟田ライフサポートセンター) ・まずは導入期のアセスメントが重要。その段階でこういった支援者が必要かを検討する。その後、関係機関と連携していくという流れ。 ・既に「顔の見える関係性」ができていたので、相談時のアセスメントの段階から関係機関が必要に応じて対面による支援会議を行う。 ・関係機関との連携は、連絡体制等のシステム化を意識せずとも、これまでの関係機関同士の長い付き合いの中で形成されていった。 実際のケース支援における連携のあり方 (大牟田市) ・重層的支援体制整備事業としては、他課から相談があることは新たな連携が生まれるという意味で有意義なことだと思っている。 (大牟田ライフサポートセンター) ・対象者が地域生活を継続できるためにも、支援チームを作って一人一人が役割分担しながら関与するのがコツ。
成熟期	関係機関との連携体制を維持・発展させていくために (大牟田ライフサポートセンター) ・「顔の見える関係性」ができていれば、アセスメントを踏まえた関係機関へのつなぎを、集まって会議等をすることなく行うことができる。 ・その際に重層的支援体制整備事業が果たす役割は重要。ワンストップの窓口として各関係機関との連絡調整をひとまとめに行ってくれるので、居住支援協議会としては支援をスムーズに行うことができ、助かっている。 ・組織と組織をつなぐのが居住支援協議会の役割で、実際にケース支援を行うのは具体的な事業所。居住支援協議会のような役割のおかげで、担当者の異動等があっても仕組みが引き継がれていく。

旭川市自立支援協議会

特徴的な取組

- ・事務局である基幹相談支援センターを軸に、早期から北海道地域生活定着支援札幌センターと連携し、広域性という地理的条件を適切な役割分担によってカバーされている。
- ・こうした実践は、今後、他都府県の定着支援センターが自立支援協議会との連携に取り組むにあたり参考となる点を多く含んでおり、とりわけ同様に広域性という事情を抱える都府県の定着支援センターにとってはより示唆に富んだ事例になると思われる。

ヒアリングご対応者(団体)

- ・旭川市障害者総合相談支援センターあそと … 旭川市自立支援協議会の事務局
- ・旭川市自立支援協議会司法部会 … 旭川市居住支援協議会で罪を犯した障害者の支援に関する地域課題を協議する専門部会
- ・旭川市福祉保険部障害福祉課障害事業係 … 旭川市自立支援協議会の主管課

ヒアリング要旨

導入期	罪を犯した障害者の支援を開始したきっかけ (司法部会) ・基幹相談支援センターへの弁護士からの相談が端緒。ケースを通じて連携作りを進め、平成29年に「司法部会」という名称で専門部会を発足。札幌の地域生活定着支援センターが関与するようになったのは令和3年度の途中から。 札幌の定着支援センターと連携体制ができるまで (基幹相談支援センター) ・札幌市と旭川市の間の距離が物理的に離れていることもあり、当初は定着支援センターに協議会に関わってもらおうメリットを感じていなかった。 ・しかし、年1回の旭川市での懇談会の中で、地域づくりを含めて定着支援センターと話をする機会が増えてきた。また、コロナ禍で定着支援センターもリモートで協議会に参加できるようになったことで、物理的なハードルも下がった。 ・その後、定着支援センターから相談を受けるようになり、ケース支援を通じて互いに役割分担を行うことで、さらにハードルが下がっていった。 ・当初、定着支援センターはアドバイザーとして司法部会に参加。その後、被疑者等支援業務をはじめ入口支援が拡大する中で、協議会の窓口をどうするべきかという検討の機会をとらえ、協議会にオブザーバー参加してもらうようになった。令和2年度に開催した触法障がい者支援者養成研修の講師をお願いしたことをきっかけに次年度からは正式に構成メンバーとして参加をお願いする。 →一部の機関に負担が集中しないようシステム化を進める中で定着支援センターが連携先に浮上。 ・定着支援センターとの連携当初は、お互いの地域事情や役割の違いもあり行き違いが起こることもあった。しかし、一緒に働く中で、定着支援センターの「巻き込み上手」な職員の力もあり、お互いの理解が進んだ。 旭川市自立支援協議会と司法機関との連携体制ができるまで (基幹相談支援センター)
-----	---

	・司法機関は福祉サイドとの「共通言語」をもたなかったり、スピード感が異なったりすることで最初は連携に苦慮した。 ・しかし、以前から接点のあった社会復帰調整官が司法部会に参加したり、検察庁の社会復帰支援室からの相談を受けたりする中で、福祉側とのニーズのマッチングが進んだ。
成長期	定着支援センターとつながるために (基幹相談支援センター) ・主に協議会を通じて定着支援センターと情報交換を行い、必要に応じて個別ケースの連携も実施。 ・協議会の機能や役割、限界などを定着支援センターに伝え、両者の役割分担を明確にするよう努めている。また旭川市の地域事情も共有するようにしている。 定着支援センターと連携するメリット (司法部会) ・罪を犯した障害者への地域における支援のあり方を考えるにあたって、以下のようなメリットがある。 ① 定着支援センターがもつ豊富な実践事例を基にした研修の実施 ② 罪を犯した障害者に関する研修会の開催方法や、専門家招へいについてのアドバイス等 法的に役割の定まった機関と定着支援センターの支援との違い (基幹相談支援センター・司法部会) ・例えば医療観察対象者の支援では、社会復帰調整官の役割や関与できる期間が明確に決まっているので、福祉サイドは地域生活移行に向けたビジョンを立てやすい。 ・定着支援センターのフォローアップは明確に期限が区切られていないので、いつでも相談できる点はメリットだが、どこまで関わるかは定着支援センターやその職員によって異なる。「重点的なフォローアップ期間は〇か月まで」と決まっていると、福祉サイドは分かりやすい。
成熟期	関係機関との連携を維持・発展させていくために (基幹相談支援センター、司法部会) ・支援者の養成や裾野拡大のため、「触法障がい者支援研修会」を年1～2回程度開催。 ・弁護士会との協議や個別ケースの事例検討、「触法障がい者支援チーム」の運用等。 ・専門機関がケースを軸に横につながり、お互いの役割を知っていくことが大事。 ・今までどおり、必要なときには顔を突き合わせ、話ができる関係性を維持したい。 ・連携をシステムとして引き継いでいくことは必要だが、今後の課題。誰が引き継いでも一定水準の業務をしていけるよう、教育や人材育成が大事。 定着支援センターとの連携をより促進していくために (基幹相談支援センター、司法部会) ・定着支援センターが具体的にどんな業務をしているか可視化されるとよいのではないか。 ・定着支援センターは県域をまたいだ帰住調整を行っていると思うので、そうした広域の調整をどのように行っているのか、情報発信してもらえると助かる。 ・また、次のような点が可視化されるとよいのではないかと感じる。 ① 定着支援センター職員の顔が見えること ② 定着支援センターがどんな組織なのか ③ 支援のメニューに何があり、具体的にどんな支援をしているのか ④ 具体的な事例と、定着支援センターの支援によってどんな効果が生じたか ⑤ 対象者の支援にあたり、定着支援センターは何をしてくれるのか

旭川市自立支援協議会 (北海道地域生活定着支援札幌センター)

特徴的な取組

- ・旭川市自立支援協議会と連携しながら、広域性という地理的条件を適切な役割分担によってカバーされている。
- ・こうした実践は、今後、他都府県の定着支援センターが自立支援協議会との連携に取り組むにあたり参考となる点を多く含んでおり、とりわけ同様に広域性という事情を抱える都府県の定着支援センターにとってはより示唆に富んだ事例になると思われる。

ヒアリングご対応者(団体)

北海道地域生活定着支援札幌センター … 旭川市自立支援協議会司法部会の構成メンバー

ヒアリング要旨

導入期	旭川市自立支援協議会と連携体制ができるまで ・きっかけは、被疑者等支援業務の開始を受け、旭川市における対象者の受入事業所を広げるため。 ・旭川市は、長期刑(L 指標)の旭川刑務所があるため、出所する人より市外から戻ってくる人が多い。そうした状況から協議会との関わりが密になることが予想されたため、アプローチを行った。 ・令和 3 年以前は年1回程度、旭川市で定着主催の懇談会を開催しており、旭川市自立支援協議会の事務局である基幹相談支援センターにも参加していただいていた。基幹相談支援センターとは、以前から社会資源の確認や計画相談支援事業所の紹介等でつながりがあった。 ・これまでケース支援を通じて、定着支援センター・協議会双方とも互いにつながりたいという思いがある中で被疑者等支援業務が開始されたことを受け、協議会にオブザーバーとして参画し、その後正式メンバーとなった。 旭川市自立支援協議会との連携にあたって留意したこと <定着支援センター側の準備> ・センター長、統括コーディネーター、旭川地区の担当職員が協議会に参加。業務都合もあるがなるべく1名は参加するようにしている。 ・旭川地区の担当職員だけでなくセンター長や統括コーディネーター(元センター長)も参加するのは、定着支援センターの職員の間でも業務経験年数に差があるので、その差を両名がこれまで蓄積してきた経験や知見によって均すため。旭川地区の担当職員も、センター長、統括コーディネーターとともに協議会に参加することで、連携構築やケース支援に係る両名の経験を学ぶ機会となっている。 ・連携構築の初期段階では「札幌市と旭川市の物理的な距離が離れているので協議会への参加は難しいのではないか」「協議会が開催されたときに札幌市から参加できるのか」といった懸念があった。 ・そこで、コロナ禍ではリモートで協議会に参加し、それが明けてからは「顔の見える関係性」を作るため、なるべく現地に出向くことを心掛けている。高速道路で片道2時間の距離だが、こちらの「姿勢」を届けるために可能な限り出向くようにしている。
-----	--

成長期	旭川市自立支援協議会との現在の連携状況 ・次のような関わりを行っている。 ① 司法部会のメンバーとして協議会に参画し、会議等に出席して意見交換を実施。 ② 定期的な部会の会議や研修会等に参加。 ・研修会では事例を基にした研修を行い、グループワークを含めるようにして、より多くの人たちに関心をもってもらうようにしている。 協議会との連携を維持・発展させていくために ・コンスタントに顔を出し、協議会や地域の現状を把握することが大事。 ・必要に応じて、協議会からの相談に定着支援センターが応じ、定着支援センターが協議会へ相談する関係性ができている。 →双方に連携のメリットあり。
成熟期	旭川自立支援協議会と連携したことによる効果 ・急な支援が必要になった時に協議会が存在することは心強い。連携が進むことで、フォローアップや緊急時の迅速な対応等の定着支援センターの負担が減少した。 ・司法部会に参加することで、急に視界が開けたというわけではないが、協議会を通じての支援ということで厚みが生まれた。もともと「顔の見える関係性」ができていたことが大きい。 道内他自治体へのスキームの拡大 ・旭川市以外にも「定着支援センターはこんなことをしている」ということを知ってもらい、旭川市でのスキームを取り入れてもらおうと働きかけている。まだ全ての自治体をまわりきれたわけではないが、足を運んだ先からは「話を聞けてよかった」という声が聴かれる。 定着支援センターから地域への引き継ぎの形 ・関係者が協議会への支援の移行を「とりあえず大丈夫」と思ったときに支援の切り替えどきかと思う。その場合にはフォローアップをいったん終了し、必要に応じて相談支援業務で引き受ける。

新潟市障がい者地域自立支援協議会

特徴的な取組

- ・新潟市障がい者地域自立支援協議会においては、協議会が法定化された早い段階から定着支援センターとの連携体制を構築しており、官民協働のネットワークを活用した支援が仕組みとして現在も稼働している。
- ・とりわけ、個別ケースの支援について専門性を有する基幹相談支援センターが、定着支援センターと日常的に連携しつつ、新潟市下複数の区協議会の事務局を務め、必要に応じて地域課題を集約し市協議会の全体会に課題提起を行う体制は、全国的にも数少ない取り組みであり、今後協議会との連携を模索する定着支援センターにとって参考となる点も多いと考えられる。

ヒアリングご対応者(団体)

- ・新潟市障がい福祉課 … 新潟市障がい者地域自立支援協議会の事務局
- ・基幹相談支援センター中央 … 新潟市内に4ヶ所ある基幹相談支援センターの一つで、中央区の自立支援協議会の事務局を担う

ヒアリング要旨

導入期	新潟県地域生活定着支援センターと連携する以前の状況 (基幹相談支援センター中央) ・区協議会内、区協議会ケース会議において個別事例として取り上げ、全体で事例検討や、地域に不足しているものについて話し合ったことはあった。 ・定着支援センターと接点をもつ以前に、刑事司法関係機関(刑務所、保護観察所)と既に接点もっていた。 ・罪を犯した障害者への支援に関するノウハウはあるが、福祉サービス事業所へつなぐ場合、受け入れる事業所に十分な説明が必要。少しずつ裾野は広がっているが、まだ及び腰の事業所がある。
	新潟県地域生活定着支援センターと協議会が連携するきっかけ (基幹相談支援センター中央) ・自立準備ホームから基幹相談支援センターへの相談について、定着支援センターに相談することで適切な役割分担を整理できていた。その意味で協議会への参画前から定着支援センターの存在は助かっており、そうした個別ケースの積み重ねがあった。 (新潟市障がい福祉課) ・平成28年度に定着支援センターが中央区協議会の委員として参画し、新潟市協議会の全体会にも参加。平成30年度からは、市の相談支援体制について協議する場である「相談支援連絡会」の会長に就任し、各種課題の検討班(現専門部会)のとりまとめを行った。令和5年度からは全体会の副会長に就任。 (基幹相談センター中央) ・アプローチは協議会側からフランクな形で行った。定着支援センター側にもおそらくニーズはあり、当時のセンター長もそれに応じてくれた。ケアマネジメントを一緒に行ったり、帰りにふらっと事務所に立ち寄って相談したり(定着支援センターと基幹相談支援センター中央は車で5分程度の距離)といったことを通じて、関係性づくりを進めた。

	新潟県地域生活定着支援センターと連携するメリット (基幹相談支援センター中央) ・各関係機関のつなぎ役として期待。 → 市の全体会のイメージだが、普段、定着支援センターと関わらない協議会の委員に対して、当時のセンター長が定着支援センターとは直接関わりのないことについても発言し、そこからうまく定着支援センターのことにつなげてくれる。結果として委員の人材育成にもつながった。当時のセンター長は障害福祉も高齢福祉も知っている人だった。 ・事前にアセスメント情報があるため、ゼロベースではないインテークとなり、基幹相談支援センター側でのアセスメントが容易になる。
成長期	関係機関のつながり作り、定着支援センター業務等の理解の深化 (新潟市障がい福祉課) ・協議会を通じて、市と定着支援センターがつながる(お互いの研修案内を担当でない分野に周知するなど)ができていると感じる。市の全体会を定着支援センターに傍聴してもらうなど「顔の見える関係性」が今はできていると思う。 ・相談支援専門員を対象に、関係機関を呼んでチームアプローチを考えようという研修を企画。その講師の中の一つとして定着支援センターを招へいし、その業務内容とチームアプローチの考え方を周知してもらった。 (基幹相談支援センター中央) ・個別のケースで罪を犯した障害者の事例を出してくれた計画相談の方がおり、それをきっかけとして受け入れ先を増やしていくことを目的として、協議会事務局から定着支援センターに相談を持ち掛けた。それから2年連続の研修(定着支援センターの役割や事業説明等、グループホーム等からの実際の事例の報告)を実施。 ・定着支援センターの参加前に、中央区協議会で刑務所参観を実施。そういう企画を今、定着支援センターが企画してくれると有意義かと思う。 ・保護観察所を講師として招いて刑事司法手続きについてのレクチャーをしてもらったり、協議会のメンバーで保護観察所主催の研修に参加したりすることがある。
成熟期	定着支援センターと医療観察法における支援の違い (基幹相談支援センター中央) ・医療観察法の場合は、社会復帰調整官がどこまでの期間関与できるかがはっきりしているのでビジョンが見えやすい。一方で、定着支援センターは支援期間の明確な定めがないところが社会復帰調整官との違いで、かつ強みでもある。地域づくりという観点で見れば、定着支援センターとの連携の方が協働できているという印象がある。 定着支援センターと今後より良く連携していくために (基幹相談支援センター中央) ・定着支援センターには医療観察法と違い明確なフォローアップの区切りがないので、各センター、各職員の判断で対象者に関与し続けることができる。それはメリットでもあるが、地域づくりを考えた時には、対象者支援に関わるチームとして、定着支援センターの支援に一区切りを設け、バトンタッチを受ける必要もあると感じる。

栃木県地域生活定着支援センター

特徴的な取組

- ・全国的に地域ケア会議と連携している定着支援センターは少ないが、同センターにおいては、求められれば地域ケア会議に出席するスタンスで関係性構築を行っている。
- ・そうした関係性構築とその後の展開において、どのようなアプローチを行ったのか、他の定着支援センターにとっても参考となる重要な示唆が得られるのではないかと考えられる。

ヒアリングご対応者(団体)

- ・栃木県地域生活定着支援センター

ヒアリング要旨

導入期	栃木県における連携体制 ・栃木県では、地域ケア会議単体との連携というより、罪を犯した障害者・高齢者の支援を総合的に検討するために構築した、市町の横のつながりから成る「支援会議」というプラットフォームと定着支援センターとの連携がシステム化。支援会議での検討を踏まえ、必要に応じて地域ケア会議等、個別の協議会や事業所にケース相談を持ち掛ける。 「支援会議」の構築までの流れ ・前提として、県が罪を犯した障害者への支援に理解があり、母体法人に対しても県の信頼が厚かったことが大きい。 ・定着支援センター単独では罪を犯した障害者・高齢者への支援が困難だったので、市町福祉各課を横につなげて現場レベルの協議会を立ち上げようと考え、アプローチ。 <アプローチに活用した機会> ・厚生労働省からの説明を踏まえて県が市町を招集して実施している事業説明会に定着支援センターが出席し、実施。幅広い福祉分野を横断するので、特に福祉総務課をターゲットにして説明した。 <県を介して市町へアプローチした理由> ・以下の2つ。 ① 福祉サービスの給付は市町村単位のため、県→市町のルートを押さえれば、市町から個別の各サービス事業者にも情報が伝わり、理解も早まるという見立て ② 定着支援センターの業務は「住民の一人を支援する地域福祉」という意識を市町の職員にもってもら。「あなたの市町の住民が困っているのだから定着センターと一緒に考えましょう」という形でアプローチ。 連携構築のアプローチのポイント ・研修の講師に定着支援センターが呼ばれたとき等に、事業や連携について本音で語ること。 ・福祉部局でも行政の事務方は支援の現場を知らないことが多い。そのため当初は定着支援センター側の熱意がうまく伝わらなかった。 ・市町に定着支援センターから足を運んで、お互いが知り合う＝「顔の見える関係性」作りに注力。ただし行政側の担当者には進捗状況等をまめに報告するよう留意。 ・ケース支援が始まったら、まずは定着支援センターも一緒に動いて汗をかくことが重要。
------------	--

成長期	「支援会議」実施の流れ ・各市町に配置された窓口担当職員に、定着支援センターから会議の開催を持ち掛ける。 ・その後の会議調整は、当該担当職員が行う。必要があれば、定着支援センターから専門機関に声掛けをする。 ・会議後は、必要に応じて地域ケア会議等の協議会につなぐ等する。 ・こうした流れは、一度会議を開いてしまえばできる。 ・市町職員の異動が多いこともあり、支援会議を開く際には、定着支援センターの業務説明は必ず冒頭に説明している。 関係機関との連携を維持・発展させていくために ・県とは、担当者の異動があることも考え、2～3か月に1回は定着支援センターの業務状況を報告し、定着支援センターに対する温度感が変わらないように努めている。顔を合わせる事が重要。 ・行政とは対立せず、しかし定着支援センターとしては食らいついていくことが大事。ケース支援において行政にアプローチするには、行政の知らない情報を定着支援センターから提供するのがコツ。
成熟期	「支援会議」の位置づけ ・「支援会議」はあくまで発端、関係者の顔合わせの場。そこで多くの関係機関がつながり、1か所だけが苦勞をするのではなく皆で分担する。支援者が多ければ、他の支援者にカバーしてもらうこともできる。 県を起点として関係機関と連携したメリット ・最初は定着支援センターから県にアプローチしたが、現在では県から予算を含めて様々な情報提供がされるなど、スムーズに連携できるようになった。 ・コロナ禍で3年ほど支援会議を対面で開けなかったが、関係機関にスムーズに話が通るようになった。 フォローアップ業務を見据えた関係性作り ・定着支援センターから地域に支援をバトンタッチしていくことを意識して、地域包括支援センターを含む各機関に対して「まずは自分たちで課題解決する意識を高めてほしい」という方向でアプローチをするようにしている。そうすることで、定着支援センターと地域との役割分担が明確になる。 連携を引き継いでいく仕組み ・各市町の定着支援事業担当職員の名簿は毎年4月に更新されて県からセンターに示されている。 ・県から定着支援センターの説明をしてもらったのは最初だけで、今では市町担当者も異動の際には後任者へ定着センターとの連携について引き継がれるようになっている。

愛知県豊田市 (重層的支援体制整備事業・地域再犯防止推進協議会)

活用方法

- ・重層的支援体制整備事業が各自治体で開始される中、早い段階から重層的支援体制整備事業に地域再犯防止推進協議会を包含する形で取り組み、愛知県地域生活定着支援センターとも連携しながら機動的な実施体制を確保するとともに着実に成果を挙げている。
- ・部署の垣根を超えた弾力的で総合的な運営方式は、既に再犯防止施策を立ち上げた、あるいはこれから立ち上げようとする基礎自治体にとって、その効果を高めるうえで示唆に富んだ先進事例といえる。

ヒアリングご対応者(団体)

- ・愛知県豊田市地域包括ケア企画課 … 地方再犯防止推進計画のプラン及び進捗管理を担当する部署
- ・愛知県豊田市福祉総合相談課 … 地方再犯防止推進計画の実行＝具体的な相談実務を担う部署

ヒアリング要旨

導入期	豊田市における地方再犯防止推進計画の策定と位置づけ ・令和2～3年にかけて地方再犯防止推進計画を策定。 → 「第2次地域福祉計画に関連する個別計画」に位置づけ、罪を犯した者も地域住民の一人として支援。 → 定着支援センターと自治体等の関係機関が協働しつつ、共に「汗をかく」意識が重要。 地方再犯防止推進計画の策定までの経緯 ・地方再犯防止推進計画の「プラン」と「実行」を両輪で担う地域包括ケア企画課、福祉総合相談課で相談を重ね、福祉総合相談課が担当する重層的支援体制整備事業を基盤に同計画を策定・実行することで決定。 → 罪を犯した者も地域住民の一人である、という認識に立脚。 ・その後、同計画の策定のため、福祉部局・保健部局ほか5部局の職員で構成された「庁内検討委員会」を発足。 ・同計画策定に係る地域課題の分析として、2年の時間をかけて以下の取り組みを実施。 ① 統計データの取得・分析 ② 保護司や協力雇用主へのアンケート ③ 定着支援センターを含む15機関へのヒアリング → 結果、刑法犯のうち最多の「窃盗犯」に着目。 → 生活困窮と社会的孤立を防ぐ福祉的支援を目指すこととする。 ・以下のメンバーから成る「計画策定委員会」を立ち上げ、次の取り組みを実施。 <メンバー> 学識者、矯正管区、検察庁支部、保護観察所、弁護士会、定着支援センター、社会福祉士会、地域包括支援センター、自立支援協議会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、保護司会、協力雇用主会等 <取り組み> ・刑事司法手続きの理解 ・刑事司法手続きの流れにおける、国・県・市・民間の役割分担の理解
-----	--

	・「計画策定委員会」での議論を踏まえ、モデル的に「検察庁及び弁護士との連携による入口支援」「矯正施設、保護観察所等との連携による出口支援」を実践。 → 刑事司法機関から自治体への「情報共有シート」作成・活用。
成長期	定着支援センターとの連携の進展 ・重層的支援体制整備事業の実施にあたり、豊田市では、相談支援事業所や地域包括支援センター等と連携体制を組んでいる。 ・重層的支援体制整備事業の枠組みの中で地方再犯防止推進計画の実行するにあたり、定着支援センターも連携の枠組みに参画。豊田市と定着支援センターで連携しながら罪を犯した障害者・高齢者のケース支援を重ねていった。 → 定着支援センターからも「支援を重ねていく中で、定着支援センターも、スポット的に関わる機関ではなく支援チームの一員として関係者に認知していただけた」という声が聴かれる。 ・定着支援センターは、ケース支援の実務では罪を犯した障害者・高齢者への支援が基本だが、地域再犯防止推進協議会では、オブザーバー的に他の福祉支援に関する問題についても意見を述べる。 豊田市における支援のあり方、連携体制の拡大に向けた仕掛け ・豊田市としては「支援の終結」という考えはもたず「ゆるくつながり続ける」ことで、必要な支援に機動的に関与できる体制を確保。 ・市内連携をさらに促進していくために、地域包括ケア企画課で市役所職員向けに刑務所見学を企画。刑事司法機関の実際を見ることで理解を深めてもらう目的であり、刑務所側のニーズともマッチングしていた。
成熟期	現時点における定着支援センターとの連携体制 ・重層的支援体制整備事業のスキームの中に、関係機関として定着支援センターを明確に位置付け。 ・上述の「情報共有シート」の改良や、定着支援センターと豊田市との役割分担も進んでいる。 <定着支援センターと豊田市の役割分担の例> ・矯正施設等から、更生保護施設・自立準備ホームを経由しての帰住地探し → 定着支援センター ・豊田市内に帰住地が見つかった後＝豊田市の住民となった(なることが見込まれる)後 → 豊田市、市内の相談支援事業所、地域包括支援センター等

8. 本調査（効果的なネットワーク 構築等に関する調査研究事業）に係る 考察

本調査（効果的なネットワーク構築等に関する調査研究事業）に係る考察

1. 実態調査の結果から見えること

- ・ 地域再犯防止推進協議会以外の各種協議会との連携が進んでいない現状が、改めて明らかとなった。
- ・ 他方で、定着支援センターの支援対象者の多くを占める「定着支援センターの支援は希望するが、具体的な福祉サービスは希望しない/福祉サービスの利用要件に適合しない」支援対象者への支援のあり方を、各種協議会と連携して模索する必要があると思われる。
- ・ そのためには、各定着支援センターに対して、各種協議会と連携するための「気付き」を可視化して提示することが有効なのではないか。

【背景要因】

各種協議会との連携・多機関連携に関する要因

（集計データから）

- ① 居宅系の帰住地に帰住した定着支援センターの支援対象者のうち（有効回答 596 件）、障害がある 65 歳未満の者 319 名の中で福祉サービスを利用している者の割合は 20%~40%前後であった。要介護認定がある 65 歳以上の者 63 名についても、介護保険サービスを利用している率は 20%~30%前後であった。
- ② ただし、上記の 65 歳未満の者 319 名は何らかの障害を有しているケースであること、「65 歳以上」の 151 名（60.6%）は高齢であることによって定着支援センターの支援対象者となったことが分かった。

（集計データを踏まえた考察）

- ・ このことから「定着支援センターの支援は希望するが、具体的な福祉サービスは希望しない/福祉サービスの利用要件に適合しない」支援対象者が一定数存在することが推測される。
- ・ そのことが結果的に、定着支援センターが各種協議会に対して連携のアプローチを行う動機を弱め、かつ、多数を占めるこのような支援対象者への支援において定着支援センターの負担が大きくなっている可能性がある。
- ・ 一方で、上記②の集計データを踏まえれば「定着支援センターの支援は希望するが、具体的な福祉サービスは希望しない/福祉サービスの利用要件に適合しない」支援対象者であっても、障害があり、又は高齢であることで生活上に何らかの支障を来している可能性はある。

2. ヒアリングの結果から見えること

- ・ 定着支援センターと各種協議会との連携を円滑に実施できている自治体等においては、定着支援センターが各種協議会に対して主体的なアプローチを積み重ねて双方の信頼関係の醸成に努めるとともに、その信頼関係をさらに発展させるため、ケース支援や研修会の実施といった「仕掛け」を継続していることが明らかとなった。
- ・ 他方で、定着支援センターの存在を知らない自治体等があり、罪を犯した障害者・高齢者の支援に当該自治体等が苦慮しているも、定着支援センターとの連携という選択肢が思い浮かばない可能性があることも見えてきた。
- ・ 今後、定着支援センターが各種協議会と連携を進めるにあたっては、連携が進んでいない背景として集計データから考えられる下記の要因に留意しながら、上記のような「仕掛け」に着手することが有効と思われる。
- ・ 併せて、市町村等の基礎自治体等に対して定着支援センターが働きかけ、その存在を認知してもらうような取組も重要と思われる。

【背景要因】

居住支援に関する要因

（集計データから）

- ① 「居住支援協議会（都道府県）」及び「居住支援協議会（市町村）」との連携が「あり」の定着支援センターは、ともに 36 件の回答のうち 4 件（11.1%）にとどまる。
- ② 支援対象者の帰住先の調整に関する「情報入手先」について「居住支援法人」が「あり」の定着支援センターは、は 596 件の回答のうち 64 件（10.7%）にとどまる。

（集計データを踏まえた考察）

- ・ このことから、居住支援協議会や居住支援法人、並びに自治体が、定着支援センターを居住支援に関わる機関として認識しておらず、両者の連携が進んでいない可能性がある。
- ・ また、罪を犯した障害者・高齢者の居住支援にあたって、居住支援協議会や居住支援法人の側が定着支援センターとの連携の必要性を感じたとしても、定着支援センターに対してどの段階で、どんなオーダーができるのかを把握できていない可能性がある。

各種協議会との連携・多機関連携に関する要因

（集計データから）

- ・ 定着支援センターが各種協議会と連携しなかった理由として、自立支援協議会、地域ケア会議、生活困窮者支援調整会議、要保護児童対策地域協議会といった「根拠法の施行からある程度の年月が経過し、既に全国の自治体に設置がほぼ完了している協議会」については「従前からの支援体制が維持されており、協議会で早急な検討を行う必要がなかったため」が、いずれも 20%～30%弱あり、「その他（必要なしと判断等）」が 45%前後ある。

（集計データを踏まえた考察）

- ・ 定着支援センターと各種協議会との連携が図れていない要因として、以下のようなことが考えられる。
 - ① 官民協働の基盤とつながることで、どのような効果があるのかを定着支援センターが認識していない/できていない可能性がある。その背景には、定着支援センターでの業務経験年数が 3 年以下の職員が 59.4%を占めていることも影響しているのではないかと。
 - ② 地域にどのような各種協議会があるのか、そうした協議会をどう活用すればよいのかを定着支援センターが認識できていない可能性がある。その背景としては①と同様のことが考えられる。
 - ③ 各種協議会との連携の必要性・重要性は理解しているものの、具体的にどういった点から着手していけばよいのかを定着支援センターが認識できていない可能性がある。
 - ④ 各種協議会に委員等として参画したことはあるものの、そのことを起点としてどのように連携すればよいのか、その具体的手法や効果を定着支援センターが認識できていない可能性がある。
 - ⑤ 各種協議会に委員等として参画したことはあるものの、年度の切り替わり時期における定着支援センターからの引き継ぎに係る働きかけ（年度始めにおける事業説明等、導入期と同様のアプローチ）が十分でないために、定着支援センターと各種協議会との関わりが形式化している可能性がある。

3. 今後の展望（具体的な連携手法等）

- ・ 定着支援センターが各種協議会との連携を効果的に進めていくためには、連携構築のプロセスを3段階（導入期・成長期・成熟期）のフェーズに分け、それぞれの段階において取り組むべき事項を視覚化し、その視覚化された事項に従って連携構築を図っていくことが有効と思われる。
- ・ 3段階のフェーズにおいて取り組むべき事項としては、以下のことが考えられる。

導入期に関して	・ 会議や研修の機会を活用して周知広報を行う等、各種協議会における定着支援センターの認知を高める。 ・ 定着支援センターから各種協議会に対して、現地に足を運び、事業説明や実際のケースを基に連携の必要性和意義を訴える。 ・ 定着支援センターが各種協議会に対してできること（連携によって確保できる「安心感」）を明確に伝える。
成長期に関して	・ 実際のケース支援を積み重ね、定着支援センターと各種協議会との間の信頼関係を強固にする。 ・ ケース支援を重ねる中で、定着支援センターと各種協議会双方の業務範囲・限界点を確認しながら、適切で効果的な役割分担を図っていく。
成熟期に関して	・ 定着支援センターと各種協議会との連携体制が属人的なものにとどまらないよう、組織として連携が持続できるような引継ぎのシステムづくりを進める。 ・ システム化が困難でも、各種協議会等の「プラットフォーム」を活用する等して関係者が互いに「顔の見える関係性」を維持する。 ※具体例：刑務所見学等のイベント的な企画等

3. その他

- ・ 今回実施したヒアリングは定着支援センターを含む各種協議会の関係機関が一つの場合に集まって意見交換等を行う機会となった。
- ・ こうした「場」を作ったことで、それまで接点の薄かった各種協議会と定着支援センターがお互いのニーズを知るきっかけとなったり、定着支援センターが各種協議会にアプローチする必要性を改めて認識したりする結果につながった。「導入期」に関する好事例として記載する。

各種協議会	定着支援センター	ヒアリングの効果
奈良県居住支援協議会	奈良県地域生活定着支援センター	奈良県居住支援協議会に対して、定着支援センターから参画のアプローチを行うきっかけとなった。
大牟田市居住支援協議会	福岡県地域生活定着支援センター	大牟田市居住支援協議会から定着支援センターにアプローチがあり、協議会の場で定着支援センターの業務説明等を行うこととなった。

9. 実態調査集計結果

9－①. 居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての
実態調査（対象者個票）基礎集計

居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査(センター個票)基礎集計

設問番号	設問	回答内容・選択肢	回答数 (単位：件)	割合 (単位：％)	回答総数 (設問別)
0	0. センター名についてご回答ください(※「愛知」「長崎」等で可)。	—			
0-②	0-②. 当該支援対象者について、貴センターにおける管理番号を入力ください(調査対象者に紛れがないように固有の番号を振るという意味です)。	—			
1	1. 対象者の依頼カテゴリについて選んでください。	特別調整	279	46.8	596
		一般調整	76	12.8	
		相談入口支援	144	24.2	
		相談出口支援	54	9.1	
		被疑者等	43	7.2	
2	2. 対象者の性別について選んでください。	男性	500	83.9	596
		女性	96	16.1	
3	3. 対象者の相談時年齢についてご回答ください。	10代	18	3.0	596
		20代	34	5.7	
		30代	65	10.9	
		40代	88	14.8	
		50代	87	14.6	
		60代前半	55	9.2	
		60代後半	76	12.8	
		70代	143	24.0	
		80代以上	30	5.0	
4	4. (令和3年度に支援終了した対象者) 令和4年3月31日現在における、支援対象者の支援状況について選んでください。 【該当：149ケース】	終了(地域定着)	75	49.7	151
		終了(支援辞退)	11	7.3	
		終了(再犯再入所)	27	17.9	
		終了(所在不明)	2	1.3	
		終了(その他の支援継続困難事由)	36	23.8	
4-②	4-②. (令和4年度に支援終了した対象者又は同年度末で支援継続中の対象者) 令和5年3月31日現在における、対象者の支援状況について選んでください。	支援継続中	276	62.0	445
		終了(地域定着)	90	20.2	
		終了(支援辞退)	22	4.9	
		終了(再犯再入所)	34	7.6	
		終了(所在不明)	4	0.9	
		終了(その他の支援継続困難事由)	19	4.3	

設問番号	設問	回答内容・選択肢	回答数 (単位：件)	割合 (単位：％)	回答総数 (設問別)
5	5. (令和3年度に支援終了した対象者) 令和4年3月31日現在における、対象者の帰住先について選んでください。	自宅（持ち家）	33	21.7	152
		借家（新規契約・戸建て）	2	1.3	
		借家（新規契約・アパート）	89	58.6	
		借家（直近入居先：戸建て）	3	2.0	
		借家（直近入居先：アパート）	16	10.5	
		公営住宅（都道府県）	3	2.0	
		公営住宅（市区町村）	6	3.9	
		居住支援法人管理の登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅）	0	0.0	
		居住支援法人以外が管理する登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅）	0	0.0	
		居住支援法人管理のセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）	0	0.0	
		居住支援法人以外が管理するセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）	0	0.0	
		その他	0	0.0	
5-②	5-②. (令和4年度に支援終了した対象者又は同年度末で支援継続中の対象者) 令和5年3月31日現在における、対象者の帰住先について選んでください。	自宅（持ち家）	86	19.3	445
		借家（新規契約・戸建て）	8	1.8	
		借家（新規契約・アパート）	227	51.0	
		借家（直近入居先：戸建て）	11	2.5	
		借家（直近入居先：アパート）	62	13.9	
		公営住宅（都道府県）	9	2.0	
		公営住宅（市区町村）	21	4.7	
		居住支援法人管理の登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅）	8	1.8	
		居住支援法人以外が管理する登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅）	3	0.7	
		居住支援法人管理のセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）	4	0.9	
		居住支援法人以外が管理するセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）	6	1.3	
		その他	0	0.0	
6	6. 対象者の認知症の有無について選んでください。	認知症あり	17	2.9	596
		認知症疑い	35	5.9	
		認知症なし	544	91.3	
7	7. 対象者の身体障害の有無について選んでください。	身体障害あり	65	10.9	596
		身体障害疑い	7	1.2	
		身体障害なし	524	87.9	
7-②	7-②. (身体障害が「あり」の場合) 該当する障害について選んでください。	肢体不自由	38	55.9	68
		視覚障害	7	10.3	
		嗅覚障害	1	1.5	
		聴覚障害	11	16.2	
		内部疾患	11	16.2	
8	8. 対象者の知的障害の有無について選んでください。	知的障害あり	125	21.0	596
		知的障害疑い	65	10.9	
		知的障害なし	406	68.1	
8-②	8-②. (知的障害が「あり」の場合) 該当する障害の程度について選んでください。	軽度	83	62.9	132
		中等度	39	29.5	
		重度	9	6.8	
		最重度	1	0.8	

設問番号	設問	回答内容・選択肢	回答数 (単位:件)	割合 (単位:%)	回答総数 (設問別)
9	9. 対象者の精神障害の有無について選んでください。	精神障害あり	182	30.5	596
		精神障害疑い	37	6.2	
		精神障害なし	377	63.3	
9-②	9-②. (精神障害が「あり」の場合) 該当する疾病について選んでください (ICD10を基に回答選択肢を作成)	器質性精神障害	3	1.6	187
		アルコール使用による障害	27	14.4	
		覚醒剤等の違法薬物使用による障害	13	7.0	
		統合失調症	56	29.9	
		気分障害 (うつ病含む)	55	29.4	
		神経症性障害	5	2.7	
		パーソナリティ障害	7	3.7	
10	10. 対象者の発達障害の有無について選んでください。	発達障害あり	32	5.4	596
		発達障害疑い	37	6.2	
		発達障害なし	527	88.4	
10-②	10-②. (発達障害が「あり」の場合) 該当する疾病について選んでください (ICD10を基に回答選択肢を作成)	自閉症	12	32.4	37
		多動性障害	11	29.7	
		アスペルガー症候群	4	10.8	
		その他の広汎性発達障害	7	18.9	
		詳細不明の広汎性発達障害	2	5.4	
11	11. 対象者の要介護認定の有無について選んでください。	要介護認定あり	85	14.3	596
		要介護認定なし (申請していない)	194	32.6	
		要介護認定なし (申請したが非該当)	17	2.9	
		要介護認定なし (65歳未満)	300	50.3	
11-②	11-②. (要介護認定が「あり」の場合) 該当する等級について選んでください。	要支援1	33	39.3	84
		要支援2	10	11.9	
		要介護1	25	29.8	
		要介護2	10	11.9	
		要介護3	1	1.2	
		要介護4	4	4.8	
		要介護5	1	1.2	
12	12. 対象者の罪名について選んでください。未遂のある罪名については未遂も含みます (複数回答可)	生命・身体犯 (殺人・逮捕監禁・略取誘拐・住居侵入・放火・DVなど、全て未遂含む)	46	7.72	596
		財産犯 (窃盗・強盗・詐欺・横領など)	369	61.91	
		粗暴犯 (暴行・傷害・強要・脅迫・恐喝・公務執行妨害・銃刀法違反など)	61	10.23	
		性犯 (公然わいせつ・強制わいせつ・強制性交等)	15	2.52	
		薬物犯 (覚醒剤取締法違反・大麻取締法違反・毒物及び劇物取締法違反など)	18	3.02	
		その他 (道交法違反・ストーカー規制法違反・虞犯・上記にあてはまらないもの)	16	2.68	
		生命・身体犯/財産犯	30	5.03	
		生命・身体犯/財産犯/その他	1	0.17	
		生命・身体犯/粗暴犯	5	0.84	
		生命・身体犯/粗暴犯/その他	1	0.17	
		生命・身体犯/性犯	2	0.34	
		生命・身体犯/薬物/財産	2	0.34	
		生命・身体犯/薬物/粗暴犯/その他	1	0.17	
		財産犯/性犯	1	0.17	
		財産犯/粗暴	11	1.85	
		財産犯/粗暴/その他	1	0.17	
		財産犯/薬物	2	0.34	
		財産犯/粗暴/薬物	1	0.17	
		財産犯/その他	7	1.17	
		性犯/粗暴	3	0.50	
		性犯/粗暴/その他	2	0.34	
		薬物/粗暴犯	1	0.17	

設問番号	設問	回答内容・選択肢	回答数 (単位：件)	割合 (単位：％)	回答総数 (設問別)
13	13. (特別調整・一般調整対象者) 協力等依頼の受理時を起点にお聞きします。矯正施設入所前に生活していた居住形態について選んでください。	自宅（持ち家）	68	18.9	359
		借家（新規契約・戸建て）	2	0.6	
		借家（新規契約・アパート）	95	26.5	
		借家（直近入居先：戸建て）	13	3.6	
		借家（直近入居先：アパート）	88	24.5	
		公営住宅（都道府県）	7	1.9	
		公営住宅（市区町村）	16	4.5	
		居住支援法人管理の登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅）	0	0.0	
		居住支援法人以外が管理する登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅）	0	0.0	
		居住支援法人管理のセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）	1	0.3	
		居住支援法人以外が管理するセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）	1	0.3	
		障害者支援施設	2	0.6	
		障害者グループホーム	7	1.9	
		病院	1	0.3	
		生活保護施設	2	0.6	
		日常生活支援住居施設	0	0.0	
		サービス付き高齢者向け住宅	2	0.6	
		小規模多機能型居宅介護施設	0	0.0	
		認知症グループホーム	0	0.0	
		養護老人ホーム	1	0.3	
		有料老人ホーム	0	0.0	
		特別養護老人ホーム	0	0.0	
14	14. (相談支援（出口支援）) 相談依頼（出口支援）の受理時を起点にお聞きします。矯正施設入所前に生活していた居住形態について選んでください。	自宅（持ち家）	14	25.5	55
		借家（新規契約・戸建て）	2	3.6	
		借家（新規契約・アパート）	5	9.1	
		借家（直近入居先：戸建て）	3	5.5	
		借家（直近入居先：アパート）	7	12.7	
		公営住宅（都道府県）	1	1.8	
		公営住宅（市区町村）	2	3.6	
		居住支援法人管理の登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅）	0	0.0	
		居住支援法人以外が管理する登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅）	0	0.0	
		居住支援法人管理のセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）	0	0.0	
		居住支援法人以外が管理するセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）	0	0.0	
		障害者支援施設	0	0.0	
		障害者グループホーム	0	0.0	
		病院	0	0.0	
		生活保護施設	0	0.0	
		日常生活支援住居施設	0	0.0	
		サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	
		小規模多機能型居宅介護施設	0	0.0	
		認知症グループホーム	0	0.0	
		養護老人ホーム	0	0.0	
		有料老人ホーム	0	0.0	
		特別養護老人ホーム	0	0.0	
		無料定額宿泊所	0	0.0	
		簡易宿泊所	0	0.0	
		その他	21	38.2	

設問番号	設問	回答内容・選択肢	回答数 (単位：件)	割合 (単位：％)	回答総数 (設問別)
15	15. (被疑者等支援業務) 支援協力依頼の受理時を起点にお聞きします。逮捕勾留前に生活していた居住形態について選んでください。	自宅(持ち家)	10	23.3	43
		借家(新規契約・戸建て)	0	0.0	
		借家(新規契約・アパート)	5	11.6	
		借家(直近入居先：戸建て)	1	2.3	
		借家(直近入居先：アパート)	7	16.3	
		公営住宅(都道府県)	0	0.0	
		公営住宅(市区町村)	0	0.0	
		居住支援法人管理の登録住宅(住宅セーフティネット制度に登録している住宅)	0	0.0	
		居住支援法人以外が管理する登録住宅(住宅セーフティネット制度に登録している住宅)	0	0.0	
		居住支援法人管理のセーフティネット住宅(住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅)	0	0.0	
		居住支援法人以外が管理するセーフティネット住宅(住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅)	0	0.0	
		障害者支援施設	0	0.0	
		障害者グループホーム	0	0.0	
		病院	0	0.0	
		生活保護施設	0	0.0	
		日常生活支援住居施設	0	0.0	
		サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	
		小規模多機能型居宅介護施設	0	0.0	
		認知症グループホーム	0	0.0	
		養護老人ホーム	0	0.0	
		有料老人ホーム	0	0.0	
		特別養護老人ホーム	0	0.0	
16	16. (相談支援(入口支援)) 相談依頼(出口支援)の受理時を起点にお聞きします。逮捕勾留前に生活していた居住形態について選んでください。	自宅(持ち家)	63	51.2	123
		借家(新規契約・戸建て)	1	0.8	
		借家(新規契約・アパート)	11	8.9	
		借家(直近入居先：戸建て)	3	2.4	
		借家(直近入居先：アパート)	25	20.3	
		公営住宅(都道府県)	1	0.8	
		公営住宅(市区町村)	10	8.1	
		居住支援法人管理の登録住宅(住宅セーフティネット制度に登録している住宅)	1	0.8	
		居住支援法人以外が管理する登録住宅(住宅セーフティネット制度に登録している住宅)	0	0.0	
		居住支援法人管理のセーフティネット住宅(住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅)	0	0.0	
		居住支援法人以外が管理するセーフティネット住宅(住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅)	1	0.8	
		障害者支援施設	2	1.6	
		障害者グループホーム	2	1.6	
		病院	2	1.6	
		生活保護施設	1	0.8	
		日常生活支援住居施設	0	0.0	
		サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	
		小規模多機能型居宅介護施設	0	0.0	
		認知症グループホーム	0	0.0	
		養護老人ホーム	0	0.0	
		有料老人ホーム	0	0.0	
		特別養護老人ホーム	0	0.0	
		無料定額宿泊所	0	0.0	
		簡易宿泊所	0	0.0	
		その他	0	0.0	

設問番号	設問	回答内容・選択肢	回答数 (単位：件)	割合 (単位：％)	回答総数 (設問別)
17	17. (令和3年度に支援終了した対象者) 出所(釈放)から令和4年3月31日までの生活期間について選んでください。 ※令和4年3月31日より前に支援終了した対象者については、支援終了日	1年未満	21	14.1	149
		1年以上2年未満	55	36.9	
		2年以上3年未満	33	22.1	
		3年以上	40	26.8	
18	18. (令和4年度に支援終了した対象者又は同年度末で支援継続中の対象者) 出所(釈放)から令和5年3月31日までの生活期間について選んでください。 ※令和5年3月31日より前に支援終了した対象者については、支援終了日 ※釈放日を起点とし、調査対象期間の末日時点で支援が継続している者/同末日時点で支援が終了した者はそれまでの期間、同末日に至る前に支援が終了した者は、その支援終了日までの期間で算出 (例) 令和3年5月1日支援開始⇒令和5年3月31日時点で支援継続中＝2年未満 令和4年6月1日支援開始⇒令和5年2月1日支援終了＝1年未満	1年未満	147	32.7	450
		1年以上2年未満	94	20.9	
		2年以上3年未満	52	11.6	
		3年以上	157	34.9	

設問番号	設問	回答内容・選択肢	回答数 (単位：件)	割合 (単位：％)	回答総数 (設問別)
19	19. (令和3年度に支援終了した対象者についてご回答ください) 令和4年3月31日現在で把握している 帰住地へ移行した際のプロセスにおいて、 何らかの中間施設を経由しましたか。	はい	111	18.7	594
		いいえ (釈放後直接)	110	18.5	
		令和4年度に支援継続中・支援終了した対象者である	373	62.8	
19-②	19-②. 令和4年3月31日現在で把握している 帰住地へ移行するまでの転居回数について選んでください。 ※例：釈放後直後の帰住地（更生保護施設等）から移行⇒1回 釈放後直後の帰住地から病院を経て移行⇒2回	転居1回	82	72.6	113
		転居2回	23	20.4	
		転居3回	5	4.4	
		転居4回	2	1.8	
		転居5回以上	1	0.9	
19-③-①	19-③-①. 令和4年3月31日現在で把握している 帰住地へ移行するまでの転居について、1回目の転居はどこからしましたか。 ※例：釈放後直後に更生保護施設に帰住し、転居⇒更生保護施設経由 ※例：釈放後直後に無料低額宿泊所に帰住し、転居⇒無料低額宿泊所経由	更生保護施設経由	45	39.8	113
		自立準備ホーム経由	41	36.3	
		障害者支援施設経由	1	0.9	
		障害者グループホーム経由	10	8.8	
		病院経由	5	4.4	
		生活保護施設経由	0	0.0	
		日常生活支援住居施設経由	0	0.0	
		サービス付き高齢者向け住宅経由	0	0.0	
		小規模多機能型居宅介護施設経由	0	0.0	
		認知症グループホーム経由	0	0.0	
		養護老人ホーム経由	0	0.0	
		有料老人ホーム経由	0	0.0	
		特別養護老人ホーム経由	0	0.0	
		無料定額宿泊所経由	3	2.7	
19-③-②	19-③-②. 2回目の転居はどこからしましたか。 ※例：釈放後直後に更生保護施設に帰住し、そのあと生活保護施設に転居し、さらに転居（転居が2回までの場合：現住居）⇒生活保護施設経由	簡易宿泊所経由	0	0.0	32
		その他	8	7.1	
		対象者の生活能力をアセスメントするため	25	15.9	
		居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため	44	28.0	
		対象者に医療的なケアが必要だったため	5	3.2	
		対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため	2	1.3	
		対象者が転居を主張したため	20	12.7	
19-③-③	19-③-③. 1回目の転居の理由について主なものを1つ選んでください。	対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため	6	3.8	157
		その他	55	35.0	
		更生保護施設経由	4	12.5	
		自立準備ホーム経由	2	6.3	
		障害者支援施設経由	2	6.3	
		障害者グループホーム経由	2	6.3	
		病院経由	6	18.8	
19-③-④	19-③-④. 令和4年3月31日現在で把握している 帰住地へ移行するまでの転居について、2回目の転居はどこからしましたか。 ※例：釈放後直後に更生保護施設に帰住し、そのあと生活保護施設に転居し、さらに転居（転居が2回までの場合：現住居）⇒生活保護施設経由	生活保護施設経由	0	0.0	157
		日常生活支援住居施設経由	0	0.0	
		サービス付き高齢者向け住宅経由	1	3.1	
		小規模多機能型居宅介護施設経由	1	3.1	
		認知症グループホーム経由	0	0.0	
		養護老人ホーム経由	0	0.0	
		有料老人ホーム経由	1	3.1	
		特別養護老人ホーム経由	1	3.1	
		無料定額宿泊所経由	0	0.0	
		簡易宿泊所経由	2	6.3	
		その他	0	0.0	
		更生保護施設経由	10	31.3	
		自立準備ホーム経由	2	6.3	
		障害者支援施設経由	2	6.3	
		障害者グループホーム経由	2	6.3	
		病院経由	6	18.8	
		生活保護施設経由	0	0.0	
		日常生活支援住居施設経由	0	0.0	
		サービス付き高齢者向け住宅経由	1	3.1	
		小規模多機能型居宅介護施設経由	1	3.1	
		認知症グループホーム経由	0	0.0	
		養護老人ホーム経由	0	0.0	
		有料老人ホーム経由	1	3.1	
		特別養護老人ホーム経由	1	3.1	
		無料定額宿泊所経由	0	0.0	
		簡易宿泊所経由	2	6.3	
		その他	0	0.0	
		更生保護施設経由	10	31.3	

設問番号	設問	回答内容・選択肢	回答数 (単位：件)	割合 (単位：％)	回答総数 (設問別)
19-③-②	19-③-②. 2回目の転居の理由について主なものを1つ選んでください。	対象者の生活能力をアセスメントするため	2	5.3	38
		居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため	7	18.4	
		対象者に医療的なケアが必要だったため	6	15.8	
		対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため	1	2.6	
		対象者が転居を主張したため	7	18.4	
		対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため	6	15.8	
		その他	9	23.7	
19-③-③	19-③-③. 3回目の転居はどこからしましたか。 ※例：釈放後直後に更生保護施設に帰住し、そのあと生活保護施設に転居し、そのあと病院に転居し、さらに転居（転居が3回までの場合：現住居）⇒病院経由	更生保護施設経由	0	0.0	8
		自立準備ホーム経由	0	0.0	
		障害者支援施設経由	0	0.0	
		障害者グループホーム経由	3	37.5	
		病院経由	0	0.0	
		生活保護施設経由	0	0.0	
		日常生活支援住居施設経由	0	0.0	
		サービス付き高齢者向け住宅経由	0	0.0	
		小規模多機能型居宅介護施設経由	0	0.0	
		認知症グループホーム経由	0	0.0	
		養護老人ホーム経由	0	0.0	
		有料老人ホーム経由	1	12.5	
		特別養護老人ホーム経由	0	0.0	
		無料定額宿泊所経由	0	0.0	
		簡易宿泊所経由	0	0.0	
		その他	4	50.0	
19-③-③	19-③-③. 3回目の転居の理由について主なものを1つ選んでください。	対象者の生活能力をアセスメントするため	1	14.3	7
		居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため	0	0.0	
		対象者に医療的なケアが必要だったため	0	0.0	
		対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため	1	14.3	
		対象者が転居を主張したため	3	42.9	
		対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため	1	14.3	
		その他	1	14.3	
19-③-④	19-③-④. 4回目の転居はどこからしましたか。 ※例：釈放後直後に更生保護施設に帰住し、そのあと生活保護施設に転居し、そのあと病院に転居し、そのあと福祉事業所に転居し、さらに転居（転居が4回までの場合：現住居）⇒福祉事業所経由	更生保護施設経由	1	33.3	3
		自立準備ホーム経由	0	0.0	
		障害者支援施設経由	0	0.0	
		障害者グループホーム経由	0	0.0	
		病院経由	0	0.0	
		生活保護施設経由	0	0.0	
		日常生活支援住居施設経由	0	0.0	
		サービス付き高齢者向け住宅経由	0	0.0	
		小規模多機能型居宅介護施設経由	0	0.0	
		認知症グループホーム経由	0	0.0	
		養護老人ホーム経由	0	0.0	
		有料老人ホーム経由	0	0.0	
		特別養護老人ホーム経由	0	0.0	
		無料定額宿泊所経由	0	0.0	
		簡易宿泊所経由	0	0.0	
		その他	2	66.7	

設問番号	設問	回答内容・選択肢	回答数 (単位：件)	割合 (単位：%)	回答総数 (設問別)
19-③-④	19-③-④、4回目の転居の理由について主なものを1つ選んでください。	対象者の生活能力をアセスメントするため	0	0.0	2
		居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため	0	0.0	
		対象者に医療的なケアが必要だったため	0	0.0	
		対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため	0	0.0	
		対象者が転居を主張したため	1	33.3	
		対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため	1	33.3	
		その他	0	0.0	
19-③-⑤	19-③-⑤、5回目の転居はどこからしましたか。 ※例：釈放後直後に更生保護施設に帰住し、そのあと生活保護施設に転居し、そのあと病院に転居し、そのあと福祉事業所に転居し、そのあと簡易宿泊所に転居し、さらに転居（転居が5回までの場合：現住居）⇒簡易宿泊所経由	更生保護施設経由	0	0.0	1
		自立準備ホーム経由	0	0.0	
		障害者支援施設経由	0	0.0	
		障害者グループホーム経由	0	0.0	
		病院経由	1	100.0	
		生活保護施設経由	0	0.0	
		日常生活支援住居施設経由	0	0.0	
		サービス付き高齢者向け住宅経由	0	0.0	
		小規模多機能型居宅介護施設経由	0	0.0	
		認知症グループホーム経由	0	0.0	
		養護老人ホーム経由	0	0.0	
		有料老人ホーム経由	0	0.0	
		特別養護老人ホーム経由	0	0.0	
		無料定額宿泊所経由	0	0.0	
		簡易宿泊所経由	0	0.0	
		その他	0	0.0	
19-③-⑤	19-③-⑤、5回目の転居の理由について主なものを1つ選んでください。	対象者の生活能力をアセスメントするため	0	0.0	1
		居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため	0	0.0	
		対象者に医療的なケアが必要だったため	1	100.0	
		対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため	0	0.0	
		対象者が転居を主張したため	0	0.0	
		対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため	0	0.0	
		その他	0	0.0	
19-②	19-②、「釈放後直接」を選択した場合） 釈放後直接に居宅系帰住地へ移行した理由について、主なものを1つ選んでください。	帰住することのできる場所があったため	75	70.1	107
		対象者本人が希望したため	26	24.3	
		中間施設への帰住を調整したが、受け入れが難しかったため	3	2.8	
		その他	3	2.8	

設問番号	設問	回答内容・選択肢	回答数 (単位:件)	割合 (単位:%)	回答総数 (設問別)
20	20. (令和4年度に支援終了した対象者又は同年度末で支援継続中の対象者についてご回答ください) 令和5年3月31日現在で把握している帰住地へ移行した際のプロセスにおいて、何らかの中間施設を経由しましたか。	はい	202	54.2	373
		いいえ(釈放後直接)	170	45.6	
		令和4年度に支援継続中・支援終了した対象者である	1	0.3	
20-2	20-2. 令和5年3月31日現在で把握している帰住地へ移行するまでの転居回数について選んでください。 ※例: 釈放後直後の帰住地(更生保護施設等)から移行⇒1回 釈放後直後の帰住地から病院を経て移行⇒2回	転居1回	140	69.3	202
		転居2回	43	21.3	
		転居3回	13	6.4	
		転居4回	4	2.0	
		転居5回以上	2	1.0	
20-3-1	20-3-1. 令和5年3月31日現在で把握している帰住地へ移行するまでの転居について、1回目の転居はどこからしましたか。 ※例: 釈放後直後に更生保護施設に帰住し、転居⇒更生保護施設経由 ※例: 釈放後直後に無料低額宿泊所に帰住し、転居⇒無料低額宿泊所経由	更生保護施設経由	88	43.6	202
		自立準備ホーム経由	63	31.2	
		障害者支援施設経由	2	1.0	
		障害者グループホーム経由	4	2.0	
		病院経由	14	6.9	
		生活保護施設経由	4	2.0	
		日常生活支援住居施設経由	0	0.0	
		サービス付き高齢者向け住宅経由	0	0.0	
		小規模多機能型居宅介護施設経由	0	0.0	
		認知症グループホーム経由	0	0.0	
		養護老人ホーム経由	2	1.0	
		有料老人ホーム経由	1	0.5	
		特別養護老人ホーム経由	0	0.0	
		無料定額宿泊所経由	3	1.5	
		簡易宿泊所経由	0	0.0	
		その他	21	10.4	
20-3-1	20-3-1. 1回目の転居の理由について主なものを1つ選んでください。	対象者の生活能力をアセスメントするため	42	14.1	297
		居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため	95	32.0	
		対象者に医療的なケアが必要だったため	12	4.0	
		対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため	10	3.4	
		対象者が転居を主張したため	31	10.4	
		対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため	5	1.7	
		その他	102	34.3	
20-3-2	20-3-2. 2回目の転居はどこからしましたか。 ※例: 釈放後直後に更生保護施設に帰住し、そのあと生活保護施設に転居し、さらに転居(転居が2回までの場合: 現住居)⇒生活保護施設経由	更生保護施設経由	2	3.3	61
		自立準備ホーム経由	10	16.4	
		障害者支援施設経由	1	1.6	
		障害者グループホーム経由	13	21.3	
		病院経由	7	11.5	
		生活保護施設経由	3	4.9	
		日常生活支援住居施設経由	0	0.0	
		サービス付き高齢者向け住宅経由	0	0.0	
		小規模多機能型居宅介護施設経由	0	0.0	
		認知症グループホーム経由	0	0.0	
		養護老人ホーム経由	1	1.6	
		有料老人ホーム経由	1	1.6	
		特別養護老人ホーム経由	0	0.0	
		無料定額宿泊所経由	3	4.9	
		簡易宿泊所経由	1	1.6	
		その他	19	31.1	

設問番号	設問	回答内容・選択肢	回答数 (単位：件)	割合 (単位：％)	回答総数 (設問別)
20-3-2	20-3-2. 2回目の転居の理由について主なものを1つ選んでください。	対象者の生活能力をアセスメントするため	3	4.9	61
		居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため	24	39.3	
		対象者に医療的なケアが必要だったため	7	11.5	
		対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため	2	3.3	
		対象者が転居を主張したため	16	26.2	
		対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため	7	11.5	
		その他	2	3.3	
20-3-3	20-3-3. 3回目の転居はどこからしましたか。 ※例：釈放後直後に更生保護施設に帰住し、そのあと生活保護施設に転居し、そのあと病院に転居し、さらに転居（転居が3回までの場合：現住居）→病院経由	更生保護施設経由	1	1.64	18
		自立準備ホーム経由	0	0.0	
		障害者支援施設経由	2	11.1	
		障害者グループホーム経由	1	5.6	
		病院経由	1	5.6	
		生活保護施設経由	0	0.0	
		日常生活支援住居施設経由	0	0.0	
		サービス付き高齢者向け住宅経由	0	0.0	
		小規模多機能型居宅介護施設経由	0	0.0	
		認知症グループホーム経由	0	0.0	
		養護老人ホーム経由	1	5.6	
		有料老人ホーム経由	0	0.0	
		特別養護老人ホーム経由	0	0.0	
		無料定額宿泊所経由	2	11.1	
		簡易宿泊所経由	0	0.0	
		その他	10	55.6	
20-3-3	20-3-3. 3回目の転居の理由について主なものを1つ選んでください。	対象者の生活能力をアセスメントするため	0	0	18
		居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため	4	22.2	
		対象者に医療的なケアが必要だったため	1	5.6	
		対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため	2	11.1	
		対象者が転居を主張したため	5	27.8	
		対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため	4	22.2	
		その他	2	11.1	
20-3-4	20-3-4. 4回目の転居はどこからしましたか。 ※例：釈放後直後に更生保護施設に帰住し、そのあと生活保護施設に転居し、そのあと病院に転居し、そのあと福祉事業所に転居し、さらに転居（転居が4回までの場合：現住居）→福祉事業所経由	更生保護施設経由	0	0.0	6
		自立準備ホーム経由	0	0.0	
		障害者支援施設経由	1	16.7	
		障害者グループホーム経由	0	0.0	
		病院経由	1	16.7	
		生活保護施設経由	0	0.0	
		日常生活支援住居施設経由	0	0.0	
		サービス付き高齢者向け住宅経由	0	0.0	
		小規模多機能型居宅介護施設経由	0	0.0	
		認知症グループホーム経由	0	0.0	
		養護老人ホーム経由	0	0.0	
		有料老人ホーム経由	0	0.0	
		特別養護老人ホーム経由	0	0.0	
		無料定額宿泊所経由	0	0.0	
		簡易宿泊所経由	0	0.0	
		その他	4	66.7	
20-3-4	20-3-4. 4回目の転居の理由について主なものを1つ選んでください。	対象者の生活能力をアセスメントするため	0	0.0	6
		居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため	0	0.0	
		対象者に医療的なケアが必要だったため	1	16.7	
		対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため	0	0.0	
		対象者が転居を主張したため	2	33.3	
		対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため	2	33.3	
		その他	1	16.7	

設問番号	設問	回答内容・選択肢	回答数 (単位：件)	割合 (単位：%)	回答総数 (設問別)
20-③-⑤	20-③-⑤. 5回目の転居はどこからしましたか。 ※例：釈放後直後に更生保護施設に帰住し、そのあと生活保護施設に転居し、そのあと病院に転居し、そのあと福祉事業所に転居し、そのあと簡易宿泊所に転居し、さらに転居（転居が5回までの場合：現住居）⇒簡易宿泊所経由	更生保護施設経由	0	0.0	2
		自立準備ホーム経由	0	0.0	
		障害者支援施設経由	0	0.0	
		障害者グループホーム経由	0	0.0	
		病院経由	0	0.0	
		生活保護施設経由	0	0.0	
		日常生活支援住居施設経由	0	0.0	
		サービス付き高齢者向け住宅経由	0	0.0	
		小規模多機能型居宅介護施設経由	0	0.0	
		認知症グループホーム経由	0	0.0	
		養護老人ホーム経由	0	0.0	
		有料老人ホーム経由	0	0.0	
		特別養護老人ホーム経由	0	0.0	
		無料定額宿泊所経由	0	0.0	
		簡易宿泊所経由	0	0.0	
		その他	2	100.0	
20-③-⑤	20-③-⑤. 5回目の転居の理由について主なものを1つ選んでください。	対象者の生活能力をアセスメントするため	1	100.0	1
		居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため	0	0.0	
		対象者に医療的なケアが必要だったため	0	0.0	
		対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため	0	0.0	
		対象者が転居を主張したため	0	0.0	
		対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため	0	0.0	
		その他	0	0.0	
20-②	20-②. (「釈放後直接」を選択した場合) 釈放後直接に居宅系帰住地へ移行した理由について、主なものを1つ選んでください。	帰住することのできる場所があったため	99	58.6	169
		対象者本人が希望したため	61	36.1	
		中間施設への帰住を調整したが、受け入れが難しかったため	8	4.7	
		その他	1	0.6	
21	21. 帰住調整において、帰住先の情報を入手した先の団体又は方法について選んでください。	不動産業者	220	37.0	594
		自治体（都道府県）	6	1.0	
		自治体（市町村）	58	9.8	
		保護観察所	69	11.6	
		居住支援法人	64	10.8	
		相談支援事業所	38	6.4	
		包括支援センター	16	2.7	
		生活困窮者自立相談支援事業実施者（行政直営）	1	0.2	
		生活困窮者自立相談支援事業委託先	6	1.0	
		社会福祉協議会（都道府県）	1	0.2	
		社会福祉協議会（市区町村）	6	1.0	
		医療機関	13	2.2	
		インターネット	2	0.3	
		対象者の友人や知人	21	3.5	
		その他	73	12.3	
22	22. 帰住調整において、連携した協議会等について選んでください。 ※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援実務において相互に協力すること。	居住支援協議会	5	20.8	24
		自立支援協議会	3	12.5	
		地域ケア会議	1	4.2	
		重層的支援体制整備事業	2	8.3	
		生活困窮者支援調整会議	0	0.0	
		要保護児童対策地域協議会	0	0.0	
		都道府県再犯防止推進協議会	0	0.0	
		市区町村再犯防止推進協議会	1	4.2	
		その他民間支援の協議会・団体	12	50.0	

設問番号	設問	回答内容・選択肢		回答数 (単位：件)	割合 (単位：％)	回答総数 (設問別)				
22-②	22-②. (22の回答でいずれかの 選択肢に「あり」と回答した場合) 協 議会等との連携を行うために、事前に どのような働きかけを行ったことが効 果的だったかについてご回答くださ い。(「なし」と回答した選択肢は空 欄)	居住支援協議会		自由記述		6				
		自立支援協議会				2				
		地域ケア会議				1				
		重層的支援体制整備事業				2				
		生活困窮者支援調整会議				0				
		要保護児童対策地域協議会				0				
		都道府県再犯防止推進協議会				0				
		市区町村再犯防止推進協議会				1				
		その他民間支援の協議会・団体				12				
		22-③	22-③. (22の回答でいずれかの 選択肢に「あり」と回答した場合) 協 議会等と具体的にどのような連携を 行ったかについてご回答ください。 (「なし」と回答した選択肢は空欄)			居住支援協議会		自由記述		5
						自立支援協議会				2
地域ケア会議				1						
重層的支援体制整備事業				2						
生活困窮者支援調整会議				0						
要保護児童対策地域協議会				0						
都道府県再犯防止推進協議会				0						
市区町村再犯防止推進協議会				1						
その他民間支援の協議会・団体				11						
23	23. (22の回答でいずれかの選 択肢に「なし」と回答した場合) 連 携しなかった理由について選んでく ださい。(「あり」と回答した選択 肢は空欄)			居住支援協議会	該当の資源がないため	266	44.9			592
					センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	1	0.2			
		実際にケースを詰った結果、連携が難しいと判断したため	41		6.9					
		従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため	156		26.4					
		その他	128		21.6					
		自立支援協議会	該当の資源がないため	102	17.1	596				
			センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	1	0.2					
			実際にケースを詰った結果、連携が難しいと判断したため	46	7.7					
			従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため	168	28.2					
			その他	279	46.8					
		地域ケア会議	該当の資源がないため	115	19.3	596				
			センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	1	0.2					
			実際にケースを詰った結果、連携が難しいと判断したため	45	7.6					
			従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため	166	27.9					
			その他	269	45.1					
		重層的支援体制整備事業	該当の資源がないため	301	50.9	591				
			センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	3	0.5					
			実際にケースを詰った結果、連携が難しいと判断したため	34	5.8					
			従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため	153	25.9					
			その他	100	16.9					
		生活困窮者支援調整会議	該当の資源がないため	123	20.6	596				
			センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0	0.0					
			実際にケースを詰った結果、連携が難しいと判断したため	43	7.2					
			従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため	167	28.0					
			その他	263	44.1					
		要保護児童対策地域協議会	該当の資源がないため	127	21.5	592				
			センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	2	0.3					
			実際にケースを詰った結果、連携が難しいと判断したため	45	7.6					
			従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため	138	23.3					
			その他	280	47.3					
		都道府県再犯防止推進協議会	該当の資源がないため	122	20.6	593				
			センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0	0.0					
			実際にケースを詰った結果、連携が難しいと判断したため	44	7.4					
			従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため	154	26.0					
			その他	273	46.0					

設問番号	設問	回答内容・選択肢		回答数 (単位：件)	割合 (単位：％)	回答総数 (設問別)
		市区町村再犯防止推進協議会	該当の資源がないため	303	50.8	596
			センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0	0.0	
			実際にケースを諮った結果、連携が難しいと判断したため	41	6.9	
			従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため	151	25.3	
			その他	101	16.9	
		その他民間支援の協議会・団体	該当の資源がないため	270	46.2	585
			センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0	0.0	
			実際にケースを諮った結果、連携が難しいと判断したため	42	7.2	
			従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため	150	25.6	
			その他	123	21.0	
24	24. 居宅系帰住地の選定や移行のプロセスにおいて、貴センターと伴走した機関・団体について選んでください（複数回答可）。 ※「伴走」：居宅系居住地の選定や移行のプロセスの中で、センターとともに継続的に関与すること。	居住支援法人/その他		58	9.6	606
		不動産業者/その他		115	19.0	
		その他		56	9.2	
		伴走した機関・団体はない		377	62.2	
25	25. ご回答者の方の感触でかまいませんので、当該対象者が居宅系帰住地へ帰住するにあたって、関係機関等との調整における困難度合いはどの程度でしたか。次から当てはまる選択肢を1つ選んでください。	困難はなかった		276	46.3	596
		あまり困難はなかった		238	39.9	
		やや困難だった		48	8.1	
		困難だった		34	5.7	
25-②	25-②. (24の設問で「やや困難だった」「困難だった」と回答した場合) 具体的にどんな点が困難でしたか。			自由記述		82
26	26. ご回答者の方の感触でかまいませんので、当該対象者が居宅系帰住地へ帰住するにあたって、対象者本人との関係構築や維持に関しての困難度合いはどの程度でしたか。次から当てはまる選択肢を1つ選んでください。	困難はなかった		219	36.7	596
		あまり困難はなかった		245	41.1	
		やや困難だった		88	14.8	
		困難だった		44	7.4	
26-②	26-②. (24の設問で「やや困難だった」「困難だった」と回答した場合) 具体的にどんな点が困難でしたか。			自由記述		132
27	27. 帰住後、支援全体のコーディネート機関として連携している協議会等について選んでください。（複数回答可） ※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援実務において相互に協力すること。	居住支援協議会		3	0.5	601
		自立支援協議会		4	0.7	601
		地域ケア会議		9	1.5	601
		重層的支援体制整備事業		2	0.3	601
		生活困窮者支援調整会議		0	0.0	601
		要保護児童対策地域協議会		0	0.0	601
		都道府県再犯防止推進協議会		0	0.0	601
		市区町村再犯防止推進協議会		0	0.0	601
		その他民間支援の協議会・団体		19	3.2	601

設問番号	設問	回答内容・選択肢		回答数 (単位：件)	割合 (単位：％)	回答総数 (設問別)
27-②	27-②、（27の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）連携しなかった理由について選んでください。（「なし」と回答した選択肢は空欄）	居住支援協議会	該当の資源がないため	265	44.4	597
			センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0	0.0	
			実際にケースを詰った結果、連携が難しいと判断したため	45	7.5	
			従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため	153	25.6	
			その他	134	22.4	
		自立支援協議会	該当の資源がないため	99	16.6	595
			センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	2	0.3	
			実際にケースを詰った結果、連携が難しいと判断したため	49	8.2	
			従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため	163	27.4	
			その他	282	47.4	
		地域ケア会議	該当の資源がないため	113	19.2	589
			センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0	0.0	
			実際にケースを詰った結果、連携が難しいと判断したため	41	7.0	
			従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため	159	27.0	
			その他	276	46.9	
		重層的支援体制整備事業	該当の資源がないため	304	50.8	599
			センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	3	0.5	
			実際にケースを詰った結果、連携が難しいと判断したため	37	6.2	
			従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため	151	25.2	
			その他	104	17.4	
		生活困窮者支援調整会議	該当の資源がないため	122	20.4	598
			センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0	0.0	
			実際にケースを詰った結果、連携が難しいと判断したため	47	7.9	
			従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため	163	27.3	
			その他	266	44.5	
		要保護児童対策地域協議会	該当の資源がないため	0	0	0
			センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0	0	
			実際にケースを詰った結果、連携が難しいと判断したため	0	0	
			従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため	0	0	
			その他	0	0	
		都道府県再犯防止推進協議会	該当の資源がないため	120	20.1	598
			センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0	0.0	
			実際にケースを詰った結果、連携が難しいと判断したため	48	8.0	
			従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため	154	25.8	
			その他	276	46.2	
		市区町村再犯防止推進協議会	該当の資源がないため	301	50.3	598
			センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0	0.0	
			実際にケースを詰った結果、連携が難しいと判断したため	46	7.7	
			従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため	149	24.9	
			その他	102	17.1	
		その他民間支援の協議会・団体	該当の資源がないため	262	44.9	583
			センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0	0.0	
			実際にケースを詰った結果、連携が難しいと判断したため	46	7.9	
			従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため	148	25.4	
			その他	127	21.8	

設問番号	設問	回答内容・選択肢	回答数 (単位：件)	割合 (単位：％)	回答総数 (設問別)
28	28. 帰住後、対象者の日常生活を支援するにあたり、連携しているサービスや機関について選んでください。（複数回答可）	保護観察・更生緊急保護（保護観察所）/その他サービス	61	10.1	579
		日中活動（一般就労）/その他サービス	18	3.0	
		日中活動（福祉的就労）/その他サービス	108	17.9	
		日中活動（地域活動支援センター）/その他サービス	11	1.8	
		日中活動（シルバー人材センター）/その他サービス	8	1.3	
		日中活動（その他民間支援の協議会・団体）/その他サービス	36	6.0	
		食事支援（家事援助・配食サービス）/その他サービス	46	7.6	
		病院受診（移動支援・通院介助）/その他サービス	8	1.3	
		病院受診（精神科）/その他サービス	57	9.5	
		病院受診（その他の診療科）/その他サービス	31	5.1	
		金銭管理（日常生活自立支援事業（都道府県））/その他サービス	1	0.2	
		金銭管理（日常生活自立支援事業（市区町村））/その他サービス	3	0.5	
		金銭管理（成年後見制度）/その他サービス	3	0.5	
		金銭管理（大家等による管理）/その他サービス	8	1.3	
		金銭管理（その他民間支援の協議会・団体）/その他サービス	2	0.3	
		余暇活動/その他サービス	5	0.8	
		訪問看護	1	0.2	
		生活相談（相談支援事業所）	15	2.5	
		生活相談（包括支援センター）	8	1.3	
		生活相談（その他民間支援の協議会・団体）/その他サービス	10	1.7	
		日常相談（自治体（都道府県））/その他サービス	0	0.0	
		日常相談（自治体（市町村））	4	0.7	
		日常相談（不動産業者）	3	0.5	
		日常相談（居住支援法人）	1	0.2	
		日常相談（相談支援事業所）	3	0.5	
		日常相談（包括支援センター）/その他サービス	7	1.2	
		日常相談（その他民間支援の協議会・団体）	4	0.7	
		緊急時対応（自治体（都道府県））/その他サービス	0	0.0	
		緊急時対応（自治体（市町村））/その他サービス	2	0.3	
		緊急時対応（不動産業者）/その他サービス	1	0.2	
		緊急時対応（居住支援法人）/その他サービス	0	0.0	
		緊急時対応（相談支援事業所）/その他サービス	0	0.0	
		緊急時対応（包括支援センター）	2	0.3	
		緊急時対応（その他民間支援の協議会・団体）	2	0.3	
		連携している機関・サービスはない	110	18.2	
29	29. 帰住後の各分野における相談支援機関との連携状況について、連携している機関を選んでください（複数回答可）。	相談支援事業所	174	29.0	601
		包括支援センター	118	19.6	
		相談支援事業所/包括支援センター	6	1.0	
		生活困窮者支援調整会議	0	0.0	
		重層的支援会議	1	0.2	
		該当なし	302	50.2	

9－②. 居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての
実態調査（対象者個票）集計結果（属性分析）

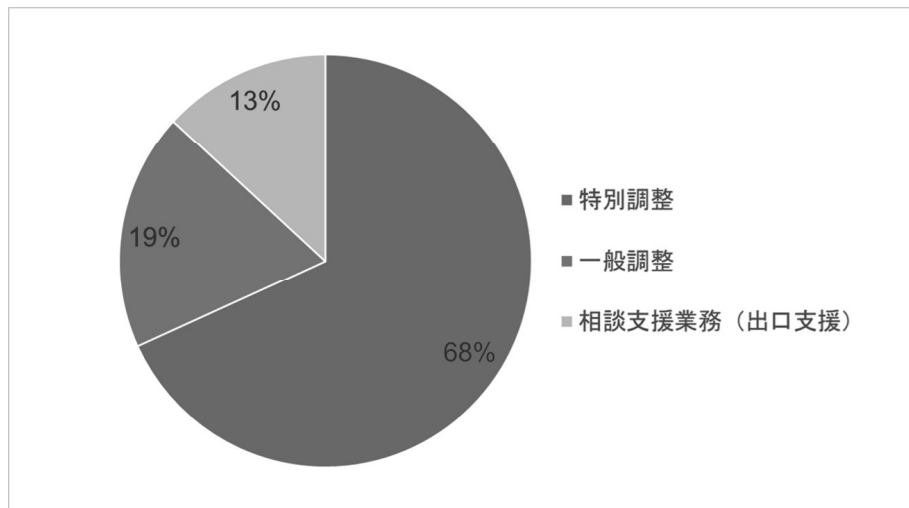
居住支援と地域生活定着支援 センターとの連携に係る 効果的な支援ネットワークの構築に ついての実態調査(対象者個票)

集計結果(属性分析)

凡 例

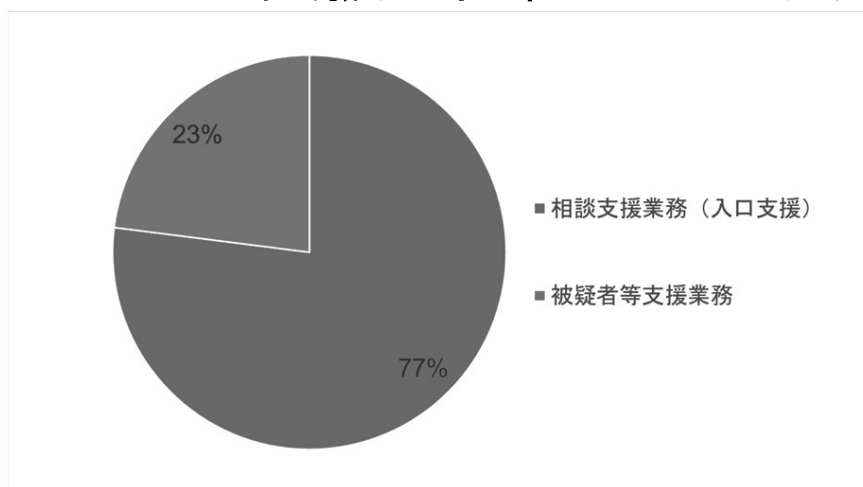
- 各グラフにおける「n」は、それぞれのサンプル数を表す。
- 各グラフにおける集計項目は巻末の「参考資料」に掲げた「質問・回答一覧」に準拠している。
- 「罪名別内訳」は、同じく「参考資料」に収録した「罪名別分類一覧表」を基に、回答された罪名をカテゴリ分けしたものである。
- 「罪名別分類」について、本来であれば「財産犯」等、末尾に「犯」が付くところ、今回は便宜的に省略したため、必要に応じて読み替えをされたい。

出口支援の依頼カテゴリ 別内(n=409)



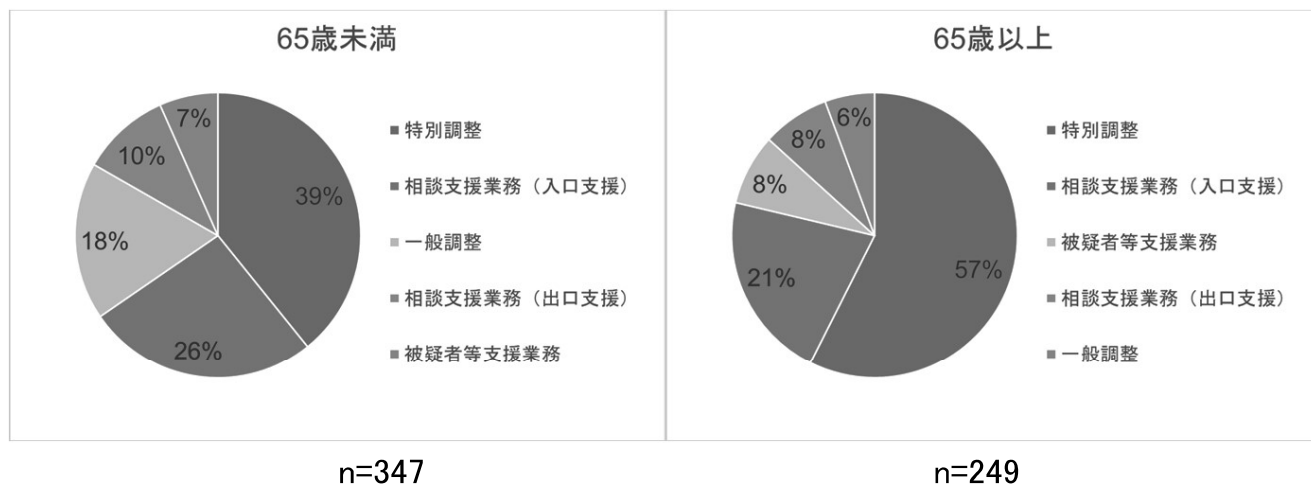
【ポイント】特別調整が 68%と、全体の約 7割を占めている。

被疑者等支援業務・ 入口支援の依頼カテゴリ 別内訳(n=187)



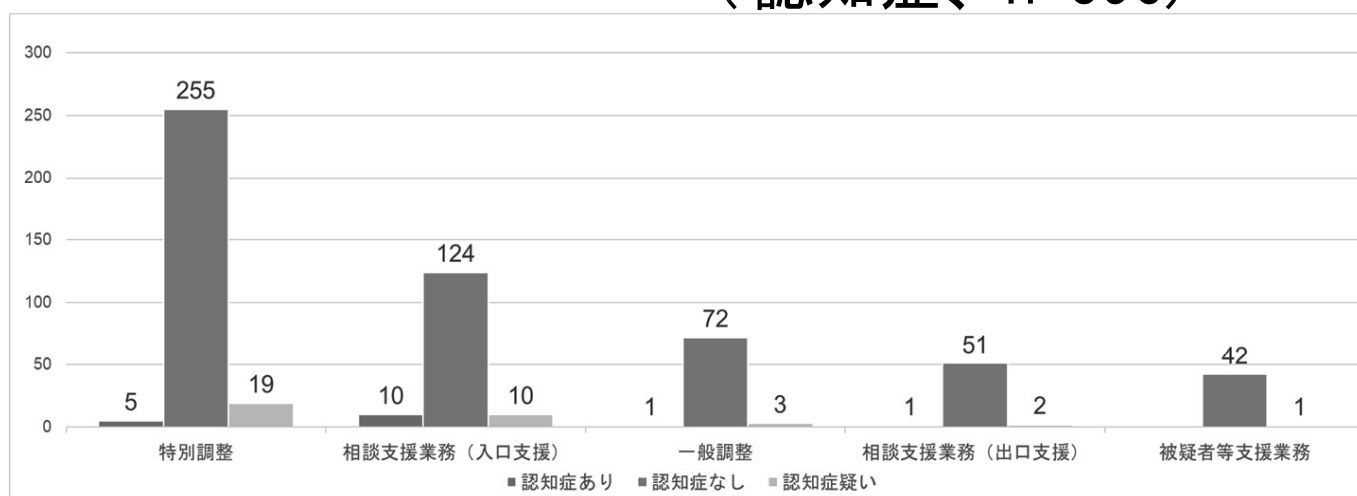
【ポイント】被疑者等支援業務は開始されてまだ間もないため「相談支援業務(入口支援)」が77%と、全体の約8割を占めている。

65歳未満・65歳以上別の 依頼カテゴリ別内訳



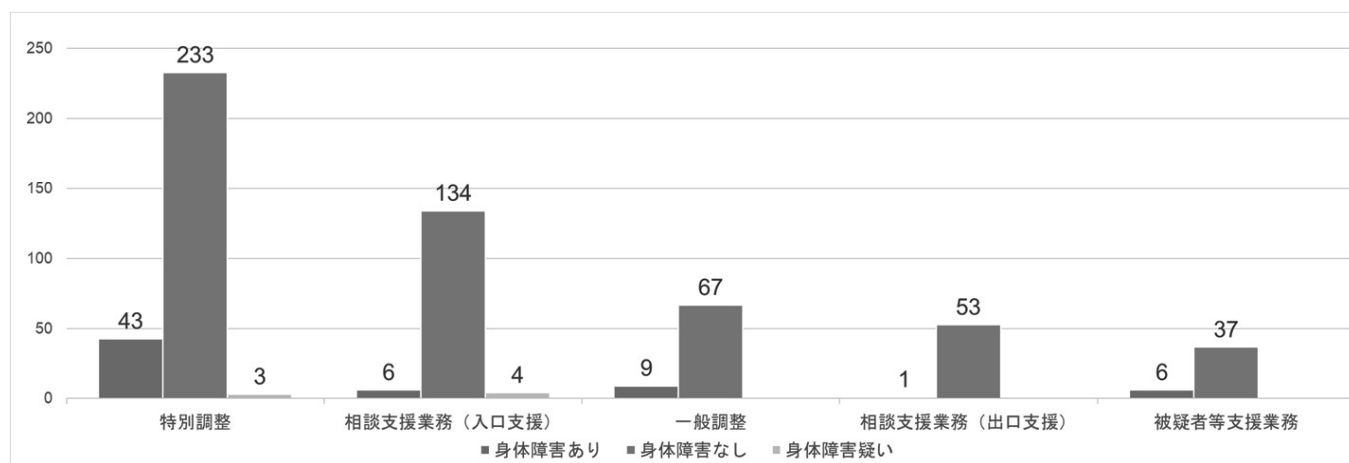
【ポイント】「65歳未満」では特別調整が39%と約4割なのに対して「65歳以上」では57%と約6割の数値となっている。

障害別等ごとの依頼カテゴリ別内訳 （認知症、n=596）



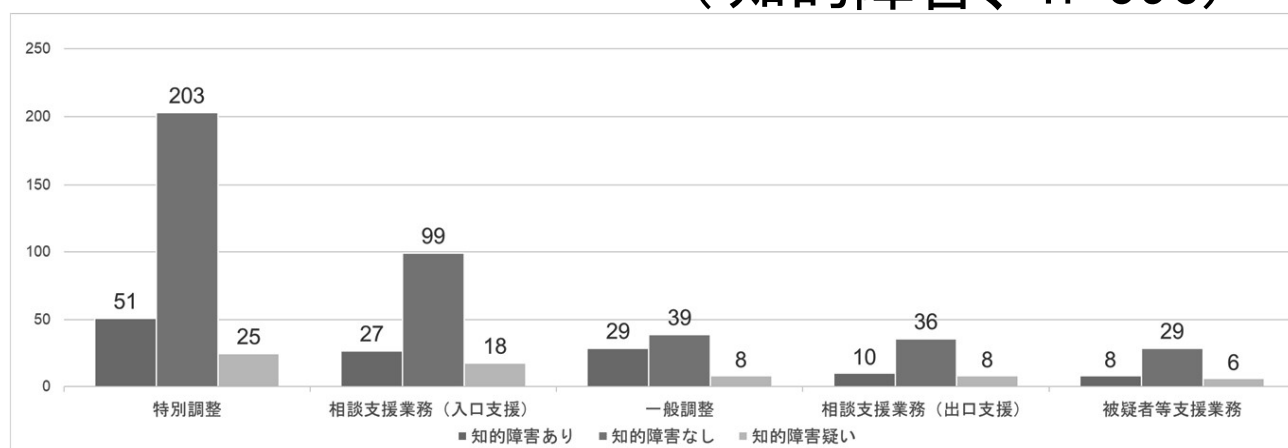
【ポイント】居宅系に帰住した支援対象者で「認知症あり」のケースはほとんどいない。

障害別等ごとの依頼カテゴリ別内訳 (身体障害、n=596)



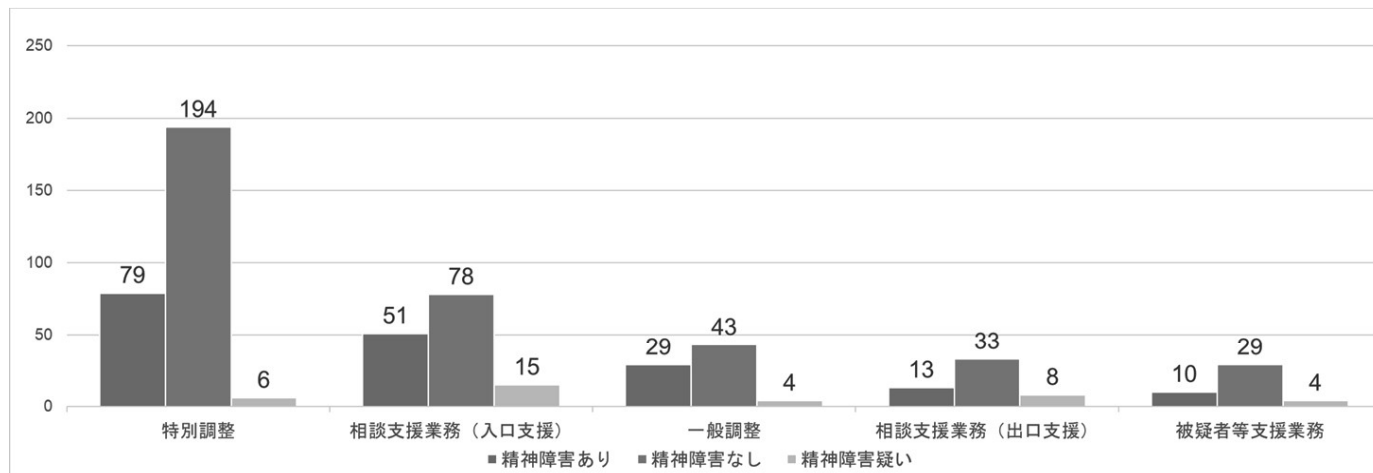
【ポイント】居宅系に帰住した対象者で「身体障害あり」の者は多くないが、ほとんどが特別調整に集中している。

障害別等ごとの依頼カテゴリ別内訳 (知的障害、n=596)



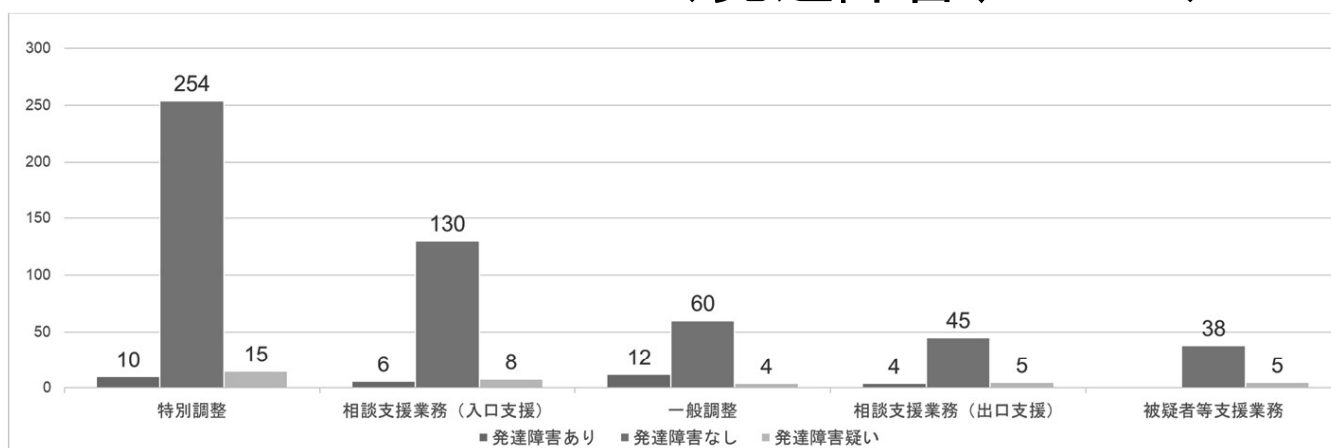
【ポイント】居宅系に帰住した対象者で「知的障害あり」の者の多くは特別調整、相談支援業務(入口支援)、一般調整に分布している。

障害別等ごとの依頼カテゴリ別内訳 (精神障害、n=596)



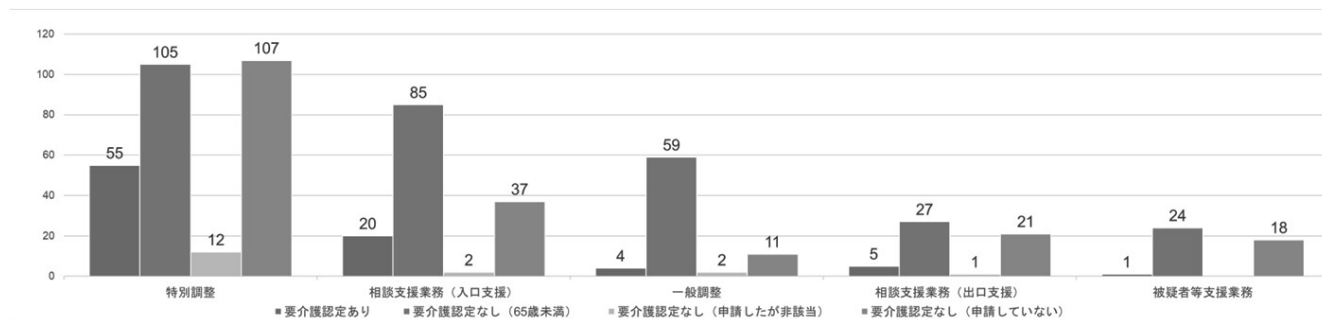
【ポイント】居宅系に帰住した対象者で「精神障害あり」の者の人数が「知的障害あり」より多い、多くは特別調整、相談支援業務 (入口支援)、一般調整に分布している。

障害別等ごとの依頼カテゴリ別内訳 (発達障害、n=596)



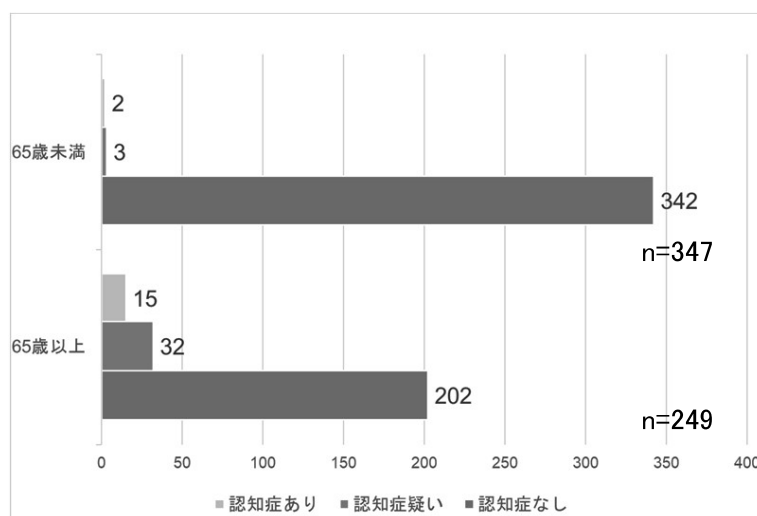
【ポイント】居宅系に帰住した対象者で「発達障害あり」の対象者はほとんどいない。「認知症あり」と同程度の人数分布である。

障害別等ごとの依頼カテゴリ別内訳 (要介護度、n=596)



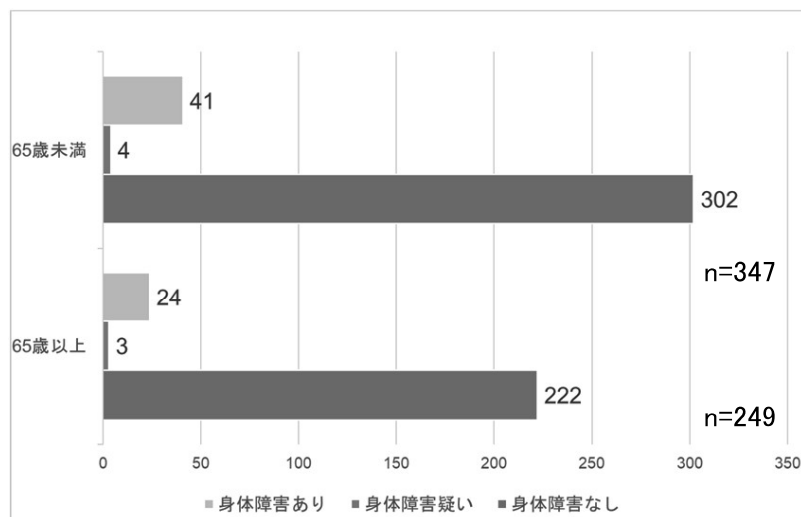
【ポイント】特別調整には「要介護認定あり」の対象者が他の依頼カテゴリと比べてやや多い傾向があるが、全体として見れば「要介護認定なし」の対象者の方が多くを占めている。

65歳未満・65歳以上の障害別等内訳 (認知症、n=596)



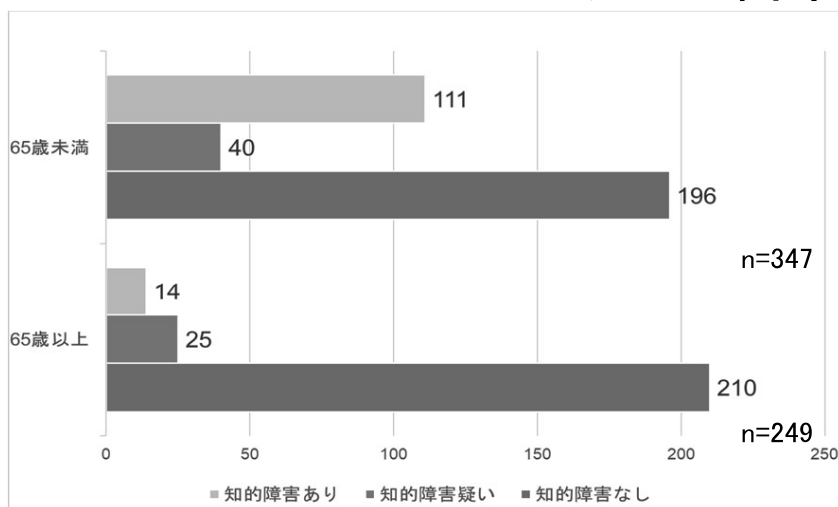
【ポイント】「認知症あり」「認知症疑い」はほとんどが「65歳以上」に集中している。

65歳未満・ 65歳以上の障害別等内訳 (身体障害、n=596)



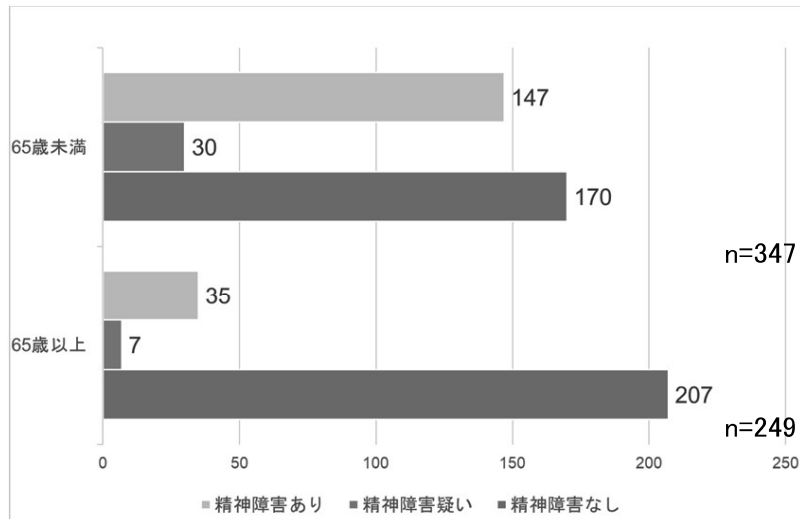
【ポイント】「 65歳以上」の方が「身体障害あり」の人数が2倍近く多い。

65歳未満・ 65歳以上の障害別等内訳 (知的障害、n=596)



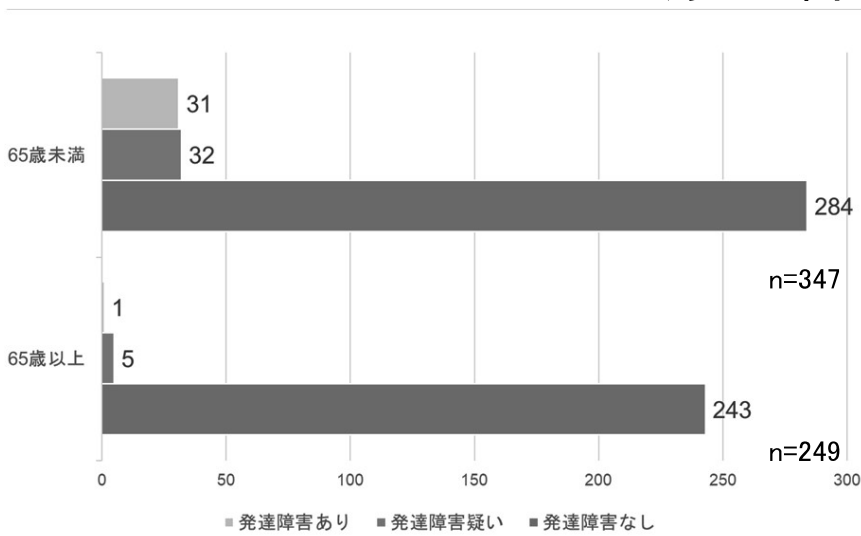
【ポイント】「 65歳未満」の方が「知的障害あり」の人数が約8倍多い。

65歳未満・65歳以上の障害別等内訳 (精神障害、n=596)



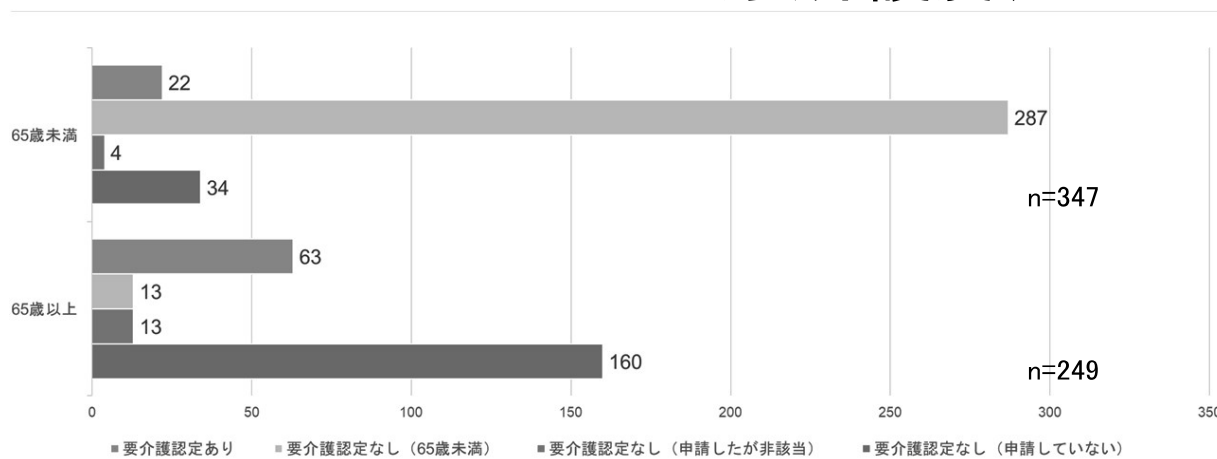
【ポイント】「65歳未満」の方が「精神障害あり」の人数が約4倍多い。

65歳未満・65歳以上の障害別等内訳 (発達障害、n=596)



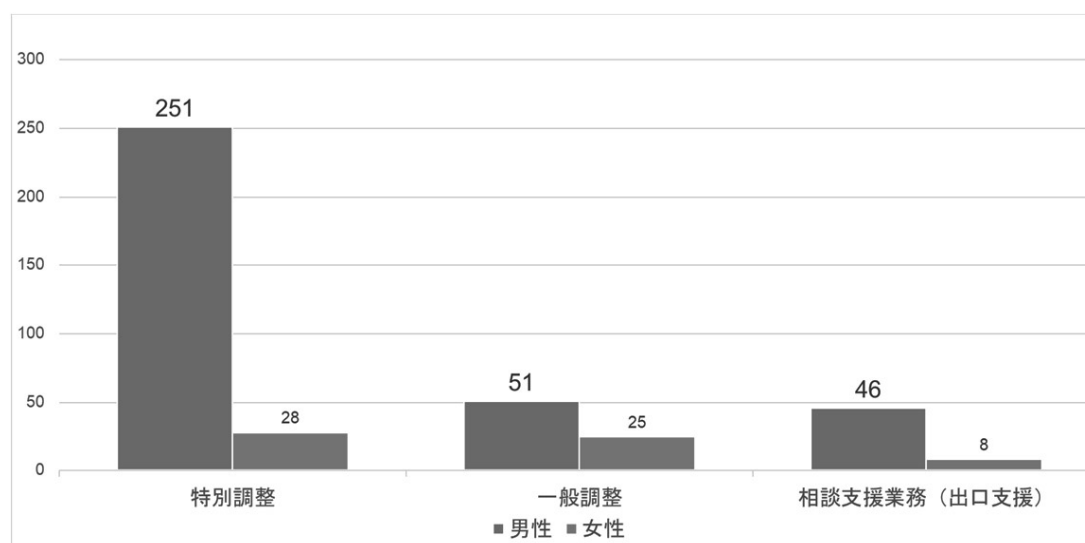
【ポイント】「発達障害あり」のほとんどが「65歳未満」に集中している。

65歳未満・65歳以上の障害別等内訳 (要介護度、n=596)



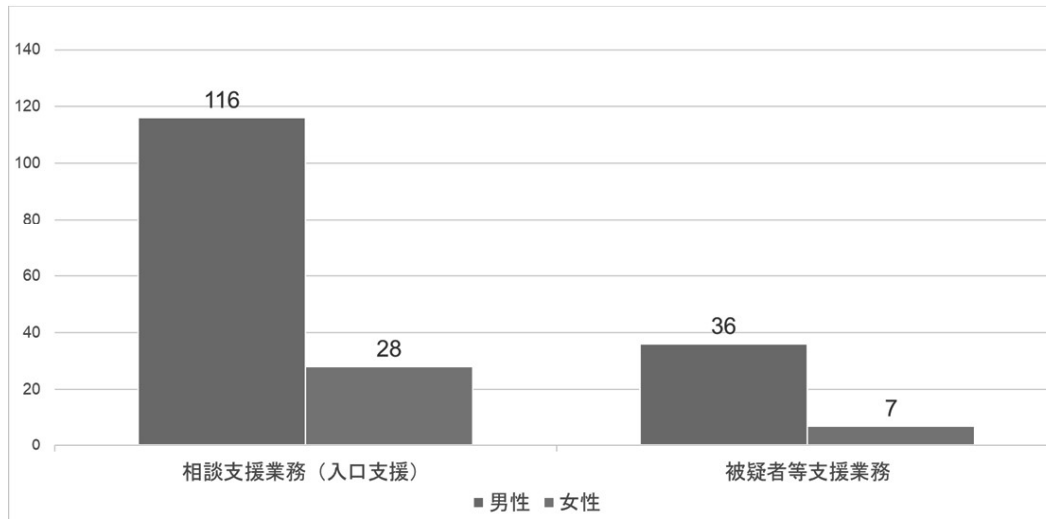
【ポイント】「65歳以上」の方が「要介護認定あり」の人数が約3倍多い。
一方で「65歳以上」は「要介護認定なし（申請していない）」の人数が多い傾向にある。

出口支援の性別内訳(n=409)



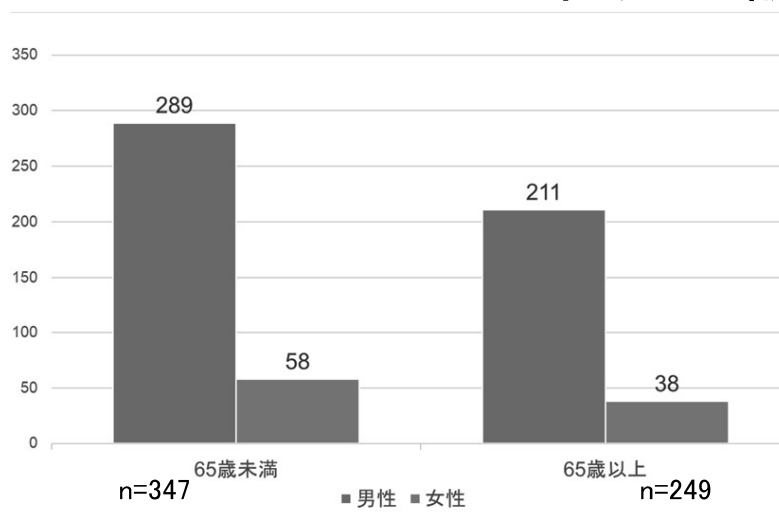
【ポイント】いずれの依頼カテゴリでも「男性」が多い。「一般調整」は男女の人数差が他と比べて小さい。

被疑者等支援業務・ 入口支援の性別内訳(n=187)



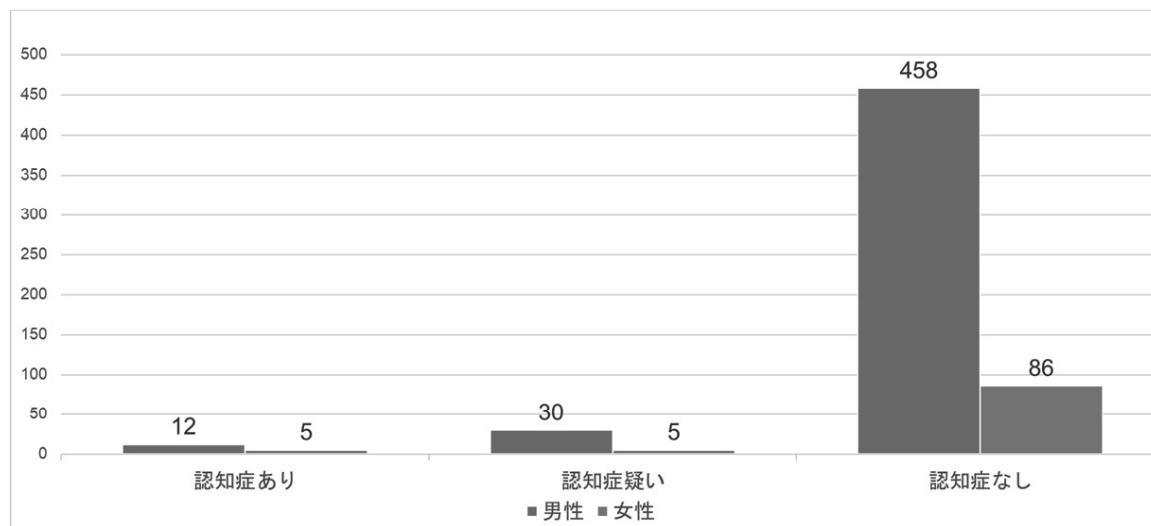
【ポイント】いずれの依頼カテゴリでも「男性」が多い。

65歳未満・65歳以上の 性別内訳(n=596)



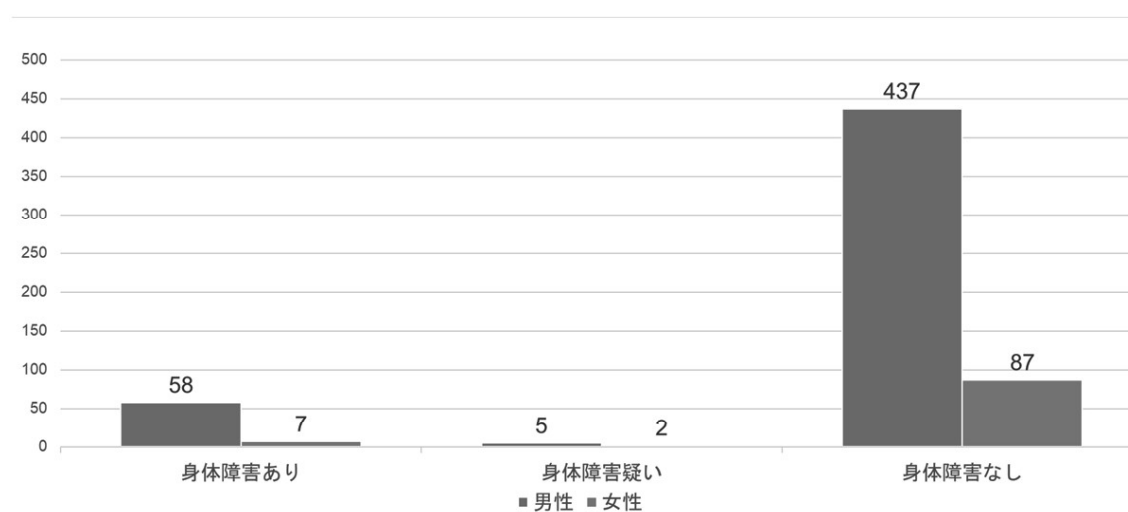
【ポイント】いずれの年齢のまとまりにおいても「男性」が多い。

障害別等の性別内訳(認知症、n=596)



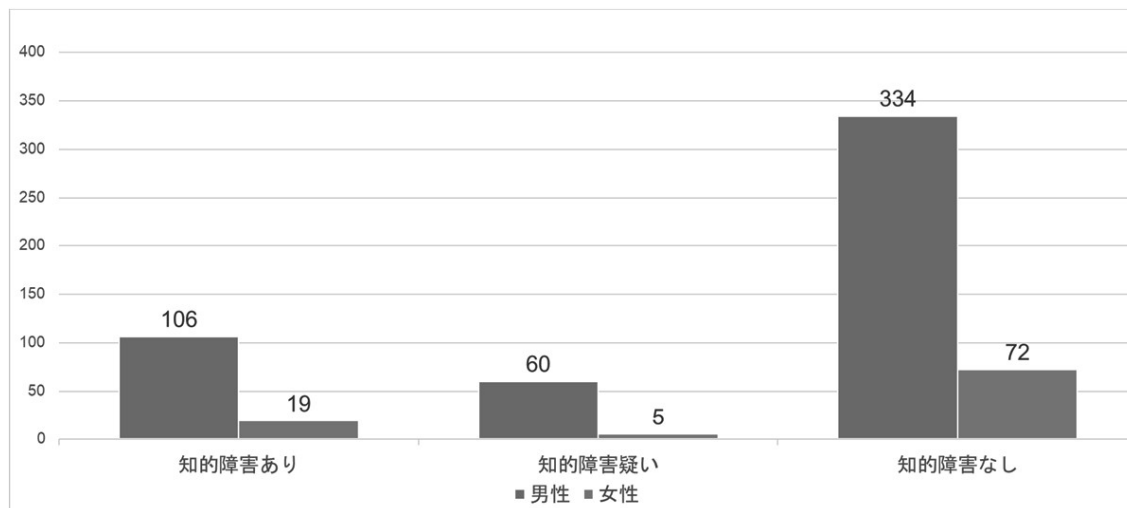
【ポイント】「認知症あり」「認知症疑い」「認知症なし」のいずれにおいても「男性」が多い。

障害別等の性別内訳(身体障害、n=596)



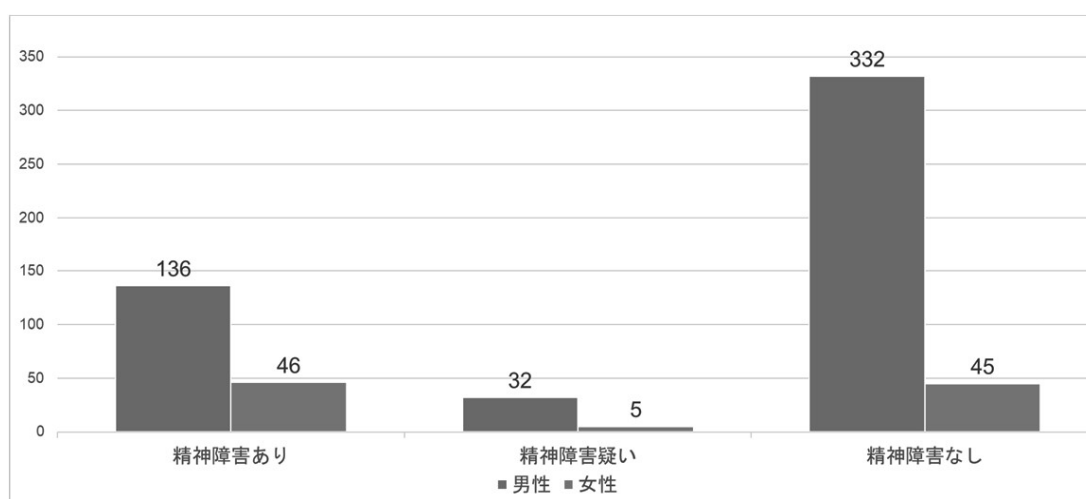
【ポイント】「身体障害あり」「身体障害疑い」「身体障害なし」のいずれにおいても「男性」が多い。

障害別等の性別内訳(知的障害、n=596)



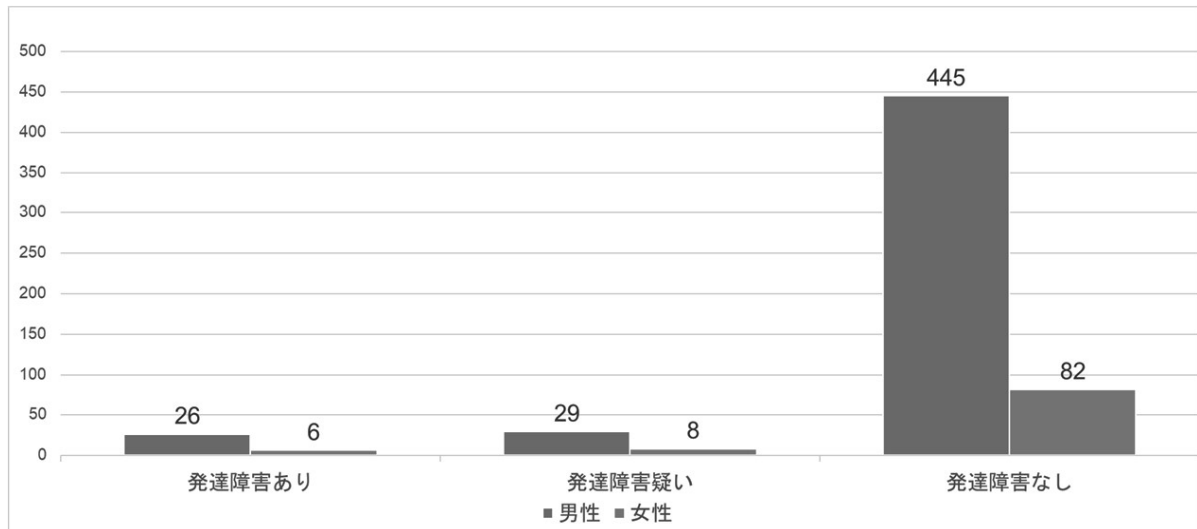
【ポイント】「知的障害あり」「知的障害疑い」「知的障害なし」のいずれにおいても「男性」が多い。

障害別等の性別内訳(精神障害、n=596)



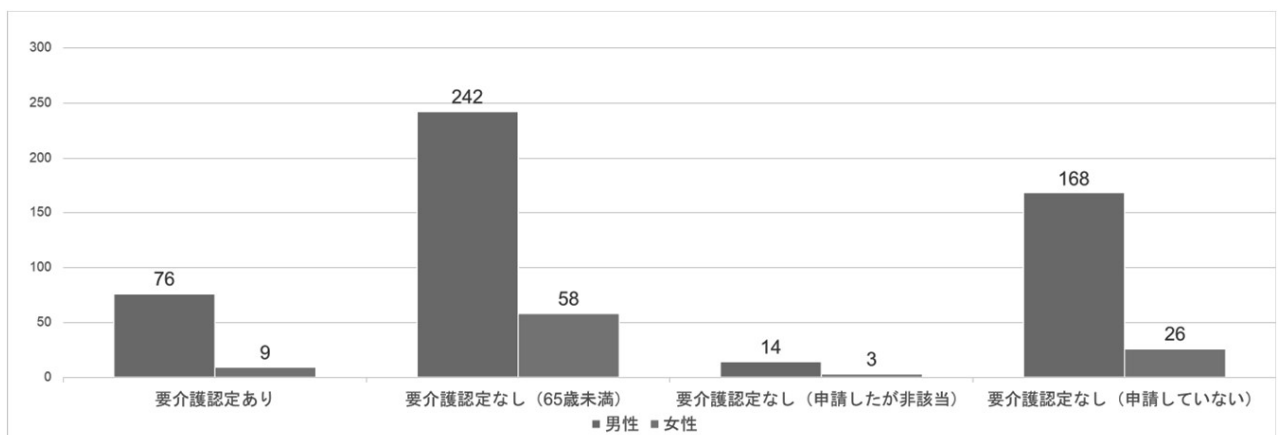
【ポイント】「精神障害あり」「精神障害疑い」「精神障害なし」のいずれにおいても「男性」が多い。
ただし「精神障害あり」における「女性」の人数は、他の障害別等と比べて多い傾向にある。

障害別等の性別内訳(発達障害、n=596)



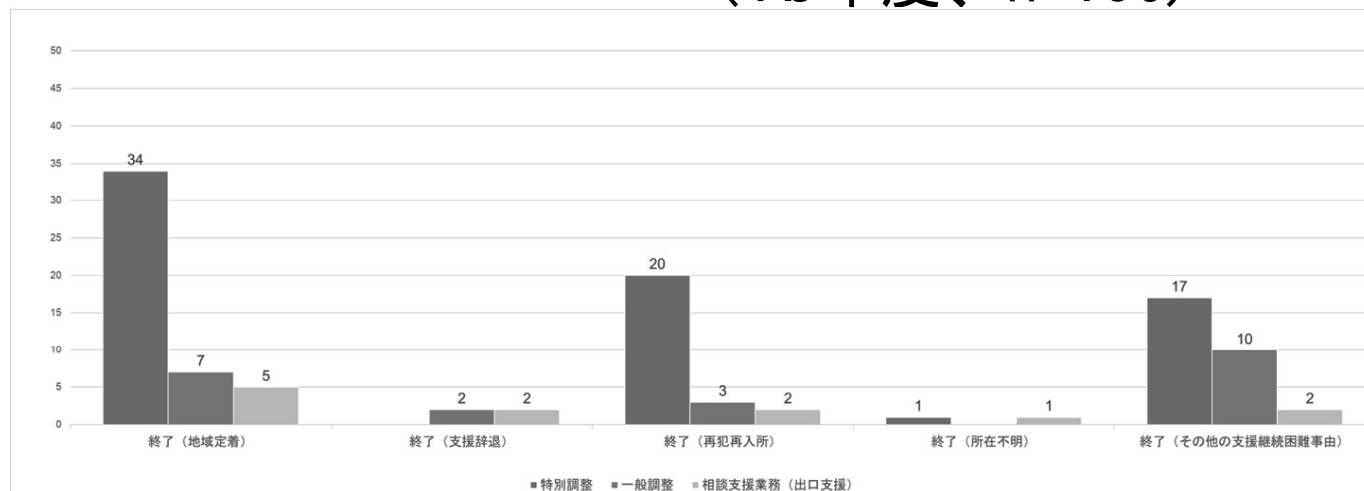
【ポイント】「発達障害あり」「発達障害疑い」「発達障害なし」のいずれにおいても「男性」が多い。

障害別等の性別内訳(要介護度、n=596)



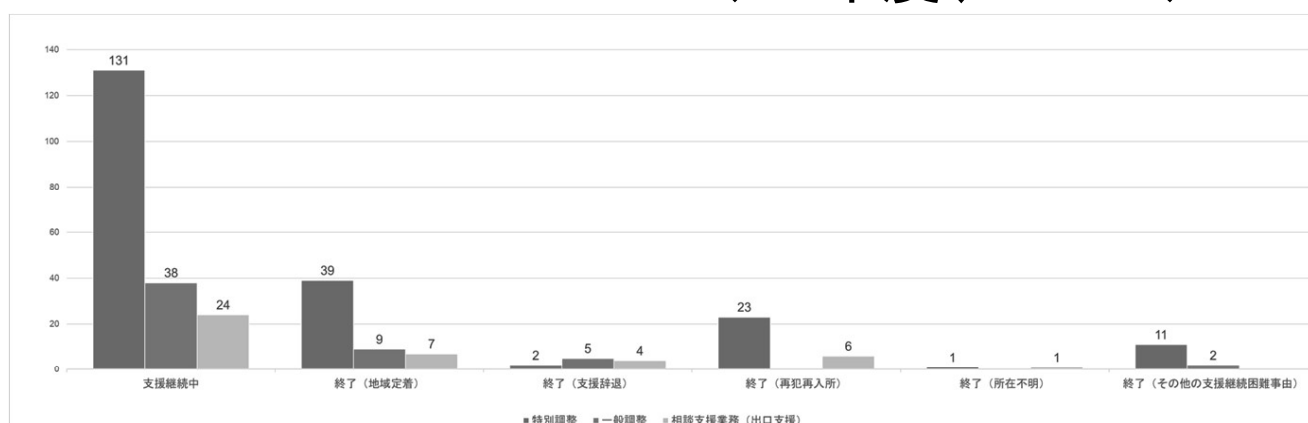
【ポイント】「要介護認定あり」及び「要介護認定なし」のいずれのカテゴリにおいても「男性」が多い。

出口支援の支援状況別内訳 (R3年度、n=106)



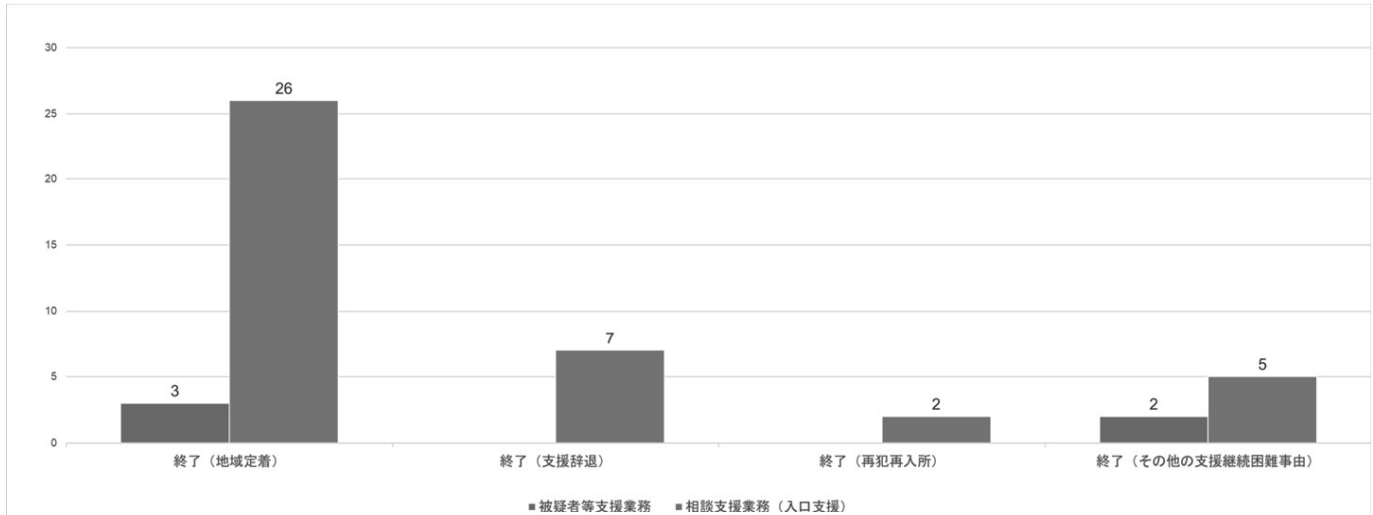
【ポイント】いずれの依頼カテゴリにおいても「終了(地域定着)」が最も多い。

出口支援の支援状況別内訳 (R4年度、n=303)



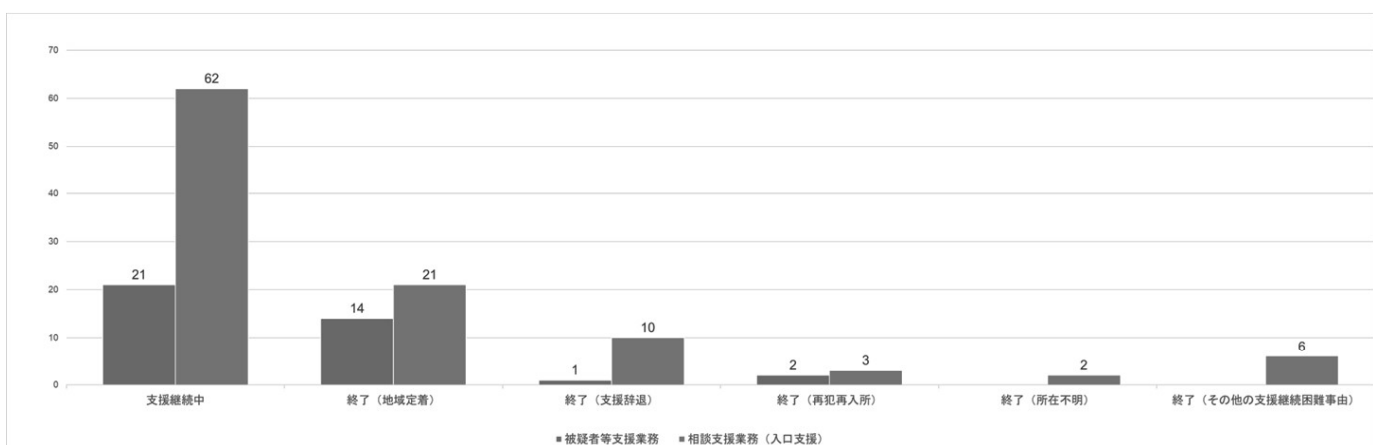
【ポイント】いずれの依頼カテゴリにおいても「支援継続中」が最も多い。

被疑者等支援業務・ 入口支援の 支援状況別内訳(R3年度、n=45)



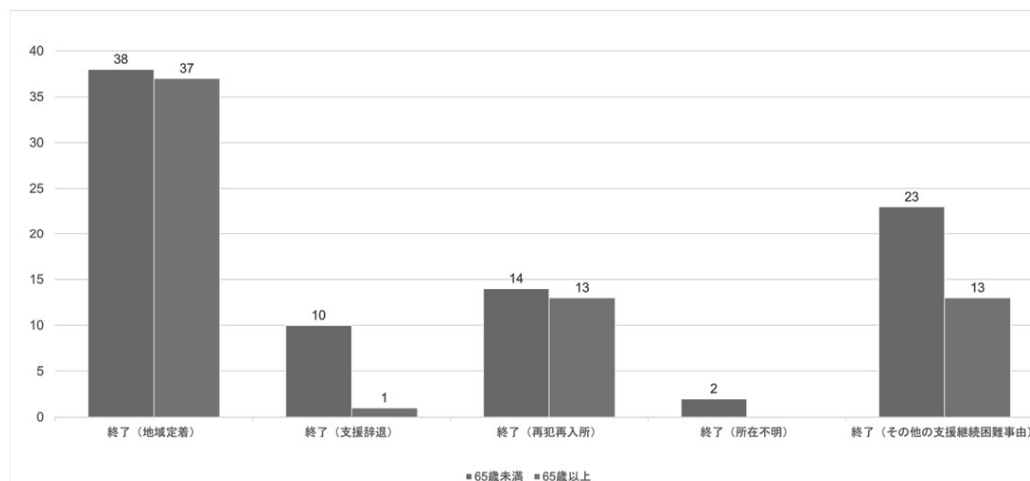
【ポイント】いずれの依頼カテゴリにおいても「終了(地域定着)」が最も多い。

被疑者等支援業務・ 入口支援の 支援状況別内訳(R4年度、n=142)



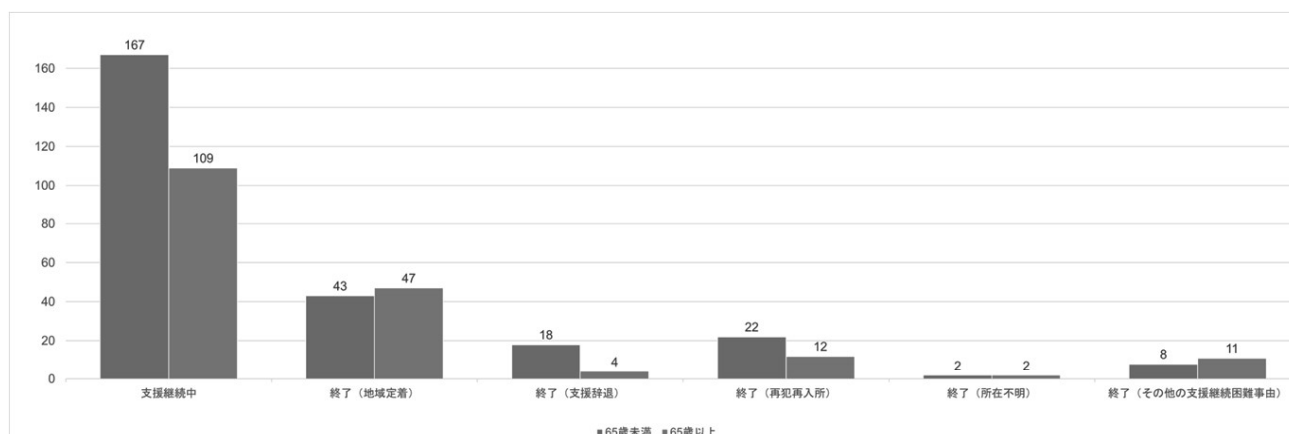
【ポイント】いずれの依頼カテゴリにおいても「支援継続中」が最も多い。

65歳未満・65歳以上の 支援状況別内訳(R3年度、n=151)



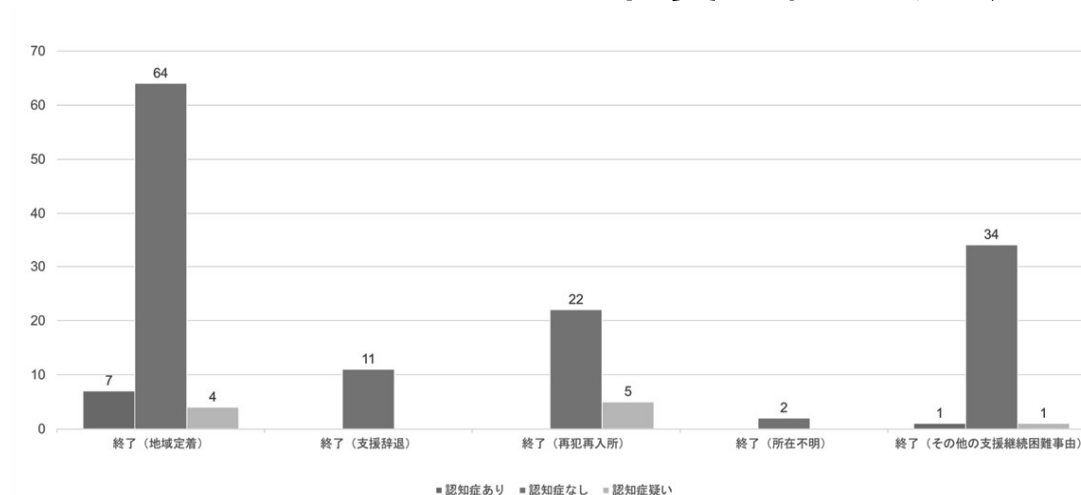
【ポイント】いずれの年齢のまとまりにおいても「終了(地域定着)」が最も多い。
(65歳未満: n=87、65歳以上: n=64)

65歳未満・65歳以上の 支援状況別内訳(R4年度、n=445)



【ポイント】いずれの年齢のまとまりにおいても「支援継続中」が最も多い。
(65歳未満: n=260、65歳以上: n=185)

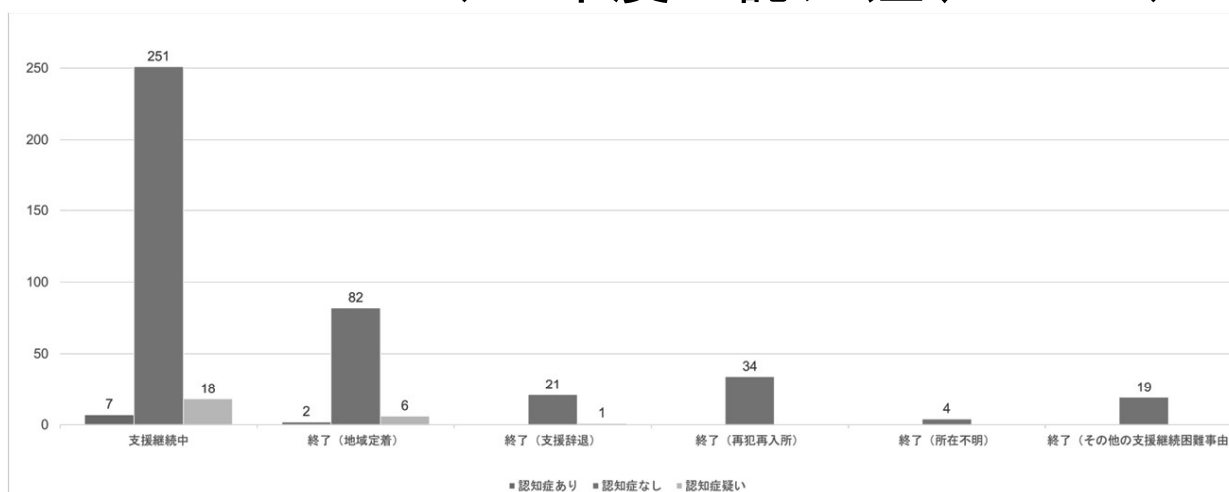
障害別等における支援状況別内訳 (R3年度・認知症、n=151)



【ポイント】「認知症あり」「認知症なし」は「終了（地域定着）」が最も多く「認知症疑い」は「終了（再犯・再入所）」が最も多い。

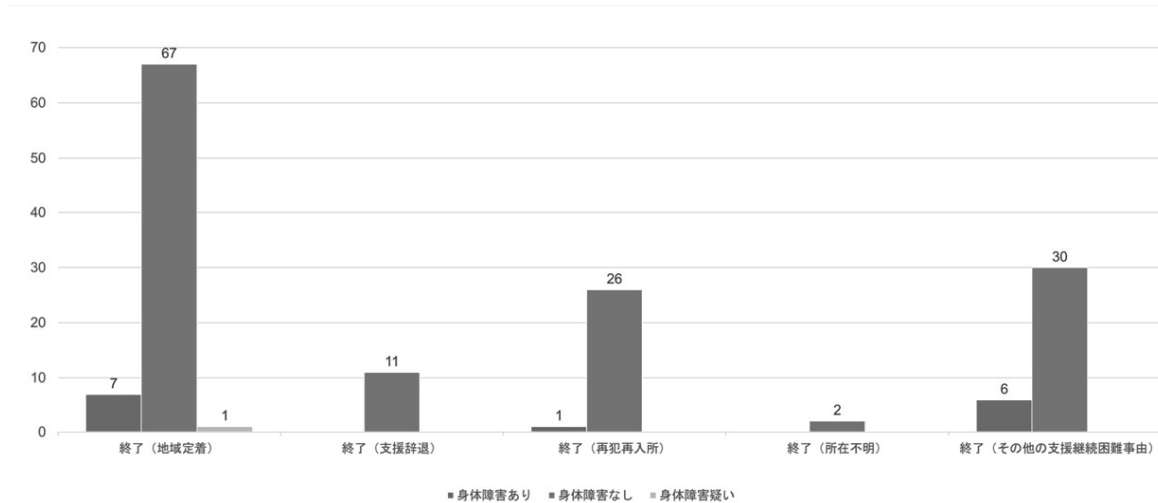
（地域定着）」が最も多く「認知症疑い」は「終了（再

障害別等における支援状況別内訳 (R4年度・認知症、n=445)



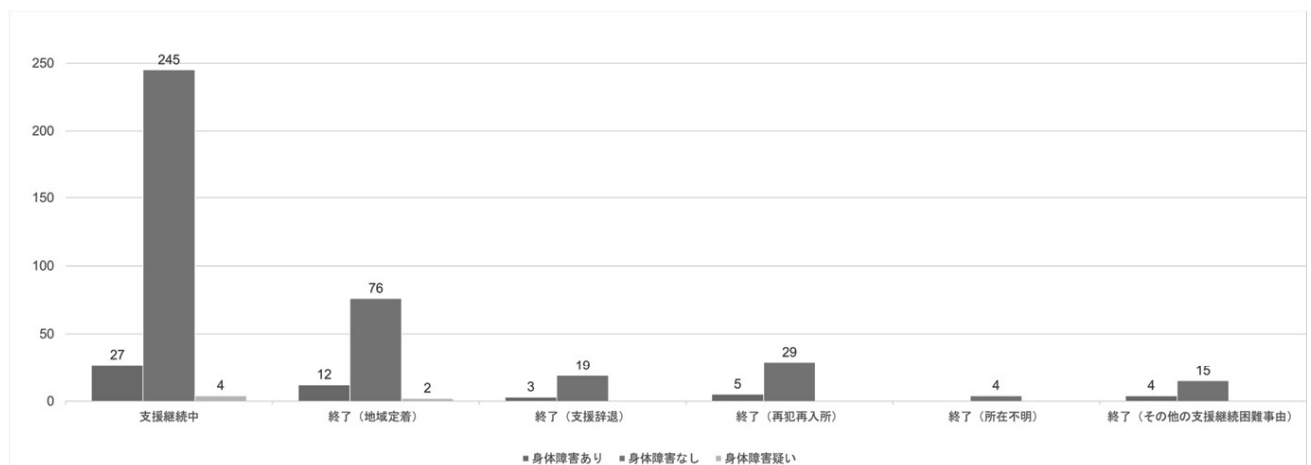
【ポイント】認知症の有無や疑いに関わりなく「支援継続中」が最も多い。

障害別等における支援状況別内訳 (R3年度・身体障害、n=151)



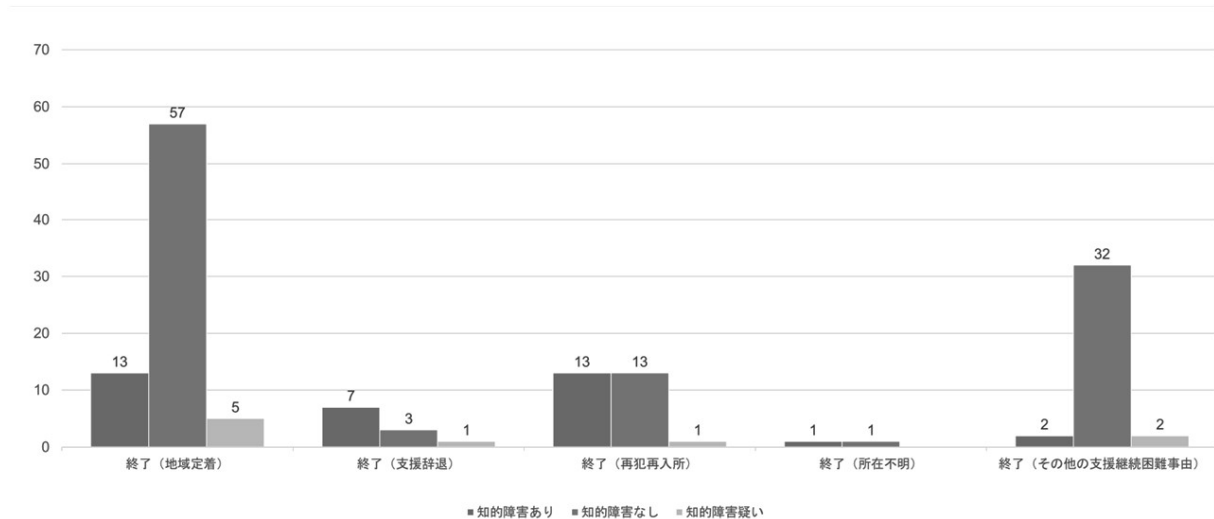
【ポイント】身体障害の有無や疑いに関わりなく「終了（地域定着）」が最も多い。

障害別等における支援状況別内訳 (R4年度・身体障害、n=445)



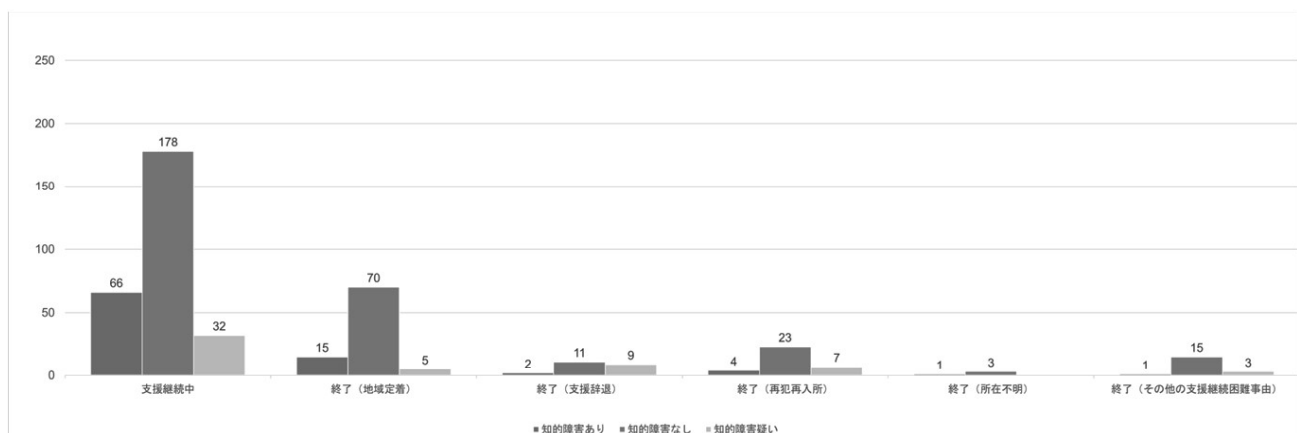
【ポイント】身体障害の有無や疑いに関わりなく「支援継続中」が最も多い。

障害別等における支援状況別内訳 (R3年度・知的障害、n=151)



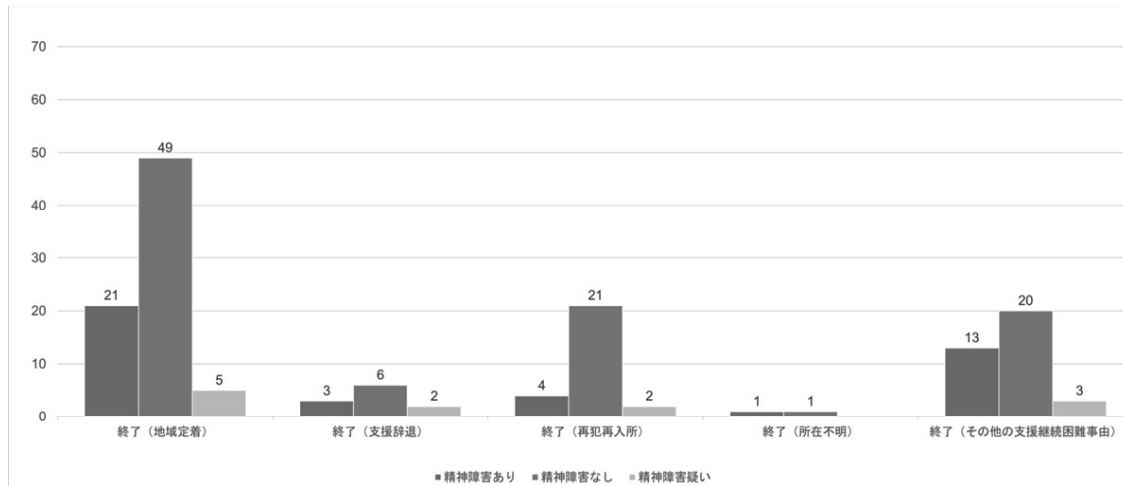
【ポイント】知的障害の有無や疑いに関わりなく「終了(地域定着)」が最も多い。

障害別等における支援状況別内訳 (R4年度・知的障害、n=445)



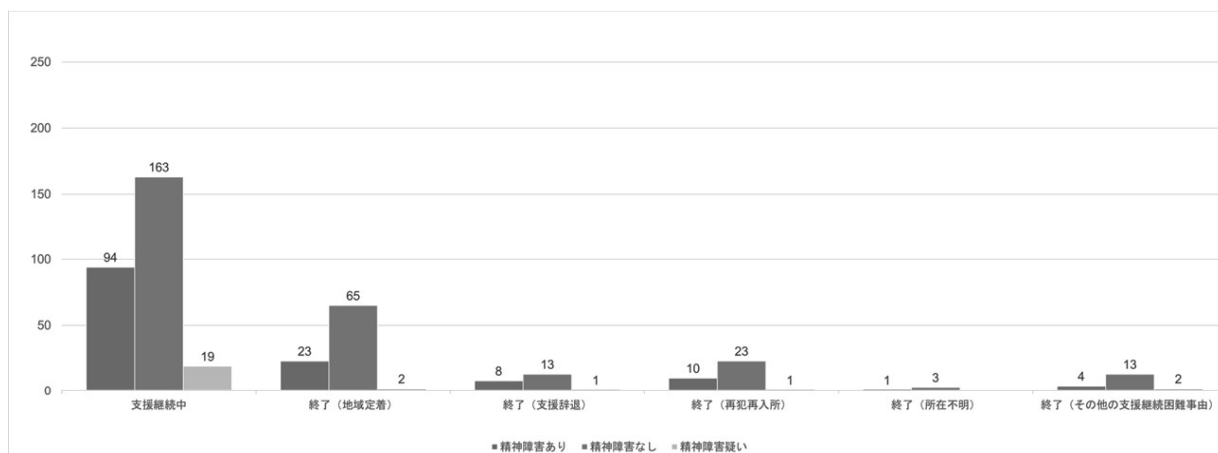
【ポイント】知的障害の有無や疑いに関わりなく「支援継続中」が最も多い。

障害別等における支援状況別内訳 (R3年度・精神障害、n=151)



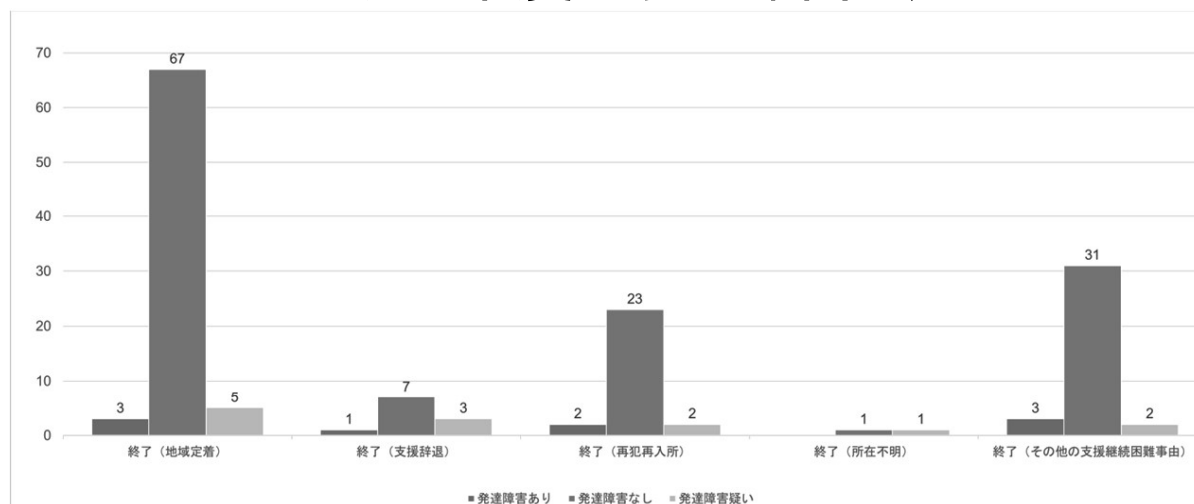
【ポイント】精神障害の有無や疑いに関わりなく「終了(地域定着)」が最も多い。

障害別等における支援状況別内訳 (R4年度・精神障害、n=445)



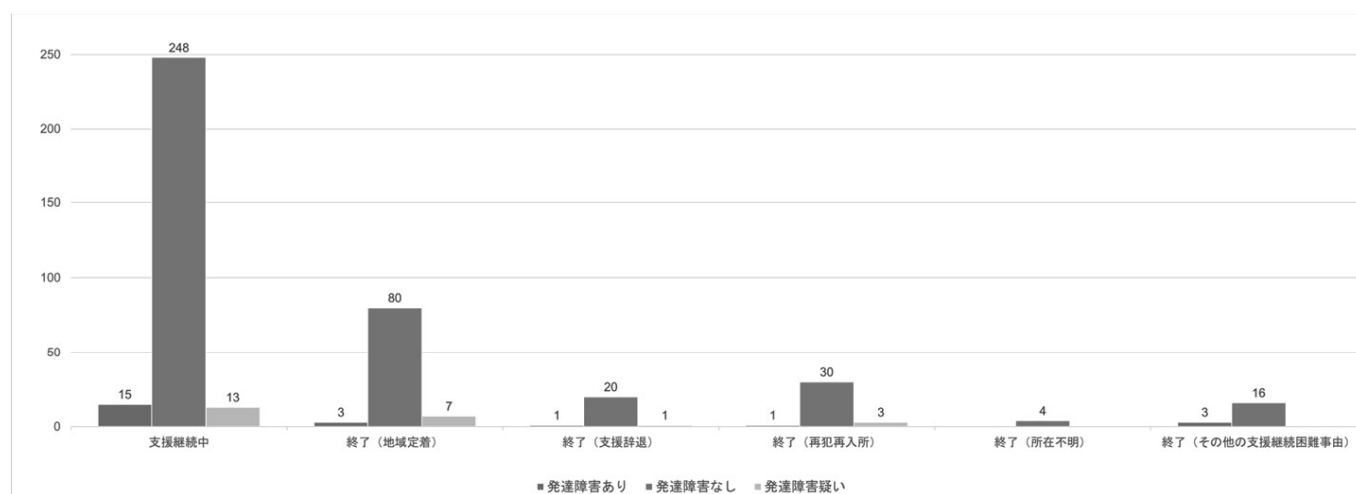
【ポイント】精神障害の有無や疑いに関わりなく「支援継続中」が最も多い。

障害別等における支援状況別内訳 (R3年度・発達障害、n=151)



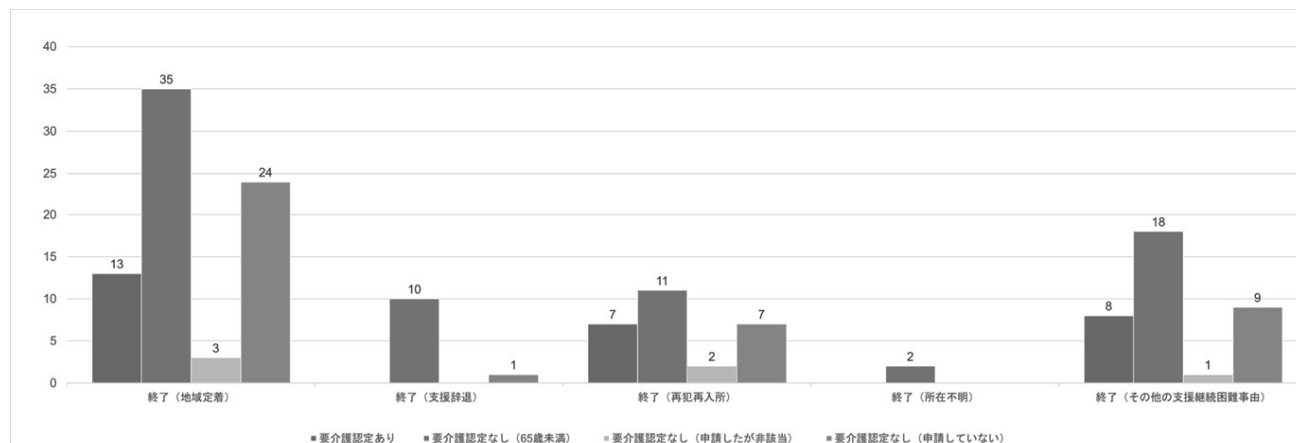
【ポイント】発達障害の有無や疑いに関わりなく「終了(地域定着)」が最も多い。

障害別等における支援状況別内訳 (R4年度・発達障害、n=445)



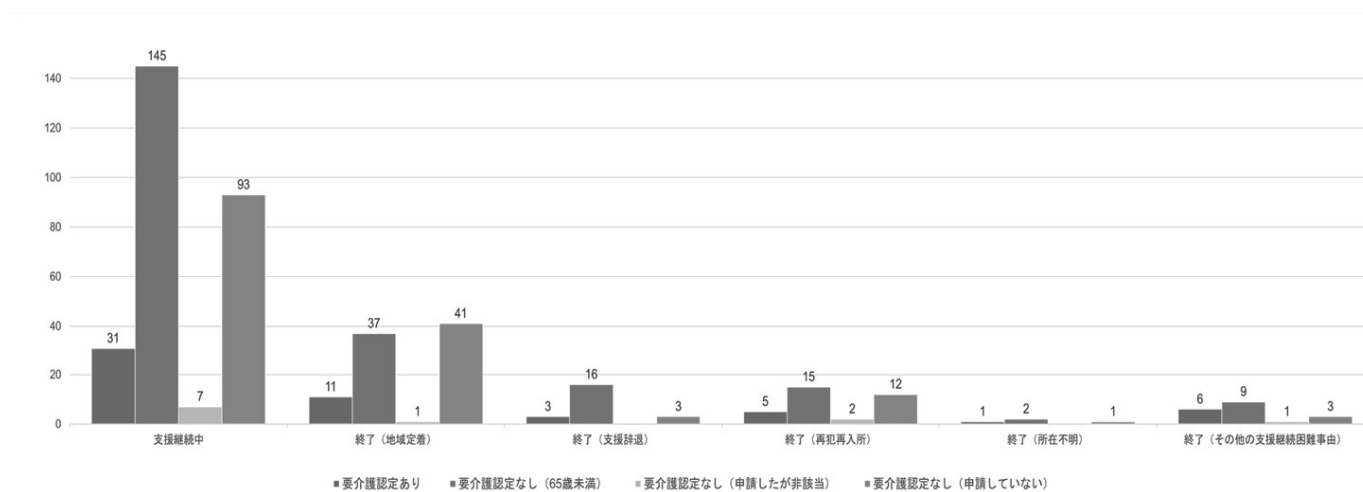
【ポイント】発達障害の有無や疑いに関わりなく「支援継続中」が最も多い。

障害別等における支援状況別内訳 (R3年度・要介護度、n=151)



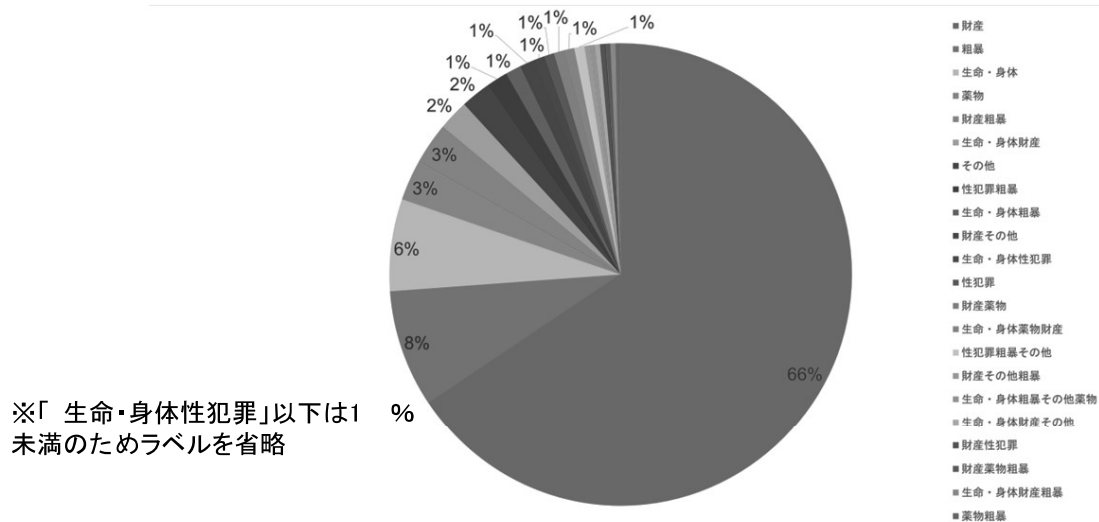
【ポイント】要介護度の有無やその理由に関わりなく「終了(地域定着)」が最も多い。

障害別等における支援状況別内訳 (R4年度・要介護度、n=445)



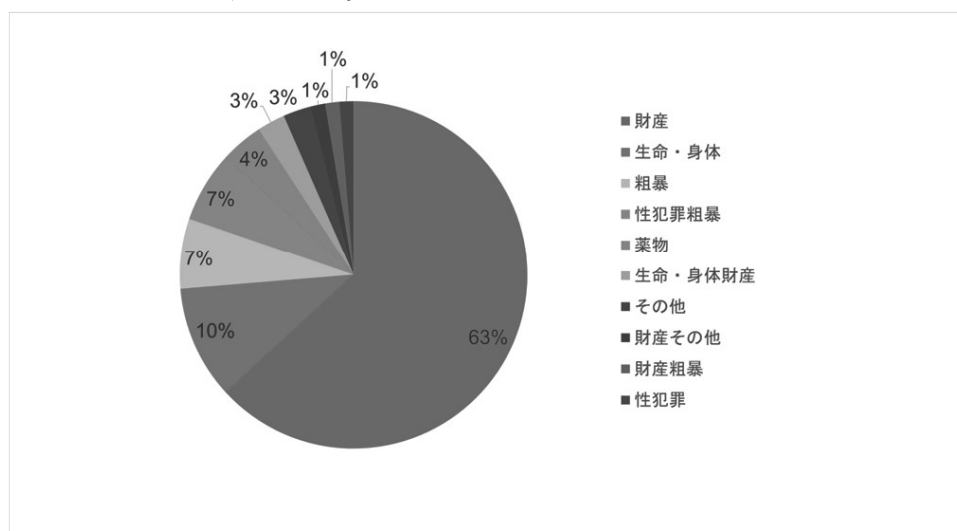
【ポイント】要介護度の有無やその理由に関わりなく「支援継続中」が最も多い。

出口支援の罪名別内訳(特別調整、n=297)



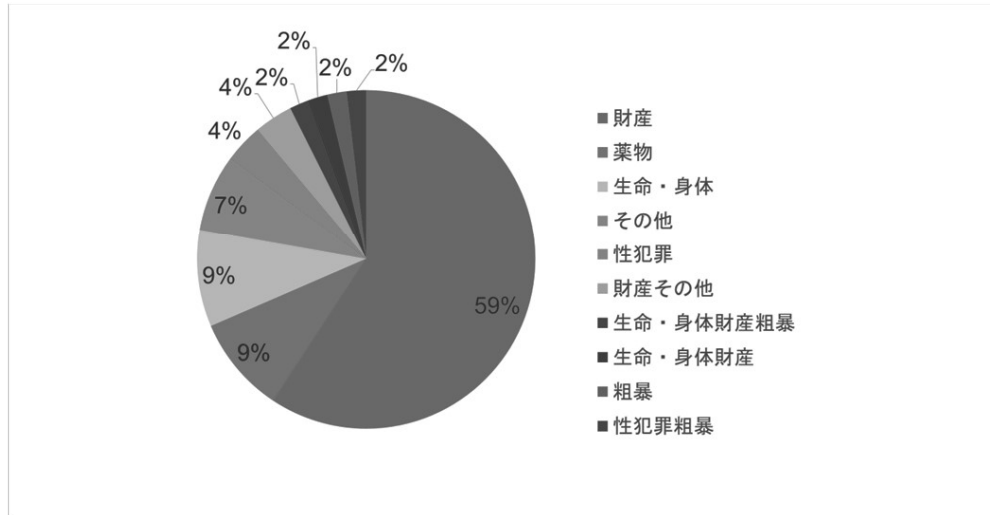
【ポイント】「財産犯」（窃盗など）が66%と全体の約 7割を占める。

出口支援の罪名別内訳(一般調整、n=76)



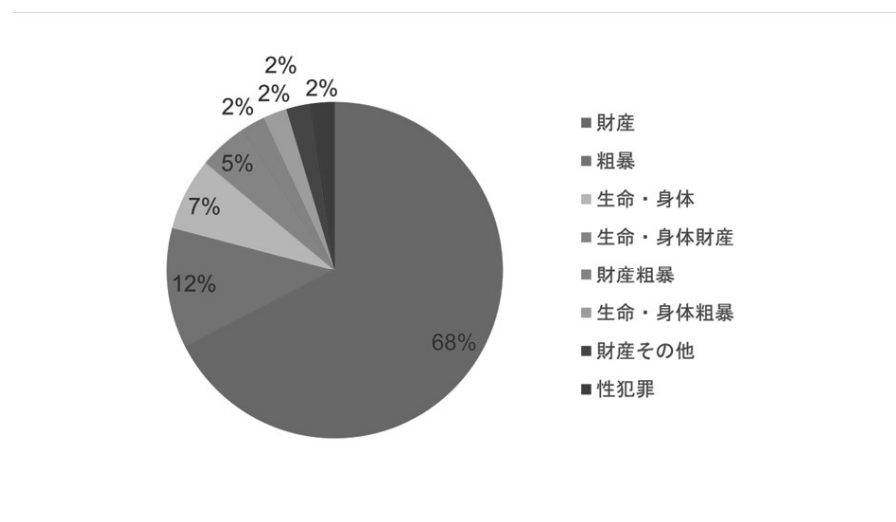
【ポイント】「財産犯」（窃盗など）が63%と全体の約 6割を占める。

出口支援の罪名別内訳 （相談支援業務(出口支援)、n=54）



【ポイント】「財産犯」（窃盗など）が59%と全体の約6割を占める。

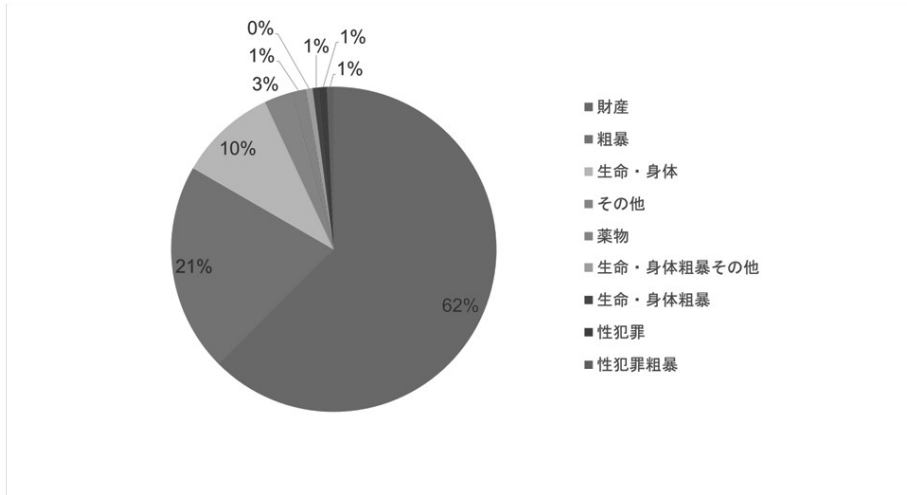
入口支援の罪名別内訳 （被疑者等支援業務、n=43）



【ポイント】「財産犯」（窃盗など）が68%と全体の約7割を占める。

入口支援の罪名別内訳

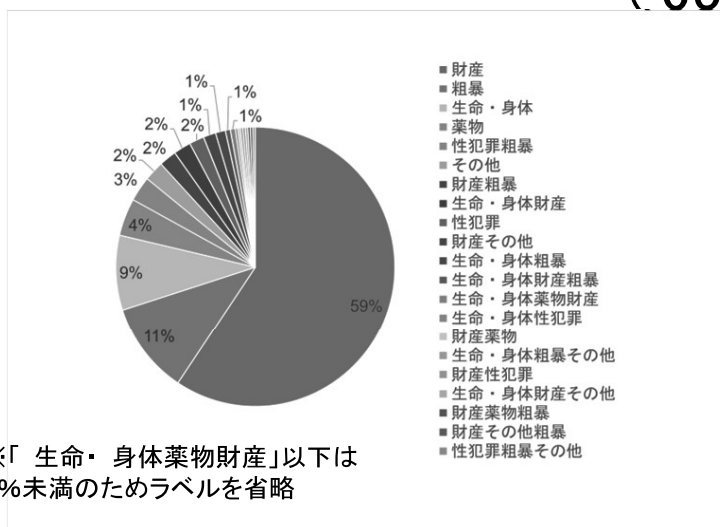
(相談支援業務(入口支援)、n=144)



【ポイント】「財産犯」(窃盗など)が62%と全体の約6割を占める。

65歳未満・65歳以上別の罪名別内訳

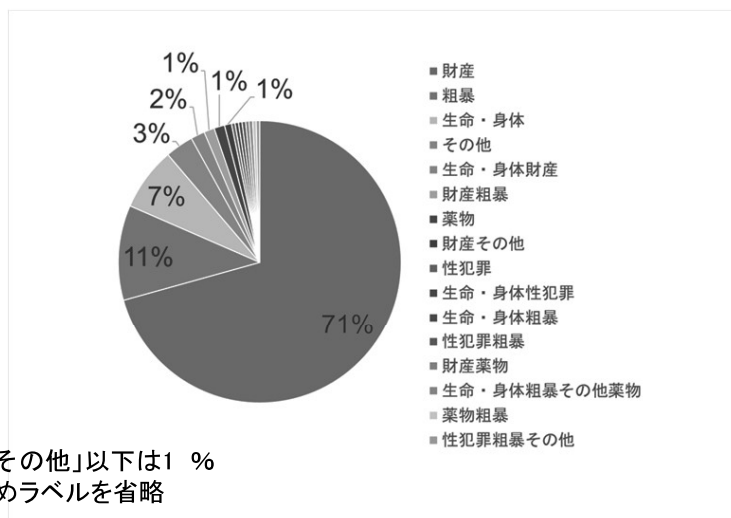
(65歳未満、n=347)



※「生命・身体薬物財産」以下は1%未満のためラベルを省略

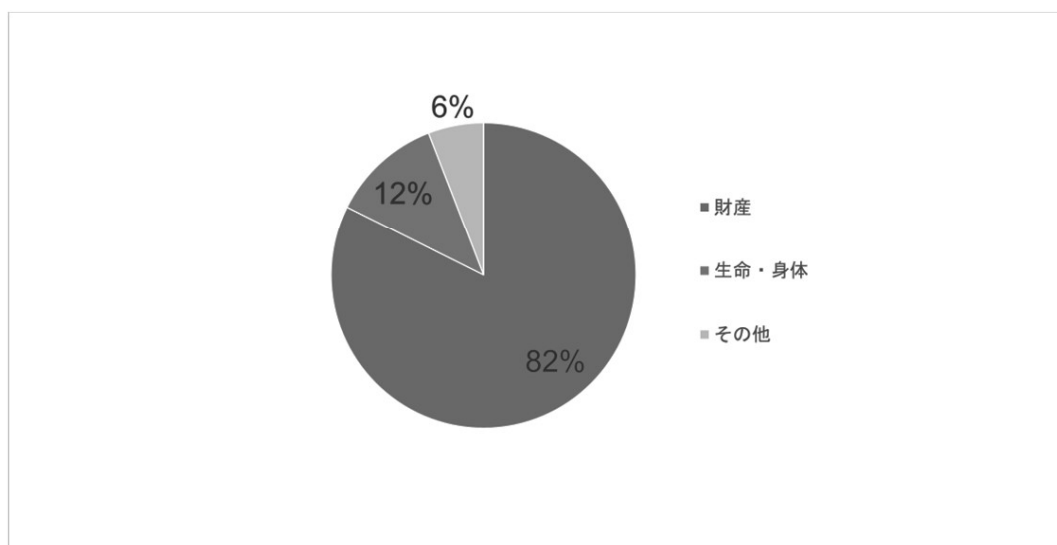
【ポイント】「財産犯」(窃盗など)が59%と全体の約6割を占める。

65歳未満・65歳以上別の罪名別内訳 (65歳以上、n=294)



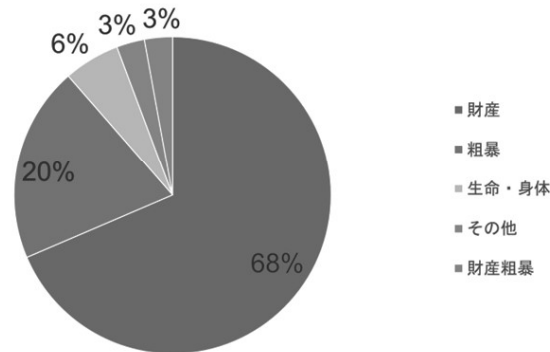
【ポイント】「財産犯」(窃盗など)が71%と全体の約7割を占める。「65歳未満」より10%ほど高い。

障害別等の罪名別内訳(認知症あり、n=17)



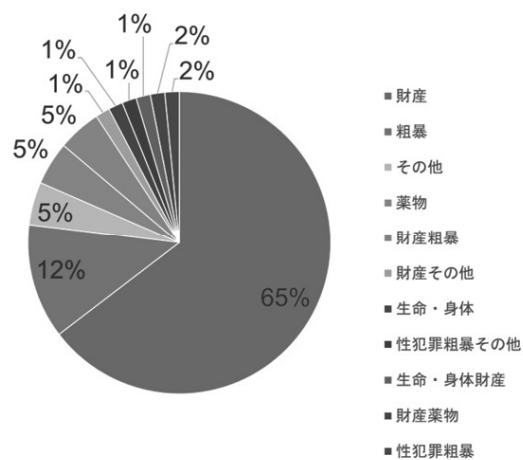
【ポイント】「財産犯」(窃盗など)が82%と全体の約8割を占める。

障害別等の罪名別内訳(認知症疑い、n=35)



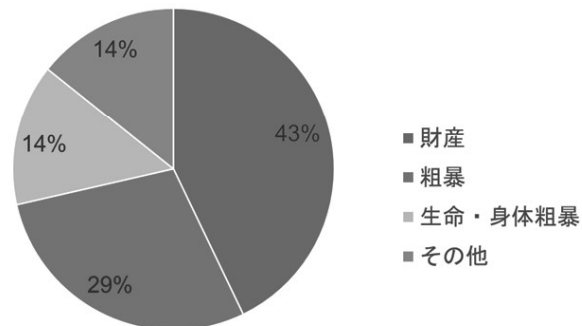
【ポイント】「財産犯」(窃盗など) が68%と全体の約 7割を占める。

障害別等の罪名別内訳(身体障害あり、n=65)



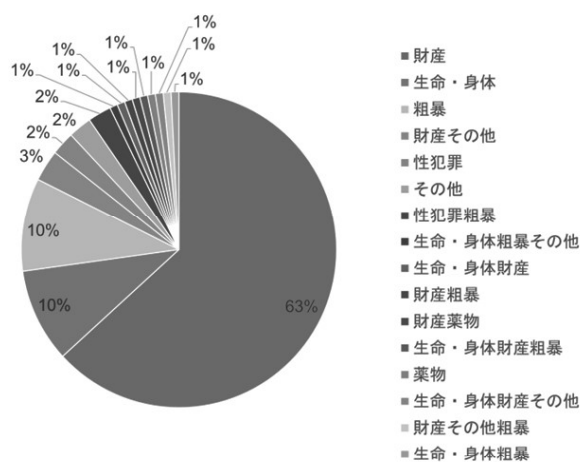
【ポイント】「財産犯」(窃盗など) が65%と全体の約 7割を占める。

障害別等の罪名別内訳(身体障害疑い、n=7)



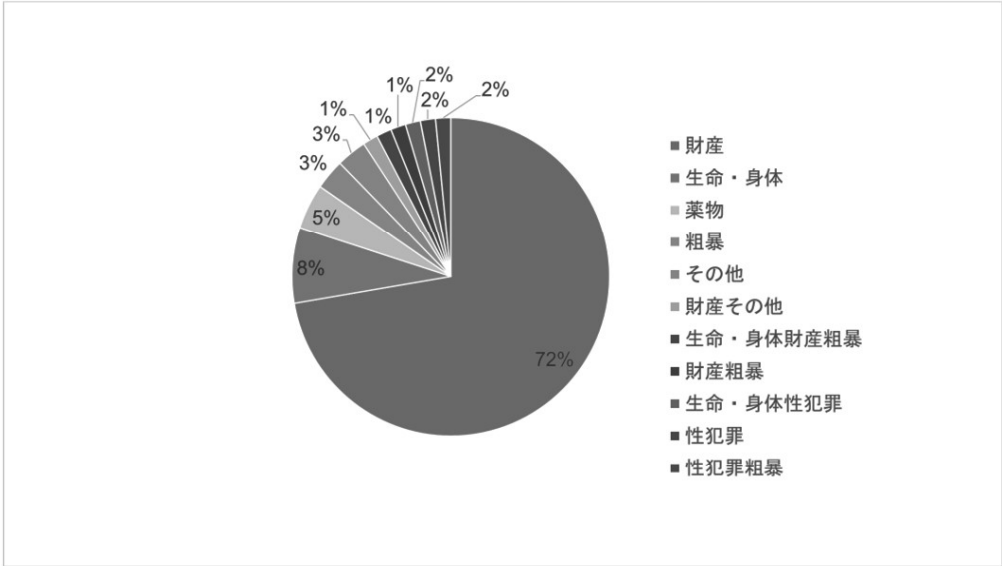
【ポイント】「財産犯」(窃盗など)が43%と全体の約4割を占めるが、サンプル数が1桁のため参考値。

障害別等の罪名別内訳(知的障害あり、n=125)



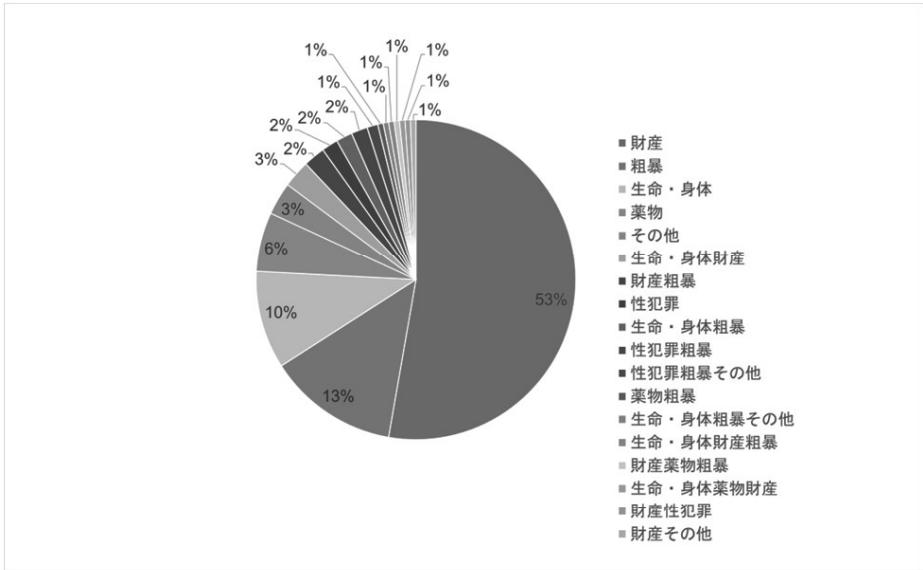
【ポイント】「財産犯」(窃盗など)が63%と全体の約6割を占める。

障害別等の罪名別内訳(知的障害疑い、n=65)



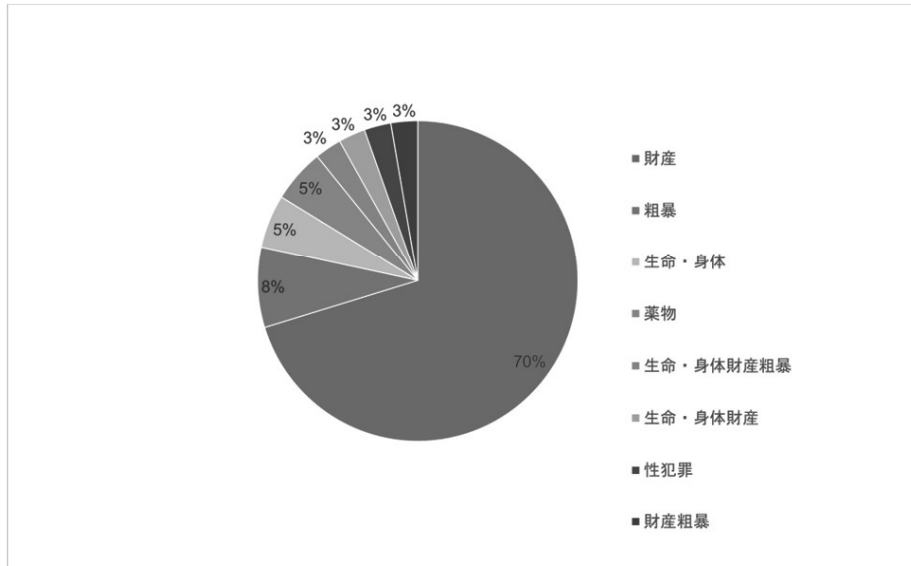
【ポイント】「財産犯」（窃盗など）が72%と全体の約 7割を 占める。

障害別等の罪名別内訳(精神障害あり、n=182)



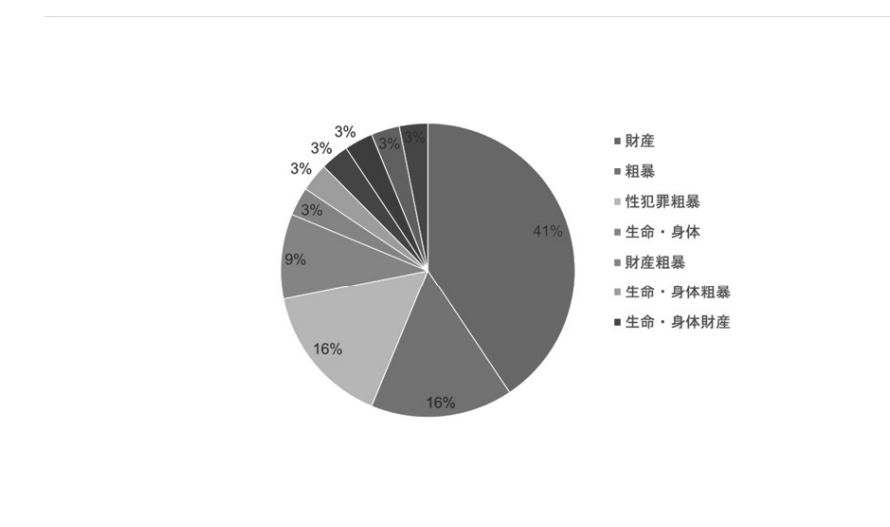
【ポイント】「財産犯」（窃盗など）が53%と全体の約 5割を 占めるが、他の障害と 比べて比率はやや低い。

障害別等の罪名別内訳(精神障害疑い、n=65)



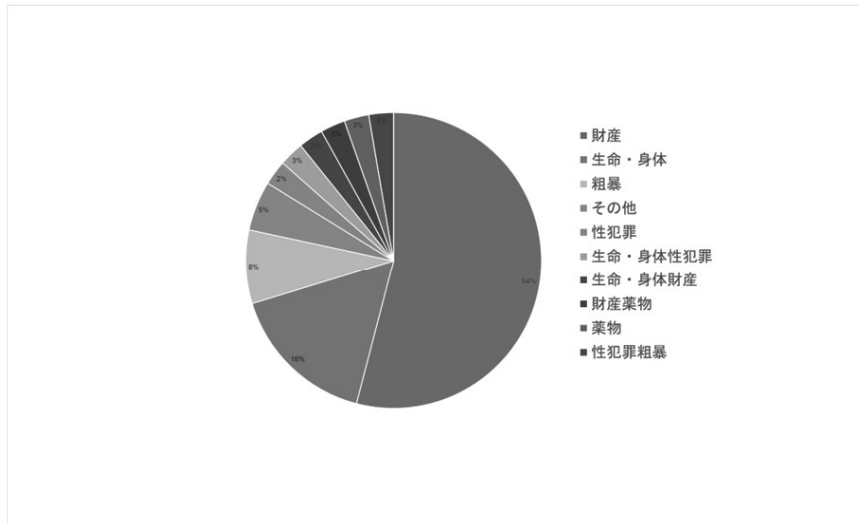
【ポイント】「財産犯」(窃盗など) が70%と全体の 7割を 占める。

障害別等の罪名別内訳(発達障害あり、n=32)



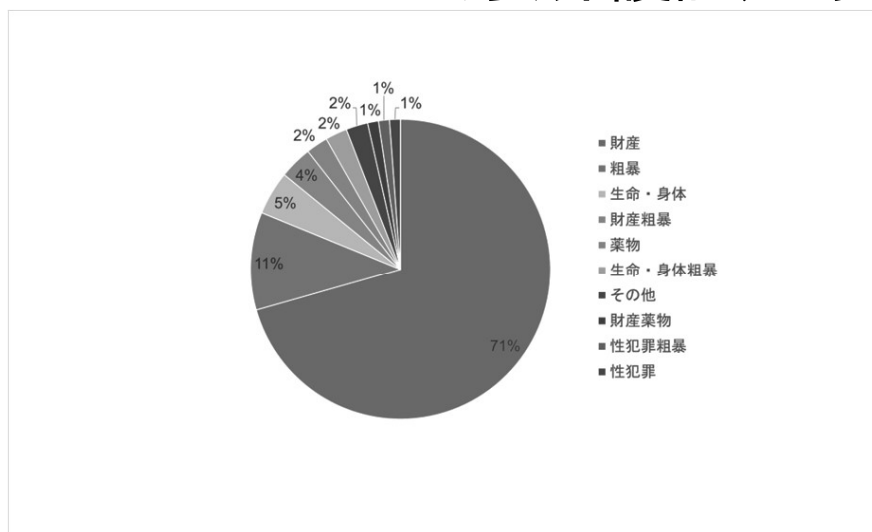
【ポイント】「財産犯」(窃盗など) が41%と全体の約 4割を 占めるが、各障害の中で比率が最も低い。
「性犯罪粗暴」「粗暴」が他の障害より やや多い傾向にある。

障害別等の罪名別内訳(発達障害疑い、n=37)



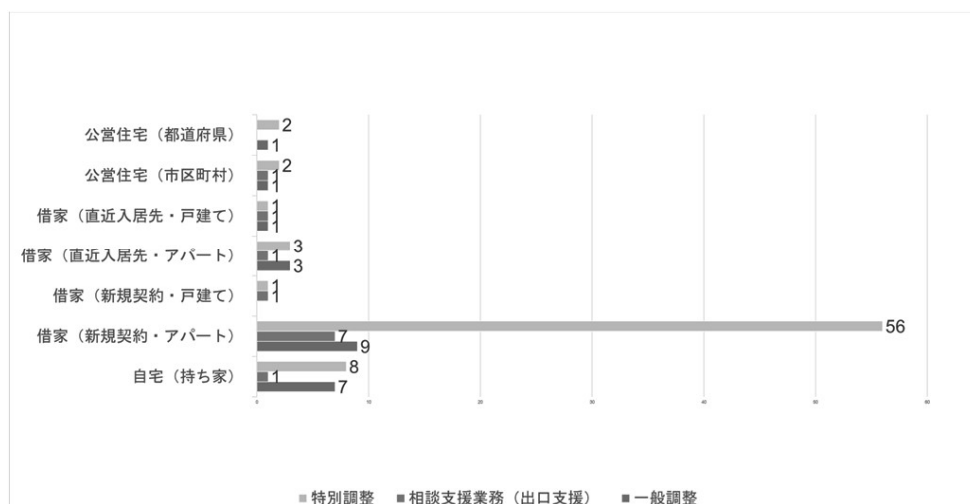
【ポイント】「財産犯」（窃盗など）が54%と全体の約 5割を占めるが、他の障害と比べてやや比率は低く「精神障害あり」と同程度である。

障害別等の罪名別内訳 (要介護認定あり、n=85)



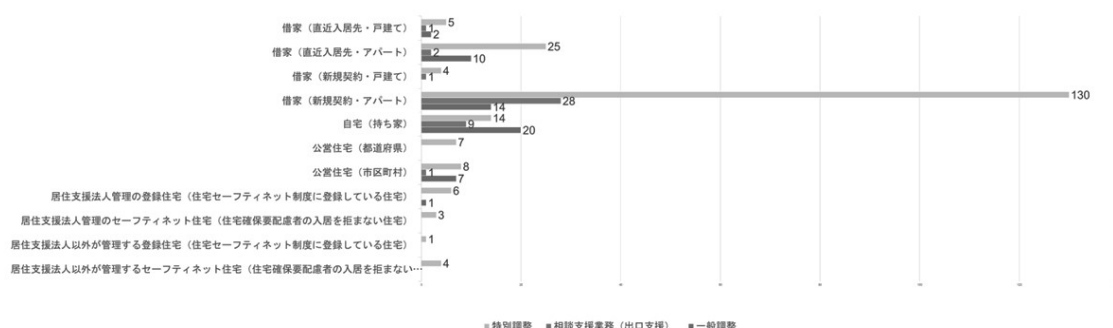
【ポイント】「財産犯」（窃盗など）が71%と全体の約 7割を占める。

出口支援対象者の移行先内訳 (R3年度、n=107)



【ポイント】いずれの依頼カテゴリにおいても「借家(新規契約・アパート)」が最も多い。

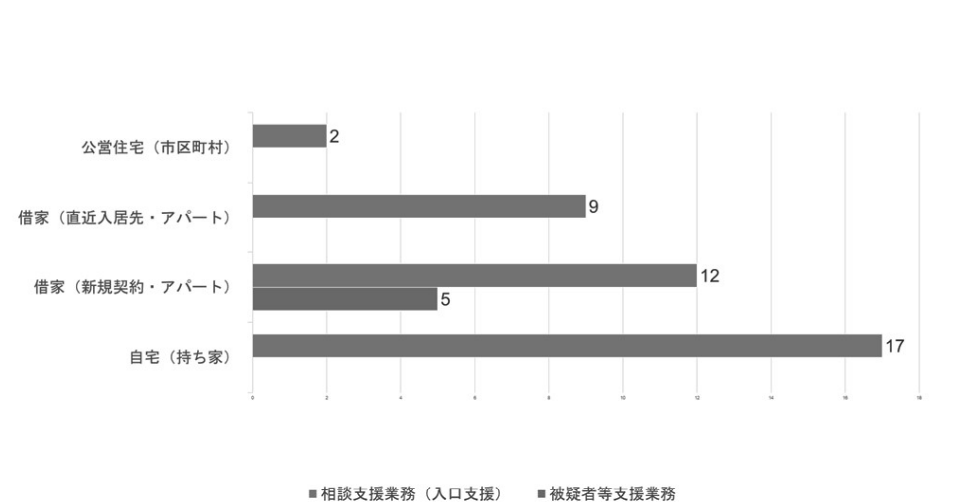
出口支援対象者の移行先内訳 (R4年度、n=303)



【ポイント】「特別調整」と「相談支援業務(出口支援)」は「借家(新規契約・アパート)」が最多だが、「一般調整」では「自宅(持ち家)」が最も多い。
以降、R3年度では回答になかった登録住宅やセーフティネット住宅も挙がっている。

被疑者等支援業務・

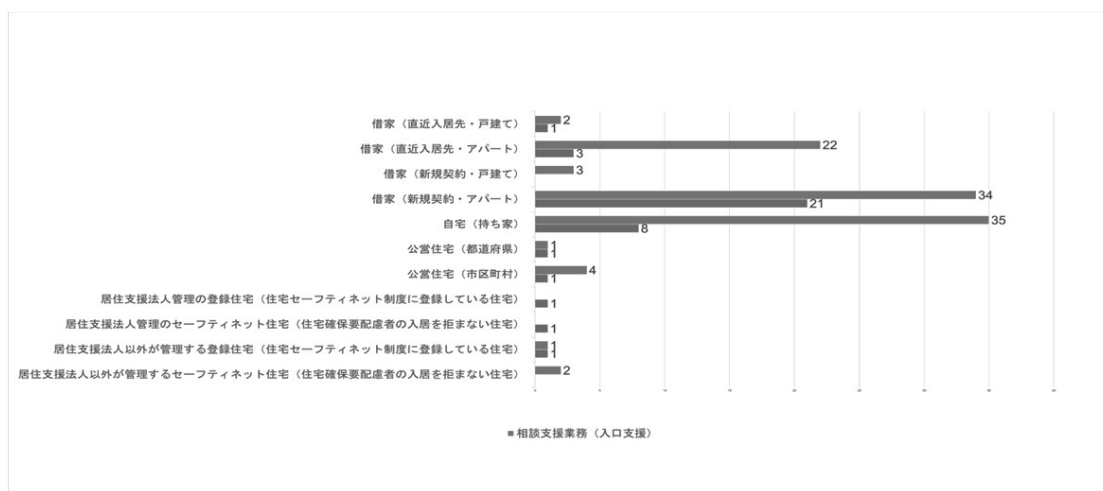
入口支援対象者の移行先内訳(R3年度、 n=45)



【ポイント】「相談支援業務（入口支援）」では「自宅（持ち家）」が最多だが、「被疑者等支援業務」では「借家（新規契約・アパート）」が最も多い。

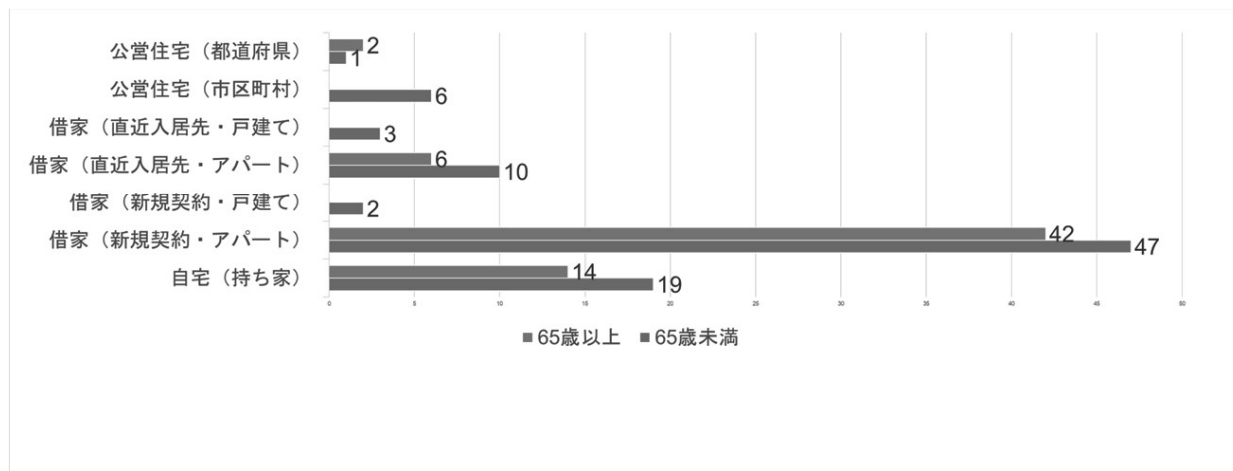
被疑者等支援業務・

入口支援対象者の移行先内訳(R4年度、 n=45)



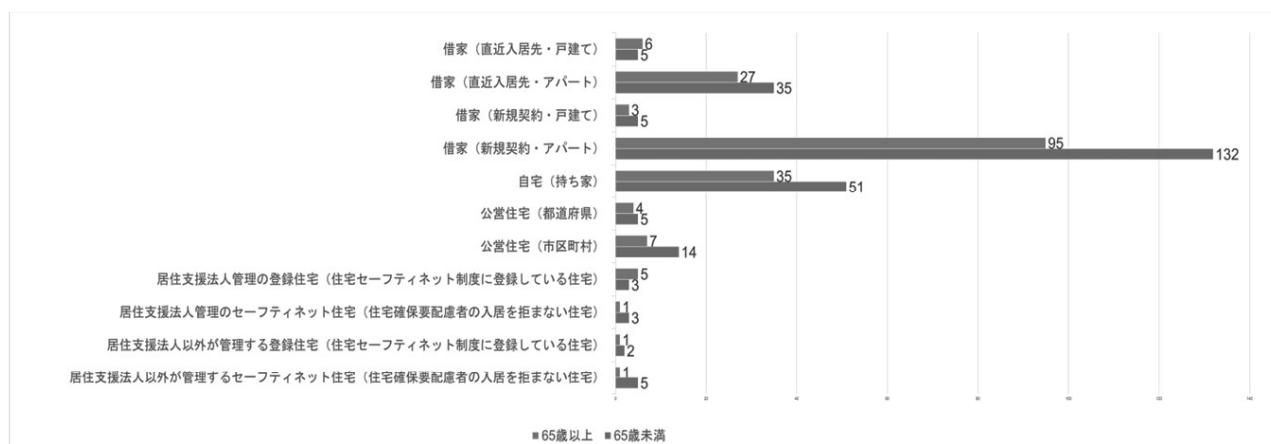
【ポイント】「相談支援業務（入口支援）」では「自宅（持ち家）」が最多だが、「被疑者等支援業務」では「借家（新規契約・アパート）」が最も多い。

65歳未満・65歳以上の移行先内訳 (R3年度、n=152)



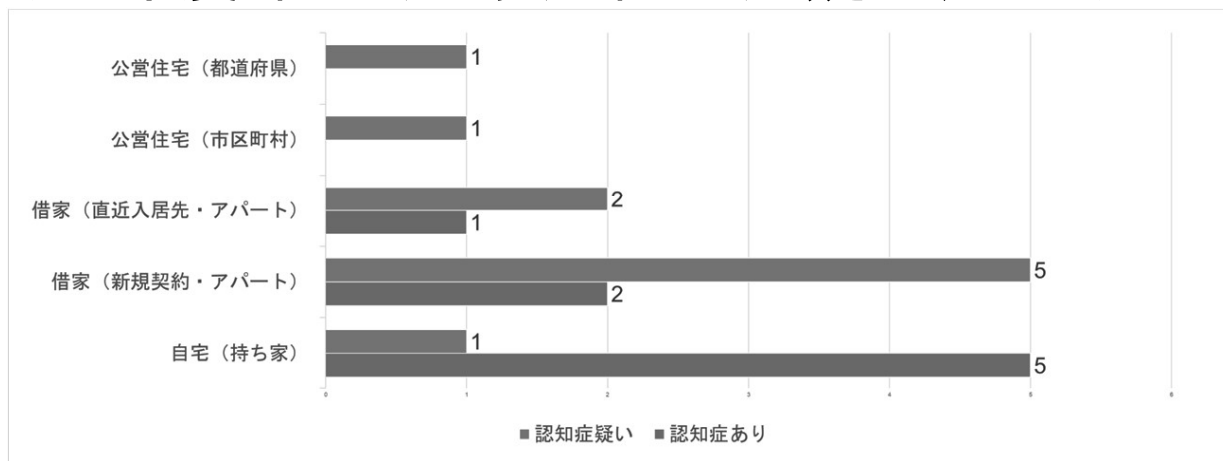
【ポイント】いずれの年齢のまとまりにおいても「借家（新規契約・アパート）」が最も多い。
(65歳未満: n=88、65歳以上: n=64)

65歳未満・65歳以上の移行先内訳 (R4年度、n=445)



【ポイント】いずれの年齢のまとまりにおいても「借家（新規契約・アパート）」が最も多い。
(65歳未満: n=260、65歳以上: n=185)

障害別等の移行先内訳 (R3年度・認知症あり・認知症疑い、n=18)



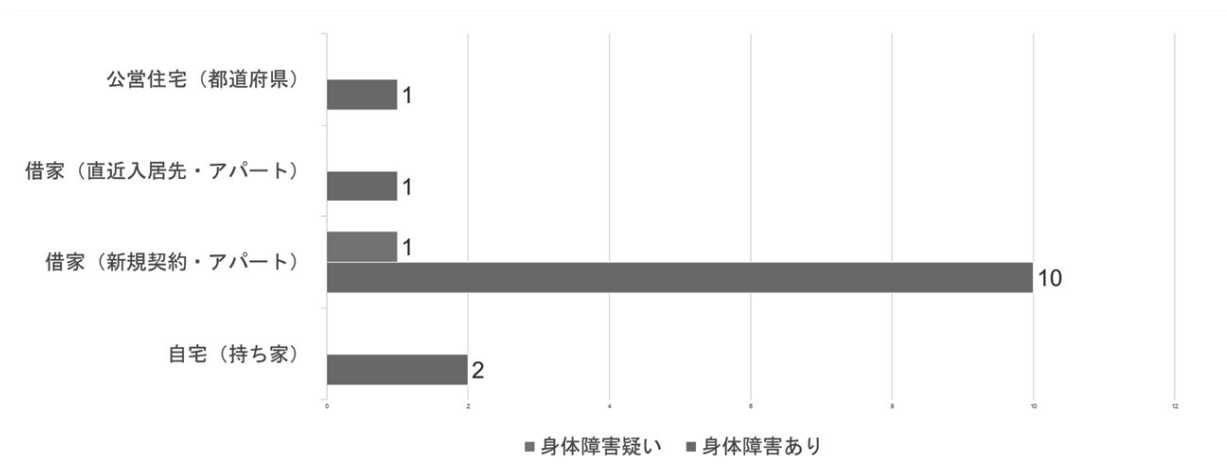
【ポイント】「認知症あり」は「自宅（持ち家）」が最も多く、「認知症疑い」は「借家（新規契約・アパート）」が最も多い。

障害別等の移行先内訳 (R4年度・認知症あり・認知症疑い、n=34)



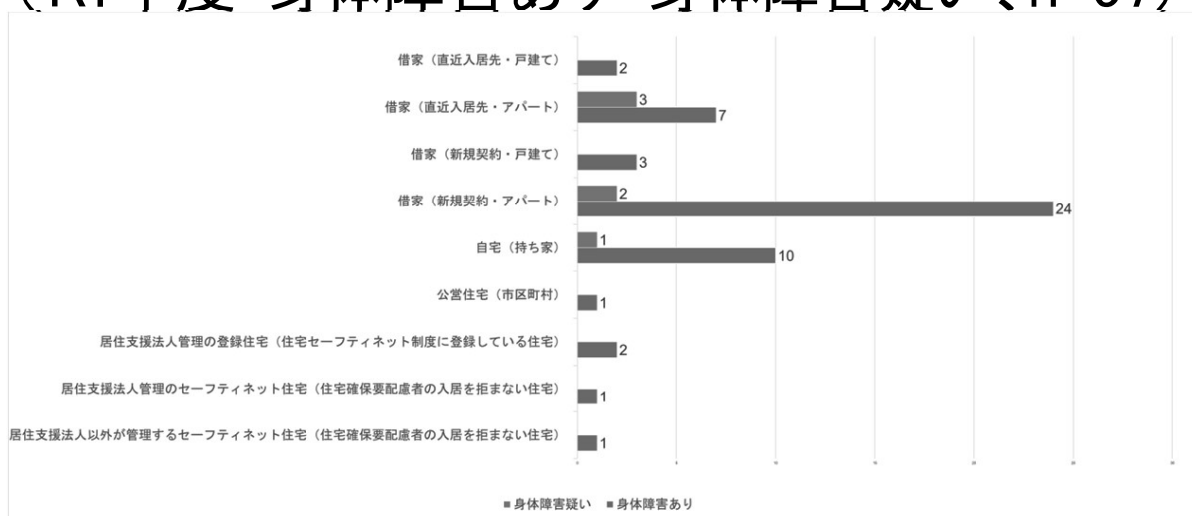
【ポイント】「認知症あり」は「借家（新規契約・アパート）」が最も多く、「認知症疑い」は「自宅（持ち家）」が最も多く、R3年度と正反対の結果である。

障害別等の移行先内訳 (R3年度・身体障害あり・身体障害疑い、n=15)



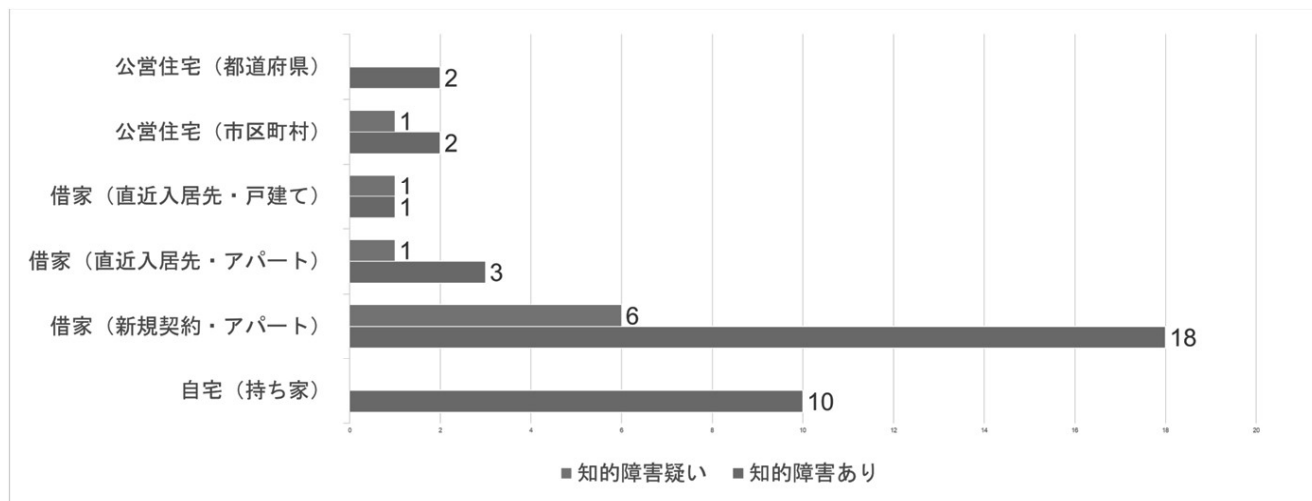
【ポイント】「身体障害あり」「身体障害疑い」とともに「借家(新規契約・アパート)」が最も多い。

障害別等の移行先内訳 (R4年度・身体障害あり・身体障害疑い、n=57)



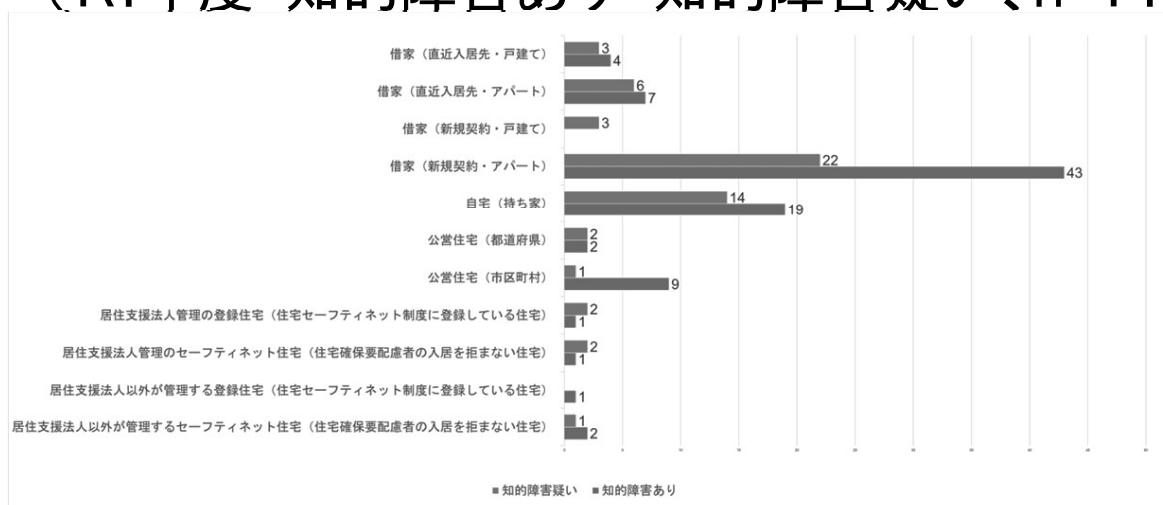
【ポイント】「身体障害あり」は「借家（新規契約・アパート）」が最も多く、「身体障害疑い」は「借家（直近入居先・アパート）」が最も多い。

障害別等の移行先内訳 (R3年度・知的障害あり・知的障害疑い、n=45)



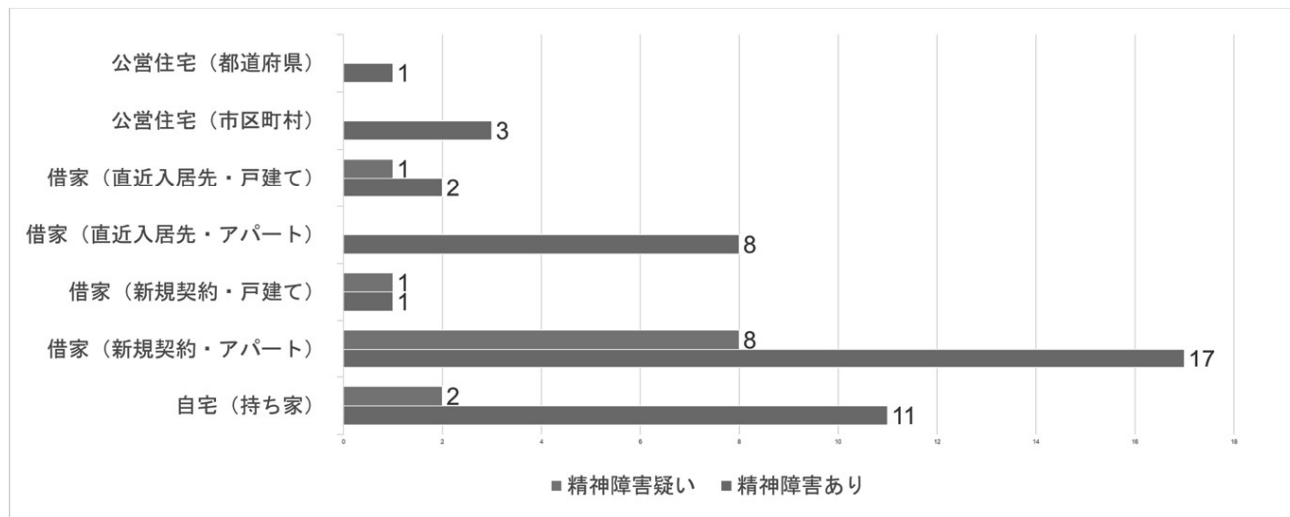
【ポイント】「知的障害あり」「知的障害疑い」とともに「借家(新規契約・アパート)」が最も多い。

障害別等の移行先内訳 (R4年度・知的障害あり・知的障害疑い、n=145)



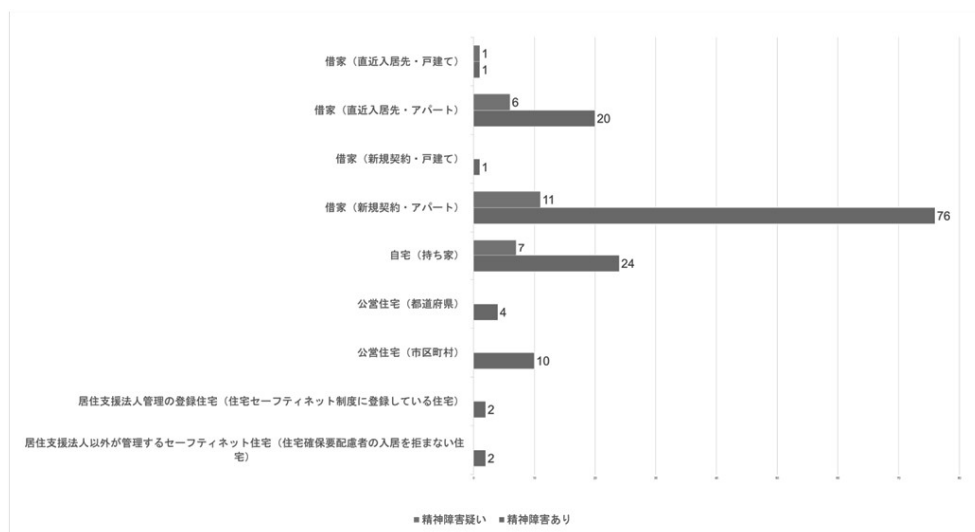
【ポイント】「知的障害あり」「知的障害疑い」とともに「借家(新規契約・アパート)」が最も多い。

障害別等の移行先内訳 (R3年度・精神障害あり・精神障害疑い、n=55)



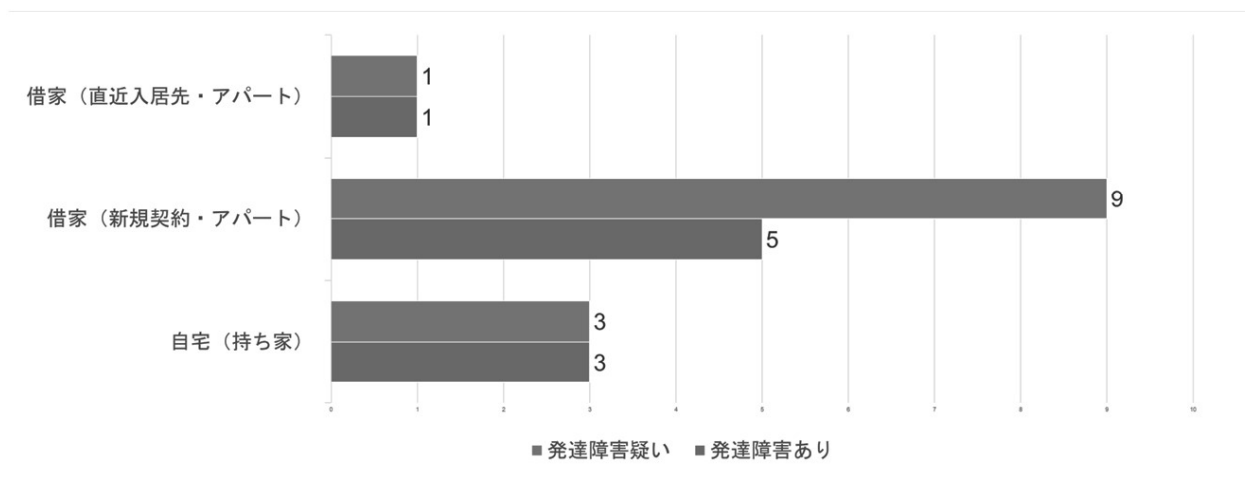
【ポイント】「精神障害あり」「精神障害疑い」とともに「借家(新規契約・アパート)」が最も多い。

障害別等の移行先内訳 (R4年度・精神障害あり・精神障害疑い、n=165)



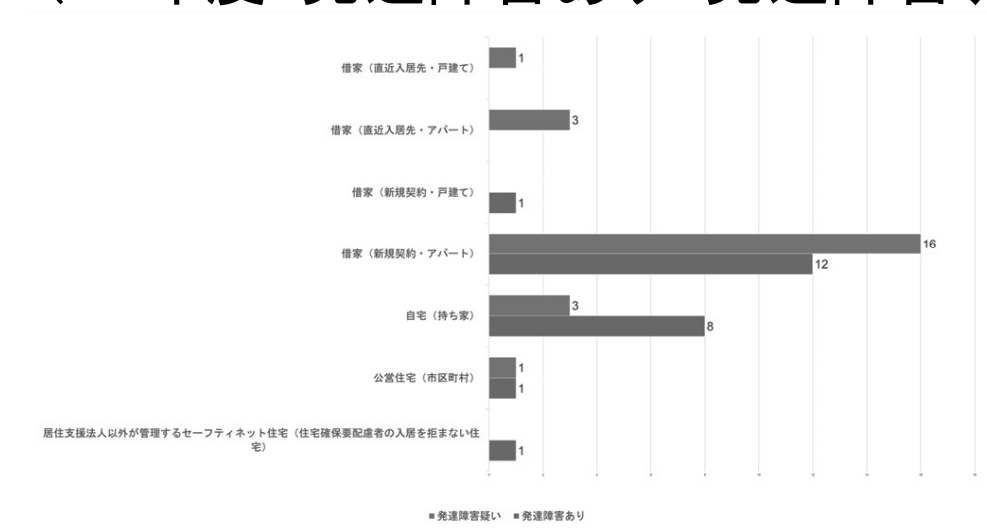
【ポイント】「精神障害あり」「精神障害疑い」とともに「借家(新規契約・アパート)」が最も多い。

障害別等の移行先内訳 (R3年度・発達障害あり・発達障害疑い、n=22)



【ポイント】「発達障害あり」「発達障害疑い」ともに「借家(新規契約・アパート)」が最も多い。

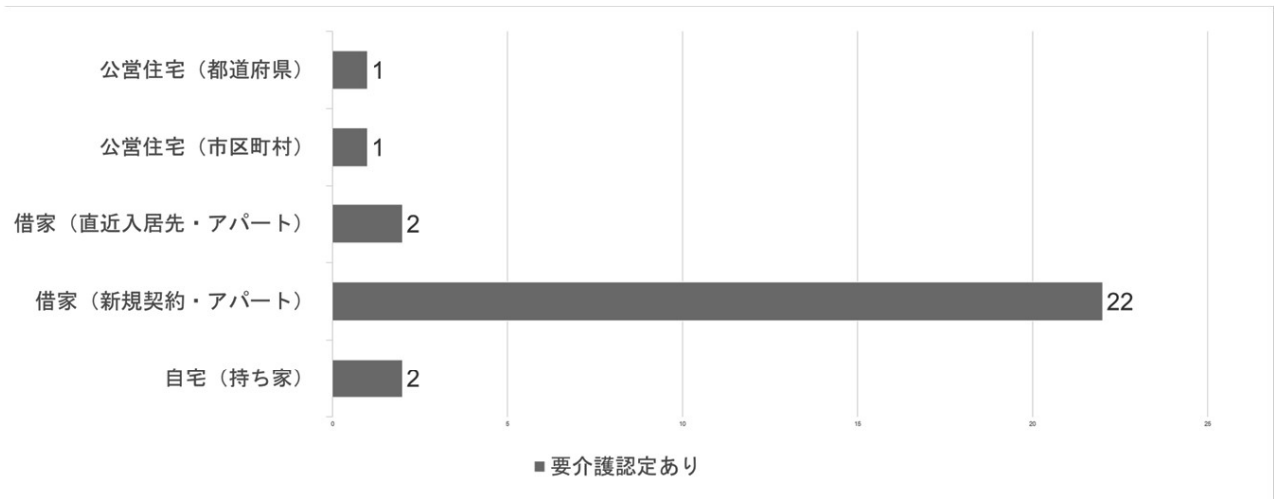
障害別等の移行先内訳 (R4年度・発達障害あり・発達障害、n=47)



【ポイント】「発達障害あり」「発達障害疑い」ともに「借家(新規契約・アパート)」が最も多い。

障害別等の移行先内訳

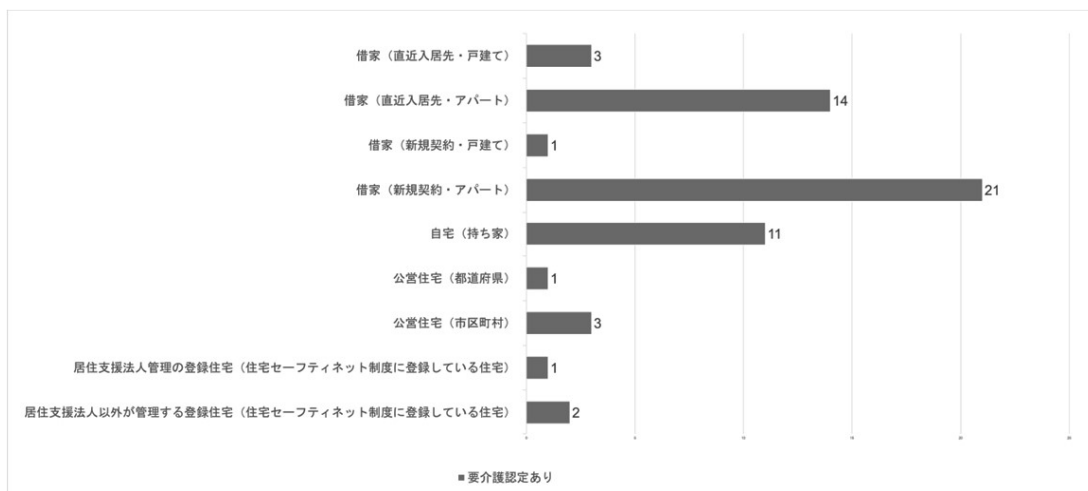
（R3年度・要介護認定あり、n=28）



【ポイント】「借家（新規契約・アパート）」が最も多い。

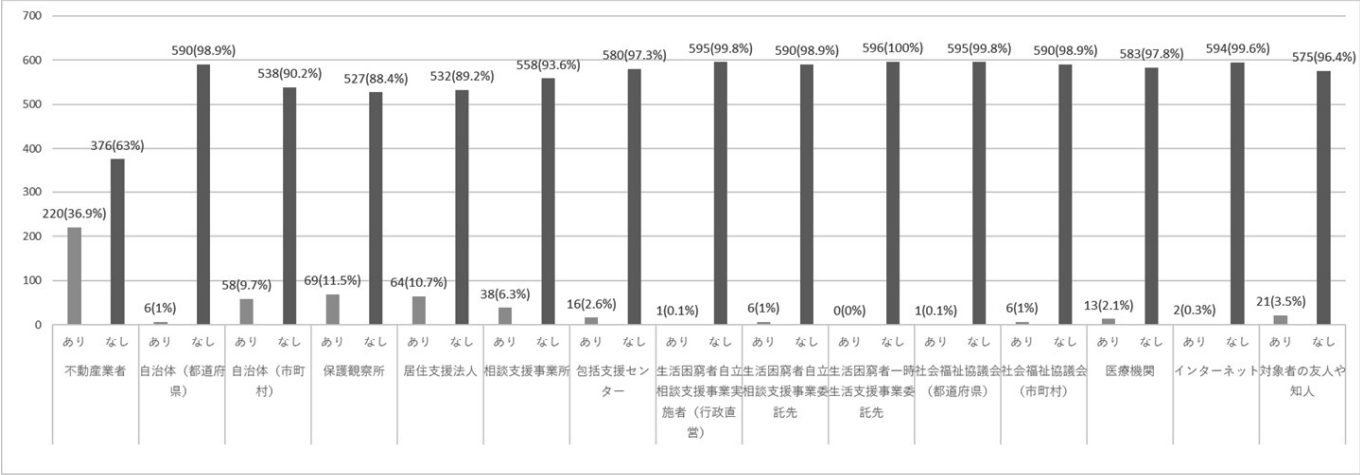
障害別等の移行先内訳

（R4年度・要介護認定あり、n=57）



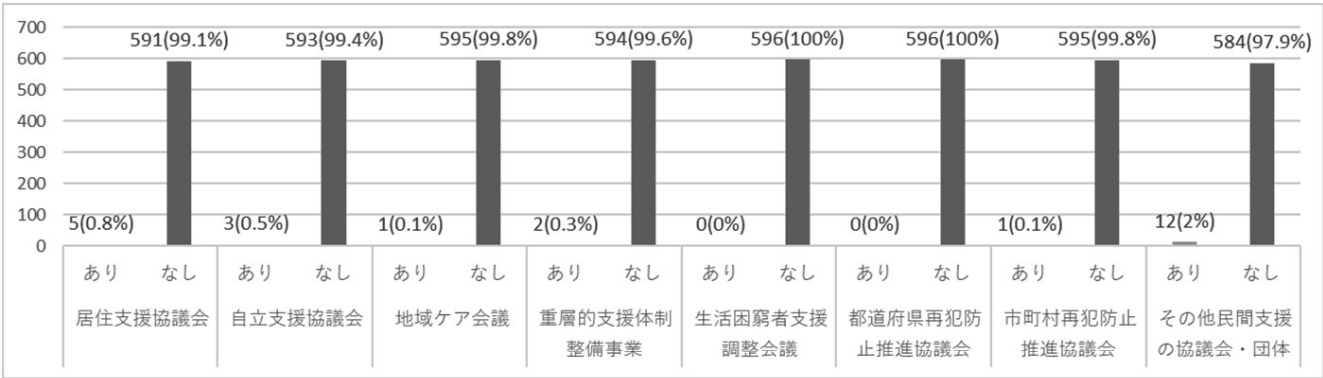
【ポイント】「借家（新規契約・アパート）」が最も多い。

情報入手先内訳(n=596)



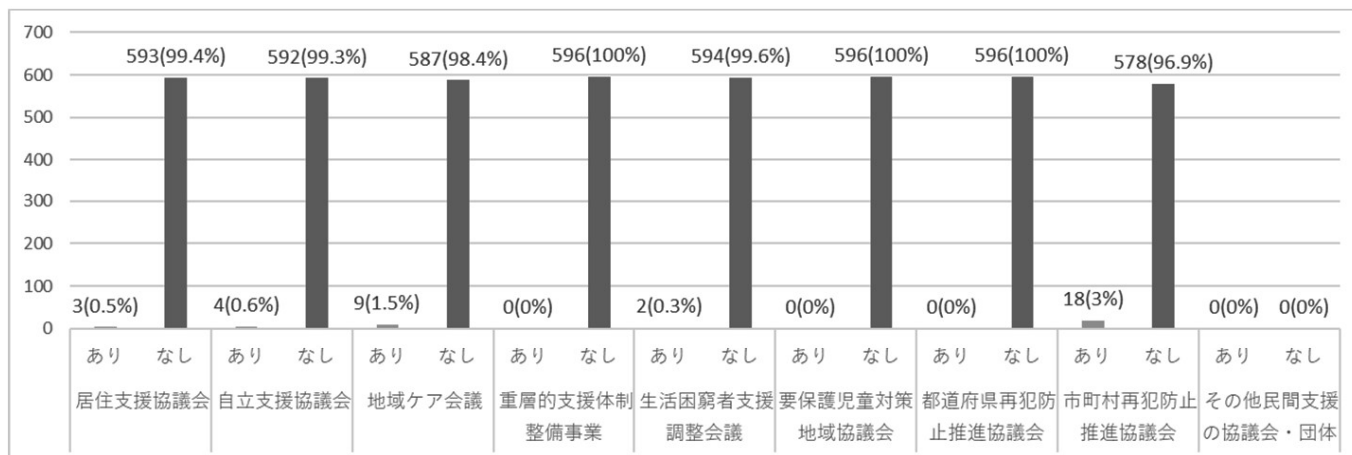
【ポイント】「不動産業者」との連携が最多で「居住支援法人」「保護観察所」「自治体(市町村)」と続くが、総体的に見て各機関との連携実績は少ない。

帰住前連携調整内訳(n=596)



【ポイント】各機関との連携実績はほとんどなく、最多が「その他民間支援の協議会・団体」である。

帰宅後連携調整内訳(n=596)



※質問者側のミスにより「要保護児童対策地域協議会」が質問項目から欠落している。

【ポイント】各機関との連携実績はほとんどなく、最多が「その他民間支援の協議会・団体」である。

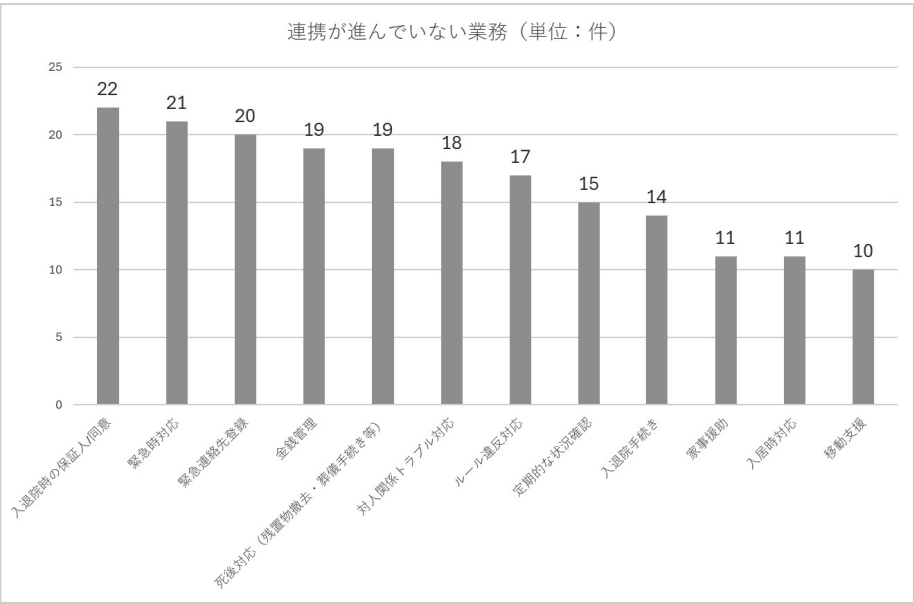
9－③. 居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（センター個票）集計結果

集計結果

1. 帰住後の対象者の生活を支える上で、他機関とセンターの連携が円滑に進んでいないと、定着支援センターとして感じる業務について選んでください。（複数回答可）

連携が進んでいない業務	回答数
入退院時の保証人/同意	22
緊急時対応	21
緊急連絡先登録	20
金銭管理	19
死後対応（残置物撤去・葬儀手続き等）	19
対人関係トラブル対応	18
ルール違反対応	17
定期的な状況確認	15
入退院手続き	14
家事援助	11
入居時対応	11
移動支援	10

※記載順は回答数の昇順



2. 居住系帰住地へ帰住した対象者への支援について、他センターにとって参考となりうる事例があれば簡単に概要を記載してください。

重層支援体制整備事業との連携事例

【本人】

- ・ 男性。療育手帳 B 所持、障害年金受給、家族所有の自宅あり。
- ・ 本人の特性には、状況判断が上手にできず、ストレス耐性が低いため、その場の感情や衝動によって行動する特徴があった。
- ・ 本人は成人後、住居侵入と窃盗のため刑務所に服役しており、当定着支援センターは、帰住先はあるが福祉的支援が必要な対象者であるとして、一般調整で支援介入した。本人の希望は、実家を離れての一人暮らしであり、希望場所は事件を起こした実家周辺を除く県内全域である。
- ・ 本人は以前より様々な支援窓口で電話を掛けて回る習慣があり、①「家にいると祖父や父親とケンカになる

ので住むところを探してほしい。」、②「一般企業で働きたい。障がい者就労は嫌だ。」という希望をあちらこちらの福祉支援窓口で話して回っていた。しかし、①の住居探しに関しては障がい者施設やグループホームは見学段階で断念し、②の就労に関しては、本人の能力（知的障がい故に仕事について行けない）のミスマッチがあり、就職に結びついていなかった。電話をしてきても一方的に要望を話して切ってしまったり、面接をドタキャンしたりもされていたため、難航ケースとして支援者間では有名であった。

【重層的支援（初期）※コーディネート業務中】

- ・ 一般調整として支援を開始したが、本人が実家へ帰住するためには、障がいのある父親、高齢の祖父母にも支援が必要と判断した。そのため、まずは重層支援体制整備事業との連携を開始した。
- ・ 祖父母への支援として地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、本人と父親への支援として行政の障害担当者が集まって支援チームとなり、各機関の情報を重層支援でとりまとめることで、支援の連携が取れるようになった。また、重層支援と定着が連携を密にすることで、受刑中の本人への支援も円滑に行えるよう体制を整えることができた。

【重層的支援（中期）※コーディネート業務～フォローアップ業務】

- ・ 重層支援を開始して間もなく、上述のように祖母に認知症症状の変化が現れた。既に地域包括支援センターがアウトリーチで支援に入っていたため、すぐに祖母への支援強化が行われ、施設への入所が決定した。
- ・ 祖母が施設入所してからしばらくし、本人が出所。本人はずっと実家を離れたがっていたが、グループホームも更生保護施設も利用を拒んだため、結局実家に帰住した。
- ・ 祖父もだんだんと弱り支援が必要な状態ではあったが、祖父も本人や父親同様サービスの利用を拒んだため、本人、父親、祖父の誰にも具体的なサービスが入っていない状況で生活をしていくこととなった。
- ・ 生活環境が悪化するのを防ぐため、地域包括支援センター、行政の障害担当、重層支援体制整備事業にて引き続き家族へアウトリーチ支援を行い、定着支援センターにて本人への伴走支援を行った。
- ・ 生活状況に変化が生じた場合、速やかに支援介入ができる体制が整っている。

- ・ 男性、入口支援。居住系帰住地への帰住ではないが、二回目の入口支援後、障害者グループホームへ入居したものの、ホームの規則違反を繰り返し、退去となった。
- ・ その後すぐに入所できる施設やグループホームが見つからず、ビジネスホテルでの宿泊を検討していたところ、問い合わせしていた居住支援法人より連絡が入り、急遽居住支援法人の持つシェルターを利用できることになった。新規事業所開拓として、その二か月前に事業所訪問していたことも功を奏した。

- ・ 特別調整事業にて、出所後自立準備ホームに入居し、医療単給受給のため生活保護を市に申請した。受給決定後、本人がアパート入居を希望していたため、生活保護が生活困窮者自立支援に付随して受けられる市の生活保護等居宅移行・地域生活復帰定着支援により受託を受けた社会福祉士会の住宅SWが不動産会社をあたり、本人聞き取りの上、アパート入居に至った。
- ・ ただ、不動産のみの対応に限られ、通院や包括などの福祉サービスの手配は定着で行った。

- ・ 刑務所退所後、自立準備ホームに入所。対象者（男性、知的障がい）のADLや生活スキルなどの状況から単身生活は難しいと判断していた。
- ・ しかし、対象者の一人暮らしの希望を踏まえ、自立準備ホーム運営元の支援団体と連携を図りながら、居宅設定するに至った。障がい福祉サービス等を活用しながら生活の安定が図れている。

- ・ 【本人のニーズと居住支援法人が取り組む活動がマッチした事例】
- ・ 本調査の対象期間外ではあるが、特別調整対象者（男性・高齢）として定着センターが関与した事例。刑務所を満期釈放後は居住支援法人が運営する自立準備ホームに入所し、自立準備ホームを経てアパートへ移行した。
- ・ 本人は「今後は自分が支援する側になりたい」と手を挙げて、居住支援法人のボランティアスタッフ（地域のイベントでのゴミ分別作業、災害被災地支援活動など）として活動している。

- ・ 高齢男性、出口支援（特別調整）、初入
- ・ 罪名が理由で受け入れ先選定に苦慮したケース。
- ・ ADL自立のため介護保険非該当と想定し、更生保護施設やサービス付き高齢者向け住宅を検討するも罪名から受け入れ拒否。サービス付き高齢者向け住宅については保証人2名が必要な場合が多く、本人は保証人を頼めるような親族は不在であった。出所日が迫る中、居住支援法人にご理解いただき刑務所内で賃貸契約を結び、出所当日からの単身生活につながった。また、民間企業である身元保証協会と受刑中に契約し、保証人や医療同意の問題をクリアにした。

①「居住支援との連携促進」事例：まずは定着の受託法人が居住支援法人の指定を受けることが必要ではないか。

- ・ 高齢の特別調整女性。初犯。裕福な家庭で病弱に生まれた。勤勉で、経理の仕事を立派に勤め上げた人生だった。そのようなプライドからか、退職後も、誰に頼ることもなく、社会的に孤立した状態で、市営住宅に暮らしていた。認知機能の低下もあり、窃盗で逮捕され受刑。女子刑務所では「刑務所で最期を迎えてもよい。無縁仏でよい」と話している状況。

- ・ 受刑中から居住支援法人と連携し、出所後のアパートを確保。地域包括支援センターによる支援は拒否したが、当センターと居住支援法人がフォロー。入院中に居住支援法人が死後事務委任契約を交わし、退院先の有料老人ホームで死去。当センターも葬儀に出席した。
- ・ 地域生活定着支援センターの受託法人が、居住支援法人の指定を受け、居住支援法人として、出会いから看取りまでの居住支援の提供を前のめりに行っていた。この居住支援法人は、都道府県の居住支援協議会や、市町村の居住支援法人連絡会に参画し、対象者への居住支援の方法について、積極的にスキルアップを図っていた。そのため、特別調整対象者に対する、居住支援（入居前支援、入居中支援、死後事務等）も積極的に実施してもらった。

②「官民協働の促進」事例：重層事業との連携

- ・ 特別調整女性。精神保健福祉手帳、身体障害者手帳所持。出所後は福祉の支援を望まず、自立準備ホームに帰住し、居住支援法人がアパートを調整。アパートの所在地の社会福祉協議会の重層的支援体制整備事業のコミュニティソーシャルワーカーと連携開始。大家・保証会社とのトラブルでアパートを退去することになり、弁護士と連携して和解。生活保護施設に転居し、市の居住支援窓口と連携して再度、重層的支援体制整備事業のコミュニティソーシャルワーカーのいる、慣れ親しんだ地域でアパートを確保。
- ・ 福祉の支援への抵抗感がなくなり（他者を信用するようになり）、自ら障害福祉サービス（訪問介護）の利用を希望。現在は、地域生活定着支援センターは、たまに連絡を取る程度であり、主たる支援者は地域の社会福祉協議会、障害福祉事業者に移行している。保護観察期間も無事に終了している。
- ・ 必要に迫られ、アパート確保については居住支援法人や自治体の居住支援窓口と連携、アパート確保後の地域では、即座に福祉サービスに繋がらなかったため、重層的支援体制整備事業のコミュニティソーシャルワーカーと連携、その後、地域の福祉サービスにつながったら計画相談にバトンタッチと、必要に迫られて適切な機関に繋ぐことができた。
- ・ 重篤な性犯罪者の受入れ先を調整した際、更生保護施設、福祉施設と調整したが受入れ先が見つからず、県内には市町の居住支援協議会がない為、民間ボランティアに協力頂きアパートを確保した。
- ・ 出口支援で、居住系帰住地を中間施設として設定し、生活能力や本人特性を評価して、本人に適切な住まいにつなげたケース。
- ・ 参考となる事例はありませんが、理解のある居住支援法人さんが複数あり、対象者全員とまではいきませんが、お世話になっています。
- ・ 高齢男性・出口支援 ご本人は長期間ホームレス生活を送っており、所持金がなくなると窃盗で刑務所へ行く生活を繰り返していた。
- ・ 初回面接で帰住先候補を伺った後、候補地域にある居住支援法人に相談を行い、出所後の住居設定・見守り体制に関して協力していただけることとなった。
- ・ ただ、ご本人は高齢で知的障害疑い・視覚障害を有している上、身分証明書等が何もない状態だったため、出所後はまずご本人の各種条件を整えていくことから始めた。
- ・ 障害者手帳や携帯電話取得後、改めて居住支援法人に住居探しを行っていただいたがすぐには見つからず、最終的な住居は隣接自治体となり移管手続きに手間取った。
- ・ 転居後は居住支援法人の方が各関係機関と調整してくださったこともあり、現在はご本人も支援を受けながら快適な一人暮らしを送っている。

3. その他、居住支援に係る現時点における課題や問題点についてご回答ください。

回答内容	
・ 保証人（緊急連絡先）確保できないと入居できない。大手の不動産関係者になればなるほど、触法者の受入れが厳しくなる。	
・ 資源（生活保護受給者でも入居できる物件、居室に家具・家電が供えられている物件）は増えてきていると思いますが、保証人なしで入居できる物件は少なく、限られています。	
・ 「保証人の代わりとなる保証協会の審査が通らない」	
・ 「住宅確保要配慮者に対する物件の情報が少ない」	
・ 「触法者の入居受け入れについて大家への理解が進んでいない」	
・ 「居住支援法人の数が少なく、連携も進んでいない」	
・ 「住民トラブルの際など対応できる機関がない」	
・ 当県においては、支援対象者が居住するにあたり、利用できる資源が少ないと考える。	
・ 保証人や緊急連絡先	
・ 保証人がなくても入居可能な物件が少ない。明らかな障害のない高齢者の場合、関わる支援者が少ない、又は定着しか関わっていない。	

回答内容
- 保証人（連帯保証人）を確保できなければ入居できない。セーフティネット住宅の家賃が高く生活保護受給者は入居できない。公営住宅は定期募集のためタイミングが合わないので利用が困難。 - 過疎地域は、賃貸物件数が極端に少なく、公営住宅への入居もハードルが高く困難なため帰住先とならないことが多く、帰住を希望されても対応できない。
- 保証人もしくは緊急連絡先が確保できなければ入居困難、罪名等により入居を断られる、生活保護（住宅扶助）に見合う物件が少ない。 - 居住支援法人からの理解を得られず居住場所の確保が困難である。
入居可能な物件が少ない。 初期費用が掛かるため、所持金等がない対象者の受け入れ先の調整が困難。 スーパーや病院が近所に少ない物件が多い。仕方がないと思うが、移動手段が限られている為、生活のしにくさを考えてしまう。
- あんしん賃貸支援事業の新体制により、大家（不動産関係者）からの問題発生時の連絡が直接支援者に来るスタイルに変わりました（以前の体制では、問題発生時はあんしん賃貸相談員に連絡）。 - また、あんしん賃貸支援事業を利用して入居することにより、対象者が対象建物に居住中は定着支援センターも支援チームの一員としての立場を求められるため、本来の定着支援センターの『司法から福祉へつなぐ』という役割をはみ出て支援が必要になり、フォローアップが長引く原因になっています。 このような状況を鑑み、センター長が「福祉側の負担が大きくなっている」など、居住支援協議会にて発言していますが、特に変化する動きはありません。これには、住宅側の機関と福祉側の機関との考えに溝があるからではないかと考えています。 お互いの距離を縮めるために、住宅側の機関に社会福祉士を配置する（例えば、公営住宅の主管課に社会福祉士を配置する。公営住宅法第一条には、『…社会福祉の増進に寄与することを目的とする。』という文言があるためです。）などが効果的ではないか？」とセンター長が協議会にて提案していますが、実現には至っていません。 他都道府県では、あんしん賃貸支援事業の体制は当県と同じでしょうか？そして、定着支援センターはどのように連携しているのでしょうか？また、住宅側と福祉側のよりよい連携方法などがあれば教えていただきたいです。
入居時の保証人確保の問題がある。
入居後の見守り体制など、単身生活ならADL低下もなく介護保険などの福祉につながらず終わってしまうことが多いため
- 居住支援協議会に関しては、説明会のときは参加し、情報を仕入れるなどしているが、具体的ななかかわりは今まで無し。 協議会の具体的な取り組みも、未だ見えていないが、今後も継続してアプローチを心がけることとしている。 - また現状では、保証人（連帯保証人）を確保できなければ入居できない場合が多いが、緊急連絡先が無いと定着で受けざるを得ないこともある。日中の業務中であれば対応も可能だが、土日祝日・年末年始の対応が困難。
居住支援法人によっては、様々な福祉サービスと合わせて利用し無ければならないような事業所もあり、また金銭の管理等についても搾取と思われかねない曖昧な管理方法をとっている所もあり見極めが難しい。
居住支援法人が都市部に集中し、郡部には少ない。
- 居住支援協議会の会員になっている不動産関係者でも、生活保護受給者という条件だけであれば物件を紹介していただけるが、「触法」という条件が入ると物件を紹介いただけないことがある。 - 身寄りがいない方の緊急連絡先の確保：①法人で緊急連絡先になって頂ける取組もあるが、不動産関係者によっては法人による緊急連絡先は受け付けないという場合もある。②公営住宅も緊急連絡先を確保する必要がある利用へ繋ぎにくい。
入居の条件として、当センターに緊急時の対応を求められることがある。
- アパートを借りる際に保証会社を使おうとしても、「犯罪者リスト」や「自立準備ホームのリスト」といったブラックリストが存在するようで、審査に落ちやすい。実際に、刑余者であることを伏せていても指摘されたことがあった。居住支援法人の支援があっても保証会社の審査が通りやすくなるというわけでもない。 - 県内に居住支援法人は27団体あるが（令和5年8月30日時点）、現在のところ支援をお願いできるのが特定の団体に限られている。また、それぞれの団体は地域に根差して活動していることもあり、その地域に縁もゆかりもない人をお願いしにくい。
居住支援法人に相談しても、罪名によって断られるケースがある。 親族不在の場合、緊急時の連絡や対応は定着支援センター職員が担う必要がある。

回答内容
・ 結局、釈放・出所後に中間施設を挟まなければ、アパート確保（釈放・出所直アパート）は難しいが、中間施設の使い勝手が良くない。更生保護施設や自立準備ホームは、利用のそもそもの条件が厳しく、ルール違反があるとすぐに追い出されたりもする。 ・ 更生保護施設は、不動産業界に住所が割れていると、一発で入居審査が通らない。 ・ 福祉団体がサブリースで空き室を提供すること多いが、その場合、福祉団体側にリスクがあり過ぎる（アセスメントが不十分なまま受け入れざるを得ない、失踪した際に費用を回収できない、隣人トラブルで団体の信用がなくなりかけるなど）。 ・ 大手の不動産仲介業者が扱えるようなケースは、私たちにとっては支援しやすいケースなので、現実的には、不動産仲介業者との連携を考えるよりも、すでに「支援付き住宅」などに取り組んでいる福祉団体への補助が必要だと思う。
・ 入居時に保証人がいない場合は入居、転居が難しい。
・ 県内での地域格差があるため帰住地が局在化している
・ 対象者が逮捕されたときや死亡したときの残置物の処理の問題。 公営住宅について、保証人の要件が緩和されたにもかかわらず、一部自治体では連帯保証人を必須としているところがあり、抽選に当たっても入居できないケースがある。
・ 更生緊急保護の対象者でなければ入居できないこと。
・ 保証人がいないと入居できない。犯罪歴があるとなかなか貸してくれない。受刑前の大家に連絡した場合、滞納家賃や荷物処分等でトラブルになることがある。
・ 居住支援法人やセーフティネット住宅ができて保証人（保証協会）が確保できないため入居できない ・ 居住支援法人に協力をお願いするが個人情報を細かく提示を求められ、マイナス要因の記載項目が多い。また福祉関係の法人が多く結局相談しても住居確保に至らない。 ・ 以前は保証協会の必要性のなかった不動産業者でさえ保証協会を通らなければ入居できない地方の市町村でのケースが増えてきた。大家および保証協会の不安を払拭するための説明や理解を深める取り組みが県内でまったくできていない。これらにおいては居住支援協議会が率先して行うべきと考えるがまったく課題に向き合うような前向きな話し合いは全くなされていない。 ・ 公営住宅において保証協会での身元引受人では認められず NP0 法人に頼る以外、自力で保証人を確保できない方は公営住宅利用することができない。入居条件の緩和はされつつあるがまだ足りていない。 ・ 不動産業者に登録されていない物件を持っている大家さんの情報が各市町村の福祉関係者などが情報共有されるような体制が確立されていない。属人的な情報だけになっている。 ・ セーフティーネット住宅に登録されている物件は家賃が高く利用できず、また業者や市町村の偏りがあり利用できていない。 ・ 居住支援協議会のホームページに登録されている住宅情報と住宅セーフティーネットに登録している住宅情報が混在していていて利用しづらい。県内の住宅情報として情報の整理が必要ではないか。
・ 居住支援法人に関する市町村行政（生活保護担当部署や高齢者担当部署）の理解が進んでいない。（居住支援法人が有する物件に入居をするために、生活保護の相談や地域包括支援センターへ支援依頼を行うと、「身寄りのない人ばかりを連れてこられても困る」等といわれる。）
・ 刑余者を対象としている居住支援法人が限られており、支援を受けられる地域とそうでない地域の差がある。そのため、本人が希望する帰住地ではないところにアパートを借りる選択をすることになった対象者もいる。
・ 居住支援法人によっては各々特徴が違えば支援力も異なり、本人に見合った法人を見つけ出すことが難しい。
・ 保証人無しでいけても入居初期費用を最初に払わないと鍵が渡せないと言われたことがある。
・ まだ県内においては居住支援協議会の設置や居住支援法人及びセーフティネット住宅の登録が少なく、連携が進んでいない
・ 保証人（連帯保証人）がいない対象者がほとんどで、その場合は家賃保証会社に申請し審査が通れば入居の可能性が高くなるが、審査が厳しく刑余者の場合はほとんど通ることがない。 公営住宅の利用も検討したいが、募集期間や応募要件（公営住宅所在市町村に在住している身元保証人を1人以上見つけること）等の関係上、利用に至らない。 再犯時の残置物の取り扱いについて、誰がどのように行うのか不明確。大家や不動産業者への対応も含め、役割分担ができればと考えている。
・ 携帯電話や身分証明書がなければ、まず探す段階にも至らない。生活保護の範囲内で住めるアパート・マンション等が少なく、転居へのハードルが高い。
・ 保証人を確保できなければ入居できない

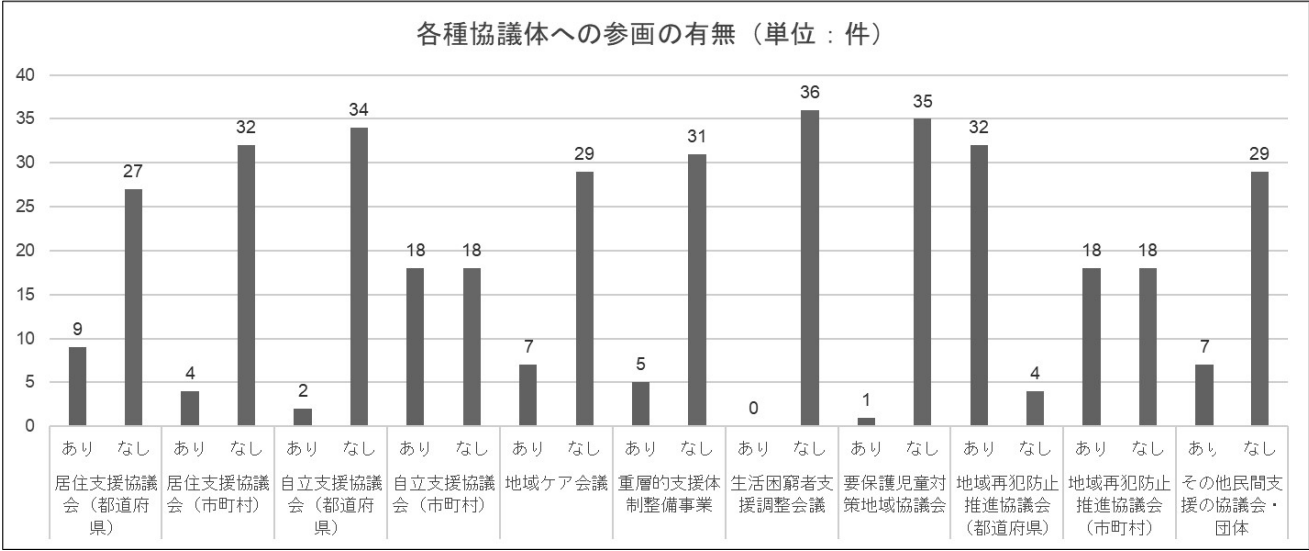
9－④. 重層的支援体制整備事業ほか各種の官民協働の会議体と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（センター個票）集計結果

重層的支援体制整備事業ほか各種の官民協働の会議体と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（センター個票）

集計結果

1. 下記の各種協議会等に参画したことがあるかについて選んでください。

協議体	回答	回答数
居住支援協議会（都道府県）	あり	9
	なし	27
居住支援協議会（市町村）	あり	4
	なし	32
自立支援協議会（都道府県）	あり	2
	なし	34
自立支援協議会（市町村）	あり	18
	なし	18
地域ケア会議	あり	7
	なし	29
重層的支援体制整備事業	あり	5
	なし	31
生活困窮者支援調整会議	あり	0
	なし	36
要保護児童対策地域協議会	あり	1
	なし	35
地域再犯防止推進協議会（都道府県）	あり	32
	なし	4
地域再犯防止推進協議会（市町村）	あり	18
	なし	18
その他民間支援の協議会・団体	あり	7
	なし	29



2. （1の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）その理由について選んでください。

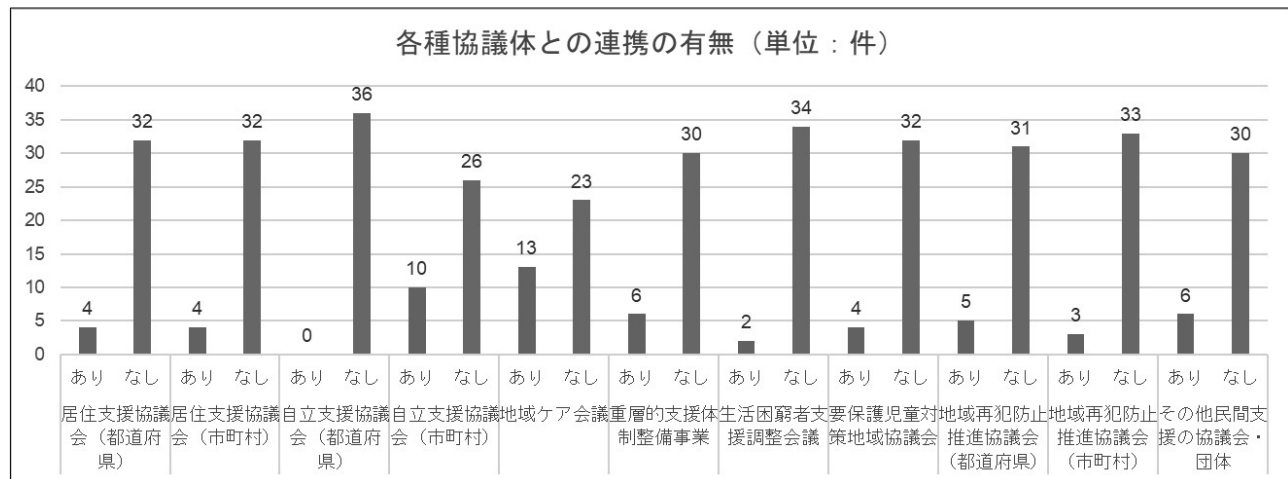
協議体	回答	回答数
居住支援協議会（都道府県）	該当の資源がないため	3
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	1
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	1
	該当するケースがないため	18

居住支援協議会（市町村）	該当の資源がないため	9
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	1
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	1
	該当するケースがないため	19
自立支援協議会（都道府県）	該当の資源がないため	2
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	0
	該当するケースがないため	29
自立支援協議会（市町村）	該当の資源がないため	1
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	0
	該当するケースがないため	17
地域ケア会議	該当の資源がないため	3
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	0
	該当するケースがないため	24
重層的支援体制整備事業	該当の資源がないため	8
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	1
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	19
	該当するケースがないため	19
生活困窮者支援調整会議	該当の資源がないため	9
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	0
	該当するケースがないため	24
要保護児童対策地域協議会	該当の資源がないため	2
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	1
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	1
	該当するケースがないため	29
地域再犯防止推進協議会（都道府県）	該当の資源がないため	3
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	0
	該当するケースがないため	3
地域再犯防止推進協議会（市町村）	該当の資源がないため	4
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	0
	該当するケースがないため	12
その他民間支援の協議会・団体	該当の資源がないため	4
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	0
	該当するケースがないため	24

3. 下記の各種協議会等と連携したことがあるかについて選んでください

協議体	回答	回答数
居住支援協議会（都道府県）	あり	4
	なし	32
居住支援協議会（市町村）	あり	4
	なし	32
自立支援協議会（都道府県）	あり	0
	なし	36
自立支援協議会（市町村）	あり	10
	なし	26
地域ケア会議	あり	13
	なし	23
重層的支援体制整備事業	あり	6
	なし	30
生活困窮者支援調整会議	あり	2
	なし	34

協議体	回答	回答数
要保護児童対策地域協議会	あり	4
	なし	32
地域再犯防止推進協議会（都道府県）	あり	5
	なし	31
地域再犯防止推進協議会（市町村）	あり	3
	なし	33
その他民間支援の協議会・団体	あり	6
	なし	30



4.（3の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）その具体的内容について選んでください。

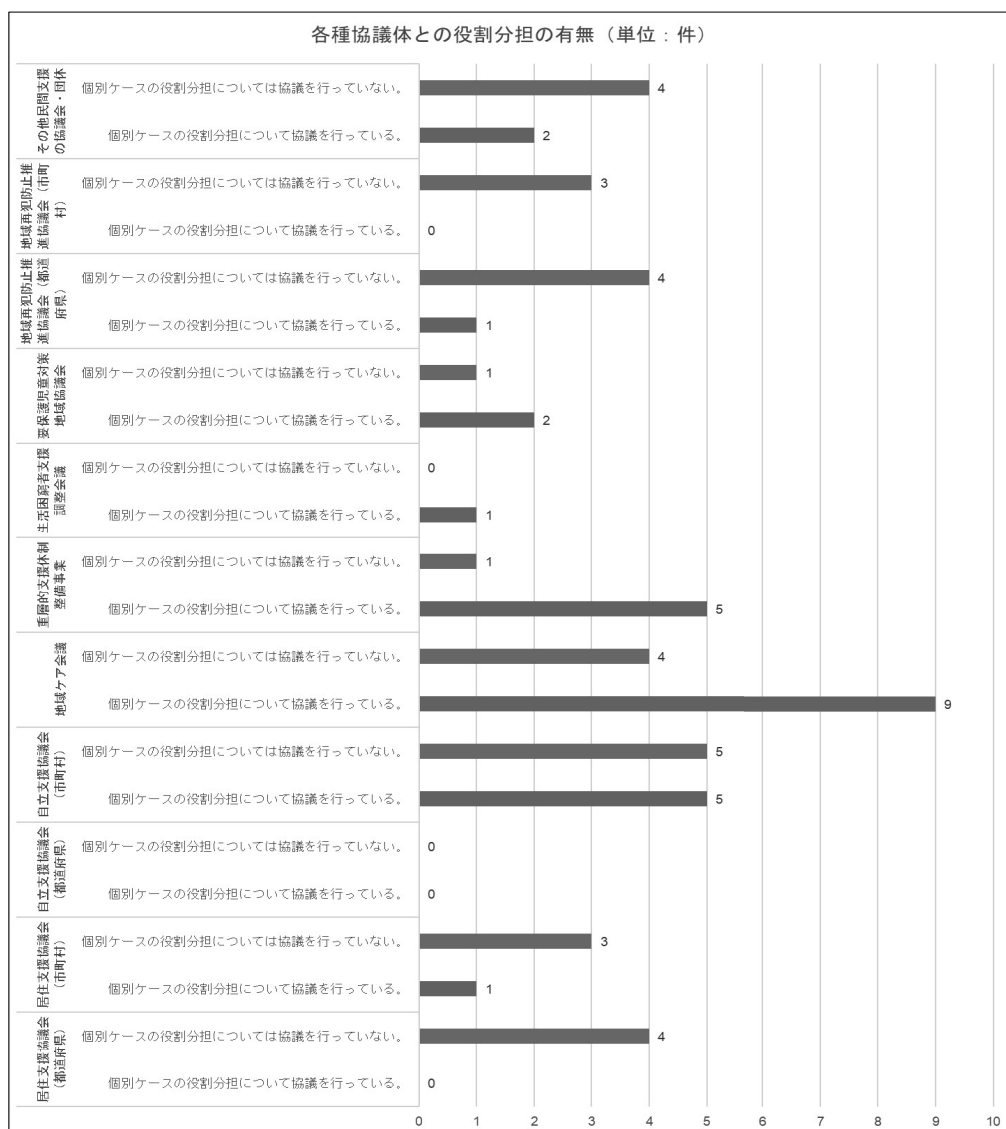
協議体	回答	回答数
居住支援協議会（都道府県）	月1回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	0
	2～3か月に1回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	0
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	4
居住支援協議会（市町村）	月1回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	0
	2～3か月に1回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	0
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	4
自立支援協議会（都道府県）	月1回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	0
	2～3か月に1回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	0
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	0
自立支援協議会（市町村）	月1回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	2
	2～3か月に1回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	3
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	5
地域ケア会議	月1回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	0
	2～3か月に1回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	1
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	12

協議体	回答	回答数
重層的支援体制整備事業	月1回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	0
	2～3か月に1回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	0
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	6
生活困窮者支援調整会議	月1回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	0
	2～3か月に1回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	0
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	1
要保護児童対策地域協議会	月1回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	0
	2～3か月に1回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	0
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	3
地域再犯防止推進協議会 (都道府県)	月1回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	0
	2～3か月に1回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	2
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	2
地域再犯防止推進協議会 (市町村)	月1回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	0
	2～3か月に1回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	0
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	0
その他民間支援の協議会・団体	月1回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	0
	2～3か月に1回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	0
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	6

4-②. (3の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合) 協議会等との個別ケースの役割分担に係る協議の有無について選んでください。

協議体	回答	回答数
居住支援協議会 (都道府県)	個別ケースの役割分担について協議を行っている。	0
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。	4
居住支援協議会 (市町村)	個別ケースの役割分担について協議を行っている。	1
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。	3
自立支援協議会 (都道府県)	個別ケースの役割分担について協議を行っている。	0
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。	0
自立支援協議会 (市町村)	個別ケースの役割分担について協議を行っている。	5
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。	5
地域ケア会議	個別ケースの役割分担について協議を行っている。	9
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。	4
重層的支援体制整備事業	個別ケースの役割分担について協議を行っている。	5
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。	1

協議体	回答	回答数
生活困窮者支援調整会議	個別ケースの役割分担について協議を行っている。	1
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。	0
要保護児童対策地域協議会	個別ケースの役割分担について協議を行っている。	2
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。	1
地域再犯防止推進協議会（都道府県）	個別ケースの役割分担について協議を行っている。	1
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。	4
地域再犯防止推進協議会（市町村）	個別ケースの役割分担について協議を行っている。	0
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。	3
その他民間支援の協議会・団体	個別ケースの役割分担について協議を行っている。	2
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。	4



5. (3の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合) その理由について選んでください。

協議体	回答	回答数
居住支援協議会（都道府県）	該当の資源がないため	5
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	1
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	1
	該当するケースがないため	19
居住支援協議会（市町村）	該当の資源がないため	8
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	1
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	1
	該当するケースがないため	19
自立支援協議会（都道府県）	該当の資源がないため	2
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	0
	該当するケースがないため	28
自立支援協議会（市町村）	該当の資源がないため	2
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	0
	該当するケースがないため	23
地域ケア会議	該当の資源がないため	3
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	0
	該当するケースがないため	15
重層的支援体制整備事業	該当の資源がないため	6
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	2
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	2
	該当するケースがないため	19
生活困窮者支援調整会議	該当の資源がないため	6
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	0
	該当するケースがないため	24
要保護児童対策地域協議会	該当の資源がないため	2
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	0
	該当するケースがないため	27
地域再犯防止推進協議会（都道府県）	該当の資源がないため	1
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	1
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	1
	該当するケースがないため	24
地域再犯防止推進協議会（市町村）	該当の資源がないため	4
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	1

協議体	回答	回答数
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	1
	該当するケースがないため	24
その他民間支援の協議会・団体	該当の資源がないため	3
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	0
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	0
	該当するケースがないため	24

6. 各種協議体等との連携について、他定着支援センターにとって参考となりうる事例があれば簡単に概要を記載してください。

- 当県では、年度ごとに市町の担当者(窓口)が決められており、担当者から関係部署との連携が比較的スムーズに進められているため、ケース個別の対応で済んでいる。 - このケースについて協議したことについて、当該市担当に改めて確認したところ、正式な地域ケア会議ではないが、それに準ずる支援会議（ケース会議）ということであったので、参考までに報告します。 (事例の概要) - 高齢男性（出口支援）は身体障害手帳1級で座位が保てないほか、精神症状、認知機能の低下があるため、出所後は施設入所の方で調整を行った。施設入所にあたり身元保証人がおらず成年後見申立て（本人申立て）を行うこととし、行政、社協、包括等が参加する支援会議を4回開催し支援してきた。 - 帰住先の社協ではR4年度から重層的支援体制整備事業を受託実施しており、官民協働の連携体制ができていたこと、また、社協には権利擁護センターも設置されていたことで、本ケースに対する理解や協力も得られやすく、支援会議を通じて官民協働により効果的な支援につなげることができたと感じている。 (支援会議の状況) ①支援会議参加機関 行政、地域包括、社協、権利擁護センター、ケアマネ、定着支援センター (検討内容に応じ、暮らしのサポート相談室、消費センター、有料老人ホーム、病院スタッフも参加) ②検討内容 成年後見申立て、受診、服薬、金銭管理、本人の病状、退院後の居住先、施設入所	市自立支援協議会司法部会との連携 ●男性 保護観察所からの相談ケース - 事件後に起訴猶予となり、自立準備ホームに入居。入居後に観察所から相談あり支援開始。帰住先探し段階から協議会事務局(基幹相談支援事業所)に相談依頼し連携を図る。結果的に定着が探したGH帰住後、事務局の基幹相談支援事業所が主体となり定着と情報共有と連携しながら日中活動事業所へ繋げる。その後、居住の場を変更したいとの本人からの希望で、基幹相談支援事業所が中心となり、居住支援法人と連携し単身生活となる。 ●男性 出口支援 - 協議会部会員の施設へ帰住先つないだ後、協議会司法部会の相談支援事業所が計画相談。その後対象者が施設を退所し、転々とするも相談支援事業所としてつながり続ける。その後、再犯となるも、相談支援事業所が弁護士と連携し裁判の情状証人として出廷した帰住先を探す等主体的に動いてくれて、最終的に執行猶予となりグループホームでの帰住となる。 ※協議会と連携する中で、関係性は既にあるため支援課題を同じ目線で共有しやすかったり協働しやすい。 また、一番大きいのは当県は広域のため、物理的に距離のある地域での対象者支援について速やかに対応してもらえ、これまでのように常に定着が動かなくても支援が繋がっていく点は大きい。 「官民協働の促進」事例：地域の中にすでにあるプロジェクトを刑事司法につなぐプロジェクト ○愛知県
--	--

・委託元の担当課から、各福祉圏域へ、さらなる連携強化に関する通知の発出 ・県主催の、再犯防止連絡協議会への参画 ・県主催の、県内全 54 市町村の再犯防止担当者（多くは地域福祉担当者）との「市町村再犯防止担当者連絡会議」での、わかりやすい事業説明 ・県内の市町村担当者、民間団体への、研修会の周知案内等について協力 ・定着の受託法人が居住支援法人の指定を受け、県居住支援協議会に参画。間接的に連携 ○名古屋市 ・名古屋市再犯防止推進計画の策定委員、策定後は名古屋市再犯防止推進会議の委員。市内の関係機関のネットワーク作りへの意見出し ・名古屋市社会福祉協議会の重層担当者の定例ミーティングに出席。重層事業との連携事例の共有 ・名古屋市各区の重層事業担当者と、企画等で連携 ・市単独で実施する再犯防止推進事業へのノウハウ提供 ○豊田市 ・豊田市再犯防止推進計画の策定委員、策定後は豊田市再犯防止推進委員会の委員。市内の関係機関のネットワーク作りへの意見出し ○岡崎市 ・居住支援法人（定着の受託法人）が、市の居住支援窓口の「協力団体」登録。市主催の研修会で、その居住支援法人が、刑余者支援について講演 ○一宮市 ・障害者基幹相談支援センターが、自立支援協議会の中に、「触法障害者支援連絡会議」を設置。年度に 3 回程度、刑事司法機関や地域生活定着支援センターも交え、事例検討会を開催 ○知多半島圏域（5 市 5 町の協働） ・障害保健福祉圏域会議における事例発表 ・圏域内の救護施設の空室を自立準備ホーム登録
・ 出口支援・入口支援にかかわらず、大村市内へ帰住するケースについては、定着が部会長として参画している「司法と福祉連携部会」を通じ、自立支援協議会で支援方策を検討して官民連携で支援を行うスキームが確立できている。
・ 自立支援協議会や都道府県の居住支援法人協議会に対し、日ごろ各々の組織に対し定着支援センターの啓発活動や情報提供を細々と重ねていたことが実を結び、先方から情報を求められたり、先方開催の研修会に話題提供者として呼んでいただき、市町村の居住支援法人協議会に広く繋がりができるなど発展的な関わりができた。

10. 參考資料

10—①. 罪名分類一覧表

罪名	罪名分類
住居侵入／建造物侵入	生命・身体
窃盗	財産
詐欺	財産
窃盗, 暴行/傷害, 公務執行妨害	財産粗暴
暴行/傷害	粗暴
窃盗, 器物破損/器物損壊	財産
道路交通法違反	その他
占有離脱物横領	財産
住居侵入／建造物侵入, 強盗致傷	生命・身体粗暴
強制わいせつ, 暴行/傷害	性犯罪粗暴
窃盗, 住居侵入／建造物侵入	財産
横領	財産
窃盗, 暴行/傷害	財産粗暴
窃盗, 詐欺	財産
器物破損/器物損壊, 公務執行妨害	財産粗暴
強盗強姦	財産性犯罪
強制わいせつ	性犯罪粗暴
窃盗, 虞犯	財産
窃盗, 住居侵入／建造物侵入, 特殊開錠用具の所持に関する法律違反	生命・身体財産
公正証書原本不実記載	その他
暴行/傷害, 銃刀法違反, 強盗	粗暴
施設送致申請	その他
強制わいせつ, 暴行/傷害, 児童買春	性犯罪粗暴
銃刀法違反, 公務執行妨害	粗暴
詐欺, 暴行/傷害	財産粗暴
強盗	粗暴
放火	生命・身体
特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反	財産
恐喝	粗暴
窃盗, 器物破損/器物損壊, 偽計業務妨害、ストーカー規制法違反	財産
窃盗, 殺人未遂	生命・身体財産
住居侵入／建造物侵入, 傷害	生命・身体財産粗暴
窃盗, 道路交通法違反	財産その他
器物破損/器物損壊	財産
暴行/傷害, 放火, 公務執行妨害	生命・身体粗暴
不明	その他
肢体遺棄	生命・身体
暴行/傷害, 銃刀法違反	粗暴
道路運送車両法違反、自動車損害賠償違反	その他
賽銭泥棒	財産
常習累犯窃盗	財産
犯罪による収益の移転防止に関する法律違反	財産
窃盗, 覚醒剤取締法違反	財産薬物
放火, 器物破損/器物損壊	生命・身体財産
ストーカー規約法違反	その他
DV/保護命令違反	生命・身体
器物破損/器物損壊, 傷害	財産粗暴
詐欺, 住居侵入／建造物侵入, 器物破損/器物損壊	生命・身体財産
暴行/傷害, 住居侵入／建造物侵入, 銃刀法違反	生命・身体粗暴その他
強姦	性犯罪
虞犯	その他
住居侵入／建造物侵入, 窃盗未遂	生命・身体財産
放火, 住居侵入／建造物侵入	生命・身体
暴行/傷害, 公務執行妨害	粗暴
毒物及び劇物取締法違反	薬物

罪名	罪名分類
覚醒剤取締法違反	薬物
殺人	生命・身体
児童福祉法違反	性犯罪
青少年健全育成条例違反	性犯罪
窃盗, 公務執行妨害	財産粗暴
ストーカー規制法	その他
脅迫、礼拝所不敬罪	粗暴
窃盗, 器物破損/器物損壊, 道路交通法違反	財産その他
銃刀法違反	粗暴
強制わいせつ, 暴行/傷害, 銃刀法違反, 道路交通法違反	性犯罪粗暴その他
窃盗, 住居侵入/建造物侵入, 横領	生命・身体財産
銃刀法違反, 強盗	粗暴
詐欺, 道路交通法違反	財産その他
大麻取締法違反	薬物
住居侵入/建造物侵入, 銃刀法違反	生命・身体粗暴
道路交通法違反, 県迷惑防止条例違反	その他
公務執行妨害	粗暴
銃刀法違反, 強盗未遂	粗暴
窃盗, 業務上過失障害、自動車運転過失障害	財産その他
ストーカー行為規制法違反	その他
放火, 殺人	生命・身体
窃盗, 住居侵入/建造物侵入, 強盗傷人	生命・身体財産粗暴
窃盗, 道路交通法違反, 電気車往来危険、威力業務妨害	財産その他粗暴
強制わいせつ, 住居侵入/建造物侵入	生命・身体性犯罪
窃盗, 住居侵入/建造物侵入, 盗品等無償譲受け、電磁的公正証書原本不実記録同供用	生命・身体財産その他
威力業務妨害	粗暴
器物破損/器物損壊, 建造物損壊	財産
暴力行為等処罰に関する法律違反	粗暴
殺人未遂	生命・身体
銃刀法違反, 殺人未遂	生命・身体粗暴
強制わいせつ, 暴行/傷害, ストーカー規制法違反	性犯罪粗暴その他
覚醒剤取締法違反, 暴行/傷害, 毒物及び劇物取締法違反	薬物粗暴
窃盗, 住居侵入/建造物侵入, 窃盗未遂・常習特殊窃盗	生命・身体財産
窃盗, 暴行/傷害, 業務上過失傷害	財産粗暴
住居侵入/建造物侵入, 銃刀法違反, 道路交通法違反, 強盗, 火薬類取締法違反・大麻取締法違反・関税法違反	生命・身体粗暴その他薬物
自殺ほう助	生命・身体
窃盗, 住居侵入/建造物侵入, 窃盗未遂	生命・身体財産
ストーカー行為規制法	その他
県青少年保護育成条例違反	性犯罪
窃盗, 覚醒剤取締法違反, 銃刀法違反	財産薬物粗暴
窃盗, 殺人	生命・身体財産
窃盗, ストーカー行為等の規制等に関する法律違反	財産その他
窃盗, 道路交通法違反, 業務上過失傷害	財産その他
囑託殺人	生命・身体
覚醒剤取締法違反, 銃刀法違反, 殺人	生命・身体薬物財産
住居侵入/建造物侵入, 銃刀法違反, 暴力行為等処罰に関する法律違反	生命・身体粗暴
窃盗, 占有離脱物横領	財産
窃盗, 詐欺, 電子計算機使用詐欺	財産
覚醒剤取締法違反, 殺人ほう助	生命・身体薬物財産
強制わいせつ, 準強制わいせつ	性犯罪
公然わいせつ	性犯罪

10—②. 居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（対象者個票）質問・回答選択肢一覧

0. センター名についてご回答ください（※「愛知」「長崎」等で可）。

センター名を回答

0—②. 当該支援対象者について、貴センターにおける管理番号を入力ください（調査対象者に紛れがないように固有の番号を振るという意味です）。

各センターの管理番号を回答

1. 対象者の依頼カテゴリについて選んでください。

特別調整・一般調整・被疑者等支援業務・相談支援業務（出口支援）・相談支援業務（入口支援）

2. 対象者の性別について選んでください。

男性・女性

3. 対象者の相談時年齢についてご回答ください。

対象者の相談時年齢を回答

4. （令和3年度に支援終了した対象者）令和4年3月31日現在における、支援対象者の支援状況について選んでください。

終了（地域定着）・終了（支援辞退）・終了（再販再入所）・終了（所在不明）・
終了（その他の支援困難自由）

4—②. （令和4年度に支援終了した対象者又は同年度末で支援継続中の対象者）令和5年3月31日現在における、対象者の支援状況について選んでください。

終了（地域定着）・終了（支援辞退）・終了（再販再入所）・終了（所在不明）・
終了（その他の支援困難自由）

5. （令和3年度に支援終了した対象者）令和4年3月31日現在における、対象者の帰住先について選んでください。

自宅（持ち家）
借家（新規契約・戸建て）
借家（新規契約・アパート）
借家（直近入居先：戸建て）
借家（直近入居先・アパート）
公営住宅（都道府県）
公営住宅（市区町村）
居住支援法人管理の登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅）
居住支援法人以外が管理する登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅）
居住支援法人管理のセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）
居住支援法人以外が管理するセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）

5—②. （令和4年度に支援終了した対象者又は同年度末で支援継続中の対象者）令和5年3月31日現在における、対象者の帰住先について選んでください。

自宅（持ち家）
借家（新規契約・戸建て）
借家（新規契約・アパート）
借家（直近入居先：戸建て）
借家（直近入居先・アパート）
公営住宅（都道府県）
公営住宅（市区町村）
居住支援法人管理の登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅）
居住支援法人以外が管理する登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅）
居住支援法人管理のセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）
居住支援法人以外が管理するセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）

6. 対象者の認知症の有無について選んでください。

認知症あり・認知症疑い・認知症なし

7. 対象者の身体障害の有無について選んでください。

身体障害あり・身体障害疑い・身体障害なし

7-②. (身体障害が「あり」の場合) 該当する障害について選んでください。

肢体不自由・視覚障害・嗅覚障害・聴覚障害・内部疾患

8. 対象者の知的障害の有無について選んでください。

知的障害あり・知的障害疑い・知的障害なし

8-②. (知的障害が「あり」の場合) 該当する障害の程度について選んでください。

軽度・中等度・重度・最重度

9. 対象者の精神障害の有無について選んでください。

精神障害あり・精神障害疑い・精神障害なし

9-②. (精神障害が「あり」の場合) 該当する疾病について選んでください (ICD10 を基に回答選択肢を作成)。

器質性精神障害・アルコール使用による障害・覚醒剤等の違法薬物使用による障害・統合失調症・気分障害 (うつ病含む)・神経症性障害・パーソナリティ障害・その他

10. 対象者の発達障害の有無について選んでください。

発達障害あり・発達障害疑い・発達障害なし

10-②. (発達障害が「あり」の場合) 該当する疾病について選んでください (ICD10 を基に回答選択肢を作成)。

自閉症・多動性障害・アスペルガー症候群・その他の広汎性発達障害・詳細不明の広汎性発達障害・その他

11. 対象者の要介護認定の有無について選んでください。

要介護認定あり・要介護認定なし (申請していない)・要介護認定なし (申請したが非該当)・要介護認定なし (65 歳未満)

11-②. (要介護認定が「あり」の場合) 該当する等級を選んでください。

要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5

12. 対象者の罪名について選んでください。未遂のある罪名については未遂も含みます (複数回答可)。

窃盗・詐欺・強制わいせつ・覚醒剤取締法違反・暴行障害・放火・住居侵入/建造物侵入・器物破損/器物損壊・銃刀法違反・道路交通法違反・殺人・強盗・恐喝・公務執行妨害・横領・虞犯・その他

13. (特別調整・一般調整対象者) 協力等依頼の受理時を起点にお聞きします。矯正施設入所前に生活していた居住形態について選んでください。

自宅 (持ち家)
借家 (新規契約・戸建て)
借家 (新規契約・アパート)
借家 (直近入居先: 戸建て)
借家 (直近入居先・アパート)
公営住宅 (都道府県)
公営住宅 (市区町村)
居住支援法人管理の登録住宅 (住宅セーフティネット制度に登録している住宅)
居住支援法人以外が管理する登録住宅 (住宅セーフティネット制度に登録している住宅)
居住支援法人管理のセーフティネット住宅 (住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅)

居住支援法人以外が管理するセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）
 障害者支援施設
 障害者グループホーム
 病院
 生活保護施設
 日常生活支援住居施設
 サービス付き高齢者向け住宅
 小規模多機能型居宅介護施設
 認知症グループホーム
 養護老人ホーム
 有料老人ホーム
 特別養護老人ホーム
 無料定額宿泊所
 簡易宿泊所
 その他

14.（相談支援（出口支援））相談依頼（出口支援）の受理時を起点にお聞きします。 矯正施設入所前に生活していた居住形態について選んでください。

自宅（持ち家）
 借家（新規契約・戸建て）
 借家（新規契約・アパート）
 借家（直近入居先：戸建て）
 借家（直近入居先・アパート）
 公営住宅（都道府県）
 公営住宅（市区町村）
 居住支援法人管理の登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅）
 居住支援法人以外が管理する登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅）
 居住支援法人管理のセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）
 居住支援法人以外が管理するセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）
 障害者支援施設
 障害者グループホーム
 病院
 生活保護施設
 日常生活支援住居施設
 サービス付き高齢者向け住宅
 小規模多機能型居宅介護施設
 認知症グループホーム
 養護老人ホーム
 有料老人ホーム
 特別養護老人ホーム
 無料定額宿泊所
 簡易宿泊所
 その他

15.（被疑者等支援業務）支援協力依頼の受理時を起点にお聞きします。 逮捕勾留前に生活していた居住形態について選んでください。

自宅（持ち家）
 借家（新規契約・戸建て）
 借家（新規契約・アパート）
 借家（直近入居先：戸建て）
 借家（直近入居先・アパート）
 公営住宅（都道府県）
 公営住宅（市区町村）
 居住支援法人管理の登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅）
 居住支援法人以外が管理する登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅）
 居住支援法人管理のセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）
 居住支援法人以外が管理するセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）

障害者支援施設
 障害者グループホーム
 病院
 生活保護施設
 日常生活支援住居施設
 サービス付き高齢者向け住宅
 小規模多機能型居宅介護施設
 認知症グループホーム
 養護老人ホーム
 有料老人ホーム
 特別養護老人ホーム
 無料定額宿泊所
 簡易宿泊所
 その他

16. (相談支援(入口支援))相談依頼(出口支援)の受理時を起点にお聞きします。逮捕勾留前に生活していた居住形態について選んでください。

自宅(持ち家)
 借家(新規契約・戸建て)
 借家(新規契約・アパート)
 借家(直近入居先:戸建て)
 借家(直近入居先・アパート)
 公営住宅(都道府県)
 公営住宅(市区町村)
 居住支援法人管理の登録住宅(住宅セーフティネット制度に登録している住宅)
 居住支援法人以外が管理する登録住宅(住宅セーフティネット制度に登録している住宅)
 居住支援法人管理のセーフティネット住宅(住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅)
 居住支援法人以外が管理するセーフティネット住宅(住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅)
 障害者支援施設
 障害者グループホーム
 病院
 生活保護施設
 日常生活支援住居施設
 サービス付き高齢者向け住宅
 小規模多機能型居宅介護施設
 認知症グループホーム
 養護老人ホーム
 有料老人ホーム
 特別養護老人ホーム
 無料定額宿泊所
 簡易宿泊所
 その他

17. (令和3年度に支援終了した対象者)出所(釈放)から令和4年3月31日までの生活期間について選んでください。

※令和4年3月31日より前に支援終了した対象者については、支援終了日

1年未満・1年以上2年未満・2年以上3年未満・3年以上

18. (令和4年度に支援終了した対象者又は同年度末で支援継続中の対象者)出所(釈放)から令和5年3月31日までの生活期間について選んでください。

※令和5年3月31日より前に支援終了した対象者については、支援終了日

1年未満・1年以上2年未満・2年以上3年未満・3年以上

19. (令和3年度に支援終了した対象者についてご回答ください)令和4年3月31日現在で把握している帰住地へ移行した際のプロセスにおいて、何らかの中間施設を経由しましたか。

はい・いいえ(釈放後直接)・令和4年度に支援継続中・支援終了した対象者である

19-②. 令和4年3月31日現在で把握している帰住地へ移行するまでの転居回数について選んでください。

転居1回・転居2回・転居3回・転居4回・転居5回以上

19-③-①. 令和4年3月31日現在で把握している帰住地へ移行するまでの転居について、1回目の転居はどこからしましたか。

更生保護施設経由
自律準備ホーム経由
障害者支援施設経由
障害者グループホーム経由
病院経由
生活保護施設経由
日常生活支援住居施設経由
サービス付き高齢者向け住宅経由
小規模多機能型居宅介護施設経由
認知症グループホーム経由
養護老人ホーム経由
有料老人ホーム経由
特別養護老人ホーム経由
無料定額宿泊所経由
簡易宿泊所経由
その他

19-③-①. 1回目の転居の理由について主なものを1つ選んでください。

対象者の生活能力をアセスメントするため
居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため
対象者に医療的なケアが必要だったため
対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため
対象者が転居を主張したため
対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため
その他

19-③-②. 2回目の転居はどこからしましたか。

更生保護施設経由
自律準備ホーム経由
障害者支援施設経由
障害者グループホーム経由
病院経由
生活保護施設経由
日常生活支援住居施設経由
サービス付き高齢者向け住宅経由
小規模多機能型居宅介護施設経由
認知症グループホーム経由
養護老人ホーム経由
有料老人ホーム経由
特別養護老人ホーム経由
無料定額宿泊所経由
簡易宿泊所経由
その他

19-③-②. 2回目の転居の理由について主なものを1つ選んでください。

対象者の生活能力をアセスメントするため
居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため
対象者に医療的なケアが必要だったため
対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため
対象者が転居を主張したため
対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため

その他

19-③-③. 3回目の転居はどこからしましたか。

更生保護施設経由
自律準備ホーム経由
障害者支援施設経由
障害者グループホーム経由
病院経由
生活保護施設経由
日常生活支援住居施設経由
サービス付き高齢者向け住宅経由
小規模多機能型居宅介護施設経由
認知症グループホーム経由
養護老人ホーム経由
有料老人ホーム経由
特別養護老人ホーム経由
無料定額宿泊所経由
簡易宿泊所経由
その他

19-③-③. 3回目の転居の理由について主なものを1つ選んでください。

対象者の生活能力をアセスメントするため
居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため
対象者に医療的なケアが必要だったため
対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため
対象者が転居を主張したため
対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため
その他

19-③-④. 4回目の転居はどこからしましたか。

更生保護施設経由
自律準備ホーム経由
障害者支援施設経由
障害者グループホーム経由
病院経由
生活保護施設経由
日常生活支援住居施設経由
サービス付き高齢者向け住宅経由
小規模多機能型居宅介護施設経由
認知症グループホーム経由
養護老人ホーム経由
有料老人ホーム経由
特別養護老人ホーム経由
無料定額宿泊所経由
簡易宿泊所経由
その他

19-③-④. 4回目の転居の理由について主なものを1つ選んでください。

対象者の生活能力をアセスメントするため
居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため
対象者に医療的なケアが必要だったため
対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため
対象者が転居を主張したため
対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため
その他

19-③-⑤. 5回目の転居はどこからしましたか。

更生保護施設経由
自律準備ホーム経由
障害者支援施設経由
障害者グループホーム経由
病院経由
生活保護施設経由
日常生活支援住居施設経由
サービス付き高齢者向け住宅経由
小規模多機能型居宅介護施設経由
認知症グループホーム経由
養護老人ホーム経由
有料老人ホーム経由
特別養護老人ホーム経由
無料定額宿泊所経由
簡易宿泊所経由
その他

19-③-⑤. 5回目の転居の理由について主なものを1つ選んでください。

対象者の生活能力をアセスメントするため
居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため
対象者に医療的なケアが必要だったため
対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため
対象者が転居を主張したため
対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため
その他

19-②. (「釈放後直接」を選択した場合)

釈放後直接に居宅系帰住地へ移行した理由について、主なものを1つ選んでください。

帰住することのできる場所があったため
対象者本人が希望したため
中間施設への帰住を調整したが、受け入れが難しかったため
その他

20. (令和4年度に支援終了した対象者又は同年度末で支援継続中の対象者についてご回答ください)

令和5年3月31日現在で把握している帰住地へ移行した際のプロセスにおいて、何らかの中間施設を経由しましたか。

はい・いいえ(釈放後直接)・令和3年度中に支援終了した対象者である

20-②. 令和5年3月31日現在で把握している帰住地へ移行するまでの転居回数について選んでください。

更生保護施設経由
自律準備ホーム経由
障害者支援施設経由
障害者グループホーム経由
病院経由
生活保護施設経由
日常生活支援住居施設経由
サービス付き高齢者向け住宅経由
小規模多機能型居宅介護施設経由
認知症グループホーム経由
養護老人ホーム経由
有料老人ホーム経由
特別養護老人ホーム経由
無料定額宿泊所経由
簡易宿泊所経由

その他

20-③-①. 令和5年3月31日現在で把握している帰住地へ移行するまでの転居について、1回目の転居はどこからしましたか。

更生保護施設経由
自律準備ホーム経由
障害者支援施設経由
障害者グループホーム経由
病院経由
生活保護施設経由
日常生活支援住居施設経由
サービス付き高齢者向け住宅経由
小規模多機能型居宅介護施設経由
認知症グループホーム経由
養護老人ホーム経由
有料老人ホーム経由
特別養護老人ホーム経由
無料定額宿泊所経由
簡易宿泊所経由
その他

20-③-①. 1回目の転居の理由について主なものを1つ選んでください。

対象者の生活能力をアセスメントするため
居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため
対象者に医療的なケアが必要だったため
対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため
対象者が転居を主張したため
対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため
その他

20-③-②. 2回目の転居はどこからしましたか。

更生保護施設経由
自律準備ホーム経由
障害者支援施設経由
障害者グループホーム経由
病院経由
生活保護施設経由
日常生活支援住居施設経由
サービス付き高齢者向け住宅経由
小規模多機能型居宅介護施設経由
認知症グループホーム経由
養護老人ホーム経由
有料老人ホーム経由
特別養護老人ホーム経由
無料定額宿泊所経由
簡易宿泊所経由
その他

20-③-②. 2回目の転居の理由について主なものを1つ選んでください。

対象者の生活能力をアセスメントするため
居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため
対象者に医療的なケアが必要だったため
対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため
対象者が転居を主張したため
対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため
その他

20-③-③. 3回目の転居はどこからしましたか。

更生保護施設経由
自律準備ホーム経由
障害者支援施設経由
障害者グループホーム経由
病院経由
生活保護施設経由
日常生活支援住居施設経由
サービス付き高齢者向け住宅経由
小規模多機能型居宅介護施設経由
認知症グループホーム経由
養護老人ホーム経由
有料老人ホーム経由
特別養護老人ホーム経由
無料定額宿泊所経由
簡易宿泊所経由
その他

20-③-③. 3回目の転居の理由について主なものを1つ選んでください。

対象者の生活能力をアセスメントするため
居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため
対象者に医療的なケアが必要だったため
対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため
対象者が転居を主張したため
対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため
その他

20-③-④. 4回目の転居はどこからしましたか。

更生保護施設経由
自律準備ホーム経由
障害者支援施設経由
障害者グループホーム経由
病院経由
生活保護施設経由
日常生活支援住居施設経由
サービス付き高齢者向け住宅経由
小規模多機能型居宅介護施設経由
認知症グループホーム経由
養護老人ホーム経由
有料老人ホーム経由
特別養護老人ホーム経由
無料定額宿泊所経由
簡易宿泊所経由
その他

20-③-④. 4回目の転居の理由について主なものを1つ選んでください。

対象者の生活能力をアセスメントするため
居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため
対象者に医療的なケアが必要だったため
対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため
対象者が転居を主張したため
対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため
その他

20-③-⑤. 5回目の転居はどこからしましたか。

更生保護施設経由
自律準備ホーム経由

障害者支援施設経由
 障害者グループホーム経由
 病院経由
 生活保護施設経由
 日常生活支援住居施設経由
 サービス付き高齢者向け住宅経由
 小規模多機能型居宅介護施設経由
 認知症グループホーム経由
 養護老人ホーム経由
 有料老人ホーム経由
 特別養護老人ホーム経由
 無料定額宿泊所経由
 簡易宿泊所経由
 その他

20-③-⑤. 5回目の転居の理由について主なものを1つ選んでください。

対象者の生活能力をアセスメントするため
 居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため
 対象者に医療的なケアが必要だったため
 対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため
 対象者が転居を主張したため
 対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため
 その他

20-②. (「釈放後直接」を選択した場合) 釈放後直接に居宅系帰住地へ移行した理由について、主なものを1つ選んでください。

帰住することのできる場所があったため
 対象者本人が希望したため
 中間施設への帰住を調整したが、受け入れが難しかったため
 その他

21. 帰住調整において、帰住先の情報を入手した先の団体又は方法について選んでください。

不動産業者	あり	なし
自治体（都道府県）	あり	なし
自治体（市町村）	あり	なし
保護観察所	あり	なし
居住支援法人	あり	なし
相談支援事業所	あり	なし
包括支援センター	あり	なし
生活困窮者自立相談支援事業実施者（行政直営）	あり	なし
生活困窮者自立相談支援事業委託先	あり	なし
社会福祉協議会（都道府県）	あり	なし
社会福祉協議会（市区町村）	あり	なし
医療機関	あり	なし
インターネット	あり	なし
対象者の知人や友人	あり	なし
その他	あり	なし

22. 帰住調整において、連携した協議会等について選んでください。

※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援実務において相互に協力すること

居住支援協議会	あり	なし
自立支援協議会	あり	なし
地域ケア会議	あり	なし
重層的支援体制整備事業	あり	なし
生活困窮者支援調整会議	あり	なし

要保護児童対策地域協議会	あり	なし
都道府県再犯防止推進協議会	あり	なし
市区町村再犯防止推進協議会	あり	なし
その他民間支援の協議会・団体	あり	なし

- 22-②. (22の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合) 協議会等との連携を行うために、事前にどのような働きかけを行ったことが効果的だったかについてご回答ください。(「なし」と回答した選択肢は空欄)

協議体ごとに自由記述

- 22-③. (22の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合) 協議会等と具体的にどのような連携を行ったかについてご回答ください。(「なし」と回答した選択肢は空欄)

協議体ごとに自由記述

23. (22の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合) 連携しなかった理由について選んでください。(「なし」と回答した選択肢は空欄)

※協議体ごとに以下を選択

該当の資源がないため
センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため
実際にケースを諮った結果、連携が難しいと判断したため
従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため
その他

24. 居宅系帰住地の選定や移行のプロセスにおいて、貴センターと伴走した機関・団体について選んでください(複数回答可)。

※「伴走」: 居宅系居住地の選定や移行のプロセスの中で、センターとともに継続的に関与すること。

居住支援法人・不動産業者・伴走した機関・団体はない

25. ご回答者の方の感触でかまいませんので、当該対象者が居宅系帰住地へ帰住するにあたって、関係機関等との調整における困難度合いはどの程度でしたか。次から当てはまる選択肢を1つ選んでください。

困難はなかった・あまり困難はなかった・やや困難だった・困難だった

- 25-②. (25の設問で「やや困難だった」「困難だった」と回答した場合) 具体的にどんな点が困難でしたか。

自由記述

26. ご回答者の方の感触でかまいませんので、当該対象者が居宅系帰住地へ帰住するにあたって、対象者本人との関係構築や維持に関しての困難度合いはどの程度でしたか。次から当てはまる選択肢を1つ選んでください。

困難はなかった・あまり困難はなかった・やや困難だった・困難だった

- 26-②. (26の設問で「やや困難だった」「困難だった」と回答した場合) 具体的にどんな点が困難でしたか。

自由記述

27. 帰住後、支援全体のコーディネート機関として連携している協議会等について選んでください。(複数回答可)

※「連携」: 当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援実務において相互に協力すること。

居住支援協議会	あり	なし
自立支援協議会	あり	なし
地域ケア会議	あり	なし
重層的支援体制整備事業	あり	なし
生活困窮者支援調整会議	あり	なし

要保護児童対策地域協議会	あり	なし
都道府県再犯防止推進協議会	あり	なし
市区町村再犯防止推進協議会	あり	なし
その他民間支援の協議会・団体	あり	なし

27-②. (27の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合) 連携しなかった理由について選んでください。(「なし」と回答した選択肢は空欄)

※協議体ごとに以下を選択

該当の資源がないため
センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため
実際にケースを諮った結果、連携が難しいと判断したため
従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため
その他

28. 帰住後、対象者の日常生活を支援するにあたり、連携しているサービスや機関について選んでください。(複数回答可)

保護観察・更生緊急保護（保護観察所）
日中活動（一般就労）
日中活動（福祉的就労）
日中活動（地域活動支援センター）
日中活動（シルバー人材センター）
日中活動（その他民間支援の協議会・団体）
食事支援（家事援助・配食サービス）
病院受診（移動支援・通院介助）
病院受診（精神科）
病院受診（その他の診療科）
金銭管理（日常生活自立支援事業（都道府県））
金銭管理（日常生活自立支援事業（市区町村））
金銭管理（成年後見制度）
金銭管理（大家等による管理）
金銭管理（その他民間支援の協議会・団体）
余暇活動
訪問看護
生活相談（相談支援事業所）
生活相談（包括支援センター）
生活相談（その他民間支援の協議会・団体）
日常相談（自治体（都道府県））
日常相談（自治体（市町村））
日常相談（不動産業者）
日常相談（居住支援法人）
日常相談（相談支援事業所）
日常相談（包括支援センター）
日常相談（その他民間支援の協議会・団体）
緊急時対応（自治体（都道府県））
緊急時対応（自治体（市町村））
緊急時対応（不動産業者）
緊急時対応（居住支援法人）
緊急時対応（相談支援事業所）
緊急時対応（包括支援センター）
緊急時対応（その他民間支援の協議会・団体）
連携している機関・サービスはない

29. 帰住後の各分野における相談支援機関との連携状況について、連携している機関を選んでください(複数回答可)。

相談支援事業所・包括支援センター・生活困窮者支援調整会議・重層的支援会議・該当なし

10ー③. 居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（センター個票）質問・回答選択肢一覧

1. 帰住後の対象者の生活を支える上で、他機関とセンターの連携が円滑に進んでいないと、定着支援センターとして感じる業務について選んでください。（複数回答可）	入退院時の保証人/同意
	緊急時対応
	緊急連絡先登録
	金銭管理
	死後対応（残置物撤去・葬儀手続き等）
	対人関係トラブル対応
	ルール違反対応
	定期的な状況確認
	入退院手続き
	家事援助
	入居時対応
	移動支援
2. 居住系帰住地へ帰住した対象者への支援について、他センターにとって参考となりうる事例があれば簡単に概要を記載してください。	自由記述
3. その他、居住支援に係る現時点における課題や問題点についてご回答ください。	自由記述

10－④、重層的支援体制整備事業ほか各種の官民協働の会議体と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（センター一票）

質問		選択肢	
0. センター名についてご回答ください（例：「愛知」「長崎」等可）		あり	なし
1. 下記の各種協議会等に <u>参画</u> したことがあるかについて選んでください。 ※「参画」：委員就任、オブザーバー参加の2つをいう。 [自立支援協議会（都道府県）]		あり	なし
1. 下記の各種協議会等に <u>参画</u> したことがあるかについて選んでください。 ※「参画」：委員就任、オブザーバー参加の2つをいう。 [自立支援協議会（市町村）]		あり	なし
1. 下記の各種協議会等に <u>参画</u> したことがあるかについて選んでください。 ※「参画」：委員就任、オブザーバー参加の2つをいう。 [地域ケア会議]		あり	なし
1. 下記の各種協議会等に <u>参画</u> したことがあるかについて選んでください。 ※「参画」：委員就任、オブザーバー参加の2つをいう。 [重層的支援体制整備事業]		あり	なし
1. 下記の各種協議会等に <u>参画</u> したことがあるかについて選んでください。 ※「参画」：委員就任、オブザーバー参加の2つをいう。 [生活困窮者支援調整会議]		あり	なし
1. 下記の各種協議会等に <u>参画</u> したことがあるかについて選んでください。 ※「参画」：委員就任、オブザーバー参加の2つをいう。 [要保護児童対策地域協議会]		あり	なし
1. 下記の各種協議会等に <u>参画</u> したことがあるかについて選んでください。 ※「参画」：委員就任、オブザーバー参加の2つをいう。 [地域再犯防止推進協議会（都道府県）]		あり	なし
1. 下記の各種協議会等に <u>参画</u> したことがあるかについて選んでください。 ※「参画」：委員就任、オブザーバー参加の2つをいう。 [地域再犯防止推進協議会（市町村）]		あり	なし
1. 下記の各種協議会等に <u>参画</u> したことがあるかについて選んでください。 ※「参画」：委員就任、オブザーバー参加の2つをいう。 [その他民間支援の協議会・団体]		あり	なし
2. <u>（1）回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合</u> 、その理由について選んでください。 <u>（「あり」と回答した選択肢は空欄）</u> [居住支援協議会（都道府県）]		該当の資源がないため	
		センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	
		実際にケースを詰った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	
		該当するケースがないため	
2. <u>（1）回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合</u> 、その理由について選んでください。 <u>（「あり」と回答した選択肢は空欄）</u> [居住支援協議会（市町村）]		該当の資源がないため	
		センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	
		実際にケースを詰った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	
		該当するケースがないため	
2. <u>（1）回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合</u> 、その理由について選んでください。 <u>（「あり」と回答した選択肢は空欄）</u> [自立支援協議会（市町村）]		該当の資源がないため	
		センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	
		実際にケースを詰った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	
		該当するケースがないため	
2. <u>（1）回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合</u> 、その理由について選んでください。 <u>（「あり」と回答した選択肢は空欄）</u> [重層的支援体制整備事業]		該当の資源がないため	
		センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	
		実際にケースを詰った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	
		該当するケースがないため	
2. <u>（1）回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合</u> 、その理由について選んでください。 <u>（「あり」と回答した選択肢は空欄）</u> [生活困窮者支援調整会議]		該当の資源がないため	
		センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	
		実際にケースを詰った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	
		該当するケースがないため	
2. <u>（1）回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合</u> 、その理由について選んでください。 <u>（「あり」と回答した選択肢は空欄）</u> [要保護児童対策地域協議会]		該当の資源がないため	
		センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	
		実際にケースを詰った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	
		該当するケースがないため	
2. <u>（1）回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合</u> 、その理由について選んでください。 <u>（「あり」と回答した選択肢は空欄）</u> [地域再犯防止推進協議会（都道府県）]		該当の資源がないため	
		センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	
		実際にケースを詰った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	
		該当するケースがないため	

質問		選択肢	
		該当の資源がないため	
2. <u>〔1〕回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合〕</u> その理由について選んでください。〔「あり」と回答した選択肢は空欄〕 [地域再犯防止推進協議会（市町村）]		センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため 実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判断したため 該当するケースがないため	
		該当の資源がないため	
2. <u>〔1〕回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合〕</u> その理由について選んでください。〔「あり」と回答した選択肢は空欄〕 [その他民間支援の協議会・団体]		センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため 実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判断したため 該当するケースがないため	
3. 下記の各種協議会等と <u>連携</u> したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援業務において相互に協力すること。〔居住支援協議会（都道府県）〕		あり	なし
3. 下記の各種協議会等と <u>連携</u> したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援業務において相互に協力すること。〔居住支援協議会（市町村）〕		あり	なし
3. 下記の各種協議会等と <u>連携</u> したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援業務において相互に協力すること。〔自立支援協議会（都道府県）〕		あり	なし
3. 下記の各種協議会等と <u>連携</u> したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援業務において相互に協力すること。〔自立支援協議会（市町村）〕		あり	なし
3. 下記の各種協議会等と <u>連携</u> したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援業務において相互に協力すること。〔地域ケア会議〕		あり	なし
3. 下記の各種協議会等と <u>連携</u> したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援業務において相互に協力すること。〔層別支援体制整備事業〕		あり	なし
3. 下記の各種協議会等と <u>連携</u> したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援業務において相互に協力すること。〔保護観察所対策地域協議会〕		あり	なし
3. 下記の各種協議会等と <u>連携</u> したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援業務において相互に協力すること。〔保護観察所対策地域協議会（都道府県）〕		あり	なし
3. 下記の各種協議会等と <u>連携</u> したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援業務において相互に協力すること。〔地域再犯防止推進協議会（都道府県）〕		あり	なし
3. 下記の各種協議会等と <u>連携</u> したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援業務において相互に協力すること。〔地域再犯防止推進協議会（市町村）〕		あり	なし
3. 下記の各種協議会等と <u>連携</u> したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援業務において相互に協力すること。〔その他民間支援の協議会・団体〕		あり	なし
4. <u>〔3〕回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合〕</u> その具体的な内容について選んでください。〔「なし」と回答した選択肢は空欄〕 [居住支援協議会（都道府県）]		月1回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 2～3か月に1回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 月2回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 2～3か月に2回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 月3回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 2～3か月に3回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 月4回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 2～3か月に4回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 月5回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 2～3か月に5回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	
4. <u>〔3〕回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合〕</u> その具体的な内容について選んでください。〔「なし」と回答した選択肢は空欄〕 [居住支援協議会（市町村）]		月1回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 2～3か月に2回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 月3回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 2～3か月に3回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 月4回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 2～3か月に4回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 月5回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 2～3か月に5回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	
4. <u>〔3〕回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合〕</u> その具体的な内容について選んでください。〔「なし」と回答した選択肢は空欄〕 [自立支援協議会（都道府県）]		月1回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 2～3か月に2回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 月3回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 2～3か月に3回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 月4回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 2～3か月に4回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 月5回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 2～3か月に5回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	
4. <u>〔3〕回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合〕</u> その具体的な内容について選んでください。〔「なし」と回答した選択肢は空欄〕 [地域ケア会議]		月1回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 2～3か月に2回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 月3回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 2～3か月に3回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 月4回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 2～3か月に4回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 月5回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 2～3か月に5回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。 ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	

4. **〔3〕回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合〕**その具体的な内容について選んでください。**〔「なし」と回答した選択肢は空欄〕**〔居住支援協議会（都道府県）〕

4. **〔3〕回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合〕**その具体的な内容について選んでください。**〔「なし」と回答した選択肢は空欄〕**〔居住支援協議会（市町村）〕

4. **〔3〕回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合〕**その具体的な内容について選んでください。**〔「なし」と回答した選択肢は空欄〕**〔自立支援協議会（都道府県）〕

4. **〔3〕回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合〕**その具体的な内容について選んでください。**〔「なし」と回答した選択肢は空欄〕**〔自立支援協議会（市町村）〕

4. **〔3〕回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合〕**その具体的な内容について選んでください。**〔「なし」と回答した選択肢は空欄〕**〔地域ケア会議〕

	質問	選択肢
4-②	〔3の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合〕協議会等との個別ケースの役割分担に係る協議の有無について選んでください。〔「なし」と回答した選択肢は空欄〕〔地域再犯防止推進協議会（都道府県）〕	個別ケースの役割分担について協議を行っている。
4-②	〔3の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合〕協議会等との個別ケースの役割分担に係る協議の有無について選んでください。〔「なし」と回答した選択肢は空欄〕〔地域再犯防止推進協議会（市町村）〕	個別ケースの役割分担について協議を行っている。
4-②	〔3の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合〕協議会等との個別ケースの役割分担に係る協議の有無について選んでください。〔「なし」と回答した選択肢は空欄〕〔その他民間支援の協議会・団体〕	個別ケースの役割分担について協議を行っている。
5	〔3の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合〕その理由について選んでください。〔「あり」と回答した選択肢は空欄〕〔居住支援協議会（都道府県）〕	該当の資源がないため センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため 実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため 該当するケースがないため 該当の資源がないため センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため 実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため 該当するケースがないため 該当の資源がないため センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため 実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため 該当するケースがないため
5	〔3の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合〕その理由について選んでください。〔「あり」と回答した選択肢は空欄〕〔自立支援協議会（都道府県）〕	該当の資源がないため センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため 実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため 該当するケースがないため 該当の資源がないため センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため 実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため 該当するケースがないため
5	〔3の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合〕その理由について選んでください。〔「あり」と回答した選択肢は空欄〕〔地域ケア会議〕	該当の資源がないため センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため 実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため 該当するケースがないため 該当の資源がないため センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため 実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため 該当するケースがないため
5	〔3の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合〕その理由について選んでください。〔「あり」と回答した選択肢は空欄〕〔重層的支援体制整備事業〕	該当の資源がないため センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため 実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため 該当するケースがないため 該当の資源がないため センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため 実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため 該当するケースがないため
5	〔3の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合〕その理由について選んでください。〔「あり」と回答した選択肢は空欄〕〔生活困窮者支援調整会議〕	該当の資源がないため センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため 実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため 該当するケースがないため 該当の資源がないため センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため 実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため 該当するケースがないため
5	〔3の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合〕その理由について選んでください。〔「あり」と回答した選択肢は空欄〕〔要保護児童対策地域協議会〕	該当の資源がないため センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため 実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため 該当するケースがないため

質問	選択肢
5. <u>（3）回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合</u> 、その理由について選んでください。（「あり」と回答した選択肢は空欄）〔地域再犯防止推進協議会（都道府県）〕	該当の資源がないため センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため 実際にケースを詰った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため 該当するケースがないため
5. <u>（3）回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合</u> 、その理由について選んでください。（「あり」と回答した選択肢は空欄）〔地域再犯防止推進協議会（市町村）〕	該当の資源がないため センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため 実際にケースを詰った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため 該当するケースがないため
5. <u>（3）回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合</u> 、その理由について選んでください。（「あり」と回答した選択肢は空欄）〔その他民間支援の協議会・団体〕	該当の資源がないため センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため 実際にケースを詰った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため 該当するケースがないため
6. 各種協議体等との連携について、 <u>他府県支援センターに</u> とって <u>参考となりうる事例があれば欄に概要を記載してください</u> 。本調査を踏まえた個別ヒアリングの参考資料とさせていただきます。（事例には、年齢・性別、出口支援/入口支援の別が識別できる内容を盛り込んでいただければと思います） ※事例選定の際のポイント、官民協働の促進、居住支援との連携促進等 ※別添のWord様式を使用してもかまいません。	自由記述

10—⑤.【自治体向け】ヒアリングに係るご質問内容について

ご質問内容	
1	罪を犯した人への支援について、貴自治体ではどのような取り組みを行っていますか。
2	貴自治体では、罪を犯した人への支援について、何らかの困難を感じていましたか。感じていたとすればそれは具体的にどのようなものですか。
3	貴協議会と貴自治体は、どのような関わりをもっていますか。
4	定着支援センターからの連携のアプローチを承諾するにあたって、当初どのような効果やメリットを期待していましたか。
5	貴協議会と定着支援センターは、具体的にどのような連携を行っていますか。
6	協議会と定着支援センターとの連携について、貴自治体として留意している点がありますか（関わり方やアプローチ等）。
7	貴協議会が定着支援センターと連携することで、貴自治体にとってどのような効果やメリットが得られましたか。またそれらは、当初期待していた効果やメリットと同じものでしたか。
8	貴協議会と定着支援センターとの連携の上で、課題となっていることはありますか。
9	貴協議会と定着支援センターの連携を進めていく上で、貴自治体として定着支援センターに求めることはありますか。

10—⑥.【協議会向け】ヒアリングに係るご質問内容について

ご質問内容	
1	罪を犯した人への支援について、定着支援センターと連携する前は貴協議会ではどのような取り組みを行っていましたか。
2	貴協議会では、罪を犯した人への支援について、何らかの困難を感じていましたか。感じていたとすればそれは具体的にどのようなものですか。
3	貴協議会と貴団体は、どのような関わりをもっていますか。
4	定着支援センターからの連携のアプローチを承諾するにあたって、当初どのような効果やメリットを期待していましたか。
5	貴協議会と定着支援センターは、具体的にどのような連携を行っていますか。
6	協議会と定着支援センターとの連携について、貴協議会が留意していることはありますか（関わり方やアプローチ等）
7	貴協議会が定着支援センターと連携することで、どのような効果やメリットが得られましたか。またそれらは、当初期待していた効果やメリットと同じものでしたか。
8	貴協議会と定着支援センターとの連携の上で、課題となっていることはありますか。
9	貴協議会が定着支援センターとの連携を進めていく上で、定着支援センターに求めることはありますか。

※「貴団体」：協議会の構成団体や事務局等として実際にヒアリングにご対応いただく団体のこと。

10—⑦. 【定着支援センター向け】ヒアリングに係るご質問内容について

ご質問内容	
1	貴定着支援センターから、当該協議会へアプローチすることになった理由(きっかけ)を教えてください(例：個別ケース、ネットワークの構築、理解啓発等)
2	貴定着支援センターから当該協議会へアプローチするにあたり、当初どのような効果やメリットを期待していましたか。
3	貴定着支援センターから当該協議会への具体的なアプローチの内容について教えてください。 ・最初にアプローチした機関や個人(キーパーソン)は誰ですか。 ・なぜその機関や個人(キーパーソン)にアクセスしようと思いましたが。 ・アプローチの手法は何でしたか。(訪問しての連携の必要性の訴え等) ・アプローチにあたって事前に準備したことは何ですか。 ・アプローチの後、当該協議会の窓口担当となった職員等の肩書は何ですか。
4	貴定着支援センターと当該協議会との現在の連携状況について教えてください。 ①連携を持続させ、当該協議会との関係性を保っていくために大切にしていることはありますか。 ②もし日常的な連携が現在はない場合、当初のアプローチにあたって留意したことは何ですか。
5	貴定着支援センターが、当該協議会との連携体制を構築し、維持していく上で、苦労したことや障壁となったことはありますか。 ⇒ 「はい」の場合・・・ そうした障壁等を乗り越えた方法も含めて、その具体的な内容を教えてください
6	貴定着支援センターが、当該協議会での取り組みを市町村間で横展開し、ひいては他市町村に広げていくうえで留意していることは何ですか。
7	貴定着支援センターが、当該協議会と連携することで、どのような効果やメリットが得られましたか。またそれらは、当初期待していた効果やメリットと同じものでしたか。
8	貴定着支援センターから、当該協議会に求めることはありますか。

※「当該協議会」：ヒアリング先の定着支援センターが連携を行っている官民連携の協議体のこと。

令和５年度厚生労働省社会福祉推進事業	
「住まい支援」及び「官民協働・多機関連携」における定着支援センターの実態把握及び各分野・各段階における効果的な活動基盤の充実に関する調査研究事業	
実態調査及びヒアリング 報告書	
編集・責任者	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 代表理事 高原 伸幸 〒854-0001 長崎県諫早市福田町 357-1 TEL 0957-23-1332
発行日	令和 6 年 3 月 31 日
印刷所	株式会社 ジーエークレアス キンコーズ アミュプラザ長崎店 〒 850-0058 長崎県長崎市尾上町 1-1 アミュプラザ長崎 1F TEL. 095-818-2522